

---

# 尼 崎 の 環 境

— 令和2年度版 —

[令和元年度現況報告]

---

～ 「ECO未来都市 あまがさき」 を目指して～

(素案)

令和3年●月  
尼 崎 市

✿ ひと咲き まち咲き あまがさき ✿



# 「尼崎の環境」について

## ●尼崎の環境とは

本市の環境白書である「尼崎の環境」は、旧著である「公害の現状と対策」とあわせると、50年以上の長い歴史をもつものであり、本市の環境について総合的な情報を提供するものです。

また、尼崎市環境基本計画（平成26年3月）では、本市における環境に関する取組状況や計画の指標などを基礎的なデータとともに公表し、計画の進行管理を行うものとして位置づけています。

## ●尼崎市環境基本計画とは

尼崎市環境基本計画は、尼崎市の環境をまもる条例に基づき策定される良好な環境を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。計画では、目指す環境像「ECO未来都市 あまがさき」を実現するために6つの目標を定めており、市民・事業者・市が協力しながら目標を達成するために、取組を行う際の方向性や施策を示しています。



## 【目次】

### 本編

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 令和元年度のトピックス                 | 1  |
| 第2章 環境への取組状況                    | 5  |
| 目標1 低炭素社会の形成                    | 6  |
| 取組の方向性① エネルギーの使用量を減らします         | 8  |
| 取組の方向性② エネルギーを効率よく使います          | 10 |
| 取組の方向性③ 地球温暖化の影響を知り備えます         | 17 |
| 目標2 循環型社会の形成                    | 21 |
| 取組の方向性① ごみができるだけ出ないようにします       | 23 |
| 取組の方向性② 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します | 26 |
| 目標3 安全で快適な生活環境の保全               | 30 |
| 取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします        | 32 |
| 目標4 多様な生き物の生息（生育）環境の保全          | 49 |
| 取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります  | 51 |
| 目標5 環境と経済の共生                    | 63 |
| 取組の方向性① 環境により製品・サービスを供給します      | 65 |
| 取組の方向性② 環境により製品・サービスを選びます       | 67 |
| 目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大             | 69 |
| 取組の方向性① 環境について知り、まわりに伝えます       | 71 |
| 取組の方向性② 身近なところから環境のために活動します     | 77 |
| 第3章 尼崎市の環境の変遷                   | 82 |

### 資料編

※ 数値は特に注釈がない限り、令和元年度末現在におけるものです。

※ 図表中に示す「H」は平成、「R」は令和を示します。



「環境モデル都市あまがさき」ロゴマークについて  
本市が環境モデル都市に選定されたことを市内外に広くPRすることを目的として作成されたロゴマークです。市民・市内事業者の皆さまにおかれましては、自由にこのロゴマークを使用していただき、本市のPRにご協力ください。

### 「ECO未来都市 あまがさき」

#### 表紙のタイトルについて

「ECO未来都市 あまがさき」は本市の環境政策の中長期的な考え方を示す尼崎市環境基本計画（平成26年3月）で定められている目指す環境像です。市民一人ひとりのライフスタイルの変革や、環境関連産業の活性化などを進め、市内のあらゆる場所で環境が生きづく持続可能なまちを目指します。



# 第1章 令和元年度のトピックス

## 〇地域通貨を活用したCOOL CHOICEの推進を始めました

地球温暖化対策として省エネ・低炭素型の製品・サービスや行動を積極的に選択していくという国民運動である「COOL CHOICE（賢い選択）」の推進していくために地域通貨（まいぽ※）を活用した取組を始めました。

省エネ性能の高い家電（冷蔵庫・エアコン）への買い替えや自動車からバスへの通勤手段の転換などの COOL CHOICE によって削減される二酸化炭素排出量に応じて地域通貨を付与することで効果を身近に感じてもらうとともに、付与された地域通貨を市内の店舗で使用してもらうことで二酸化炭素排出量の削減と地域経済の活性化の両立を目指すこととしています。

※ （株）まいぷれ withYOU が運営しているポイントサービスであり、加盟店において 100 円を使うごとに 1 ポイントが貯まり、貯まったポイントは 1 ポイント=1 円として利用することができる。この取組では加盟店における商品・サービスの購入に伴うポイントの付与ではなく、COOL CHOICE という行動に対して、市がポイントを付与することとしている。



地域通貨ポイントカード

## 〇クールチョイスシンポジウム in あまがさきを開催しました

地球温暖化に関する問題を自分事として捉え、考える機会としてシンポジウムを開催し、地球温暖化対策に資する「賢い選択」促す国民運動である COOL CHOICE の普及・啓発や平成 30 年度に策定した本市の地球温暖化対策の方向性を示す尼崎市地球温暖化対策推進計画の周知を図りました。

シンポジウムでは、気象予報士の正木 明氏を講師として招き、「あなたの選択で変わる 30 年後の天気予報」と題して気候変動による影響・被害、30 年後の予測などについて講演をしていただいたほか、「私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさきを目指して」と題してパネルディスカッションを行い、参加者からの疑問にパネリストが答えたり、解決策について提案し合ったりしました。

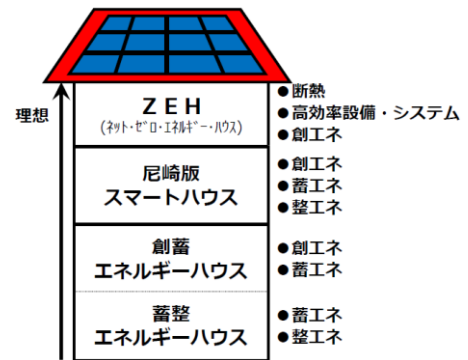


シンポジウムの様子

## ○環境にやさしい住宅を普及するための補助事業を始めました

年間を通じて、エネルギー収支が理論上ゼロとなる住宅（ZEH：net Zero Energy House）や家庭で使用するエネルギーを「創り」、「蓄え」、「整える（管理・調整）」ことのできる尼崎版スマートハウスなどを普及するため、太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）、蓄電池などの機器を組み合わせ導入するための補助制度を設けました。

このような住宅では、エネルギーを創って、消費することができるため光熱費が削減されるほか、停電時もエネルギーを使うことができます。また、固定価格買取制度（FIT）の買取期間が終了した太陽光発電設備の有効活用を図ることもできます。そのため、蓄電池などの蓄エネ機器と組み合わせて導入した場合には補助額を加算するというインセンティブを付与する仕組みとしています。

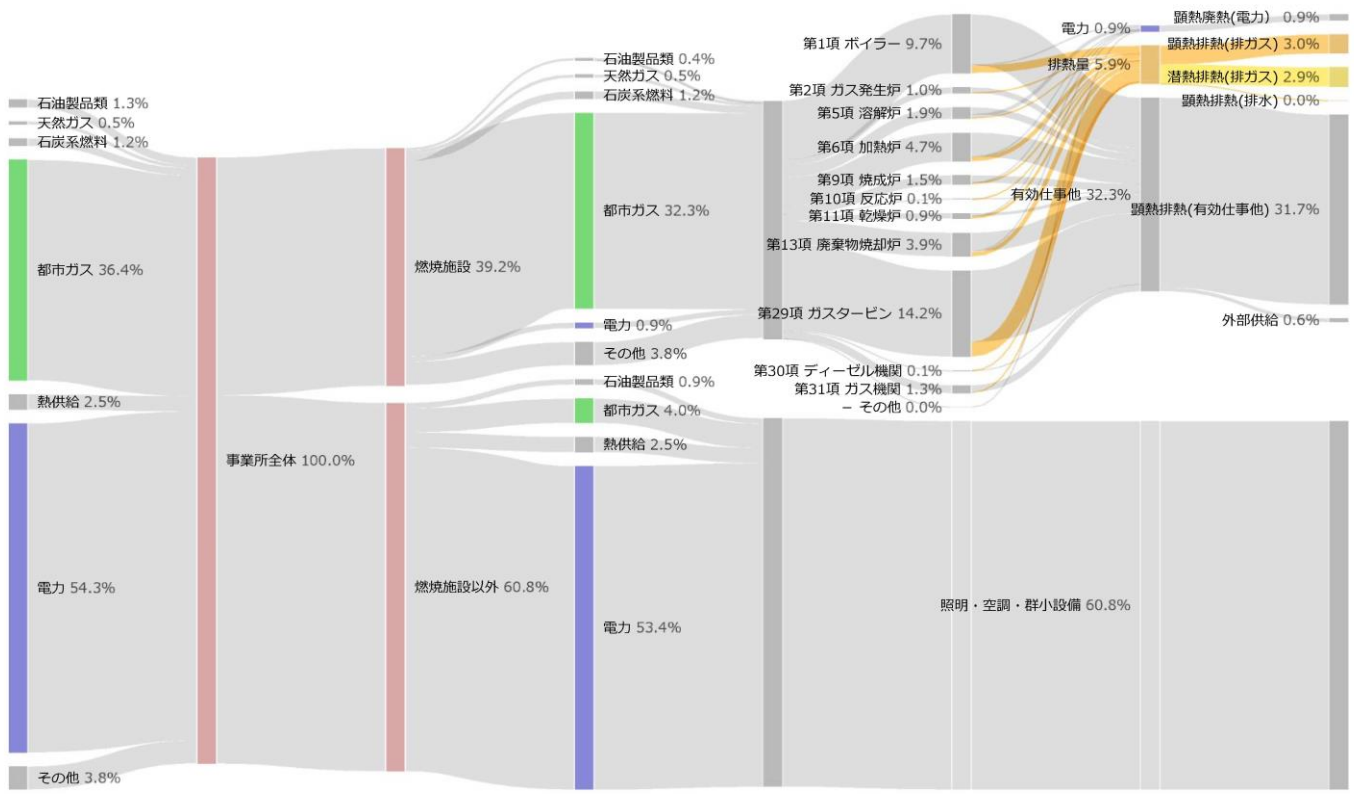


環境にやさしい住宅のイメージ

## 〇産業部門における余剰エネルギーの利活用可能性調査を実施しました

本市における二酸化炭素排出量の約半分は産業部門から排出されており、産業部門におけるエネルギー消費を最適化することは二酸化炭素排出量の削減につながります。そこで、一定規模以上の事業者を対象として、本市の産業部門における消費・余剰エネルギーの種類・量を把握するとともに、これらの出入り（エネルギーフロー）の状況を推定する調査を実施し、余剰エネルギーの有無や利活用の可能性について検討を行いました。

調査の結果、調査対象とした事業所全体で消費されているエネルギーのうち、排熱として管理されているにも関わらず、棄てられている余剰エネルギーは6%程度であり、一般的に発電などにも利用が可能とされている300℃以上の温度帯の排熱は0.3%程度と少ないことや排熱が小規模に分散して存在していることなどから、産業部門における効果的な回収と有効利用については困難であることがわかりました。



エネルギーフロー（構成比ベース）

## ○ヒメボタルの生息環境の保全を実施しました

尼崎市農業公園にある竹林ではヒメボタルの幼虫の生息や成虫の発光が確認されていますが、竹林を囲っていた笹垣が老朽化に伴い撤去されたことから、竹林内の乾燥化が進むとともに夜間照明を遮るものがない状況となっており、生息環境が悪化しているとされていました。こういった状況を改善するため、市民団体（自然と文化の森協会）と協力して、竹林の間伐材を活用した竹垣の設置を試行的に行いました。



竹垣の設置

## ○猪名川自然林の再生実験を始めました

本市の北東部を流れている猪名川は、S字形に蛇行していた河道であったことなどから大雨などによって、たびたび氾濫が発生していたため、昭和40年代に河道を直線化する河川改修が行われました。一方で、たびたび氾濫が発生するという環境は河畔に多数のエノキやムクノキからなる特徴的な樹林を成立させることとなり、この自然性の高い樹林は「猪名川自然林」として保全されることとなりました。現在では、このような特徴的な樹林が都市部において保存されていることは貴重であるとして、兵庫県版レッドデータブックにも掲載されています。



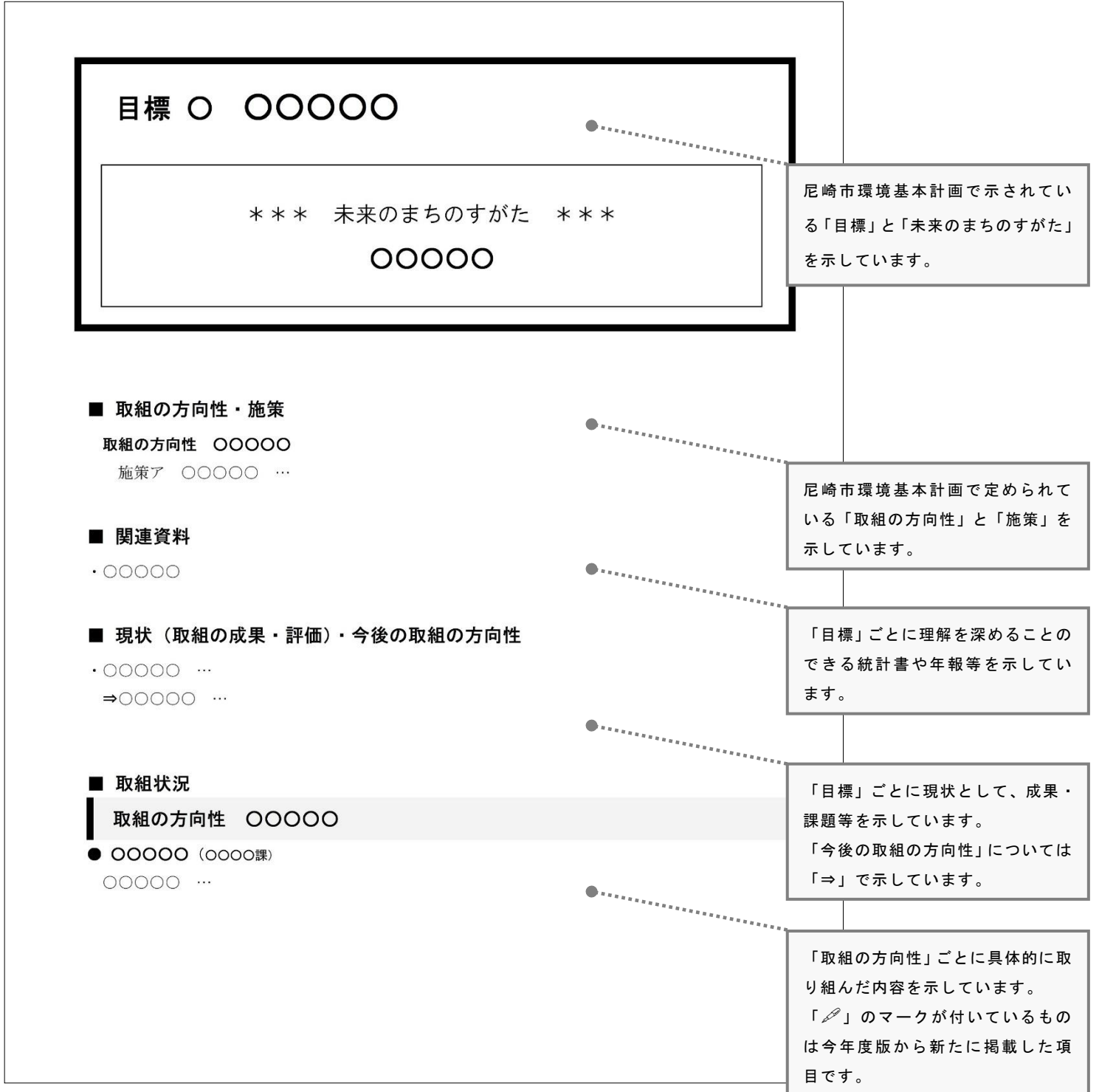
取組の様子

しかしながら、河川改修後には氾濫が発生しなくなったことや樹林内に植樹が行われたことなどから樹林の環境が変化し、次第に落葉広葉樹（冬季に落葉する樹木）が優占する樹林からクスノキなどの常緑照葉樹（冬季に落葉しない樹木）が優占する樹林へと変化しており、暗くうっそうとした樹林となっています。

こういった状況を改善し、本来の姿を保全していくための活動として、自然と文化の森協会と協力しながら自然林の再生実験を始めました。エノキやムクノキの発芽や実生の成長を促すために常緑照葉樹の一部を伐採するとともに、その効果を確認するための調査を行いました。

## 第2章 環境への取組状況

令和元年度の取組については、目標ごとにまとめています。各目標の内容の見方は次のとおりです。



## 目標 1 低炭素社会の形成

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*

家庭や職場で省エネに取り組んでいます

### ■ 取組の方向性・施策

#### 取組の方向性① エネルギーの使用量を減らします

施策ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発

施策イ 環境にやさしい住まい・省エネ製品などの普及促進

#### 取組の方向性② エネルギーを効率よく使います

施策ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進

施策イ 自動車による環境負荷を低減させる交通環境の整備

施策ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進

#### 取組の方向性③ 地球温暖化の影響を知り備えます

施策ア 気候変動の影響・被害に関する情報収集・発信

施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応の推進

### ■ 関連資料

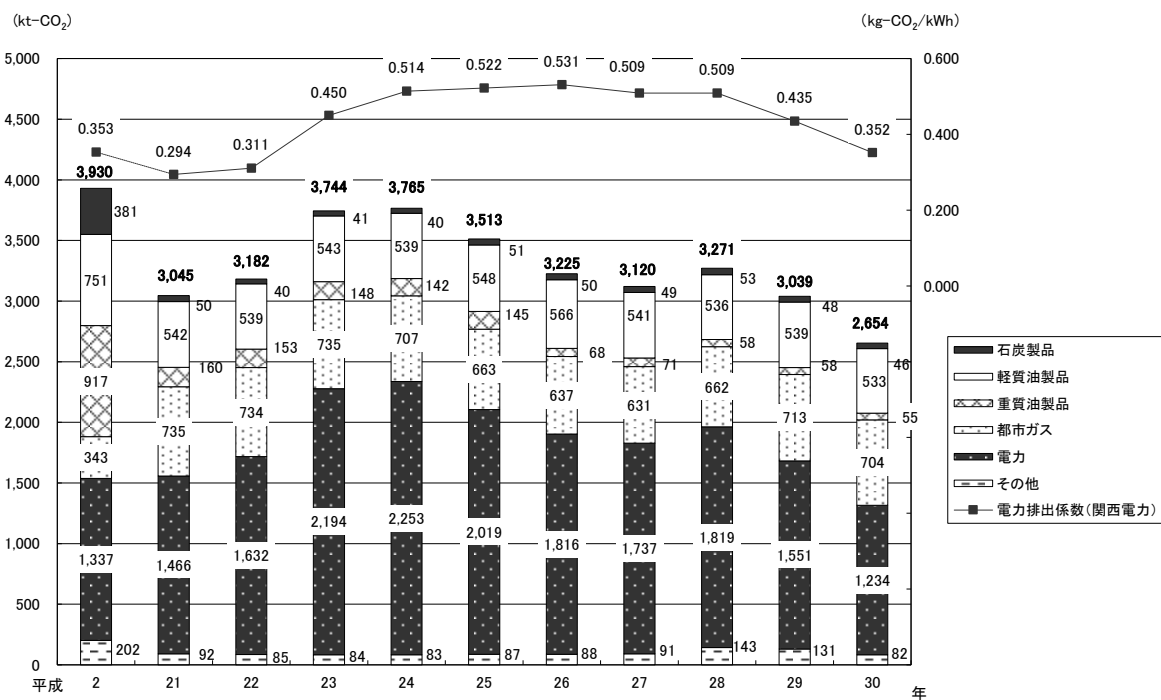
- ・市内温室効果ガス排出量推計結果報告書

### ■ 現状（取組の成果・評価）・今後の取組の方向性

- ・二酸化炭素排出量の推移をみると、増減を繰り返しながら近年は減少傾向にあります。本市における平成 30 年（速報値）の二酸化炭素排出量は約 2,654 kt となっており、第 2 次尼崎市地球温暖化対策推進計画の目標基準年である平成 2 年と比べ、32.5%の削減となっています。この数値は計画で定める中間目標（平成 32 年（令和 2 年）の二酸化炭素排出量を平成 2 年比で 15%以上削減）を達成しています。なお、平成 30 年度の市による二酸化炭素排出量は 16,855 t（再エネ関係：12,418 t、省エネ関係：4,437 t）でした。
- ・平成 31 年 3 月に策定した「尼崎市地球温暖化対策推進計画」の内容を周知するとともに COOL CHOICE（クールチョイス）を推進していくためのシンポジウムを開催しました。
- ・これまで主に JR 塚口駅前の再開発事業地の周辺において実施していた地域通貨を活用した COOL CHOICE（クールチョイス）の推進に関する取組を市域全体に広げるとともに、省エネ性能の高い家電への買い替えなどの身近な行動を地域通貨の付与対象としました。

- ・環境にやさしい住宅を普及するため、ZEH（ゼッチ：net Zero Energy House）に加え、家庭で使用するエネルギーを「創り」、「蓄え」、「整える（管理・調整）」ことのできる住宅を尼崎版スマートハウスなどとして補助する制度を設けました。また、蓄電池などの蓄エネ機器と組み合わせて導入した場合には補助額にインセンティブを付与することとしており、固定価格買取制度の買取期間終了後の太陽光発電設備の有効活用を促しました。（15-02-③）
- ➡戸建て住宅への対策だけでなく、集合住宅への対策についても検討を行います。
- ➡家庭部門への対策に加え、産業・業務部門における対策として、効率的なエネルギー利用のできる都市への転換を目指した取組についても検討を行います。

図 二酸化炭素排出量の推移（エネルギー起源別）



備考 1 平成 30 年の値は速報値

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。



## ■ 取組状況

### 取組の方向性① エネルギーの使用量を減らします

#### ● クールシェアスポットの開放・クールシェアイベントの開催（環境創造課）

夏の暑い日には、家庭の電気使用量の半分以上をエアコンが占めているとされており、家庭内の各部屋でエアコンを使うのを止め、涼しさを分け合える場所（クールシェアスポット）に行くことや催し（クールシェアイベント）に参加することで家庭でのエアコンによる電気の使用量を削減するとともに、それに伴う二酸化炭素排出量を削減することができます。

令和元年度は公共施設 23 施設をクールシェアスポットとして開放し、のぼりを設置して利用を呼び掛けるとともに、34 のイベントをクールシェアイベントとして開催しました。



のぼり

#### ● COOL CHOICEの普及（環境創造課）

「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは日本語に訳すと「賢い選択」を意味する言葉で、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などを積極的に選んでいくという国民運動のことで

す。本市もこの運動に賛同し、「COOL CHOICE」宣言を行っており、市民の皆さまの環境配慮行動を支援していくための取組を行っています。

令和元年度は、周知・啓発イベントを通じて 259 人から COOL CHOICE への賛同を得ました。

表 令和元年度の主な取組内容

| 実施日・期間                                  | イベント・取組名                       | 概要  | 実績          |
|---|--------------------------------|---|-------------|
| 5月3日<br>6月7日<br>7月5日<br>7月24日<br>12月20日 | ラジオ番組への出演                      | コミュニティラジオ番組の市広報枠においてCOOL CHOICEの周知・啓発を行った。  | 出演回数：5回     |
| 6月8日                                    | エコあまフェスタの実施                    | 啓発ブースを出展し、本市の環境施策の照会と併せて、COOL CHOICEの周知・啓発を行った。<br>※あまがさき環境オープンカレッジとの共催                               | 来場者数：2,531人 |
| 7月26日                                   | 打ち水イベントの実施                     | 市内企業や市民団体と連携して、市内で一斉に打ち水イベントを行った。<br>※あまがさき環境オープンカレッジとの共催   | 参加者数：115人   |
| 7月～12月                                  | 小学校における出前講座「あまっこエコライフチャレンジ」の実績 | 市内小学校4年生を対象に夏休み、または冬休み前に地球温暖化の仕組みや家庭でできる防止策について授業を行うことで、家庭での地球温暖化防止対策の実践を促した。<br>※あまがさき環境オープンカレッジとの共催 | 実施校：5校      |



| 実施日・期間   | イベント・取組名               | 概要   | 実績                  |
|--|------------------------|--|---------------------|
| 7月23日  | あまがさきお仕事たんけん隊          | 小・中学校を対象に市内の環境関連企業や環境に関する取組に力を入れている企業の見学や燃料電池自動車の乗車体験を行った。   | 参加者数：20人            |
| 8月1日<br>8月2日<br>8月5日<br>8月9日<br>8月21日<br>8月23日 | 映画会の実施                 | クールシェアスポットを兼ねて親子や子どもを対象に地球温暖化をテーマとした映画を上映するとともに、COOL CHOICEに関する説明・クイズを行った。<br>※あまがさき環境オープンカレッジとの共催               | 参加者数：358人           |
| 9月8日   | クールチョイスシンポジウム in あまがさき | 気象予報士 正木 明氏によるトークショーや「私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさきを目指して」をテーマにパネルディスカッションなどを行った。                                      | 参加者数：212人           |
| 10月6日  | 尼崎市民まつりへの出展            | 子どもに関心をもってもらえるよう動物の啓発キャラクターの顔出しパネルを準備し、エコ川柳づくりなどを実施することでCOOL CHOICEを周知した。<br>※あまがさき環境オープンカレッジとの共催                | 参加者数：60人            |
| 10月16日   | 環境学習バスツアー              | 資源リサイクルセンターでのごみの仕分け見学、メガソーラーの施設見学、音羽電機工業の施設見学などを通じて環境について学ぶとともに、バス車内ではCOOL CHOICEの具体的な実践例を紹介するなど地球温暖化防止対策を呼びかけた。 | 参加者数：34人            |
| 10月28日～11月3日                                   | エコ通勤トライアルウィークの実施       | モビリティ・マネジメントを推進するため、参加企業を募り、従業員にお試しバスチケットを配布することで、公共交通や自転車、徒歩による通勤を推進した。   | 参加者：79人             |
| 月1回  | 本市HPでの情報提供             | 「今月のCOOL CHOICE」と題して、毎月、季節に応じた具体的な実践例を本市HPで紹介した。   | 掲載回数：12回            |
| 通年   | 本庁でのテレビモニター表示          | 「はじめよう！COOL CHOICE」と題して、季節に応じた具体的な実践例を本庁テレビモニターで紹介した。  | 掲載期間：1年間            |
| 通年   | 地域通貨を活用したポイント制度の実施     | 省エネ性能の高い家電への買い替えや通勤手段の転換などのCOOL CHOICEに応じて、地域通貨ポイントを付与することで地球温暖化対策の実践を促した。                                       | ポイントカード<br>配布数：173枚 |

### ● 尼崎市環境マネジメントシステムによる省エネルギー等の意識啓発（環境創造課）

本市では、独自の環境マネジメントシステムを運用しており、環境管理総括者（市長）が定める環境方針に基づき、事務事業に伴う環境への負荷の低減や環境関連施策全般について、自ら目標を設定し、取組を行っています。職員全員がシステムの内容とその重要性を理解し、各所属の事務事業が環境に及ぼす影響と各自の役割を考え、日常の業務においてどのように環境配慮に取り組んでいくべきかを考える機会の一環として環境管理研修を行っています。

## 取組の方向性② エネルギーを効率よく使います

### ● 業務・産業用燃料電池の導入支援（環境創造課）

店舗・オフィスビル・工場などで使われる燃料電池に対して補助を行っています。燃料電池は、燃料である都市ガスから水素を取り出し、水素と空気中の酸素を反応させることで電気を生み出すとともに、反応の際の排熱でお湯を作ることができ、エネルギーを無駄なく使うことができるため、温室効果ガス排出量やエネルギーコストの削減につながります。

令和元年度は1件の補助を行いました。

### ● 尼崎市小規模産業用太陽光発電設備導入に係る固定資産税の課税免除制度（環境創造課）

市域における再生可能エネルギーによる分散型電源普及の加速を図り、地球温暖化防止対策や電力の安定供給を推進するとともに、市内経済の活性化に寄与することを目的として、市内事業者による施工により10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を導入した際に、太陽光発電設備の取得に係る固定資産税を3年間免除する制度を設けています。

平成28年度から国の制度変更に伴い、自家消費型の太陽光発電設備を対象に加えましたが、令和元年度は制度の活用がありませんでした。

なお、課税免除の要件となっている環境省の再生可能エネルギーに関する補助事業が令和元年度をもって新規募集を停止し、再開の予定もないことから、本事業を廃止しました。

### ● 自動車利用の抑制（環境保全課）

本市は公共交通機関が発達していることから、阪神間7市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市）で阪神間ノーマイカーデー推進協議会を設立し、毎月20日を「ノーマイカーデー」と定め、マイカー利用の自粛やエコドライブを呼びかけています。また、毎年6月・11月を強化月間とし、市報あまがさきへの啓発記事の掲載や交通量調査、エコあまフェスタでのブース出展（6月）、市内事業者へのダイレクトメールの送付（11月）などを行っています。



ノーマイカーデーポスター

### ● 公共交通利用への意識の啓発（都市政策課）

平成30年度から、阪神バス（株）と尼崎交通事業振興（株）の協力を得て、市内事業所を対象に、マイカーやバイクによる通勤から、バスなどの公共交通利用、自転車や徒歩による通勤に一定期間チャレンジする「エコ通勤トライアルウィーク」を実施し、公共交通利用への意識の啓発を図りました。

令和元年度は、10月28日から11月3日まで実施し、79人（バス通勤転換者数：21人、自転車・徒歩通勤転換者数：58人）の参加がありました。

A flyer for 'Eco Commuting Trial Week' (エコ通勤トライアルウィーク) recruitment. The title is 'エコ通勤トライアルウィークにチャレンジする事業所を募集します' (Recruiting businesses to challenge Eco Commuting Trial Week). It lists the recruitment period as October 30, 2019 (Friday) to October 11, 2020 (Friday) and the implementation period as October 28, 2019 (Monday) to November 3, 2019 (Sunday). The flyer includes a message: '一緒に考えてみませんか。環境にやさしく、健康なカラダづくりからはじめる、みんなの「まち」と「交通」のこと。' (Don't you think about it together? Let's start with eco-friendly, healthy body building, starting from everyone's 'town' and 'transportation'). It also mentions that the trial week is for businesses in the Amagasaki area and that participants will receive a 'COOL CHOICE' sticker. At the bottom, it lists the organizing committee: '主催：尼崎市 協力：阪神バス株式会社 尼崎交通事業振興株式会社' (Organized by: Amagasaki City. Collaborated by: Hanshin Bus Co., Ltd. Amagasaki Transportation Business Revitalization Co., Ltd.).

エコ通勤トライアルウィーク  
ちらし

● **バスへの愛着の醸成**（都市政策課）

本市の市営バス事業が移譲された阪神バス（株）と協力して、バスへの愛着を醸成することにより公共交通としてのバス事業のイメージアップと利用促進、利用時のマナーなどを学ぶことを目的として、市内小学生を対象とした「1日バスふれあい体験」を実施しました。

令和元年度は62人（1校（大庄小学校））の参加がありました。

● **サイクル・アンド・バスライドの試験実施**（都市政策課）

サイクル・アンド・バスライドとはバス停の近くに駐輪場を設置することで、バス停までの移動を自転車でいき、バスに乗り換えて目的地に向かう仕組みのことで公共交通機関の利用促進や自動車の過度な利用の抑制につながります。

本市では、臨海部における事業所の進出を見据え、従業員がバスを利用しやすい環境を整備するために、クリーンセンター第2工場の敷地内に専用駐輪場を設置し、サイクル・アンド・バスライドの試験実施を行っています。



駐輪場の案内板

● **エコカー（低公害車）の普及促進**（環境創造課）

・ **民間導入の推進**

平成4年度から民間事業者等がエコカーを導入する際に、導入費用の一部を補助しています。

令和元年度はハイブリッド自動車（トラック）9台、電気自動車6台、天然ガス自動車（トラック）1台の計16台に対して補助しました。



天然ガス自動車シンボルマーク  
提供：（一社）日本ガス協会

表 民間への補助状況

| 区分             | 補助年度 |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|----------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|                | ～H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
| 電気自動車          | 4    | —   | —   | 0   | 2   | 1   | 0   | 4   | 3   | 6  |
| 燃料電池自動車        | —    | —   | —   | —   | —   | 2   | 0   | 0   | 1   | 0  |
| 天然ガス自動車        | 110  | 4   | 1   | 1   | 7   | 7   | 1   | 1   | 0   | 1  |
| ハイブリッド自動車      | 18   | 9   | 12  | 10  | 4   | 10  | 7   | 15  | 7   | 9  |
| プラグインハイブリッド自動車 | —    | —   | —   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2   | 0   | 0  |

備考1 —は補助の対象となっていないことを示す。

## ・庁内における率先導入

平成 2 年度から公用車の購入の際には、エコカーを率先導入しています。

表 導入状況

| 区分 \ 導入年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 電気自動車     | 1   | 1   | 0   | 1   | 2   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0  |
| 燃料電池自動車   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  |
| 天然ガス自動車   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  |
| ハイブリッド自動車 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  |

## ● 自転車の利用環境の向上

### ・自転車道・自転車レーンの整備（道路整備担当）

本市は平坦な地形であり、市域が中心地から東西南北ともに約 5 km ほどであることなどから、自転車利用に非常に適したまちであるといえます。そこで、市内の道路を管理する国・県・市・警察が一体となって、市域の自転車ネットワーク整備方針を策定し、自転車道、自転車レーン、矢羽根型路面表示や自転車歩行者道等の整備により、自転車の利用環境の改善、安全性・快適性の向上を図っています。平成 30 年度は国のガイドラインの改定に伴い整備方針の改定を行いました。（平成 30 年 10 月。市域の計画延長約 67 km から約 85 km に変更）。

令和元年度は 1.5 km にわたって矢羽根型路面表示、1.3 km にわたってピクトマークを整備することにより、市道の自転車ネットワーク整備済延長は 7.5 km となっています。また、県道においても令和元年度までに 11.0 km が整備されており、市内の自転車ネットワークは合計 18.6 km となっています。



自転車道（車道の両端の部分）



自転車専用通行帯（自転車レーン）

- 備考 1 歩行者、自転車、自動車が通行する場所がそれぞれ分離されている構造の道路のうち、自転車が通行する部分を自転車道という。自転車は双方向に通行できる。
- 備考 2 車道のうち自転車が通行する部分を視覚的に分離したものを自転車専用通行帯（自転車レーン）、矢羽根型路面表示という。自転車は自動車と同一方向にのみ通行できる。
- 備考 3 自転車歩行者道（普通自転車通行指定部分あり）とは、自転車が通行できる歩道のうち自転車が通行する部分を視覚的に分離したものをいう。自転車は双方向に通行できるが、徐行する必要がある。



### ・駐輪マナーの向上（放置自転車対策担当）

駐輪マナー向上のため、地域だけでなく、鉄道事業者や商業者、警察と連携しながら自転車利用者が自転車を路上に放置しにくい環境づくりに努めています。具体的には、各鉄道駅の自転車放置禁止区域の電柱への標識シートの設置やトライやるウィークと連携し、市立駐輪場の運営や放置自転車の撤去作業を通じて中学生に問題意識をもってもらう取組を行っています。

また、各鉄道駅の駐輪場マップを作成し、駐輪場やレンタサイクルの場所の周知を図っています。



標識シート

### ・自転車の利用に関する意識啓発（生活安全課）

平成29年10月から施行されている「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」を広く周知するとともに、自転車の安全で適正な利用を呼び掛けるためにイベントや交通安全教室などを開催しています。

表 令和元年度の取組内容

| 実施日・期間                      | イベント・取組名             | 概要  | 参加者（人） | 実施主体 |
|-----------------------------|----------------------|---|--------|------|
| 随時                          | 自転車教室                | 自転車の遵守すべき交通ルールやマナーについて、小・中学校や高校等で体験型の自転車教室を実施し、知識の理解・定着を図った。          | 9,041  | 尼崎市  |
| 10月30日                      | スケアード・ストレイト自転車交通安全教室 | 兵庫県立尼崎高等学校において、スタントマンを使った疑似交通事故を体験してもらうことで交通ルールを遵守することの大切さを理解してもらった。  | 900    | 兵庫県  |
| 毎月23日<br>(23日が休日の場合などはその前後) | 自転車安全運転の日キャンペーン      | 毎月23日を「自転車安全運転の日」と定め、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、自転車の安全利用についての啓発キャンペーンを実施した。  | 180    | 尼崎市  |
| 随時                          | 自転車適正利用指導            | 平成29年10月に施行した「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」に基づき、市職員による、市民等の自転車の安全適正利用に係る街頭指導を行った。 | —      | 尼崎市  |

### ・自転車マナーの向上の呼びかけ（学校教育課）

尼崎市立中央中学校では、尼崎市教育委員会が実施する社会力育成事業のテーマとして、「駐輪マナーを守ろう！」を掲げています。その活動の一環として、生徒会執行部の生徒を中心に、三和通り商店街が主催する「押しチャリンピック」に参加し、当日の司会進行・競技の説明・競技の計測などを行いました。また、イベントに参加するだけでなく、協力ポスターの制作や商店街の駐輪場前での呼びかけなどを行うことで、自らの自転車マナーについても考える機会となりました。



「押しチャリンピック」の様子

令和元年度は生徒会執行部5人と3年の有志4人が参加しました。

#### ・自転車関連事故マップを活用した啓発（生活安全課）

自転車が関連する事故が身近に起こっていることを周知するために、尼崎市内警察署の協力を受け、小学校区ごとに作成していた自転車関連事故マップを更新しました。

令和元年度は、マップを活用した自転車適正利用指導や小学生向けのグループワーク、事故認知件数に設置した「自転車とまれマーク」の効果検証などを行いました。これらにより事故が多発している地域においては、警察などと連携しながら取組を行ったところ事故発生件数を平成 30 年度比で 47%削減することができたほか、「自転車とまれマーク」を設置した箇所では一時停止または徐行を行った自転車利用者が 8%増加しているなど一定の効果がみられました。



自転車とまれマーク

#### ・コミュニティサイクルの実証実験の実施（生活安全課）

民間事業者によるコミュニティサイクル・ビジネスの本市場における本格導入を見据え、①本市域内の鉄道駅相互間における南北方向の移動の利便性の向上、②尼っ子リンリンロードや尼崎 21 世紀の森など新たな魅力の発見の手段となることを実証することを目的に平成 30 年 12 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間で社会実験しました。

令和 2 年 3 月 31 日時点で、サイクルポートを市内 24 箇所に設置し、約 140 台の電動アシスト付き自転車の貸出を行いました。また、実験中の総利用回数は約 12,000 回で、1 日あたり約 25 回の利用がありました。



実証実験のちらし

#### ● レンタサイクルの貸出（放置自転車対策担当）

阪急武庫之荘駅にある市立駐輪場において、平成 29 年 1 月から駐輪スペースを有効活用し 15 台のレンタサイクルを始め、平成 29 年 6 月には 30 台に増設し、令和元年度も継続して運用しました。

#### ● グッと！尼っ子リンリンサポーターの認定（生活安全課）

自転車事故・盗難の防止や自転車を活用した環境負荷の低減、自転車の楽しみを広げる取組など自転車のまちづくりの推進に協力していただいている方々を「グッと！尼っ子リンリンサポーター」として認定しています。

令和元年度はサポーターの認定はありませんでした。



認定ロゴマーク

## ● 照明の省エネルギー化の推進

### ・ 街路灯のLED化の推進（道路維持担当）

平成 21 年度から街路灯の LED 化を進め、消費電力量の抑制や二酸化炭素排出量の削減を進めています。

令和元年度は 5,729 基の街路灯が LED 化されました。これまでに、市内の街路灯の 99.0 % にあたる 28,243 基の街路灯が LED 化されており、LED 灯の導入前に比べ、年間約 2,265 t の二酸化炭素排出量が削減されています。なお、令和元年度 of 取組により市内の街路灯において LED 化が可能な照明はすべて LED 照明となりました。

### ・ 公共施設の照明器具のLED化の推進（庁舎管理課、歴博・文化財担当（歴史博物館）、浄水管理課）

平成 24 年度から市役所本庁舎の照明器具の LED 化を進めており、令和元年度までの間に、40 W 型 5,930 本、20 W 型 1,355 本を取り替え、庁内の照明器具の 70.7 % が LED 化されています。これにより、年間約 223,992 kWh の節電がされており、114.1 t の二酸化炭素排出量が削減されました。

また、神崎浄水場においては外灯（水銀灯 12 基）やプラント設備内の照明（蛍光灯 103 基）を LED 化などとする事で、消費電力容量を 9,180 W から 2,675 W に削減することができたほか、文化財収蔵庫の歴史博物館へのリニューアル工事に伴い蛍光灯の LED 化や空調機器の更新を行うことにより施設で使用するエネルギーの削減を行いました。



神崎浄水場

## ● 環境に配慮した飲料自動販売機の設置（公有財産課）

本市では、公有財産の有効活用と自主財源の確保の観点から、平成 20 年度から飲料自動販売機を設置しています。

令和元年度に設置した 16 台については、省エネ性能が高く、冷媒としてオゾン破壊物質等を使用していないなどグリーン購入法に適合した自動販売機の導入を行いました。

## ● 公共施設への太陽光発電設備の導入（教育委員会事務局施設課）

学校施設の防災機能の強化や児童生徒に対する環境教育の一環として、改築の際に太陽光発電設備の導入を行っており、発電した電力は教室の照明などに利用されています。

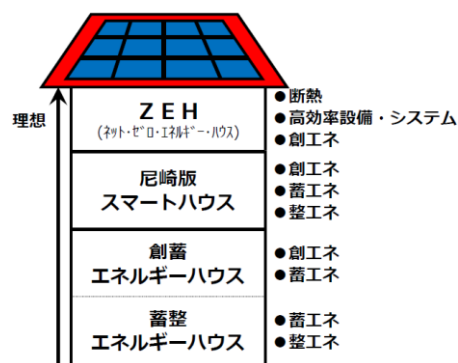
令和元年度において導入はありませんでした。

## ● 環境にやさしい住宅の普及（環境創造課）

年間を通じて、エネルギー収支が理論上ゼロとなる住宅（ZEH：net Zero Energy House）や家庭で使用するエネルギーを「創り」、「蓄え」、「整える（管理・調整）」ことのできる尼崎版スマートハウスなどを普及するため、太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）、蓄電池などの機器を組み合わせ導入するための補助制度を設けました。

このような住宅では、エネルギーを創って、消費することができるため光熱費が削減されるほか、停電時もエネルギーを使うことができます。また、固定価格買取制度（FIT）の買取期間が終了した太陽光発電設備の有効活用を図ることもできます。そのため、蓄電池などの蓄エネ機器と組み合わせて導入した場合には補助額を加算するというインセンティブを付与する仕組みとしています。

令和元年度は106件の申請に対して補助を行いました。



環境にやさしい住宅のイメージ

表 令和元年度の補助実績

| 補助対象     |                   | 実績                     |
|----------|-------------------|------------------------|
| ①創エネ機器   | 太陽光発電設備           | 創エネ機器の単独での導入に対する補助はない。 |
|          | エネファーム            |                        |
|          | エコキュート            |                        |
| ②蓄エネ機器   | 蓄電池               | 54件                    |
|          | V2H               | 1件                     |
|          | V2H+エコカー          | 0件                     |
| ③整エネ機器   | HEMS              | 13件                    |
| ZEH      |                   | 2件                     |
| 機器の組み合わせ | 尼崎版スマートハウス（①+②+③） | 8件                     |
|          | 創蓄エネルギーハウス（①+②）   | 24件                    |
|          | 蓄整エネルギーハウス（②+③）   | 4件                     |

## ● 空家のエコリフォーム（住宅政策課）

環境に配慮した住まい・まちづくりの推進や空家の増加抑制に向け、空家（中古住宅）の取得者が省エネ改修工事（窓の断熱改修工事等）や、同工事にあわせて実施する創エネルギー機器（エネファーム等）またはエコ住宅設備（高断熱浴槽等）の設置工事をする場合に費用の一部を補助しています。

令和元年度は2件（内窓：19箇所、床の断熱：1件、屋根・天井の断熱：1件、外壁の断熱：1件、節水型トイレ：1箇所、高断熱浴槽：2箇所、節湯水栓：1件）の申請がありました。



## 取組の方向性③ 地球温暖化の影響を知り備えます

### ● 治水対策

都市化に伴い建築物や道路で土地が被覆されることにより地中に浸透する雨水が減少することで、局所的・短期的な大雨が降り、大量の雨水が河川や下水道に流れ込んだ場合には、浸水被害が発生するおそれがあります。そこで、雨水を地中に浸透させる施設を整備することで、河川や下水道への雨水の流入の抑制を行っています。

また、洪水や溢水による水害を防止するため、河川の護岸整備や河床の掘削などを行っています。

#### ・ 雨水浸透ます・雨水浸透管の設置（下水道部建設課（下水道建設課））

車道と歩道間のスペースに有孔性・多孔性の特殊なますや管を設置し、雨水を地中に浸透させることで、下水道に流れ込む雨量を抑制しています。

令和元年度は雨水浸透ますと雨水浸透管の整備はありませんでしたが、市内の整備実績は雨水浸透ますが 315 箇所、雨水浸透管が 2,655 m となっています。



雨水浸透管・雨水浸透ますの設置

#### ・ 歩道における透水性舗装の整備（市街地整備課、道路維持担当）

舗装を隙間の多い構造とすることで、雨水を地中に浸透させ、下水道施設への負担の軽減を図ることができます。

令和元年度は 1,190 m<sup>2</sup> の整備を行いました。

#### ・ 河川の治水機能の向上（河港課）

市街化により庄下川上流部は遊水・保水機能が低下していることに加え、護岸の老朽化や狭小な河川断面により洪水時の護岸崩壊や溢水などが懸念されています。そのため、老朽化護岸の改修や河床掘削による河川断面積の増加を行っています。

令和元年度は 約 80 m の施工を行いました。

#### ・ 雨水貯留タンク設置の促進（下水道部計画課（計画担当））

雨水の流出抑制や水資源の有効活用などを目的として市内の公共下水道計画区域内に雨水貯留タンクを設置しようとする市民や事業者に対して助成金を交付することで、設置を促進しています。

令和元年度は 7 件の助成を行いました。

## ● 感染症対策

感染症と地球温暖化の関係については研究事例が少ないため不確実性を伴うものですが、気温の上昇や降水パターンの変化は、感染症の媒介生物の分布・生息可能域を変化させ、感染症の発生のリスクが増加する可能性があるとしており、感染症の媒介生物の駆除や注意喚起を行うことは、地球温暖化の影響による感染症の発生リスクを低減させることにつながります。

### ・ 感染症の媒介生物の駆除（生活衛生課）

感染症を媒介する生物であるハエ・蚊などを駆除するために市内の水路・側溝を調査し、定期的に薬剤を散布するとともに、ネズミを地域ぐるみで駆除するための支援としてネズミ駆除剤の配布を行っています。

令和元年度は 293 地点において薬剤を散布するとともに、60 件、103 世帯に対してネズミ駆除剤の配布を行いました。

### ・ 蚊媒介感染症についての注意喚起（感染症対策担当）

蚊が媒介する感染症であるマラリアやデング熱、ジカウイルス感染症などに関する注意喚起や予防方法などを本市 HP で公表しています。

## ● 熱中症対策

熱中症は、従来、労働や運動中に多く発生していましたが、近年はヒートアイランド現象や地球温暖化の進展により、気温が上昇することで、日常生活においても発生が増加しているとされています。体温調節機能が低下している高齢者や体温調節機能が十分に発達していない小児・幼児は、成人よりも熱中症のリスクが高く、特に注意が必要となっています。

### ・ 熱中症対策に関する啓発（保健企画課）

近年は気温が上昇傾向にあり、気温の上昇に伴い、日常生活においても熱中症患者が増加しているといわれています。広く市民の熱中症の予防に取り組むために、公共施設での啓発品（扇子やリーフレットなど）の配布や本市 HP、市報において注意喚起を行っています。

令和元年度は啓発うちわ 500 枚、ポスター 140 枚、リーフレット 3,770 枚を配布しました。

### ・ 学校施設における熱中症対策（学校保健課（保健体育課））

市立学校園の児童生徒等の運動時の熱中症事故の防止のため、各学校園に熱中症計を配付し、「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」に基づき、適切に対応を行っています。

### ・ 予防救急に関する講習会の開催（救急課）

救急搬送につながる事故を予防するための講習会において熱中症についても取り上げ、熱中症の予防と的確な対策を普及啓発することで、発生件数や重症化の軽減につなげています。

令和元年度は 71 回の講習会を開催し、2,436 人が受講しました。

## ● 農作物対策

地球温暖化が農業に及ぼす影響は、地域や作物の種類によって様々ですが、気温の上昇により作物の品質低下や栽培に適した品種の変化、害虫の生息域の拡大などが考えられます。

気温の上昇に適した作物の選択や栽培管理技術などの習得に関する情報提供を行っていく必要があります。

### ・ 水稲講習会の実施（農政課）

農業における損害防止の一環として、兵庫県や農業協同組合（JA）と協力して水稲作付農家を対象とした講習会を実施しています。

講習では気象データや病害虫の防除など地球温暖化も想定した米作りを周知しています。

令和元年度は講習会を2回開催し、36人の参加がありました。

## ● 水資源対策

地球温暖化の影響により降水パターンが変化することで、渇水による水源水量の減少、集中豪雨に伴う急激な濁度上昇による処理工程の増加などが生じる可能性が考えられ、安定的に水道水を供給していくために、備えておく必要があります。

### ・ 渇水時の連絡・調全体制（水道部計画課（計画担当））

水道水の供給において渇水の影響を最小限にとどめるために、日頃から河川管理者など関係機関との連絡調整や各種情報の収集・伝達を行える体制を構築しています。

### ・ 濁度異常への対応（浄水管理課）

集中豪雨に伴う河川底質の巻き上げや上流における土砂災害などによる河川への濁質の混入により水源（河川水）に濁度異常が生じた場合における対応措置をあらかじめマニュアルとして整備しており、対応を行うこととしています。

● **災害対策**（危機管理安全局企画管理課、災害対策課）

地球温暖化により降水パターンが変化し、局所的・短期的な大雨や長雨が増えることにより水害などのリスクが増加する可能性があります。減災の取組に加え、避難や応急活動、事業継続のための備えや防災意識の向上に努めていく必要があります。

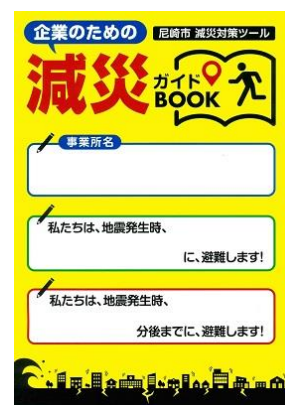
表 取組内容

| 取組               | 概要  |
|------------------|---|
| 被災者支援システムの導入     | 大規模災害発生時における避難者の避難所への入退所管理や被害家屋の調査、り災証明の発行など様々な事務が集中するため、一元的に情報を管理することで迅速な被災者支援事務を行うためのシステムを導入している。   |
| 情報伝達体制の充実        | 災害時における市民などへの情報伝達体制の充実を図るため、屋外拡声器の設置やデジタル化を進めた。<br>令和元年度は屋外拡声器を新たに1基設置するとともに、4基のデジタル化を行った。これにより本市における整備数は41基（デジタル対応35基）となった。  |
| 受援ガイドラインの作成      | 大規模災害時における応援要請をはじめ、外部からの応援や支援を効果的に受けるためのガイドラインを作成している。  |
| 災害時要援護者支援連絡会の開催  | 要援護者の把握や名簿づくり、支援者の確保に向けた検討を行うための連絡会を開催している。   |
| 避難場所誘導板の整備       | 避難場所である小・中学校、高校の位置や入口などを示すとともに避難場所について日頃から意識づけを行うことで洪水などの水害時の円滑な避難行動につなげるため、案内・誘導板の整備を行っている。<br>令和元年度において、誘導板は1,225枚、案内板は77枚となっています。  |
| 水防システムの整備        | 雨量計や水位計、河川監視カメラなどの整備を行い、降雨観測システムを運用することで、水防活動に必要なデータを収集し、的確な避難情報の発令の判断や実施につなげている。   |
| 防災セミナーの開催        | 市民・事業者の防災意識の向上を目的としてセミナーを実施している。<br>令和元年度は、新型コロナウイルスの拡大防止のためセミナーは中止とした。   |
| 地域における避難訓練       | 一部の地域では避難行動要支援者名簿を活用し、支援者が声掛けをしながら共に避難する訓練を実施した。  |
| ハザードマップ・防災ブックの改訂 | 洪水などのハザードマップや防災ブックを作成し、防災情報を継続的に発信している。<br>令和元年度は水防法に基づき新たな浸水想定を反映した猪名川・藻川洪水ハザードマップ、武庫川洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、災害時の避難の方法やタイミング、情報の取得手段などの避難行動に必要な内容に重点を置いた防災ブックを全戸配布した。<br>また、兵庫県高潮浸水想定区域を反映した高潮ハザードマップの改訂を行った。 |

・ **産業活動における減災支援**（地域産業課）

台風・地震などの自然災害から中小企業の経営資源（従業員・設備など）を守り、事業の中断を防ぐことで災害被害を最小限とする減災対策に関する取組を支援していくために、減災アドバイザーの派遣やセミナーの開催などを行い、減災意識の向上や事業継続の体制強化を促進しました。

令和元年度は減災アドバイザーを10社に派遣するとともに、減災対策キックオフセミナーには73人の参加がありました。



減災ガイドBOOK

## 目標 2 循環型社会の形成

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*  
市内のごみが減り資源として循環しています

### ■ 取組の方向性・施策

#### 取組の方向性① ごみができるだけ出ないようにします

施策ア 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に向けた意識啓発

施策イ 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に関する情報の提供

#### 取組の方向性② 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します

施策ア 資源化（リサイクル）に向けた意識啓発

施策イ 分別収集体制の強化

施策ウ 事業所から排出されるごみの資源化（リサイクル）の促進

施策エ ごみ処理の効率化

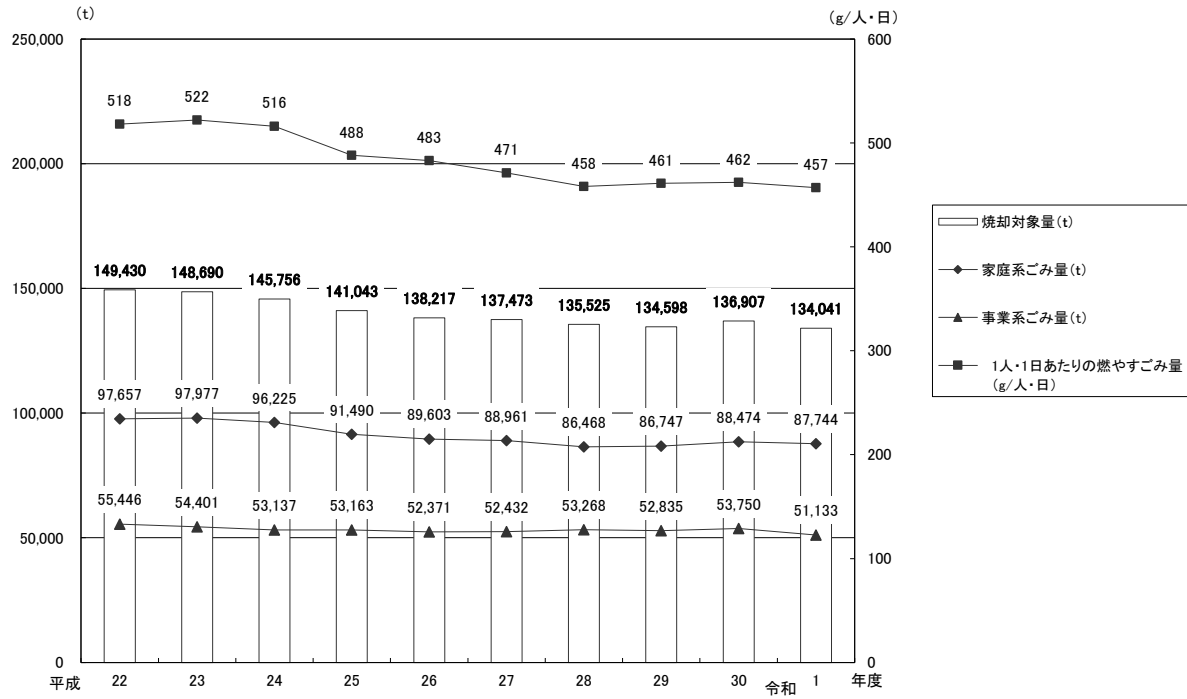
### ■ 関連資料

- ・ 清掃事業概要 ー令和元年度版ー

### ■ 現状（取組の成果・評価）・今後の取組の方向性

- ・ 焼却対象ごみ量は、令和元年度実績では 134,041 t となっており、計画目標を達成していません。尼崎市一般廃棄物処理基本計画において基準年としている平成 21 年度の 154,395 t と比較すると 13.2 % の減少となっています。また、1 人・1 日あたりの「燃やすごみ」の排出量は 457 g で、基準年としている平成 21 年度の排出量である 520 g と比較すると 12.1 % の減少となりました。
- ・ 尼崎市一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて、市民・事業者の意識調査を行うとともに、現行計画における課題の抽出を行い、今後の取組の方向性について検討を行いました。
  - ➡ 令和 2 年度の改定に向け、廃棄物を取り巻く国内外の動向を踏まえつつ、食品ロスの削減やプラスチックごみの減量化・資源化など本市における課題への対応について検討を行う必要があります。
- ・ ごみの減量・リサイクルを推進するためのリーダー的な役割を果たしているさわやか指導員については、市民参加の裾野を広げるため選任方法などを見直しました。

図 ごみ量の推移





## ■ 取組状況

### 取組の方向性① ごみができるだけ出ないようにします

#### 一般廃棄物

##### ● ごみの資源化（資源循環課）

###### ・生ごみたい肥化講習会の開催

生ごみは家庭から排出される燃やすごみの3割を占めています。令和元年度は提案型事業委託制度を利用して、あまがさき環境オープンカレッジにおいて「生ごみたい肥化講習会」を開催しました。生ごみをごみとして廃棄するのではなくたい肥として資源化する方法を紹介しています。

令和元年度は、講習会を7回開催し、253人が参加しました。



生ごみたい肥化講習会

###### ・生ごみ処理機等の購入に関する補助制度

生ごみを自家処理する機器等（生ごみ処理機、たい肥化容器、剪定枝粉碎機（ガーデンシュレッダー））の購入を補助することで、ごみの減量・リサイクルに対する意識を高めるとともに実践的な取組を促進しました。

令和元年度は27件の申請に対して補助を行いました。

##### ● ごみの発生抑制（資源循環課）

###### ・マイバッグ運動の推進

レジ袋の削減に向けて、買物袋を持参するマイバッグ運動を推進するため、市民・事業者・関係団体等と連携しながら、レジ袋削減キャンペーンとして啓発ビラ入りポケットティッシュの配布（1,409個）や広告等によるPRを行っています。

また、令和2年7月1日から始まる国のレジ袋有料化制度に先駆けてレジ袋の無料配布を終了する協定締結事業者2社（(株)ダイエー、(株)光洋）の市内店舗において、有料化の周知に関するキャンペーンを事業者と共同で実施しました。



レジ袋削減キャンペーン

#### 締結事業者一覧（令和元年度）

イズミヤ（株）、（株）関西スーパーマーケット、（生協）コープこうべ、（株）ダイエー、（株）平和堂、（株）スーパーサンエー、（株）阪急オアシス、イオンリテール㈱、（株）いかりスーパーマーケット、ウエルシア薬局（株）、（株）光洋、（株）ライフコーポレーション

## ・食品ロスの削減に向けた取組

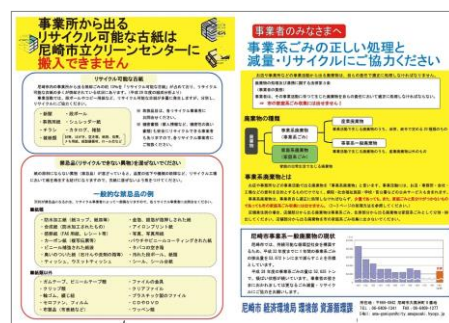
全国的な課題となっている食品ロス（まだ食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減を進めていくために、家庭からの燃やすごみの組成分析や市内事業者への啓発を行いました。

組成分析の結果では、家庭からの燃やすごみのうち約 34 %が厨芥ごみ（調理くず、食べ残し、手つかずの食品など）であり、その内訳は調理くず約 49 %、手つかずの食品約 29 %、食べ残し（手つかずの食品を除く）約 22 %となっていました。

## ・事業系ごみ適正処理パンフレットの配布

事業活動から排出される一般廃棄物については、削減が進んでおらず、横ばいの状況が続いています。そこで、事業系ごみの減量・リサイクルを周知するためのパンフレットを配布しています。

令和元年度において配布はありませんでした。



パンフレット

## ● 親子エコクッキングの開催（資源循環課）

食品ロス削減の意識向上を図るために親子エコクッキングを開催し、食にまつわる一連の行動だけでなくガス使用量の節約方法などについても親子で理解を深めました。

令和元年度は 2 回開催し、31 人（14 組）の参加がありました。

## ● 食品ロスの削減（資源循環課）

食品ロス（まだ食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減するために家庭で余っている食品を回収し、福祉団体・施設に寄付することで食支援につなげる活動であるフードドライブの取組を行っています。

令和元年度は各種イベントなどにおいてフードドライブを 3 回実施し、約 134.5 kg の食品を回収・寄付しました。

また、宴会時は食べ残しなどの食品ロスが多く発生することから、忘年会・新年会シーズンには乾杯後 30 分と宴会終了前 10 分を離席せずに料理を楽しみ、食べ残しを減らす「30・10 運動」を、市内の事業者及び家庭に対して呼びかけています。

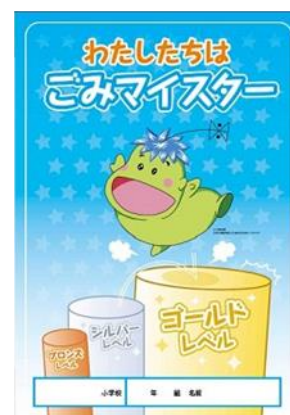
令和元年度は市報において 30・10 運動を含めた食品ロス削減に関する記事を掲載したほか、宴会時の食べ残しを減らす「おいしい食べきり運動」に関するチラシを尼崎商工会議所、協同組合尼崎工業会、尼崎経営者協会、尼崎食品衛生協会の会員に対し計 1,120 枚を配布し、この運動への協力を呼びかけました。



## ● 子どもごみマスター制度（資源循環課）

本制度は子どもがごみの減量・リサイクルに対する関心や気付きを得るきっかけを作るためのものです。ごみ出前教室「マイスタースクール」において、クイズなどを通じてごみに関する内容やリサイクル方法について学び、ごみ減量啓発冊子を用いながら、家庭において実践し、実践の度合いに応じてマイスターの称号を付与しています。また、特に優秀な学校に対しては、ごみマスター推進校の称号を付与しています。

令和元年度はごみ出前教室に 15 校 1,143 人が参加しました。



ごみ減量啓発冊子

## ● 不用品の再使用の促進

### ・ 市民工房の運営（資源循環課）

資源リサイクルセンターにある市民工房では、ごみの減量・リサイクルに関する啓発やリサイクル商品の展示、家庭から排出された家具類の提供を行っています。また、エコあまフェスタ等のイベントなどにおいても出前市民工房を実施しています。

令和元年度は市民工房を 1,236 人が利用し、345 個の家具等が再使用されました。



市民工房

### ・ リサイクル情報バンク（消費生活センター・計量担当（生活安全課））

家庭で眠っている不用品の有効活用を図るとともに、ごみの減量や資源保護への関心を高めるため、「あげます」（無償で提供）、「ゆずります」（5,000 円以内の有償で提供）、「もとめます」（5,000 円以内の有償または無償で提供を受けたい）のリサイクル情報を登録し、本市 HP や市内 3 箇所の掲示板で市民への情報提供を行いました。

令和元年度は 100 件の登録があり、36 件（36.0 %）が成立しました。なお、情報バンクは近年のインターネットの普及などにより利用者が年々減少していることから、一定の役割を終えたものとして令和元年度末をもって廃止することとしました。

### ・ 図書館の本の再使用（中央図書館）

寄贈いただいた本のなかで所蔵できなかったもの、また所蔵していた本が所蔵対象外となったものについて、リサイクルブックフェアを通じて再使用を促し廃棄図書の見直しにつなげました。

令和元年度はリサイクルブックフェアに 233 人が参加しました。



リサイクルブックフェアの様子

### ● ごみの適正搬入の指導（クリーンセンター）

事業者や家庭などからクリーンセンターに持ち込まれるごみについて、家電リサイクル法の対象となるごみや産業廃棄物が搬入されていないかの確認を行っています。これにより、ごみの搬入者に対する適切な搬入の意識付け、ごみの減量化を進めています。

令和元年度は 18,190 件の持ち込みごみの確認、66 件の事業系ごみに対して展開検査を行いました。

## 取組の方向性② 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します

### 一般廃棄物

#### ● 資源集団回収運動奨励金交付制度（資源循環課）

燃やすごみ量の削減や資源の有効活用を図るために、家庭から出る紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）、缶類、びん類や布類などの資源を、社会福祉協会、子ども会やマンションの管理組合などの市に登録している団体が回収する場合、回収量に応じて奨励金（3 円/kg）を交付しています。

令和元年度は本運動により 5,483 t の資源が回収されました。

表 登録団体数の推移

| 区分 \ 年度 | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|         | 登録団体数 | 609 | 609 | 601 | 609 | 611 | 608 | 606 | 597 | 577 |

#### ● ごみの分別・出し方の啓発（資源循環課）

##### ・ さわやか指導員制度

ごみの分別と減量・リサイクル、ごみ出しマナーの向上を図るため、地域から推薦された者に対して「さわやか指導員」を委嘱し、地域住民に対する実践指導や意識啓発を行うとともに、ごみに関する情報提供等の活動を行っています。

令和元年度は 638 人に委嘱しており、研修会、地区会議などが行われました。

##### ・ ごみ分別アプリの配信

ごみ出しに関する情報を提供していくためにごみ分別アプリ（さんあ〜る）を配信しています。市民の皆さまのごみ出しをサポートするため、出し忘れ防止アラート、ごみの種類ごとの出し方・料金などの様々な情報を提供しています。

令和元年度は 3,650 件のダウンロードがありました。

## ・分別収集等に関する啓発

市政出前講座（ごみ減量・リサイクル講座 6 回参加者 129 人）の実施、「集積所掲示ポスター」や「家庭ごみべんりちょう」の配布等により、リサイクル可能な資源の分別や燃やすごみの減量に向けた市民向けの啓発活動を実施しました。



集積所掲示ポスター



家庭ごみべんりちょう

## ・雑がみ保管袋の配布

市民が排出する紙類のうち、分別が難しい雑がみの適正な分別方法を周知し、資源化を図るため、市内転入者などに家庭ごみべんりちょうと併せて雑がみ保管袋を配布しています。雑がみ保管袋を配布することで、市民に雑がみの分別を意識してもらうとともに、雑がみ保管袋の表面に雑がみの分別の仕方等を記載することにより、リサイクル可能な雑がみの周知にもつなげています。



雑がみ保管袋パンフレット

## ● 一般廃棄物のリサイクル（クリーンセンター）

家庭から出されたびん・缶・ペットボトル、大型ごみ、金属製小型ごみについては、資源リサイクルセンターにおいてリサイクルが行われています。

これまでは資源ごみとして収集されたびん・缶・ペットボトルを選別した後に残るガラス残渣については焼却処分としていましたが、平成 29 年度から再資源化することで、焼却対象ごみのさらなる減量化に取り組んでいます。

使用済みの小型家電に含まれるレアメタルなどの有用金属のリサイクルを推進するために、搬入されたごみの中から小型家電を選別し、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者への引き渡しを行っています。なお、全国で宅配便による回収サービスを行っている国の認定事業者と協定を結ぶことで、回収の利便性の向上を図っています。

これらの取組等により、令和元年度は 4,949 t がリサイクルされました。

### ● 蛍光灯の拠点回収（資源循環課）

蛍光灯は月1回の「金属製小型ごみ」の日に廃棄する必要がありますが、蛍光灯に含まれる水銀の回収・資源化を促進するために市内3箇所に家庭で使用された蛍光灯を回収するためのボックスを設置し、拠点回収を行いました。

令和元年度は市内で開催されたイベントなどでも蛍光灯の回収を行い、1,255本の蛍光灯を回収しました。



蛍光灯回収ボックス

### ● スペシャルオリンピックス日本 応援プログラムへの参加（資源循環課）

小型家電のリサイクルの更なる普及に向け「スペシャルオリンピックス日本 応援プログラム」に参加しています。本市が主催するイベントで回収した携帯電話などをリサイクル業者へ引き渡すことで、資源の売却益の一部が知的障がいのある方々にスポーツトレーニングの機会とその成果発表の場である競技会を提供している組織であるスペシャルオリンピックス日本へ寄付されています。

令和元年度は市内で開催されたイベントなどに回収ブースを出展し、使用済み携帯電話の回収を行い、本体419台、電池パック425個、充電器85台を回収しました。

### ● 紙資源のリサイクル（生涯、学習！推進課、庁舎管理課、資源循環課、学校保健課（保健体育課））

本市の支所や市立学校・園などから排出される事業系古紙のリサイクルを行うために、NPO法人あまがさきエコクラブが運用するリサイクルシステムを活用しています。集められた古紙はトイレットペーパー「エコあま君ロール」にリサイクルされ、市内の公衆便所や尼崎市民まつりの会場内トイレなどで使用されています。

令和元年度は市立学校・園からは211,770kg、生涯学習プラザ・消防署・大高洲庁舎からは24,025kgの古紙が回収されました。

これとは別に、市役所本庁舎においては、紙資源として古紙を回収しており、令和元年度は59,710kgが回収されました。



エコあま君ロール  
提供：NPO法人あまがさきエコクラブ

## ● ごみの焼却による発電（クリーンセンター）

クリーンセンター第1工場・第2工場において、ごみを焼却する際に発生する熱を回収・利用して発電を行っています。

令和元年度は第1工場で8,762,350 kWh、第2工場で50,700,850 kWhの発電が行われました。

## 産業廃棄物

---

### ● 産業廃棄物処理に関する研修会の開催（産業廃棄物対策担当）

市内に事業場又は事業の本拠を有する産業廃棄物の処理業者や排出事業者を対象に、廃棄物を適正処理するために法令で定められた基準や法違反に対する処分事例など、排出事業者の処理責任のもと、産業廃棄物の適正処理の推進と処理業者の資質向上を図ることを目的として法令上の責任を認識してもらうための研修会を開催しました。

令和元年度の参加者は105人でした。

### ● 産業廃棄物処理業の許可業者への立入検査（産業廃棄物対策担当）

産業廃棄物処理業の許可業者が産業廃棄物処理基準に則した処理を適正に行っているかどうかを確認するため、各業者に対して原則年1回の立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、地域の生活環境の保全を図っています。

令和元年度は排出事業者や処理業者、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管事業者の事業場や解体現場などに延べ246回の立入検査を行いました。

## ● 市の事業により排出される廃棄物のリサイクル

### ・ 学校給食における廃食用油のリサイクル（学校保健課（学校給食課））

市立小学校や特別支援学校の給食室から出る廃食用油を売却しており、売却された廃食用油は塗料インクの原料、配合飼料や石鹼等にリサイクルされています。

令和元年度は2,282缶（18 L/缶）分の廃食用油を売却しました。

### ・ 神崎浄水場における脱水スラッジ（汚泥）の再資源化（浄水管理課）

神崎浄水場から排出される汚泥を再資源化し、道路の埋め戻し材などとして活用しています。平成23年度から試験的に運用しており、平成28年度からは、浄水場から排出される浄水汚泥の全量を再資源化しています。なお、排出される汚泥量は河川からの取水量や台風などの天候などにも左右されますが、汚泥の含水率を適正な状態にするよう、汚泥脱水機の圧搾時間の調整による電気使用量なども含め適正な運転管理のもと処理を行っています。

令和元年度は330 tを再資源化しました。



## 目標 3 安全で快適な生活環境の保全

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*

きれいな空気や水に囲まれて快適に暮らしています

※ 本節は尼崎市の環境をまもる条例第 22 条に規定される環境の状況についての監視・測定等の結果の公表を兼ねるものとしています。

第 22 条 市長は、公害の防止に関する施策を適切に実施するため、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に関し、必要な監視、測定、検査及び研究を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により監視、測定、検査及び研究を行ったときは、その結果明らかとなった大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の状況を公表しなければならない。

### ■ 取組の方向性・施策

#### 取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします

- 施策ア 大気環境の保全
- 施策イ 水環境の保全
- 施策ウ 静けさの確保
- 施策エ 土壌環境の保全
- 施策オ 公害の歴史の後世への継承
- 施策カ その他有害化学物質や快適環境の形成への対応

### ■ 関連資料

- ・ 尼崎市環境監視センター報
- ・ 保健行政の概要
- ・ 尼崎市立衛生研究所報

### ■ 現状（取組の成果・評価）・今後の取組の方向性

- ・ 大気については、多くの項目で環境基準の達成率が改善傾向にあり、二酸化硫黄や一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）、二酸化窒素の達成率は 100 % でした。なお、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については、4 年連続で全測定所（一般環境大気測定所 1 地点、自動車排出ガス測定所 5 地点（うち 1 地点は参考値））で環境基準を達成しました。その一

方で、全国的に達成率の低い光化学オキシダントについては本市においても達成が難しく、令和元年度の達成率は 0 %でした。

- 水質については、公共用水域（河川・海域）において、一部の項目・水系で環境基準を達成していませんが、水質の状況を示す代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）や COD（化学的酸素要求量）については、達成率が 100 %でした。また、地下水については、クロロエチレンが一部の地点で環境基準を達成していませんでしたが、その他の項目は、すべて環境基準を達成していました。
- 幹線道路沿道における騒音については、一部の地域で環境基準が達成できていませんが、高い達成率となっています。また、航空機騒音については、環境基準を達成している状況が続いている一方で、新幹線沿線の騒音については、概ね環境基準を達成しているものの、一部の地点が非達成となっています。
- ダイオキシン類については、環境基準を達成している状況が続いています。

表 環境基準の達成率

| 対象        | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 前年度との比較 |
|-----------|----------|-------|---------|
| 大気        | 95.4     | 95.4  | →       |
| 水質（河川・海域） | 97.9     | 97.6  | ↓       |
| 水質（地下水）   | 99.5     | 99.5  | →       |
| 騒音（自動車）   | 98.6     | 98.3  | ↓       |
| 騒音（航空機）   | 100      | 100   | →       |
| 騒音（新幹線）   | 95.8     | 95.8  | →       |
| ダイオキシン    | 100      | 100   | →       |

（単位：％）

- 飛散性アスベストの除去作業については、除去作業中の検査だけでなく、作業完了時の検査も行うなどのアスベストの飛散防止策を強化しました。
  - ➡建築物の解体工事などによる石綿の飛散を防止するため、大気汚染防止法の改正が予定されているため、事業者へ周知を図ります。
- 高濃度 PCB 廃棄物の期限内（令和 3 年 3 月）の処理に向け、PCB 廃棄物の適正処理に係るパンフレットを関係団体に配布するとともに、市報において広報を行いました。また、PCB 廃棄物の掘り起こし調査の結果を精査し、保有の可能性が高い事業者に対し電話による追跡調査や現地調査を行いました。

## ■ 取組状況

### 取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします

#### 大気（一般環境）

##### ● 一般環境大気の常時監視（環境保全課）

一般環境大気を監視するため、市内に立花北小学校測定所（北部）、国設尼崎大気環境測定所（中部）、琴ノ浦高校測定所（南部）の3地点に測定所を設けて状況を監視しており、いずれの物質も過去10年の傾向としては減少傾向にあります。



南部測定所（琴ノ浦高校）

##### ・ 北部

令和元年度は、光化学オキシダント以外いずれも環境基準を達成していました。なお、近年は二酸化硫黄については低い濃度で推移しており、二酸化窒素についても横ばいから減少傾向で推移しています。

##### ・ 中部

令和元年度は、光化学オキシダント以外いずれも環境基準を達成していました。また、PM<sub>2.5</sub>の濃度については減少傾向からほぼ横ばいで推移しており、令和元年度は前年度に引き続き環境基準を達成していました。

##### ・ 南部

令和元年度は、光化学オキシダント以外いずれも環境基準を達成していました。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質調査においても結果はすべて環境基準を達成していました。

##### ● 大気汚染防止法等に基づく立入検査（環境保全課）

ばい煙発生施設や特定施設等を設置している事業所に対して立入検査を行い、法の遵守状況等を確認するとともに、事故時や緊急時においても、状況の確認をするために立入検査を行っています。

令和元年度は58件の立入検査を行いました。

##### ● 環境保全協定等に基づく大気の調査（環境保全課）

主な固定発生源の汚染物質排出状況を把握するために、環境保全協定等に基づき、排出ガスの多い34事業所を対象に燃料・原料使用量を調査しています。



## ・燃料・原料の使用量

令和元年度の液体燃料使用量は約 13 千 kL（前年度比 46.9 %増）、固体燃料使用量は約 3 万 t（前年度比 10.4%増）、気体燃料使用量は約 19 万 kNm<sup>3</sup>（前年度比 6.2%減）でした。

## ・大気汚染物質の排出状況

令和元年度の硫黄酸化物排出量は約 15 t（前年度比 2.1 %減）、窒素酸化物排出量は約 406 t（前年度比 8.7 %減）でした。

### ● 光化学スモッグへの対策（環境保全課）

兵庫県では、兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、光化学スモッグ緊急時対策実施要領を定め、県下各市町の測定局のオキシダント濃度が発令基準に達したとき、広報等（予報・注意報等）を発令するとともに、主要工場に排出ガス中の窒素酸化物量の削減を要請しています。

本市においても、尼崎市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱を定め、市内 3 地点でのオキシダント濃度の常時監視、各公共施設の掲示板等で発令情報について周知、被害発生時における救急や、調査、連絡体制を整備しています。

また、広報発令時には本市内における光化学スモッグの広報発令情報をより早く周知するために、広報板掲示、庁内放送、市 HP の緊急情報サイトで発令情報を発信、エフエムあまがさき等への情報提供を行うことにより周知体制を整えています。

令和元年度は光化学スモッグに関する広報等の発令について、予報が 1 日ありました。

### ● 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）への対策（環境保全課）

PM<sub>2.5</sub> は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm（マイクロメートル、1 μm = 0.001 mm）以下の物質のことをいい、工場からのばい煙や自動車からの排出ガスなどの人為的に発生するものと、黄砂や森林火災などの自然から発生するものがあります。

兵庫県では、PM<sub>2.5</sub> の大気中の濃度が「日平均値で 1 m<sup>3</sup> 中 70 μg（マイクログラム、1 μg = 0.001 mg）を超えると予想される場合」には、注意喚起情報を発信することとなっています。

兵庫県から注意喚起情報が発信された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすなど吸入を減らすことに留意する必要があります。

本市では注意喚起情報が発信された場合には、本市 HP への掲載や尼崎市防災ネットによる電子メールの送信などにより注意喚起を促すこととしています。

令和元年度の本市域における注意喚起情報の発信はありませんでした。

### ● 大気汚染防止強化期間における市民・事業者への呼びかけ（環境保全課）

冬期は暖房器具の使用や冬特有の気象条件により二酸化窒素濃度が高くなる傾向にあるため、11 月から翌年 1 月までの 3 か月間を「大気汚染防止強化期間」とし、暖房温度の適正化やボイラー等のばい煙発生施設の燃焼管理、貨物自動車等業務用車両の適正な運行管理の徹底や不要・不急の乗用自動車の使用自粛を市報等で市民・事業者呼びかけています。

## 大気（沿道環境）

### ● 沿道環境大気の常時監視（環境保全課）

沿道環境における大気の状態を監視するため、7地点の測定所において測定を行っています。一般環境と比べると沿道環境は二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が高い傾向にありますが、令和元年度はPM<sub>2.5</sub>の測定を行っている全地点で環境基準を達成していました。全体的にはPM<sub>2.5</sub>濃度は横ばいから僅かに減少傾向にあります。



武庫川測定所（国道43号）

### ● 環境測定車（あおぞら号）による環境監視（環境保全課）

測定所における常時監視のほか、測定局のない道路沿道等の局地的な大気汚染の状況を把握するため、環境測定車（あおぞら号）による環境監視を行っています。

令和元年度は延べ7地点で測定を行いました。測定結果については、市内の測定所と比べて特に問題となる地点はありませんでした。



あおぞら号

### ● 国・阪神高速道路（株）に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和45年から芦屋市、西宮市とともに、国道43号・阪神高速道路自動車公害対策連絡協議会を設置し、毎年、国・阪神高速道路（株）に対して、発生源対策や道路構造対策など総合的な自動車公害対策の推進を要望してきました。

令和元年度は高架や移動発生源からの低周波に対する評価指針の策定や環境基準の早期設定、大型車交通の分散誘導対策の推進、国道43号通行ルール（兵庫県域）の推進、国道43号の歩道空間バリアフリー設備の維持管理などを要望しました。

なお、協議会については一定の役割を終えたことから令和元年度で解散することとなりましたが、引き続き、三市における情報共有と協力体制は継続しつつ、必要に応じて尼崎市単独で国などへの要請を行っていくこととしています。

## ● 国道43号における道路・沿道対策

### ・交通流対策（環境保全課）

国道43号の道路・沿道対策として「環境ロードプライシング」や「環境レーン」の取組がなされています。

「環境ロードプライシング」は平成13年11月から試験的にスタートし、大型車の通行量を調整することで国道43号及び阪神高速3号神戸線から、沿道環境への影響の少ない阪神高速5号湾岸線に交通を誘導することを目的としています。

また、平成24年3月から国道43号の沿道側の第1レーンを「環境レーン」として位置づけ、大型車に対して、夜間は最中央の第3レーンを通行するよう規制するとともに、昼間においても極力中央寄りの車線の通行を求めることで、沿道への騒音や排出ガスの影響軽減を図っています。

国道43号と阪神高速3号神戸線、阪神高速5号湾岸線の3道路における大型車の分担率を平成13年2月と令和元年度12月で比較すると、国道43号と阪神高速3号神戸線においてはそれぞれ12.1%、6.3%の減少がみられ、阪神高速5号湾岸線においては18.4%の増加がみられることから「環境ロードプライシング」の取組の効果があらわれています。

さらに環境レーンにおける大型車の交通量比率を開始当初の平成24年4月と直近で調査された令和元年度12月とで比較すると、東行き（大阪方面）で2.2%の増加、西行き（神戸方面）で3.9%の増加が見られました。

こうした取組は川崎市や名古屋市など他市にも広がりを見せており、令和元年度はイベント時においてパンフレットを配布するなど、これらの取組についてPRを行いました。

### ・環境防災緑地の整備（都市計画課）

広域防災帯に指定された国道43号沿道の防災機能と沿道環境の改善を目的として、環境防災緑地の整備を進めるため、沿道の土地の買取制度（国土交通省所管）を土地所有者や開発事業者案内しています。国が買い取った土地については、植栽を中心とする緑地整備（国管理）などが行われています。

平成7年度の買取制度開始以降、本市における令和元年度末までの緑地などの整備実績は約22,000 m<sup>2</sup>となっています。



通行ルールの案内パンフレット

## 悪臭

### ● 悪臭への対応（環境保全課）

本市では、悪臭防止法に基づき、事業活動に伴って発生する生活環境を損なうおそれのある不快なにおいの原因として、22物質の特定悪臭物質に対し濃度規制を行っています。また、苦情や相談があった場合には現地調査を行うほか、定期的なパトロールにより再発防止に努めています。

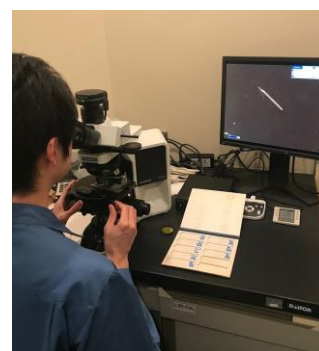
令和元年度は108件の立入調査を行いました。

## アスベスト（石綿）

### ● アスベスト環境濃度の監視（環境保全課）

令和元年度は4地点で測定し、アスベスト濃度はいずれも低い濃度でした。

また、大気中の総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合には電子顕微鏡による成分の確認が必要となりますが令和元年度は1本/Lを超える結果はありませんでした。



衛生研究所での検査の様子

表 一般環境中のアスベスト測定結果

| 項目             | 光学顕微鏡法  |       |       |        |       |       | 電子顕微鏡法  |   |   |
|----------------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|---------|---|---|
|                | アスベスト濃度 |       |       | 総繊維数濃度 |       |       | アスベスト濃度 |   |   |
| 測定月            | 5       | 9     | 1     | 5      | 9     | 1     | 5       | 9 | 1 |
| 測定地点           |         |       |       |        |       |       |         |   |   |
| 国設尼崎大気環境測定所    | 0.056   | 0.056 | 0.056 | 0.088  | 0.070 | 0.056 | —       | — | — |
| 国設尼崎自動車交通環境測定所 | 不検出     | 0.070 | 不検出   | 0.10   | 0.087 | 0.070 | —       | — | — |
| 衛生研究所          | 不検出     | 不検出   | 不検出   | 0.088  | 0.056 | 不検出   | —       | — | — |
| 浜小学校           | 0.056   | 0.056 | 0.056 | 0.070  | 0.056 | 0.056 | —       | — | — |

（単位：本/L）

備考1 平成22年6月にアスベストモニタリングマニュアルが第4.0版に改訂された際、光学顕微鏡法では総繊維数濃度を測定することとなった。このため、光学顕微鏡法によるアスベスト濃度の測定結果は参考値として扱っている。なお、総繊維数濃度とは「長さ5μm以上、幅3μm未満で、かつ長さとの比が3:1以上」の全繊維状物質の濃度をいう。

備考2 表中の測定結果は最新マニュアルである、アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）（平成29年7月環境省）によるもの。

備考3 大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場の敷地境界における規制値：10本/L。

備考4 WHO（世界保健機関）によると、世界の都市部における一般環境中の石綿濃度は1~10本/L。

### ● 解体・改修工事に伴う立入検査（環境保全課）

本市では、アスベスト含有建材の見落としによる建築物の解体に伴うアスベストの飛散を防止するため、建材へのアスベストの使用の有無に関わらず、各種届出書やパトロールにより把握できる解体工事については、原則として立入検査を行っており、令和元年度は 995 件の検査を実施するとともに、非飛散性アスベスト建材の撤去作業においては、口頭指導に加え、紙面による指導を行うなどアスベストの飛散防止策の強化を行いました。

また、飛散性アスベストの除去が行われている解体・改修工事については、状況に応じてアスベスト濃度の簡易測定を行い、適切にアスベストの飛散防止措置が取られていることを確認しており、令和元年度は 85 件の測定を実施しました。令和元年度からは、本格的に作業完了時にも検査を実施するとともに、除去業者に通告することなく立入検査を行うなどアスベストの飛散防止策の強化を行いました。

一方、工事の受注者は、建築物などの解体・改修工事の際に、アスベストの使用の有無について事前調査を行い、その結果を掲示する必要があります。市民の方々には、掲示されていない場合は市へ通報していただくよう本市 HP でお知らせしており、市民と協力して不適正な工事の防止に取り組んでいます。

### ● 吹付けアスベスト除去等に係る補助制度（建築指導課）

市内にある民間建築物における吹付け材にアスベストが含まれているかどうかの調査や露出して吹付けされているアスベストの除去等に要する費用の一部を補助しています。

令和元年度は、吹付けアスベストの除去等に要する費用の補助申請はありませんでした。

### ● アスベストの適正処理（産業廃棄物対策担当）

アスベスト除去工事を行う際の特別管理産業廃棄物管理責任者の設置状況や除去工事の終了後の産業廃棄物管理票（マニフェスト）などの交付状況について報告を求めることで、アスベストが適切に処理されているかを確認し、適宜、指導を行っています。

令和元年度はアスベスト除去工事を行った事業者から 59 件の報告を受けています。

● **石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査**（疾病対策課）

本市では、平成 27 年度から環境省の委託で、平成 28 年度からは兵庫県を通じての委託を受けて、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施しています。この調査は国が検討している今後の石綿健康相談の実施のモデルとなる事業であり、既存の検診との連携など各種課題等について調査検討を行うことを目的としています。この調査では、市の肺がん検診（胸部検診）と併せて石綿ばく露に関する問診を行うとともに、必要に応じて、後日、指定医療機関で胸部 CT 検査を行い、その後、対象者数及び実施にあたっての課題等を、兵庫県を通じて環境省に報告しました。

なお、試行調査については令和元年度をもって完了し、令和 2 年度からは環境省が実施する「既存検診の機会を活用して石綿関連疾患を発見できる体制を整備するため、関連疾患の読影制度向上に向けた知見を収集することを目的とした調査」の事業に参加することとしています。

● **尼崎市アスベスト対策会議の開催**（疾病対策課）

アスベスト問題に関する総合的な対策を推進するとともに、市内での全体調整が必要となる案件について協議し、情報共有を図っています。

令和元年度は 1 回開催し、アスベスト対策に関する取組のとりまとめ、国への共同要望の内容や各種調査・測定結果などについて協議・報告を行いました。



## 水質（公共用水域 河川・海域）

### ● 公共用水域の水質の常時監視（環境保全課）

本市では、市内主要河川や周辺海域において、水質汚濁状況を把握するため、市内を流れる神崎川、武庫川、庄下川、蓬川と尼崎港周辺海域について、河川 11 地点、海域 3 地点（運河域 1 地点を含む。）で定期的に水質調査を実施しています。



採水の様子

#### ・ 神崎川水系

神崎川水系は、淀川の一津屋樋門で分岐し、猪名川、藻川と合流して尼崎市と大阪市の市境を流れ大阪湾に注ぐ一級河川です。令和元年度の測定結果をみると、水質の状況を示す代表的な指標である BOD の年間平均値は前年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準と水生生物の保全に係る環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は大腸菌群数で非達成の地点がありました。

#### ・ 武庫川水系

武庫川水系は、丹波丘陵に源を發し、三田盆地、神戸市北部、西宮市北部、宝塚市や伊丹市西部から尼崎市と西宮市の市境を流れ、大阪湾に注ぐ二級河川です。令和元年度の測定結果をみると、BOD はすべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は水素イオン濃度で非達成の地点がありました。

#### ・ 庄下川水系

庄下川水系は、伊丹市域を流れる伊丹川、昆陽川、富松川等が合流し、本市中央部を流れて大阪湾に注ぐ一級河川です。令和元年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は前年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は水素イオン濃度で非達成の地点がありました。



## ・蓬川水系

蓬川水系は、武庫川の六樋取水口を源に、本市西部を貫流して尼崎港に注ぐ二級河川です。生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はされていませんが、令和元年度の測定結果をみると、BODの年間平均値は前年度とほぼ同程度でした。人の健康の保護に関する環境基準は、すべての地点・項目で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。

## ・大阪湾（海域・運河）

尼崎港周辺海域は、大阪湾の最奥部に位置し、神崎川、武庫川、庄下川や蓬川から河川水が流入しています。令和元年度の測定結果をみると、海域での水質の状況を示す代表的な指標であるCODの年間平均値は、前年度とほぼ同程度で、すべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果は多少の変動はあるもののほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準と水生生物の保全に係る環境基準はすべての地点・項目で達成していました。

生活環境の保全に関する環境基準は、溶存酸素量がすべての地点で達成していましたが、水素イオン濃度や全窒素、全磷などで非達成の地点がありました。

## ● 市内河川におけるネオニコチノイド系農薬の実態把握（衛生研究所）

害虫駆除のために使用されるネオニコチノイド系農薬は、食品に関しては残留農薬基準が設定されており、安全が確保されていますが、河川や地下水などの環境に関する研究はまだ多くありません。そこで、本市では平成28年度から市内河川におけるネオニコチノイド系農薬の環境調査を行ってきました。

令和元年度は、尼崎市市内における河川だけでなく、地下水中の汚染実態に関しても把握するために、市内の河川7地点と地下水10地点において8種類のネオニコチノイド系農薬を対象に調査を行いました。河川では他都市の検出事例と同程度の濃度、地下水では河川の三分の一以下の濃度で検出されました。

## ● 水質汚濁防止法に基づく立入検査（環境保全課）

工場等の排水の汚染状況を監視するため、一般パトロールをはじめ、臨海部の工場等への海上パトロールを行っています。

令和元年度は、38工場等に延べ246回の立入検査を実施し、延べ72工場等の排水を検査しました。その結果、4工場等で排水基準の超過が確認されました。総量規制基準については、16工場等の排水を検査した結果、総量規制値の超過はありませんでした。

排水基準を超過した工場等には、基準超過の原因究明をした上で対策を講じさせ、報告させることにより、適正な排水となるよう指導を行いました。

● **下水の適切な処理**（下水道部経営企画課（上下水道部経営企画課））

生活排水や工場排水などの下水は下水道を通過して、終末処理施設（浄化センターなど）へ運ばれます。

終末処理施設に運ばれた下水は、ごみなどを取り除かれたあと、溶解性や浮遊性の汚濁物を微生物のはたらきにより分解・沈殿され、消毒された後に、河川や海域などの公共用水域に放流されています。このため、下水道や終末処理施設は河川や海域などの公共用水域の水質保全には欠かすことのできない施設です。



北部浄化センター

令和元年度に本市で処理された下水量は 86,784,563 m<sup>3</sup> となっています。

表 下水の処理状況

| 区域  | 高級処理 (m <sup>3</sup> ) | 簡易処理 (m <sup>3</sup> ) | 合計 (m <sup>3</sup> ) |
|-----|------------------------|------------------------|----------------------|
| 東部  | 20,128,502             | 2,946,077              | 23,074,579           |
| 北部  | 21,645,700             | 3,185,970              | 24,831,670           |
| 武庫川 | 34,140,382             | 4,711,032              | 38,851,414           |
| 原田  | 24,703                 | —                      | 24,703               |
| 庄内  | 2,197                  | —                      | 2,197                |

● **下水道法に基づく排除基準への適合状況の監視**（浄化センター）

除害施設等の運転管理、特定施設の稼働状況や排水設備の状況等の調査、排水調査の採水を行うため、事業場に対して立入調査を行い、必要に応じて施設の改善や運転方法等について指導を行っています。

令和元年度は立入または排水調査を 126 事業場に対して実施し、これらの事業場に延べ 150 回の水質検査を行いました。

● **浄化槽の維持管理**（生活衛生課）

浄化槽は、適切な使用や維持管理を怠ると汚れたままの水が河川などに流れ出てしまい、水質の悪化や悪臭の発生の原因となります。

浄化槽が本来の機能を発揮するために、浄化槽管理者に対して適切な使用方法や維持管理方法について指導しています。

令和元年度は 5 基の浄化槽が設置されました。

## ● 河川・水路の維持管理（河港課）

本市の河川は、全般的にみて河床勾配が緩やかで平常時における流量・流速が少ないこともあり、河川水に混入した有機物（汚泥）の沈殿・堆積を促進しやすい河川環境となっています。堆積した有機物（汚泥）は、河川水等の溶存酸素を消費するため、河川や海域の水質汚濁源となっています。こうしたことから、兵庫県と本市では、本川への汚濁防止軽減策として、流入支川や水路の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫を実施し、水質浄化に努めています。

令和元年度は本市の事業として市内一円各水路等で 324 t を浚渫しました。また、ごみや藻の繁茂等は水質悪化の原因となるため、河川の浮きごみの処理、除草、ポンプ等の河川管理施設の点検・整備等を行っています。浮きごみについては、市内一円各水路等で 1,983 t を除去しました。さらに、庄下川については、流量の確保や流れを創出するために、浄化ポンプや<sup>かどうせき</sup>可動堰を設置しており、これらの適切な維持管理により、水質の改善・維持を行っています。

## 水質（地下水）

### ● 地下水の常時監視（環境保全課）

本市では市域の地下水の状況を把握するために概況調査地点を 7 地点設定するとともに、過去に環境基準を超えた項目をモニタリングするために継続監視調査地点を 2 地点設定して水質調査を行っています。令和元年度は、概況調査についてはすべての地点・項目において環境基準を達成していました。継続監視調査では 1 地点でクロロエチレンが環境基準を達成していませんでした。

## 騒音・振動（一般環境）

### ● 騒音・振動の発生防止に関する指導（環境保全課）

#### ・工場・事業場

本市では、特定施設に関する届出や事前協議の際に、公害発生の未然防止を図るため、事前指導を行っています。また、相談が寄せられた場合には、特定施設を有しない事業者であっても、騒音・振動に係る規制等について説明を行っています。

#### ・建設作業

本市では、特定建設作業実施届出書の届出の際に、施工業者に対して、騒音・振動の防止対策を行うとともに、事前に工事説明を行うなど周辺住民の理解を得るよう指導を行っています。

#### ・飲食店等からの騒音の未然防止に関する啓発

本市では、保健所が実施している食品衛生責任者養成講習会において、飲食店営業者を対象にカラオケ等の音響機器を中心とした営業騒音の防止についてパンフレットを配布し、説明することで啓発を行っています。

令和元年度は 11 回の講習会で、861 人に対して説明を行いました。

## 騒音・振動（自動車）

---

### ● 自動車騒音の常時監視（環境保全課）

本市では、沿道における自動車騒音を監視するため、自動車排出ガス測定所 6 カ所において騒音測定を行っています。

令和元年度は昼間・夜間ともに、全測定所で環境基準を達成していました。

### ● 自動車騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、測定所を設置していない地点での自動車騒音・振動を把握するために、定点調査を行っています。騒音については、全測定地点（25 地点）のうち、玉江橋線（開明町 1）においては夜間のみ、大物線（大物町 1-8-18）においては昼間のみ環境基準を達成していませんでしたが、その他 23 地点においては昼間・夜間とも環境基準を達成していました。また、振動については全地点で昼間・夜間ともに要請限度を下回っていました。

### ● 自動車騒音の面的評価（環境保全課）

平成 30 年度までの定点調査の結果をもとに、主要幹線 16 路線（総延長 63.7 km）に面する地域にある評価対象全戸数 45,984 戸に対し、ばく露騒音の予測を行いました。

昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは 45,185 戸（98.3 %）、昼間のみ環境基準を達成したのが 519 戸（1.1 %）、夜間のみ環境基準を達成したのは 0 戸（0 %）でした。昼間・夜間とも環境基準を 100 % 達成しているのは、国道 171 号、山手幹線、園田西武庫線（県道 606 号西宮豊中線）、近松線（主要地方道大阪伊丹線）、長洲線（県道 74 号尼崎停車場線）、近松線・園田橋線（主要地方道大阪伊丹線）、臨港線（県道 341 号甲子園尼崎線）、西川線（県道 191 号尼崎停車場西川線）、久々知水堂線（主要地方道尼崎池田線）であり、最も達成率が低いのは 93.3 % で名神高速道路でした。なお、全路線で 90 % 以上が昼間・夜間ともに環境基準を達成しており、高い水準を維持しています。

● **沿道環境における建築物の騒音対策**（環境保全課）

尼崎市の環境をまもる条例で、幹線道路7路線の周辺地域を自動車騒音防止地域に指定しています。この地域内において譲渡又は賃貸を目的として新築される長屋や共同住宅を特定建築物と定義し、入居者を自動車騒音からまもるため、建築主に対し、事前に一定の騒音対策を講じるよう義務づけています。

令和元年度の届出件数等とこれまでの累計届出件数等は次のとおりです。

表 特定建築物の届出状況

| 道路名             | 届出数・戸数 | 令和元年度 |        | 平成30年度までの累計 |        |
|-----------------|--------|-------|--------|-------------|--------|
|                 |        | 届出数   | 届出対象戸数 | 届出数         | 届出対象戸数 |
| 名神高速道路          | 3      | 6     | 94     | 927         |        |
| 国道43号           | 5      | 62    | 86     | 1,510       |        |
| 国道2号            | 1      | 27    | 72     | 1,497       |        |
| 国道171号          | 0      | 0     | 11     | 122         |        |
| 尼宝線（県道尼崎宝塚線）    | 0      | 0     | 60     | 644         |        |
| 五合橋線（県道米谷昆陽尼崎線） | 2      | 25    | 53     | 554         |        |
| 玉江橋線（県道尼崎池田線）   | 1      | 6     | 21     | 222         |        |
| 合計              | 12     | 126   | 397    | 5,476       |        |

備考1 尼崎市民の環境をまもる条例に基づく届出を含む。

**騒音（航空機）**

● **航空機騒音の常時監視・定点調査**（環境保全課）

武庫北小学校において兵庫県が常時監視を行っており、騒音レベルの推移をみると、ここ数年は概ね横ばいの状況となっており、令和元年度は環境基準を達成していました。

また、本市においても、武庫西生涯学習プラザ（旧武庫地区会館）で、年に1回の頻度で定点調査を行っており、県の測定結果と概ね同様の結果となっています。

● **国・空港・航空会社に対する要望活動**（環境保全課）

本市は、昭和39年より周辺市（豊中市、池田市、箕面市、吹田市、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、芦屋市、伊丹市）と大阪国際空港騒音対策協議会（平成17年より大阪国際空港周辺都市対策協議会へ名称変更）を設置し、国や空港等に対して、発生源対策、空港周辺対策や安全対策の推進を要望しています。

令和元年度は逆発着時の騒音対策や低騒音機の積極的な導入などに加え、遅延便の発生抑制対策や落下物対策の確実な実施等について要望を行いました。

## 騒音・振動（新幹線）

---

### ● 新幹線騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、山陽新幹線の騒音・振動の状況を把握するため、4地区（小中島・食満・猪名寺・武庫）24地点において定点調査を実施しています。

騒音については、上り線側12地点、下り線側11地点（軌道中心から12.5m地点の7地点、25m地点の8地点、50m地点の8地点）の合計23地点（95.8%）で環境基準を達成していましたが、猪名寺地区の下線側の12.5m地点において環境基準を達成していませんでした。また、振動については全地点で対策指針値を下回っていました。

### ● 国・西日本旅客鉄道（株）に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和55年度から伊丹市と西宮市とともに、阪神三市山陽新幹線公害対策連絡協議会を設置し、毎年、国・西日本旅客鉄道（株）に対して、発生源対策、周辺対策や安全対策の促進を要望しています。

令和元年度は騒音に係る環境基準の早期達成のために、バラストマット（騒音・振動を軽減するためのゴム製のマット）の早期全線敷設や騒音・振動が高い区間における積極的な対策、新幹線の速度の見直し、高架橋の維持管理の徹底などを要望しました。

## 土壌

---

### ● 「工場跡地に関する取扱要綱」による協議（環境保全課）

2,000 m<sup>2</sup>以上の工場が事業活動を終結するとき、工場跡地に関する取扱要綱に基づき、土壌・地下水の調査対策、廃棄物の管理状況等について協議を行っています。

令和元年度は2件の協議が行われました。

### ● 土壌汚染対策法に基づく立入検査（環境保全課）

土壌汚染対策法に基づき、形質変更時要届出区域等の土壌汚染が判明した土地における工事が適切に行われているかを確認するため、立入検査を実施しています。

令和元年度は16事業所等に対して、20回の立入検査を行いました。

また、汚染土壌処理業の許可業者が適切に汚染土壌を処理しているかなどを確認するため、許可業者に対して、立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、改善させることにより、地域の生活環境の保全を図っています。

令和元年度は5事業所等に対して、延べ10回の立入検査を行いました。

## 地盤沈下

---

### ● 水準測量（河港課）

土地の上下変動を精密に測り、地盤沈下対策に役立てるため、水準測量を概ね3年ごとに実施しています。

平成30年度の測量結果は、水準点122点、測量延長101.5kmで、比較可能な平成27年度の結果と比べると、全水準点の平均値は+5.08cm（上昇）でした。また、全観測点からみると、沈下量1cm以上の地点は約2%であり、全市的には沈静化の傾向を示しています。

### ● 地盤変動量・地下水位の観測（河港課）

地盤の収縮量と地下水位を観測するため、本市では、昭和46年度に塚口本町の旧グンゼ工場内に地盤沈下計と地下水位計を設置しています。また、兵庫県では、昭和29年度に西海岸町に地盤沈下計を設置するとともに、昭和39年度に中浜町に地下水位計を設置しています。

令和元年度と平成30年度の測定結果を比較すると、地盤変動量については、旧グンゼ工場調査地点では-0.13mm、西海岸町では-0.31mm、地下水位については、旧グンゼ工場地点では+0.46m、中浜町では+0.33mとなっており、地盤沈下は沈静化の傾向にあります。

## ダイオキシン

---

### ● ダイオキシン類の常時監視（環境保全課）

大気については1地点（琴ノ浦高校）で年4回、水質と水底の底質については4地点（庄下川橋、尾浜大橋、尾浜橋、南豊池橋）で年1回、土壌については1地点（琴ノ浦高校）で年1回の調査を行いました。

令和元年度はすべての地点・項目で環境基準を達成していました。

## 大気汚染公害による健康被害者対策

---

### ● 健康被害の補償給付・救済と健康被害の予防（公害健康補償課）

大気汚染を原因とする公害による健康被害の補償給付・救済については、公害健康被害の補償等に関する法律とこれを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づき実施しています。また、大気汚染による健康影響を防ぐことを目的に健康被害予防事業を実施しています。

※ 昭和63年3月の法改正により、大気汚染による公害補償地域の指定が解除され、新たな認定は行われなくなりましたが、既認定患者に対する補償給付は継続されています。



## 公害の歴史の継承

### ● 公害の歴史についての学習（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジと協力して開発した本市における公害の歴史を学ぶためのプログラムである

「KOGAI QUEST（公害クエスト）」を実施しています。

本プログラムは、公害が深刻だった当時の様子を聞くことや公害に縁のある場所の見学といった一般的なプログラムではなく、簡単なシナリオを読み、様々な役割・立場（事業者、行政、市民、医者など）を演じるロールプレイング形式のプログラムとすることで、自分の暮らすまちで「公害」という難しい問題に直面した際に、解決に向けてどのように考え、行動をしていくのかをより深く学ぶことができる内容となっています。

令和元年度は、市民を対象とした講座、中学校での授業、全国のコミュニティカレッジ関係者を対象とした講座を実施し延べ64人の参加がありました。



日新中学校での授業の様子

### ● アスベストセミナーの開催（疾病対策課）

アスベスト問題を広く知ってもらうとともに、風化させないために、これまでの市や患者家族の取組や健康管理に関する調査などについて学ぶことができるセミナーを開催しました。

セミナーのちらし

## 有害化学物質

### ● ポリ塩化ビフェニル（PCB）の適正処理（産業廃棄物対策担当）

PCB 廃棄物については、法令で定められた期限までに、適正に処分する必要があるため、平成 27 年度から市内自家用電気工作物設置者 1,737 事業者を対象に PCB 含有機器の保有に関する調査を行っています。また、平成 30 年度からは経済センサスデータ（従業員数 10 人以上）を利用した PCB 使用安定器の保有に関する調査も開始し、市内の PCB 廃棄物の掘り起こしを進めています。

令和元年度は、PCB 含有機器を保有する可能性のある事業者に対する掘り起こし調査として、電話による追跡調査（立入調査を含む）を延べ 766 事業所に対して行い、新たに 62 事業所の PCB 廃棄物などの保有が判明しました。また、市報による広報を行うとともに尼崎商店連盟などの関係団体に対し、本市が作成した PCB 啓発チラシを配布し、PCB 廃棄物など期限内処理について周知・啓発を行いました。



PCB 使用機器の確認用  
パンフレット

## 快適環境

### ● 空地の適正管理（開発指導課）

空地の管理が不適切な場合、雑草が繁茂するほか、ごみの投棄場所にされるなど空地周辺の住民の生活環境にさまざまな影響を及ぼすことがあります。本市では、尼崎市の環境をまもる条例の規定に基づき、空地の所有者等に対し、雑草の刈取り、廃棄物が不法に投棄されない措置などの適正な管理を義務付け、管理不十分な空地の解消に取り組んでいます。

令和元年度は 40 件の指導を行いました。

## 目標 4 多様な生き物の生息（生育）環境の保全

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*  
 身近な緑や水辺でいろいろな生き物が見られます

### ■ 取組の方向性・施策

**取組の方向性** 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります

- 施策ア 生物多様性のモデルとなる取組の重点実施
- 施策イ 生物多様性に対する理解の促進と意識啓発
- 施策ウ 地域の特性に応じた緑づくりの推進
- 施策エ 緑の適正な配置と維持・管理
- 施策オ 水辺の保全・創出
- 施策カ 農地の保全と活用

### ■ 関連資料

- ・公園・緑化のあゆみ

### ■ 現状（取組の成果・評価）・今後の取組の方向性

- ・身近な自然・生き物を大切にしている市民の割合が微減となりましたが、他の項目は良好な状況にあります。

表 生物の生息・生育環境と市民の興味・関心の状況

| 対象      |                          | 平成 30 年度  | 令和元年度     | 前年度との比較 |   |
|---------|--------------------------|-----------|-----------|---------|---|
| 生息・生育環境 | 緑の面積                     | 450.0 ha  | 450.7 ha  | ↗       |   |
|         | 市有施設におけるブラックリスト種（兵庫県）の使用 | 0 件       | 0 件       | →       |   |
|         | 民有施設におけるブラックリスト種（兵庫県）の使用 | 0 件       | 0 件       | →       |   |
|         | 環境基準の達成状況                | BOD       | 100 %     | 100 %   | → |
|         |                          | DO        | 100 %     | 100 %   | → |
|         |                          | Zn        | 100 %     | 100 %   | → |
| NP      |                          | 100 %     | 100 %     | →       |   |
| LAS     | 100 %                    | 100 %     | →         |         |   |
| 関心・理解   | 生き物に関する講座・イベントの実施回数      | 49 回      | 37 回      | ↘       |   |
|         | 身近な自然・生き物を大切にしている市民の割合   | 64.4 %    | 62.6 %    | ↘       |   |
|         | 市民農園の面積                  | 21,270 ha | 22,159 ha | ↗       |   |

- ・農業公園において平成 29 年度からヒメボタルの幼虫調査を行っています。令和元年度は調査時期に土壌が乾燥していたため、幼虫を確認することはできませんでした。なお、幼虫が

確認されている竹林の乾燥化を防ぐために、竹林の間伐材を用いて、竹垣を設置しました。

➡竹垣の設置の効果の確認などを含め、引き続き幼虫調査を行います。

- ・猪名川自然林の本来の姿を保全していくための活動として、自然と文化の森協会と協力しながら自然林の再生実験を始めました。エノキやムクノキの発芽や実生の成長を促すために常緑照葉樹の一部を伐採するとともに、その効果を確認するための調査を行いました。
- ・尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、都市の農業について多くの市民に知ってもらうことで、市内農業の振興につなげる取組を始めました。

## ■ 取組状況

### 取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります

#### ● 自然環境の保全・創出

##### ・ 自然と文化の森構想の推進（園田地域課）

猪名川と藻川に囲まれた地域とその周辺に残る自然環境や歴史・文化資源の「価値」を再発見し、財産として守り、活かしながら取組を進めるため、自然と文化の森協会により、園田地区を中心に生き物観察、農業体験や歴史探索などが行われています。

また、公開型意見交換の場としてプラットフォームが設けられており、偶数月は「園田の自然を楽しもう」、奇数月は「園田の歴史を知る」というテーマで開催されています。

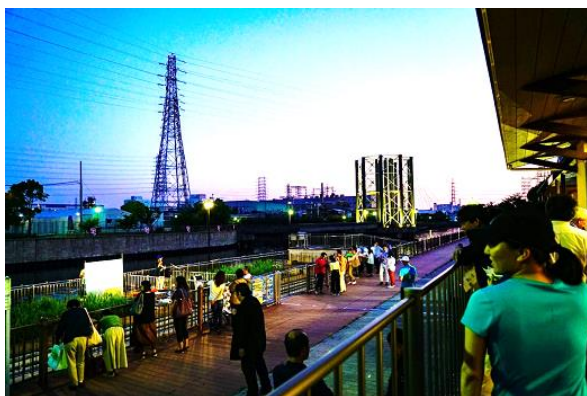
令和元度は 11 回開催され、87 人の参加がありました。



プラットフォームの様子

##### ・ 尼崎 21 世紀の森構想の推進（公園計画・21 世紀の森担当）

臨海部において、自然環境の回復・創造、都市のアメニティ空間の創出や操業環境の向上などにより「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマとして、魅力と活力のあるまちに再生するための取組を進めており、令和元年度には、尼崎の森中央緑地で、植樹会などの各種イベントが行われるとともに、運河では CANAL FRIDAY が行われました。また、臨海部の工場緑化を推進するため、平成 21 年度にガイドブックが作成されており、企業においては尼崎 21 世紀の森型工場緑化が進められています。



チャンネルフライデー



あましん植樹祭

表 主なイベントの開催状況

| 開催日            | イベント名                  | 概要   | 参加者（人） | 実施主体                    |
|----------------|------------------------|--|--------|-------------------------|
| 毎月第4<br>日曜日    | オープンキャナルデイ             | 北堀キャナルベースや水質浄化施設を拠点に、憩いの場として利用するため、水質浄化活動や「水上さんぽ」などを行った。                         | 261    | 兵庫県、運河〇〇クラブ             |
| 毎月第1<br>土曜日    | 森の会議                   | 尼崎21世紀の森構想を推進するため、団体・個人が集まり、仲間集め、企画・告知を行うためのプラットフォームを開催した。                       | 246    | 尼崎の森中央緑地パークセンター、兵庫県、尼崎市 |
| 5月24日<br>9月27日 | CANAL FRIDAY           | 臭滅の夜に、尼崎運河で、企業で働く人々が気軽に立ち寄れるイベントを開催した。   | 600    | CANAL FRIDAY PARTNERS   |
| 11月3日          | 尼崎モリニック                | 尼崎中央緑地において森の運動会、エコキッズメッセ、ヨガ、ホースセラピーなど森の会議の関係者が集まりイベントを行った。                       | 2,500  | 兵庫県、森の会議の参加者            |
| 4月7日           | 尼崎の森中央緑地<br>苗木の里親さん植樹会 | 尼崎の森中央緑地に植える苗木を育てるために、市民・事業者などが「苗木の里親」となり、苗木を預かり、植樹が可能となる大きさに育ったものを、自分たちの手で植樹した。 | 36     | 兵庫県、尼崎の森中央緑地パークセンター     |

・猪名川自然林の再生実験（公園維持課）

本市の北東部を流れている猪名川は、S字形に蛇行していた河道であったことなどから大雨などによって、たびたび氾濫が発生していたため、昭和40年代に河道を直線化する河川改修が行われました。一方で、たびたび氾濫が発生するという環境は河畔に多数のエノキやムクノキからなる特徴的な樹林を成立させることとなり、この自然性の高い樹林は「猪名川自然林」として保全されることとなりました。

しかしながら、河川改修後には氾濫が発生しなくなったことや樹林内に植樹が行われたことなどから樹林の環境が変化し、次第に落葉広葉樹（冬季に落葉する樹木）が優占する樹林からクスノキなどの常緑照葉樹（冬季に落葉しない樹木）が優占する樹林へと変化しており、暗くうっそうとした樹林となっています。こういった状況を改善し、本来の姿を保全していくための活動として、自然と文化の森協会と協力しながら自然林の再生実験を行っています。

令和元年度は、エノキやムクノキの発芽や実生の成長を促すために常緑照葉樹の一部を伐採するとともに、その効果を確認するための調査を行いました。



## ● ヒメボタルの生息環境の保全（環境創造課）

市民団体と協力して尼崎市農業公園においてヒメボタルの幼虫調査を実施しました。ヒメボタルはゲンジボタルやヘイケボタルのような水生のホタルとは違い、陸生のホタルで、雌は翅が退化しており、飛ぶことができません。そのため、生息環境が悪化した場合に、容易に生息場所を移動することができず、現在の生息環境を保全することが重要とされています。

令和元年度は、公園内に 400 個の捕獲トラップを設置しましたが、調査期間前から雨が降らず土壌が乾燥していたことなどから、幼虫は確認されませんでした。

また、竹林を囲っていた笹垣が老朽化に伴い撤去されたことから、竹林内の乾燥化が進むとともに夜間照明を遮るものがない状況となっていたことから、市民団体（自然と文化の森協会）と協力して、竹林の間伐材を活用した竹垣の設置を試行的に行いました。

## ● 生き物に対する理解の醸成

### ・公園等の自然を活用したイベントの開催（公園計画・21世紀の森担当）

市内の公園にある自然を活用して野鳥や昆虫を観察するなどのイベントが行われており、身近な緑に生息する生き物や自然に触れる機会を提供しています。

令和元年度は、夏休み期間中に子どもを対象とした「野鳥観察会」や「植物園であそぼう」など計 9 回のイベントが行われ、1,364 人が参加しました。

### ・魚つり公園の管理（公園維持課）

本市には武庫川河口に栈橋型の魚つり公園があり、様々なイベントが行われているとともに、魚釣りを通じて、スズキやクロダイをはじめ様々な魚と触れ合うことができます。

令和元年度は、平成 30 年度の台風第 20 号と第 21 号による高潮被害の影響で閉園していましたが、復旧作業を行い、令和 2 年 4 月から営業を再開しています。

### ・あまがさきの身近な自然写真展の開催・カレンダーの作成（環境創造課）

環境に対する関心、理解を深めるため、市内の身近な自然を題材とした写真を募集し、入選作品による写真展を開催するとともに、入選作品を用いてカレンダーを作成し、小中学校等の公共施設や市民へ配布しています。

令和元年度は 252 点（65 人）の応募があり、入選作品の中から選ばれた写真を用いたカレンダーを 4,000 枚作成し、配布しました。



カレンダー



・野良猫対策活動講習会の開催（生活衛生課（動物愛護センター））

本市では、野良猫によるトラブルを低減させるために生息数を減らすことを目的とした不妊手術費用の助成を行っています。

効果的に野良猫対策を進めていくために、助成にあたっては、猫の特性や野良猫対策に関する活動の仕組みや注意点、事例などを学ぶための講習の受講が義務付けられています。

令和元年度は 87 人が受講しました。

● 緑の保全・緑化の推進

・保護樹木・保護樹林の指定（公園計画・21世紀の森担当）

緑が少ない本市において、点在する景観木や景観林は長年かかって築きあげられた貴重な財産です。本市では、先祖から引き継がれてきた樹木や古木を、尼崎市の環境をまもる条例に基づき、「保護樹木等」として指定しています。また、保護樹木等の保護養生に関する費用の助成も行っています。

令和元年度は障害枝剪定等に対し 4 件の助成を行いました。しかし、近年は、樹林の保護よりも周辺住環境の変化に伴う苦情等への対応として剪定が行われていることが多くなってきています。



保護樹木（時友神社）

表 保護樹木・樹林の指定箇所数

| 種類    |                     | 年度     |        |        |        |        |
|-------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       |                     | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     |
| 樹木（本） |                     | 65     | 64     | 66     | 63     | 63     |
| 樹林    | 箇所数                 | 41     | 41     | 42     | 43     | 44     |
|       | 面積（m <sup>2</sup> ） | 77,423 | 77,423 | 78,090 | 78,741 | 80,386 |

・生垣設置の推進（公園計画・21世紀の森担当）

緑視率を高め、まちの景観の向上に役立つだけでなく、防災上の効果もあることから、生垣を新設もしくは改善した市民に対し、一定の助成を行っています。

これまでに 244 件、総延長 3,386.24 m の生垣に対して助成を行いました。

令和元年度は、生垣の設置に対し 1 件の助成を行いました。



生垣の設置

#### ・工場緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では尼崎市の環境をまもる条例に基づき10,000 m<sup>2</sup>以上の敷地を有する工場においては、敷地の10%以上の緑化を義務付けています。昭和57年度末には事業者の努力により対象となるすべての工場の緑化が完了しました（昭和57年度末94社、104工場 緑地面積 約651,000 m<sup>2</sup>）。

平成22年4月に尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例が制定され、この条例が適用される事業所については、尼崎市の環境をまもる条例の緑化義務が適用されないこととなりました。

令和元年度末では86社、94工場で緑地面積が約589,000 m<sup>2</sup>（累計）となっています。



工場緑化

#### ・地域に応じた工場の緑化（経済活性化課）

工場立地法に規定される緑地面積を地域に応じて緩和することにより、工場の操業環境の維持・保全をしながら、工場緑化による周辺地域との調和に努めています。

令和元年度は本制度の利用が13件ありました。

#### ・県民まちなみ緑化事業（公園計画・21世紀の森担当）

都市における環境の改善や防災性の向上などを目的として、市が作成する緑化計画に適合した緑化活動を実施する場合には、兵庫県により助成が行われます。

令和元年度は10件が補助金の交付を受け、4,676.7 m<sup>2</sup>の緑地が造成されました。

#### ・開発事業緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では尼崎市住環境整備条例に基づき、市内で事業施行地積が500 m<sup>2</sup>以上3,000 m<sup>2</sup>未満の共同住宅又は500 m<sup>2</sup>以上の住宅以外の建築物の建設を目的とする開発事業を行う場合には、一定規模の緑地を事業者の協力で造成し、その維持管理等について協定を締結し、地域の環境改善に役立てています。

令和元年度は73件の緑化協定を締結し、6,202 m<sup>2</sup>の緑地が造成されました。また、新たに制定した沿道緑化の誘導基準により、引き続き、質の高い緑化を進めていきます。



集合住宅における開発緑化

### ・建築物緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では、平成14年10月から環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づき、建築面積が1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物を新築・増築・改築する場合には、当該建築物の屋上面積の20%以上を屋上や壁面等を活用し、建築物上で緑地として確保するよう義務付けられています。

令和元年度は14件の届出があり、9,496 m<sup>2</sup>建築物緑化が行われました。



商業施設における建築物緑化

### ・壁面緑化の普及の促進（環境創造課）

家庭において壁面緑化を行った際に、余剰となった種を市民間で融通しあうことで、気軽に壁面緑化に取り組んでもらえるよう「種のシェア制度」を運用しています。

令和元年度はアサガオやフウセンカズラなど約20件の種の提供があり、約230袋を希望者に配布することができました。

## ● 花・緑と触れ合う機会の創出

### ・2019春の花と緑のフェスティバル（公園計画・21世紀の森担当）

毎年4月29日（祝）に上坂部西公園で緑の月間行事として、本市と（公財）尼崎緑化公園協会との共催で、市民の緑化への関心の向上、公園利用者の増加を目的に開催しています。花と緑に関わる協力団体による花苗の販売や幼稚園児、中高生によるステージなどを実施するとともに、あまがさきフラワーガーデニングコンテストなどの表彰を行うなど、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しめる緑化イベントとなっています。



春の花と緑のフェスティバル

令和元年度は市内の緑化功労団体への市長感謝状の贈呈を実施するなど新たな取組を行い、約8,500人の来場者がありました。

・緑化・園芸講習会の開催（公園計画・21世紀の森担当）

上坂部西公園などにおいて、緑化に関する講習会を行っています。今後は、参加者の年齢層拡大のためにテーマの幅を広げ、多種多様な内容を扱っていく必要があります。

平成26年度からは、現場実践型の講習会として、公園内で花壇づくりを行う体験型花壇講習会を開始しました。

表 講習会の開催状況

| 講習会名     | 概要  | 回数 | 参加者（人） |
|----------|---|----|--------|
| 一般講習会    | 花と緑の普及・啓発を目的に、上坂部西公園などにおいて、菊作り・小品盆栽・臯月盆栽など、各種テーマに沿って講習会を実施した。 | 47 | 660    |
| 依頼講習会    | 自治会などからの依頼に応じて寄せ植えやフラワーアレンジメントなどについて出張講座を実施した。                | 6  | 112    |
| 体験型花壇講習会 | 上坂部西公園などにおいて花壇の植え替えなどの講習会を実施した。                               | 6  | 69     |

・農業公園管理ボランティア講習会の実施（農政課）

農業公園内の植物（バラ・ボタンなど）の管理や除草作業をボランティアの方々と協力しながら行っています。植物の管理作業を通じて植栽管理のノウハウの習得や農業に対する意識の醸成を図っています。

令和元年度は10回の講習会を開催し、延べ130人のボランティアが参加しました。

・緑に関する展示会の開催（公園計画・21世紀の森担当）

市民の緑に関する意識の向上を図るため、様々な展示会を開催しました。



尼崎さつき祭  
（第66回尼崎さつき展）

表 展示会の開催状況

| 展示名    | 概要   | 期間・回数                 | 来場者（人） |
|--------|--|-----------------------|--------|
| 緑化展示会  | 上坂部西公園の緑の相談所や温室、展示施設などにおいて小品盆栽展や洋ラン展など各種緑化に関する展示会を実施した。  | 28回                   | 35,062 |
| 尼崎さつき展 | 中央公園において、伝統的な花の魅力を楽しんでもらうことや花・緑に対する関心を深め緑化意識の向上を図った。市内高等学校箏曲部や茶道部の合同で、琴演奏と野点を行うなど若い人たちが園芸に触れ合える機会を作った。 | 5月18日<br>～<br>5月26日   | 7,029  |
| 尼崎市菊花展 |  | 10月27日<br>～<br>11月13日 | 9,783  |



・ **緑に関する相談**（公園計画・21世紀の森担当）

花と緑づくりの指導・相談を行うため、上坂部西公園に相談所を設置し、（公財）尼崎緑化公園協会園芸相談員や緑化協力団体が市民の相談に応じています。現在は、ホームページでのFAQの充実を図り、インターネットでの対応も行っています。

令和元年度は上坂部西公園で5,357件（4,056人）の相談を受けました。



緑の相談所（上坂部西公園）

表 「緑の相談所」における利用状況

| 相談数   | 相談内容  |     |     |     |     |       |     |      |       |     |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|------|-------|-----|
|       | 花卉    | そ菜  | 果樹  | 樹木  | 地被類 | 土壌・肥料 | 病虫害 | 植栽計画 | 同定    | その他 |
| 5,357 | 1,321 | 370 | 217 | 790 | 15  | 608   | 521 | 278  | 1,129 | 108 |

備考1 市外居住者からの相談 400件含む

備考2 電話相談 1,674件含む

・ **情報の発信**（公園計画・21世紀の森担当）

緑化に関する情報の発信として「緑の相談所だより」を発行しています。

平成29年度から新たな取組として、2か月に1回の発行から四半期に1回の発行にすることにより、四季それぞれに開催する講習会などの内容をコンパクトに市民に周知しました。また、ブログやホームページでも緑に関する情報を発信しているほか、平成29年度から新たにFacebookページ「アマグリ～amagasaki greening～」を開設し、市民への周知の向上を図りました。



緑の相談所だより

## ● 花・緑づくりの推進

### ・街なみ街かど花づくり運動（公園計画・21世紀の森担当）

市民自らの手で街を花で飾ることにより、美しい街なみ景観の向上を図り、尼崎のイメージアップを目的とする「花の世話役さん」と呼ばれる市民（企業の従業員を含む。）からなる花づくりボランティアグループ「あまがさき花のまち委員会」が公園、駅前、河川沿い、公共施設の入り口や街なかの空地等で多くの人目を楽しませることができる花壇スペースを見つけ、花づくり運動を進めています。

令和元年度は 120 グループ（572 人）と個人会員 17 人、準会員 2 人の花の世話役さんが活動しました。



花がきれいに植えられたスペース

### ・花のまちあまがさきチューリップ運動（公園計画・21世紀の森担当）

栽培が簡単で幅広く親しまれているチューリップを市民・事業者・市が身近な場所に咲かせることにより、花のまちのイメージを内外に発信することを目的とし、平成 11 年度から市民と市の協働で「花のまちあまがさきチューリップ運動」に取り組んでいます。「チューリップから始まる四季花咲くまち」をキャッチフレーズに市民や事業者等に幅広く協力を呼びかけ、同運動の普及・啓発を行っています。



中央公園芝生広場

令和元年度には市内の 16 箇所に大型市民花壇が作られ、特に中央公園（約 20,000 本）や JR 尼崎駅北緑道（約 10,000 本）のチューリップは市民や来訪者を楽しませています。

## ● 武庫川髭の渡しコスモス園の整備（公園計画・21世紀の森担当）

武庫川河川敷の古くから「髭の渡し」と呼ばれている一帯は、ごみの不法投棄などで一時は荒れ果てていました。しかし、地元住民が中心となる市民グループ「髭の渡し花咲き会」のメンバーをはじめとする多くのボランティアの努力により、見事なコスモス園として生まれ変わらせることができました。

令和元年度で 17 年目を迎え、秋には約 13,000 m<sup>2</sup> の敷地に、約 550 万本のコスモスが咲いています。また、令和元年度にはコスモス園の魅力を広く発信するために Instagram を活用したフォトコンテストを開催し、約 1,200 件の応募がありました。



フォトコンテスト（最優秀賞）



## ● 水辺の保全

### ・ 21世紀の尼崎運河再生プロジェクトの推進（公園計画・21世紀の森担当）

臨海部では産業が集積しているという特色を活かしながら、運河や河川を核に、自然と人と産業との良好な共生関係による持続的発展が可能な21世紀の環境先進都市の創造を目指しています。これまでにPR用のDVD、冊子等の作成や社会実験等を実施するとともに、市域の小学生に広く運河のこゝについて知ってもらうために、環境体験事業の充実化を図っています。



環境学習の様子

兵庫県が運河を学ぶための施設として整備した水質浄化施設や北堀キャナルベースを利用し、令和元年度は3回の環境学習を行い、延べ154人が参加しました。

また、臨海地域の魅力を広く伝えるため、尼崎キャナルガイドの会がキャナルウォークを3回実施し、45人の参加があり、魅力発信の一翼を担っています。

### ・ むこっ子ロードの整備（武庫地域課）

清流にこころふれあう道づくり事業として、むこっ子ロード整備実行委員会に委託し、武庫幼稚園、武庫小学校と武庫中学校の間の道路・水路とそれを含む学校園の空間を地域に開放して清流や生き物と触れ合うための交流の場として整備を行っています。

令和元年度は、むこっ子ロードの自然環境を活かし、武庫小学校3年生らを対象とした環境学習の一環である「水路探検」や「七夕まつり」、「打ち水大作戦」、「お月見会」のほか、むこっ子ロードキッズクラブで武庫地域内（東武庫公園やコスモス園など）を散策する「むこっ子ロードキッズクラブ遠足」などの事業を企画し、実施しました。



水路探検の様子

## ● 農地の利用・保全

### ・市民農園・学童農園・体験型市民農園の整備（農政課）

児童を含むあらゆる市民を対象に、土と触れ合う機会を提供し、都市農業への理解を深めるとともに、農地の有効利用と保全を図っています。また、体験型市民農園を新設及び増設する農家に対して整備費用の一部を助成しています。

表 地区別市民農園・学童農園・体験型市民農園

| 区分<br>地区 | 市民農園 |                      | 学童農園 |                      | 体験型市民農園 |                      |
|----------|------|----------------------|------|----------------------|---------|----------------------|
|          | 数    | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 数    | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 数       | 面積 (m <sup>2</sup> ) |
| 中央       | —    | —                    | —    | —                    | —       | —                    |
| 小田       | —    | —                    | —    | —                    | —       | —                    |
| 大庄       | —    | —                    | —    | —                    | 1       | 1,322                |
| 立花       | 4    | 3,217                | 2    | 934                  | —       | —                    |
| 武庫       | 6    | 5,292                | —    | —                    | —       | —                    |
| 園田       | 9    | 12,761               | —    | —                    | 1       | 717                  |
| 計        | 19   | 21,270               | 2    | 934                  | 2       | 2,039                |

### ・生産緑地の指定（都市計画課）

市街化区域内の農地は、都市の中での貴重な緑のオープンスペースとして機能し、災害時の避難場所となるなど豊かで安全な都市生活の実現に貢献しています。このような農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するために、土地所有者等の申出に基づき、指定基準を満たす農地については、「生産緑地地区」として指定しています。近年は、農家の高齢化や後継者不足等の問題から、農地が年々減少しているため、生産緑地地区の追加指定に努める等、都市農地の維持保全に取り組んでいます。

表 市街化区域内農地・生産緑地面積

| 市街化区域内農地 (ha) | 生産緑地 (ha) |
|---------------|-----------|
| 84.6          | 73.7      |

(令和2年1月1日現在)

### ・農業の振興（農政課）

農業振興を目的に、野菜の出荷に必要となるロゴ入り結束帯と有機肥料の配布を行っています。また、農業祭においてそ菜品評会を行うなど、市民の都市農業に対する理解を深めるとともに、農家の営農環境や意欲の向上を図っています。

令和元年度は結束帯を 25 戸 (512,500 本)、有機肥料を 305 戸 (11,560 袋) に配布しました。この他に市内産野菜の愛称を「あまやさい」として、ロゴを作成し、ロゴ入りの防曇加工を施した鮮度保持袋を 24 戸 (206,000 枚) に配付しました。



ロゴマーク

### ・尼崎市認定農業者制度の運用（農政課）

都市農業の多様な機能や役割が見直され、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として大きく位置付けが変わりました。本市においても、貴重な都市農地を維持・保全していくために、尼崎市認定農業者制度に基づき農業経営に関する計画の認定を受けた方を「認定農業者」（新たに農業を始めた方は「認定新規就農者」）として、低金利での融資や税制の特例の適用、国の農業次世代人材投資資金の交付などにより意欲ある農業者を支援しています。

令和元年度は2人を認定農業者として認定しました。

### ・伝統野菜の普及（農政課）

市内農家や援農ボランティアの協力のもと、伝統野菜である「<sup>あまいも</sup>尼蒔」の栽培・収穫を行っています。また、毎年、尼蒔を原材料とした焼酎を、酒販組合が中心となり製造・販売しており、取組が定着してきています。さらに、尼蒔の蔓<sup>つる</sup>を材料とした佃煮の製造も行われており、農家や農業協同組合（JA）、尼崎商工会議所と連携を図りながら、伝統野菜を活用した特産品の商品化を進めています。

尼蒔については、令和元年度は栽培農家数6戸で1,943kgの収穫がありました。



収穫作業の様子

### ・タケノコ掘り体験の実施（農政課）

農業公園にある竹林において、市民を対象としたタケノコ掘り体験を実施しています。普段、体験することのできない農作業を行う機会を提供することで、農業に関心をもってもらいきっかけとするとともに、楽しみながら竹林管理に協力をしてもらっています。

令和元年度は、前年度の台風被害により実施はありませんでした。



タケノコ掘りの様子

### ● 有害動物への対応（農政課）

本市では、特定外来生物であるアライグマとヌートリアによる農作物や市民生活への被害等が増加しているため、平成21年3月に策定した防除実施計画に基づき、防除を行っています。

令和元年度はアライグマ22頭を捕獲・処分しました。

## 目標5 環境と経済の共生

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*  
環境に関連した製品やサービスが次々と  
生まれています

### ■ 取組の方向性・施策

#### 取組の方向性① 環境によい製品・サービスを供給します

施策ア 環境関連産業の育成

施策イ 環境経営への支援

#### 取組の方向性② 環境によい製品・サービスを選びます

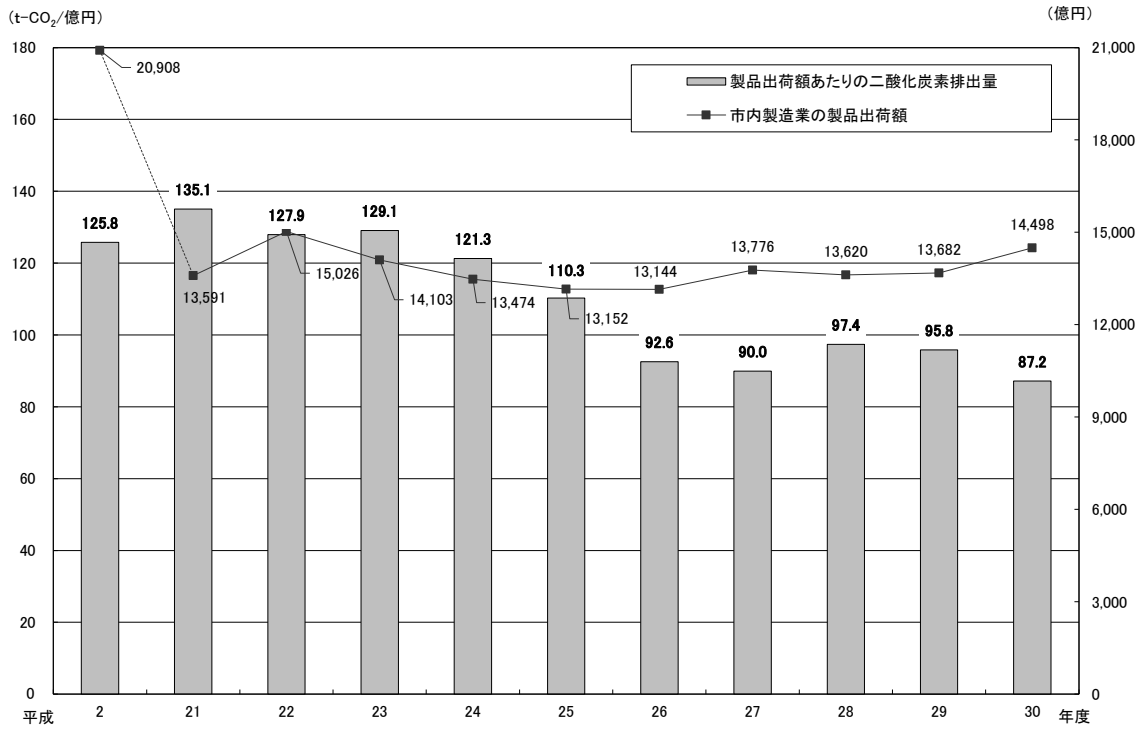
施策ア 環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発

施策イ 環境負荷の低い製品・サービスや事業所の取組のPR

### ■ 現状（取組の成果・評価）・今後の取組の方向性

- ・市内環境の向上と地域経済の活性化を目指す「尼崎版グリーンニューディール」の取組として、環境関連製品・サービスの導入や環境分野の技術開発などについて積極的な支援が行われており、令和元年度の経済波及効果額は4億4百万円でした。
- ・産業部門における二酸化炭素排出量が減少したこと、製造品出荷額が増加したことにより、製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量は平成2年度以降で最も小さな値となっています。
- ・あまがさきオープンカレッジの主催事業で、あまがさきお仕事たんけん隊として、環境関連製品・サービスを供給している、または環境に配慮した取組をしている会社について学びました。

図 製品出荷額あたりの二酸化炭素排出量の推移



備考1 二酸化炭素排出量は電力排出係数、都市ガス排出係数を基準年（平成2年）に固定して算出している。

## ■ 取組状況

### 取組の方向性① 環境によい製品・サービスを供給します

#### ● 環境関連産業の育成（地域産業課）

##### ・ 中小企業に対する新技術・新製品創出の支援

中小企業の新技術・新製品等の研究開発を推進するため、市内事業者が行う研究開発に対して、経費の一部を補助しており、平成 24 年度からは、新エネルギー、省エネルギーや環境改善分野の研究開発についても支援しています。

令和元年度については環境分野の実績はありませんでした。

##### ・ 起業家への支援

新規・成長分野の担い手となる事業者が尼崎リサーチ・インキュベーションセンターに入居する場合に賃料を補助しており、通常は月額賃料の 1/4 が補助率となっていますが、環境分野に関する事業者の場合は補助率を 1/2 とし、重点的に支援を行っています。

令和元年度は環境分野において、1 社に対し補助しました。

##### ・ グリーンイノベーションの推進

近畿高エネルギー加工技術研究所が運営する「ものづくり支援センター」が実施しているグリーンイノベーション推進事業に対し補助を行うことにより、環境・エネルギー関連の基盤技術の開発支援、並びに企業向けの講演会や研究会の実施を通じて先端技術や企業参入を推進しています。

また、令和元年度は国際フロンティア産業メッセへの出展支援を環境関連の 16 企業（尼崎市・西宮市）に対して行いました。

#### ● 環境経営の推進

##### ・ 環境経営に関する情報提供（環境創造課）

環境保全活動に積極的に取り組む事業者間でネットワーク（エコカンパニーネットワーク）を作り、環境保全に関する市・市民団体の取組やネットワークに参加する事業者の取組事例等の情報を発信することで、メンバー間の交流や情報交換等を促し、効率的かつ効果的な環境保全活動を推進しています。

令和元年度は 60 事業者がネットワークに参加しました。

##### ・ 入札における環境マネジメントシステムの評価（契約課、環境創造課）

ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの普及促進を進めていくため、本市での建設工事や電力調達に関する入札に参加する事業者を選定・評価する際に、これらの環境マネジメントシステムの認証を受けている事業者に加点が行われています。

建設工事に関しては令和 2 年度・令和 3 年度の競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者のうち 41 社が加点を受けています。



### ・エコアクション21自治体イニシアティブ・プログラム（環境創造課）

エコアクション21を普及させるため、（公財）ひょうご環境創造協会と協力して、エコアクション21認証&省エネセミナーを開催し、より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション21に取り組めるよう市域内でエコアクション21の認証・登録を目指す事業者を募り、普及プログラムを実施しています。

令和元年度は18人がセミナーに参加しましたが、普及プログラム参加者はいませんでした。



エコアクション21

エコアクション21のロゴマーク

※ エコアクション21とは、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、主に中小企業を対象とした環境経営認証・登録制度です。二酸化炭素・廃棄物排出量などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みです。

### ・尼崎市省エネ診断員の育成（環境創造課）

省エネ設備の導入の推進を図るため、工場・事業所などにおける省エネ対策に関する知識を有する専門家の育成と事業者が省エネ対策について身近に相談できる機会を設けることを目的として、エネルギー管理士やエネルギー診断プロフェッショナルの資格を有する者を「尼崎市省エネ診断員」として登録する制度を実施しています。尼崎市省エネ診断員による診断は、本市が実施する省エネ設備の導入の補助を受ける際の条件の1つとなっており、今後も本制度の活用を進めていきます。

令和元年度において新たな登録はありませんでした。

### ・中小企業に対する省エネ活動の支援（地域産業課、環境創造課）

無料省エネセミナーを開催し、事業者が活用できる省エネの取組や本市の省エネ支援制度の概要やエコアクション21認証取得の啓発などについて講演を実施しました。また、無料省エネ診断もしくは尼崎市省エネ診断員による診断に従いデマンド監視装置（省エネ設備の同時導入も対象）を導入した事業者には費用の一部を補助しています。

令和元年度は尼崎市省エネ診断員による診断を利用した2社に対してデマンド監視装置および省エネ設備の費用を補助しました。



## 取組の方向性② 環境によい製品・サービスを選びます

### ● あまがさきお仕事たんけん隊の実施（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジの主催講座で、環境に配慮した取組を行っている事業者や市内の環境関連施設などを見学し、環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発を行いました。

令和元年度は20人の参加があり、浜田化学（株）では廃油のリサイクル現場の見学やパワードウェアの試着などを行い、（有）中野製作所では工場内で3Dプリンターの見学やデザインツールの体験、プラスチック廃材を利用したコマの制作体験などを行いました。



お仕事たんけん隊の様子

### ● 省エネ・省CO<sub>2</sub>支援制度に関するガイドブックの作成（環境創造課）

産業部門や民生業務部門から排出される二酸化炭素排出量の削減を一層進めていくためには、省エネ設備・再生可能エネルギーなどの導入が必要となります。しかし、一般的にこのような設備は高額な場合が多く、簡単に導入ができるものではありません。そこで、国や兵庫県、本市における補助金・減税などの支援制度をガイドブックとして取りまとめ発行し、尼崎商工会議所との連携などにより市内事業者に配布することで、積極的な導入を促しています。



ガイドブック

● **あまがさきエコプロダクツの認証**（地域産業課）

市内の事業者が生産する環境に配慮した製品を市内外に広く知っていただき、それらの普及によって環境の改善と地域産業の活性化へとつなげていくために、平成 28 年度から「あまがさきエコプロダクツ」認証制度を設けています。

令和元年度は 3 製品を認証しました。



認証マーク

表 令和元年度認証製品

| 製品名・名称等       | 概要  | 被認証者       | 認証要件                                       |
|---------------|---|------------|--|
| ポリエチレン遊具シリーズ  | リサイクル可能なポリエチレンを原材料とした回転成形製遊具                        | スイコー（株）    | 省資源化<br>自然生態系の保全<br>環境保全意識の高揚              |
| 無機質化学機能剤      | 揮発性有機化合物や環境負荷化学物質を使用せず、無機系の材料を中心に使用した化学機能剤          | （株）石田化学研究所 | 省資源化<br>有害物質の発生抑制<br>自然生態系の保全<br>環境保全意識の高揚 |
| 浮上ロープ式オイルスキマー | 洗浄液等の液面に浮遊する油類浮遊物を回転移動する浮上ロープの表面に吸着させて回収し、液を清浄化する装置 | （株）矢田製作所   | 省資源化<br>有害物質の発生抑制<br>環境保全意識の高揚             |

## 目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

\*\*\* 未来のまちのすがた \*\*\*

**みんなが環境に関心をもって行動・活動しています**

### ■ 取組の方向性・施策

#### 取組の方向性① 環境について知り、まわりに伝えます

施策ア 環境教育・学習に役立つ情報の整備・提供

施策イ 積極的な取組の表彰や普及啓発の推進

#### 取組の方向性② 身近なところから環境のために活動します

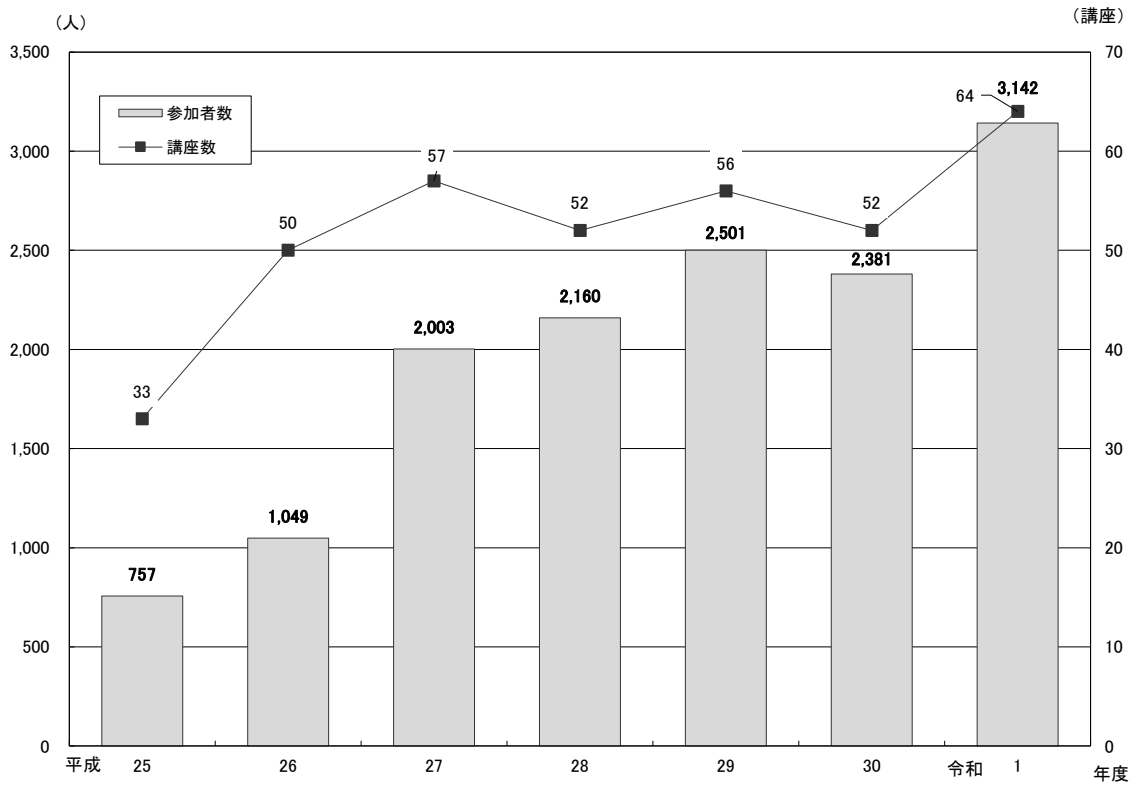
施策ア 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成

施策イ 市民・事業者の連携による取組の拡大

### ■ 現状（取組の成果・評価）・今後の取組の方向性

- ・あまがさき環境オープンカレッジを中心として、市民・学校・事業者・市の協働のもと「エコあまフェスタ」をはじめ、子どもから大人まで幅広い層を対象とした環境に関するイベントや講座が多数行われています。令和元年度は、平成 30 年度と比べ、新たに 24 団体と連携することができました。
- ・小学生向けの環境教育については、環境部局の各所属が個別に学校に働きかけて実施しており、統一性や効率性に欠けるアプローチとなっていたため、学校のニーズを踏まえながら他の環境教育プログラムとの統合に向けた検討・調査を行いました。
- ➡ 小学校向けの環境学習については、本市における地球温暖化や資源循環、公害に関する課題・取組などを総合的に学ぶことができる環境教育プログラムやテキストの作成を行います。

図 あまがさき環境オープンカレッジにおける講座の実施状況



## ■ 取組状況

### 取組の方向性① 環境について知り、まわりに伝えます

#### ● あまがさき環境オープンカレッジを通じた環境への取組（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジでは、平成 22 年度の開校以来、身近な自然、地球環境、暮らしやまちづくりなど環境に関連した幅広い啓発活動を行っています。平成 26 年度には実行委員会の市民等が中心となり NPO 法人が設立され、事務局業務を担っています。あまがさき環境オープンカレッジでは多くのイベントや講座を開催しており、令和元年度までの開催講座・イベントへの参加者数は延べ 48,000 人を超えています。

#### 問い合わせ先

|          |   |
|----------|---|
| 名称       | あまがさき環境オープンカレッジ   |
| 運営       | あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会  |
| 所在地      | 尼崎市南塚口町2丁目1番2-402号 塚口さんさんタウン2番館4階   |
| TEL/FAX  | 06-6421-0544  |
| HP       | <a href="http://www001.upp.so-net.ne.jp/aoce/">http://www001.upp.so-net.ne.jp/aoce/</a>   |
| Facebook | <a href="https://ja-jp.facebook.com/amagasaki.opencollege.of.the.environment">https://ja-jp.facebook.com/amagasaki.opencollege.of.the.environment</a> |
| E-mail   | <a href="mailto:aoce@gb4.so-net.ne.jp">aoce@gb4.so-net.ne.jp</a>  |
| 休館日      | 水曜日、木曜日、祝日及び年末年始  |
| 開館時間     | 午前10時から午後5時まで   |



あまがさき環境オープンカレッジ

・あまがさき環境オープンカレッジの主催による講座・イベント

あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会が提案・実施する講座で、エコあまフェスタや打ち水大作戦などのイベントをはじめ、様々な講座が実施されています。

令和元年度は46講座・イベントが行われ、7,477人が参加しました。



エコあまフェスタ 2019



打ち水大作戦 in あまがさき 2019

表 令和元年度に行われた主催事業

| 開催日           | イベント・講座名                       | 内容  | 参加者(人) |
|---------------|--------------------------------|---|--------|
| 4月6日～<br>2月1日 | おもちゃ病院 塚口診療所<br>毎月1回第1土曜日 全10回 | 物を大切にすることを育むため、おもちゃの修理を行った。<br>※5月はゴールデンウィークのため実施せず<br>※3月は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施せず | 424    |
| 4月21日         | ヤギといく冒険の森                      | オープンカレッジ活動の森の手入れとビンゴゲームを行った。  | 27     |
| 5月11日         | ヒメボタル鑑賞会                       | 猪名川公園でのヒメボタルの観賞と発光数の調査を行った。   | 5      |
| 5月18日         |                                |   | 94     |
| 5月21日         | あまっこエコライフチャレンジ<br>ボランティア養成講座   | 小学校で行う環境学習授業のサポーターとして活動するための養成講座を行った。   | 2      |
| 5月23日         | あまっこエコライフチャレンジ<br>ボランティア養成講座   | 小学校で行う環境学習授業のサポーターとして活動するための養成講座を行った。   | 2      |
| 5月25日         | あるもので交歓会                       | 不用品を持ち寄り、交換する0円マーケットを行った。   | 120    |
| 6月8日          | エコあまフェスタ2019                   | 市民への環境情報の発信・啓発や環境学習団体、グループ個人、行政のつながりを広く深めた（ステージと26ブースが出展）。                          | 2,531  |
| 6月14日         | あまっこエコライフチャレンジ<br>ボランティア養成講座   | 小学校で行う環境学習授業のサポーターとして活動するための養成講座を行った。   | 1      |
| 6月29日         | ヤギといく冒険の森                      | オープンカレッジ活動の森の手入れとビンゴゲームを行った。  | 30     |
| 7月1日          | あまっこエコライフチャレンジ                 | 成文小学校においてエコライフについて講義・事前学習を行った。  | 36     |
| 7月10日         | あまっこエコライフチャレンジ                 | 成徳小学校においてエコライフについて講義・事前学習を行った。  | 69     |
| 7月23日         | あまがさきお仕事たんけん隊                  | 小・中学生を対象に環境にやさしい市内企業の見学、燃料電池自動車 MIRAI の同乗体験を行った。                                    | 20     |
| 7月26日         | 打ち水大作戦 in あまがさき<br>2019        | 夕涼み縁日を行い、参加者とともに打ち水を行った。また、同時期に市内33事業所においても、打ち水を行った。                                | 115    |
| 7月27日         | あるもので交歓会                       | 不用品を持ち寄り、交換する0円マーケットを行った。   | 80     |

| 開催日    | イベント・講座名                                   | 内容  | 参加者（人） |
|--------|--|---|--------|
| 8月1日   | 夏休みこども映画会 - 地球の未来のためにはじめよう！ COOL CHOICE！ - | 小学生を中心に武庫東生涯学習プラザにて「アイスエイジ2」を上映し、地球温暖化対策を啓発した。                                  | 36     |
| 8月2日   | 夏休みこども映画会 - 地球の未来のためにはじめよう！ COOL CHOICE！ - | 小学生を中心に園田西生涯学習プラザにて「アイスエイジ2」を上映し、地球温暖化対策を啓発した。                                  | 78     |
| 8月4日   | みんなあつまれ！エコ工作                               | サマーセミナーにて「落ち葉でアート」の講座を行った。  | 30     |
| 8月4日   | KOGAI QUEST                                | サマーセミナーにて公害の歴史から対話と協働を探るロールプレイングの講座を行った。  | 12     |
| 8月5日   | 夏休みこども映画会 - 地球の未来のためにはじめよう！ COOL CHOICE！ - | 小学生を中心に大庄南生涯学習プラザにて「アイスエイジ2」を上映し、地球温暖化対策を啓発した。                                  | 41     |
| 8月9日   | 夏休みこども映画会 - 地球の未来のためにはじめよう！ COOL CHOICE！ - | 小学生を中心に立花北生涯学習プラザにて「アイスエイジ2」を上映し、地球温暖化対策を啓発した。                                  | 30     |
| 8月20日  | あまっこエコライフチャレンジボランティア養成講座                   | 小学校で行う環境学習授業のサポーターとして活動するための養成講座を行った。   | 6      |
| 8月21日  | 夏休みこども映画会 - 地球の未来のためにはじめよう！ COOL CHOICE！ - | 小学生を中心に中央北生涯学習プラザにて「アイスエイジ2」を上映し、地球温暖化対策を啓発した。                                  | 149    |
| 8月23日  | 夏休みこども映画会 - 地球の未来のためにはじめよう！ COOL CHOICE！ - | 小学生を中心に小田北生涯学習プラザにて「アイスエイジ2」を上映し、地球温暖化対策を啓発した。                                  | 24     |
| 8月25日  | みんなあつまれ！エコ工作                               | 小学生を対象にごみなどを再利用して工作をするイベントを開催した。市民団体や郵便局などから、「段ボールてがみ作り」や「はっぱでアート」など8ブースが出展された。 | 50     |
| 8月31日  | ヤギといく冒険の森                                  | オープンカレッジ活動の森の手入れとアイスづくりを行った。  | 35     |
| 9月12日  | あまっこエコライフチャレンジ                             | 竹谷小学校においてエコライフについて講義・事前学習を行った。  | 46     |
| 9月17日  | あまっこエコライフチャレンジ                             | 成徳小学校においてエコライフについて振り返り学習を行った。   | 66     |
| 9月20日  | あまっこエコライフチャレンジ                             | 成文小学校においてエコライフについて振り返り学習を行った。   | 36     |
| 9月28日  | あるもので交歓会                                   | 不用品を持ち寄り、交換する0円マーケットを行った。   | 100    |
| 10月6日  | 尼崎市民まつり                                    | COOL CHOICEの普及啓発、エコ川柳の作成、古布を使ったネックレス作成に関するブースを出展した。                             | 105    |
| 10月15日 | あまっこエコライフチャレンジ                             | 浜小学校においてエコライフについて講義・事前学習を行った。   | 80     |
| 10月16日 | 環境学習バスツアー                                  | 資源リサイクルセンターでのごみの仕分け見学、メガソーラーの施設見学、音羽電機工業（株）の施設見学などを通じて環境について学んだ。                | 34     |
| 10月21日 | あまっこエコライフチャレンジ                             | 竹谷小学校においてエコライフについて振り返り学習を行った。   | 45     |
| 10月22日 | ヤギといく冒険の森                                  | オープンカレッジ活動の森の手入れと豚汁・焼き芋の試食、どんぐり探しを行った。  | 35     |
| 11月13日 | あまっこエコライフチャレンジ                             | 浜小学校においてエコライフについて振り返り学習を行った。  | 81     |
| 11月19日 | あまっこエコライフチャレンジボランティア養成講座                   | 小学校で行う環境学習授業のサポーターとして活動するための養成講座を行った。   | 3      |



| 開催日    | イベント・講座名       | 内容  | 参加者（人） |
|--------|----------------|---|--------|
| 11月23日 | あまっこエコライフチャレンジ | 清和小学校においてエコライフについて講義・事前学習を行った。              | 41     |
| 11月28日 | みんなあつまれ！エコ工作   | リース作りやすライス版でのエコ工作を行った。                      | 20     |
| 11月30日 | あるもんで交歓会       | 不用品を持ち寄り、交換する0円マーケットを行った。                   | 80     |
| 12月8日  | 田能のヒメボタル幼虫調査   | 尼崎市生物多様性ガイドラインについての説明、幼虫捕獲用トラップの設置を行った。     | 22     |
| 12月15日 | 田能のヒメボタル幼虫調査   | トラップの回収・捕獲した幼虫や生き物の観察・調査結果の解説を行った。          | 32     |
| 12月17日 | あまっこエコライフチャレンジ | 清和小学校においてエコライフについて振り返り学習を行った。               | 40     |
| 12月22日 | ヤギといく冒険の森      | オープンカレッジ活動の森の手入れと自然観察、古民家での餅つきとぜんざいの試食を行った。 | 33     |
| 1月25日  | あるもんで交歓会       | 不用品を持ち寄り、交換する0円マーケットを行った。                   | 70     |

表 令和元年度に行われた主催事業（その他自主的な取組）

| 開催日           | イベント・講座名           | 内容  | 参加者（人） |
|---------------|--------------------|---|--------|
| 毎月第2<br>第4木曜日 | オープンカレッジ広場         | スカイコムで地方の特産品販売やフードバンクへ寄付する食品の回収、あるもんで交歓会ミニなどを行った。<br>※3月は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施せず | 2,201  |
| 毎週<br>木曜日     | ゴミレスキュー隊・トングマン     | 阪急塚口駅南側周辺のごみ拾いを行った（41回）。  | 204    |
| 7月17日         | KOGAI QUESTの可能性を探る | 公害の歴史から対話と協働を探るロールプレイングを日新中学校で中学校向けに役割を変え、実施した。                                   | 36     |
| 9月5日          | 求む！エコあま協力隊         | エコあま協力隊として活動するメンバーが集まり親睦を深めた。   | 2      |
| 10月29日        |                    |   | 2      |
| 11月16日        | KOGAI QUEST        | 「まちじゅう学祭」のイベントの一環で、公害の歴史から対話と協働を探るロールプレイングプログラムを行った。                              | 16     |

● 「あまがすき通信」の発行（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジでは市内で開催される環境学習講座・イベントのお知らせや市の環境関連施策の紹介などを広報する情報誌を発行しています。月刊で、市内の図書館、生涯学習プラザ等で配布するほか、あまがさき環境オープンカレッジのHPにも掲載しています。また、希望者には「あまがすき通信メール版」の配信を行っています。令和元年度は毎月号を12回発行しました。



あまがすき通信

● 環境学習プログラムの作成（環境創造課）

環境学習を推進するため、環境学習の場で活用できるように、事業者や市民団体等が実施している環境学習プログラムを冊子にまとめ、市内の小学校や生涯学習プラザ等に配布するほか、本市HPに掲載し、情報を発信しています。

令和元年度の掲載講座は、事業者9社10講座、大学1校1講座、市民団体6団体17講座、市6講座、組合1団体1講座で、合計35講座でした。



プログラム冊子

● 環境学習支援用品の貸出（環境創造課）

環境調査を行う際に役立つ水質検査キット、双眼鏡や虫・魚取り網などの用品のほか、約2,000冊の環境図書の貸出を行っています。

令和元年度は環境図書の貸出が128冊、双眼鏡等の環境学習用品の利用が8件ありました。



環境図書



環境学習用品

● **地域での環境学習の推進**（中央地域課、小田地域課、大庄地域課、立花地域課、武庫地域課、園田地域課）

生涯学習プラザでは各種講座の中で、環境問題について学んでいます。幅広い学習の場の中で環境問題を取り上げるとともに、市民に対して、身近な問題として環境問題を考える機会を提供しています。

表 社会教育における環境学習

| 実施日   | 実施場所       | 講座名及び実施内容  | 参加者（人） |
|-------|------------|--|--------|
| 8月1日  | 武庫東生涯学習プラザ | 夏休み子ども映画会「地球の未来のために<br>はじめよう！ COOL CHOICE！」<br>子どもを対象に、アニメ映画を通して、地球温暖化を身近に感じてもらい、日々の小さな行動の選択が地球温暖化防止につながることを知ってもらおうきっかけづくりとした。 | 28     |
| 8月2日  | 園田西生涯学習プラザ |  | 78     |
| 8月5日  | 大庄南生涯学習プラザ |  | 31     |
| 8月9日  | 立花北生涯学習プラザ |  | 26     |
| 8月21日 | 中央北生涯学習プラザ |  | 149    |
| 8月23日 | 小田北生涯学習プラザ |  | 24     |

● **エコをテーマとした工作**（立花地域課） 

立花地域で活動している人が講師となって様々な授業をする「ビバ・たちばなのマナビバ！～ミニサマセミはじまるよ～」において、尼崎塚口六郵便局との連携による段ボールを再利用したはがき作成体験、あまがさき環境オープンカレッジとの連携による布の再利用したペットボトルカバーの作成体験を行いました。

● **打ち水の普及**

・ **あまがさき環境オープンカレッジとの連携による打ち水の実施**（小田地域課、立花地域課）

あまがさき環境オープンカレッジが実施する「打ち水大作戦 in あまがさき」に参画し、地域において打ち水を実施しました。

表 各地域における実施内容

| 実施内容  | 参加者（人） |
|---|--------|
| 打ち水大作戦 in 小田 ～水鉄砲を持ってみんな集まれ～（小田地域課）<br>潮江緑遊公園において打ち水を実施しました。地域の子どもたちが水鉄砲やバケツを手に、元気いっぱい打ち水に取り組みました。地元の企業などの参加もあり、地域の企業との連携にもつながりました。 | 133    |
| 打ち水大作戦 in たちばな2019（立花地域課）<br>立花庁舎において打ち水に使用するひしゃくを牛乳パックで手作りするエコ工作や二次用水を使った打ち水体験を行うことで、打ち水を市民に対し手軽に実践できる環境の取組として啓発しました。              | 66     |

・ **地域との連携による打ち水の実施**（立花地域課）

尼崎北高等学校と連携し、高校生が講師となり小中学生に対し、雨水を貯留し再利用する施設の見学や打ち水を行う機会などを提供しました。打ち水の効果として気温の変化のデータを確認することで地球温暖化問題についても一緒に考えました。



打ち水の様子

● **小学生を対象とした体験型環境学習**（学校教育課）

小学校3年生を対象に、地域の自然に出かけ、地域の人々等の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を実施しています。令和元年度は3,427人の児童が参加しました。

また、小学校5年生を対象に、4泊5日の日程で、豊かな自然の中で自然観察、登山・ハイキング、星空観察、野外炊飯や農業体験などの活動を通じて、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図っています。令和元年度は3,637人の児童が参加しました。



自然学校

**取組の方向性② 身近なところから環境のために活動します**

● **あまがさき環境オープンカレッジと連携して行われた講座**（環境創造課）

環境団体等が企画・提案した環境保全に資する講座・イベント等に対し、経費の一部を補助することや市報やあまがさき通信などにより広報を行うことを通じて、新たな団体の発掘を行うとともに環境団体や市民の自主的な取組を推進しています。

令和元年度は18講座が行われ、3,502人が参加しました。

表 令和元年度に行われた連携講座

| 開催日    | 講座名  | 主催者                        | 参加者（人）        |
|--------|--|----------------------------|---------------|
| 5月12日  | エコあまっぷ まちあるき ～尼崎港線跡を歩こう～   | あまがさきおとなエコクラブ              | 15            |
| 5月19日  | 猪名川の自然環境保全を基礎にしたコミュニティ活動   | 出合いの島プロジェクト実行委員会           | 24            |
| 7月7日   | 尼の川でカンパ～イ ～水辺で乾杯 in 武庫川2019～                                     | あまっこ川あそびサミット               | 23            |
| 7月28日  | 昆陽川の水生物調査  | 庄下川・昆陽川を愛する会               | 48            |
| 8月18日  | 庄下川と遊ぼう！   | こどもエコクラブニコニコキッズ            | 32            |
| 8月24日  | 塚口商店街キッズ夏祭り  | 塚口商店街振興組合                  | 23            |
| 9月22日  | 第16回猪名川・藻川水辺まつり  | 猪名川・藻川水辺まつり実行委員会           | 3,000         |
| 9月29日  | レンゲの種まきをしてレンゲ畑をつくろう  | 自然と文化の森協会                  | 32            |
| 10月14日 | 藻川を食べつくせ！  | あまっこ川あそびサミット               | 55            |
| 10月19日 | 猪名川の自然環境保全を基礎にしたコミュニティ活動   | 出合いの島プロジェクト実行委員会           | 中止<br>(雨天のため) |
| 11月17日 | 里の秋とあそぼう ～棚田で稲刈りにチャレンジ～  | こどもエコクラブにこにこキッズ            | 36            |
| 11月18日 | 植物との共生について学ぶ～アロマハンドトリートメント講座～あろま de あろま in すこやかプラザ（植物との共生について学ぶ） | Teamたつまじ                   | 4             |
| 11月24日 | どうすればいいの？住宅用太陽光発電  | 特定非営利活動法人あまっこ市民エネルギープロジェクト | 25            |
| 11月27日 | ～地球にやさしい暮らしを考えよう～環境学習バスツアー                                       | 尼崎地区地球温暖化防止活動推進会           | 35            |
| 12月1日  | 尼崎で活動されているプレーヤーのSDGs   | 尼崎ENGAWA化計画                | 15            |

| 開催日   | 講座名                 | 主催者                        | 参加者（人） |
|-------|---------------------|----------------------------|--------|
| 2月15日 | 猪名川ごみ拾い大作戦！         | あまっこ川あそびサミット               | 68     |
| 2月24日 | 市民共同発電所発祥の地 湖南エコツアー | 特定非営利活動法人あまっこ市民エネルギープロジェクト | 34     |
| 2月29日 | 田能のヒメボタル・生息地保全活動    | 自然と文化の森協会                  | 33     |

### ● 環境活動初心者講座の開催（環境創造課）

環境に関心のある人が実際に活動を行うためのきっかけ作りや仲間作りを支援することで新たに環境活動に携わる市民を増やし、市内の環境活動を促進することを目的に環境活動初心者講座を開催しました。講座を修了された方々は「エコあま協力隊」として市内で様々な環境活動に取り組んでいます。

令和元年度は2人が受講し、エコあま協力隊となりました。

### ● 環境活動団体ミーティングの開催（環境創造課）

市内における環境活動をより活性化させるため、環境活動団体ミーティングを開催しました。ミーティングは市内で活動している環境活動団体を対象に開催され、地域での活動報告や活動に役立つ情報交換、合同イベントの企画などを通じて環境活動を行ううえでの新しい知識や地域で活動する上でのノウハウを学び、団体のスキルアップや団体同士のネットワークの構築が図られました。

令和元年度は、4回のミーティングを通じて団体同士の連携を深めました。また、市内の環境活動団体の名簿を作成し、HPにも掲載しました。

### ● 教職員に対する環境に関する研修（学び支援課）

教職員を対象に本市の環境に対しての理解を深めるための研修を行い、学校での環境学習に活かしています。

表 教職員に対する研修内容

| 開催日  | 研修講座名     | 研修内容   | 参加者（人） |
|------|-----------|--|--------|
| 9月3日 | 1年目教員必修研修 | 「尼崎の歴史」をテーマとした講話を実施した。本市における高度経済成長期の大気汚染等の公害被害について、また、その公害に対する本市の対策等の環境行政、環境モデル都市あまがさきについて学び、環境問題への取組の大切さを学んだ。 | 50     |



## ● 街の清掃

### ・10万人わがまちクリーン運動（協働推進課）

市制 80 周年を契機として、市民・事業者・市が一体となって取り組んだ全市一斉「10 万人わがまちクリーン運動」を継続して実施することにより、市民のわがまち意識を醸成し、住みよいきわやかなまちづくりを推進しています。

令和元年度は 26,937 人（「わがまちクリーン月間」参加者数含む）が参加しました。



10 万人わがまちクリーン運動

### ・護美奉行復活プロジェクトへの協力（地域研究史料館（歴史博物館））

本市への愛着・関心を深め、ごみのポイ捨てのない美しいまちにするために、清掃活動を行いました。子供から大人まで様々な世代に関心を持ってもらうため清掃への参加者は「護美奉行」を名乗り、刀型のトングをもって清掃を行います。清掃活動後は地域研究史料館などの施設見学を行い、清掃したまちの知識も深めました。

令和元年度は天候不順の日を除いて毎月第 2 日曜日に計 10 回の活動を実施しました。

## ● 河川の清掃（河港課）

### ・ラブリバー庄下川作戦

庄下川を「ふるさとの川」として守り、未来に引き継いでいくため、周辺企業や地域団体が中心となった「庄下川ラブリバー委員会」が平成 7 年度より実施している事業です。

令和元年度は 114 人が参加しました。

### ・市内一斉☆河川清掃大作戦

河川愛護の輪を広げていくことを目的として、様々な団体が市内 7 箇所で一斉に河川清掃を実施しています。

令和元年度は 1.33 t のごみを回収しました。

### ・猪名川クリーン作戦

河川清掃や水質調査などを通じて、猪名川流域の市民、事業者、自治体のネットワークづくりを目指しながら、猪名川への関心を高め、多様な生物が棲める自然や清流を取り戻すことを目的に、流域で活動する市民団体や事業者が中心となり平成 16 年度から実施している事業です。

令和元年度は流域の 19 箇所で実施され、延べ 1,240 人が参加し、ごみ袋 863 袋分のごみを回収しました。また、市内では 4 箇所で実施され、延べ 129 人が参加し、ごみ袋 106 袋分のごみを回収しました。





ラブリーバー庄下川作戦のちらし



河川清掃大作戦のちらし



猪名川クリーン作戦のちらし

● **ポイ捨て防止啓発（業務課）**

・ **たそがれクリーンキャンペーン**

市内主要駅を中心として、自分たちの住むまちは、自分たちできれいにするといいわがまち意識を創出するために、「クリーンキャンペーン」を実施しています。市民・事業者・市が協働のもと実施する「たそがれクリーンキャンペーン」では令和元年度は計5回実施され、延べ1,298人が参加しました。

また、クリーンパートナー（ボランティア）により行われているクリーンキャンペーンでは、6月から2月までの期間中計15回実施され、延べ78人が参加しました。

さらに、令和元年度からはまちなみ美化活動を行っている企業や自主活動グループを「あまがさきまちなみクリーンフェロシップ」として認定する制度を設け、9団体を認定し、延べ85人の活動がありました。



たそがれクリーンキャンペーン

### ・こどもとんぐ作り

子どもの頃からまちなみ美化に対する意識をもってもらうために、中学生以下を対象として、ごみ拾いに使用する自分のオリジナルトング作りやポイ捨て防止について紙芝居で学ぶための講座を開催しました。また、講座の最後には、実際に作成したトングを使って、会場の周辺のごみ拾い体験も行いました。

令和元年度は6回の講座を開催し、224人の参加がありました。



講座の様子

表 主な美化推進事業

| 事業名            | 事業内容   | 場所                  | 実績   |
|----------------|--|---------------------|--|
| 10万人わがまちクリーン運動 | 5月19日に市内一斉のクリーン運動を実施した。                          | 市内の9駅前広場、3河川敷や2公園等  | 参加者 21,827人<br>収集したごみ量 24.4 t<br>可燃ごみ 24.1 t<br>資源ごみ 0.3 t |
| わがまちクリーン月間     | 5月をクリーン運動月間に指定し、清掃活動を実施した。                       | 学校・公共施設周辺道路         | 参加者 5,110人   |
| ラブリバー庄下川作戦     | 10月26日に清掃活動を実施した。                                | 庄下川玉江橋周辺            | 参加者 114人   |
| 市内一斉☆河川清掃大作戦   | 10月26日（一部団体10月27日）に清掃活動を実施した。                    | 庄下川・昆陽川・東堀運河など流域7箇所 | 実施団体 9団体<br>参加者 159人<br>回収したごみ量 1.33 t                     |
| 猪名川クリーン作戦      | 2月15日に猪名川流域20箇所で一斉清掃活動を実施した。                     | 猪名川流域19箇所（うち市内4箇所）  | 実施団体 44団体<br>参加者 1,240人                                    |
| たそがれクリーンキャンペーン | 6～8月にかけて市内の主要駅を中心としてクリーンキャンペーンを行い、清掃活動と啓発活動を行った。 | 阪急塚口駅周辺             | 実施日 7月26日<br>参加者 303人                                      |
|                |  | JR塚口駅周辺             | 実施日 7月30日<br>参加者 244人                                      |
|                |  | 阪神尼崎駅周辺             | 実施日 8月2日<br>参加者 343人                                       |
|                |  | 阪急武庫之荘駅周辺           | 実施日 8月9日<br>参加者 165人                                       |
|                |  | JR立花駅周辺             | 実施日 8月16日<br>参加者 243人                                      |
|                |  | JR尼崎駅周辺             | 実施日 8月23日<br>雨天のため中止                                       |

## 第3章 尼崎市の環境の変遷

～「公害のまち」から「環境のまち」へ～

本市の環境の変遷を振り返るとき、触れなければならないのは公害の歴史です。本市は工業化により大きく発展しましたが、一方で、経済成長を優先する発展は甚大な公害問題を引き起こしました。しかし、市民・事業者・行政により様々な取組や活動が行われ、「公害のまち」と呼ばれていた本市の環境は、他都市と比べても遜色のないほど改善されてきています。そして、近年では高度なものづくり技術の蓄積や産業の集積を活かし、様々な環境関連製品が生み出されるまでになっています。

現在、本市では市民・事業者・市の各主体の想いや本市の歴史、特色・特徴を活かしながら、環境を「守るべきもの」から生活を豊かにするために「活かすもの」として様々な取組が進められています。

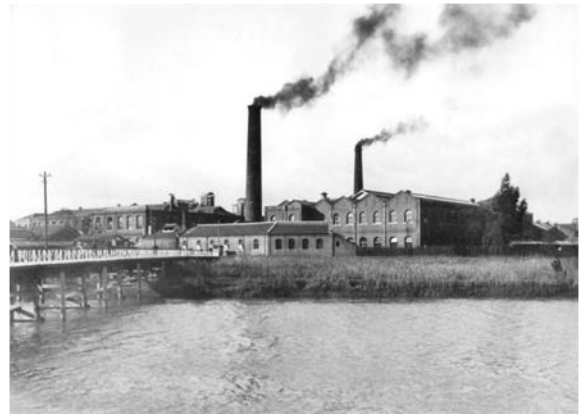
ここでは、本市の環境の変遷を振り返ってみましょう。

### ○工業化の進展による公害の発生

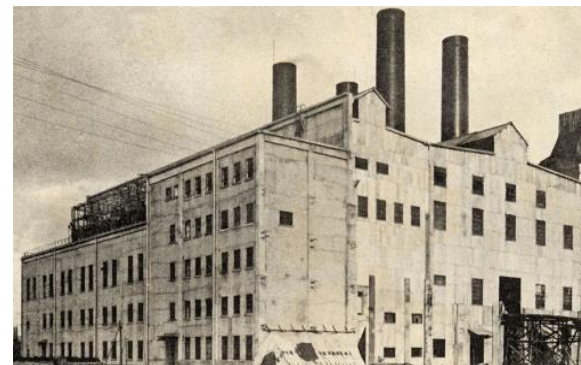
市域はかつて、そのほとんどが田畑であり、ところどころに集落が形成されている状況でした。また、江戸時代には尼崎城の周辺は阪神間の唯一の城下町として栄えました。明治初期頃の主な産業は農業や漁業でしたが、この頃になると日本においても産業革命が始まります。大阪周辺の地域は綿業の中心地であったことや尼崎市域では綿花の生産が盛んであったことから、蒸気機関を使った大規模な紡績工場の操業が始まり、ここから本市の工業化が始まりました。

明治後期から大正期にかけての日露戦争や第1次世界大戦の時期は、南部には財閥系・外国の資本によりガラス、電線、セメント、油脂など様々な種類の工場が進出するとともに、軍需の増大などによりこれらの企業は業績を伸ばし、工業都市の基礎が築かれていきました。しかし、工業化が進んだことにより、工場排水による河川の汚濁、ばい煙による大気汚染、工業用水の汲み上げによる地下水位の変化など生活・地域環境に影響を与え始めました。

昭和初期の日中戦争や太平洋戦争にかけては、臨海部の埋め立てによる工場用地の造成や港湾の整備が進められ、工場の立地が一層進み、戦



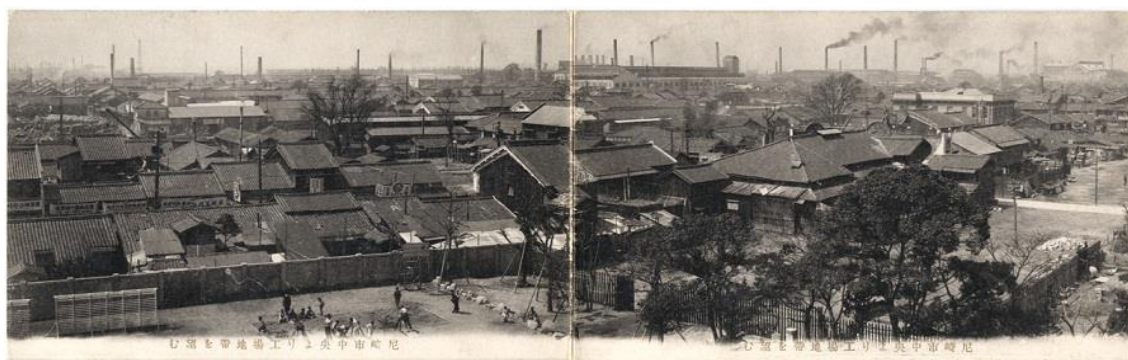
左門殿川越しに尼崎紡績を望む。左手には辰巳橋が架かる。(大正5年頃撮影、「御大典記念献上 尼崎市写真帖」)



日本電力尼崎火力発電所。大正14年(1925)、尼崎東新田に開設。拡張工事により、昭和3年(1928)9月には全出力14万キロワットとなり、当時東洋一の規模を誇りました。平成14年(2002)廃止。(大正末～昭和戦前期の絵はがき)



争が激化するにつれ、重化学工業都市としての性格を強めていきました。この頃には、特に航空機や船舶などの材料として用いられる鋼鉄を生産するために次々と製鉄所が設立され、増加した電力需要に応えるために火力発電所の建設が進み、鉄鋼や電力などを中核とする重化学工業地帯が確立されます。一方で、環境が大きく悪化したのもこの頃でした。火力発電所からの降下ばいじんや二酸化硫黄による被害をはじめ、毎年数センチメートル規模で進行した地盤沈下や工場排水による庄下川や神崎川の汚濁など様々な公害が深刻化し、住民による抗議・反対運動や自治体による交渉などが行われましたが、十分な解決はみられませんでした。



尼崎南部の様子。城内小学校からの眺望。手前に城内の町並み、その向こうに築地、最奥に臨海部の工場地帯が見える。(昭和初期、尼崎市立地域研究史料館所蔵はがき)

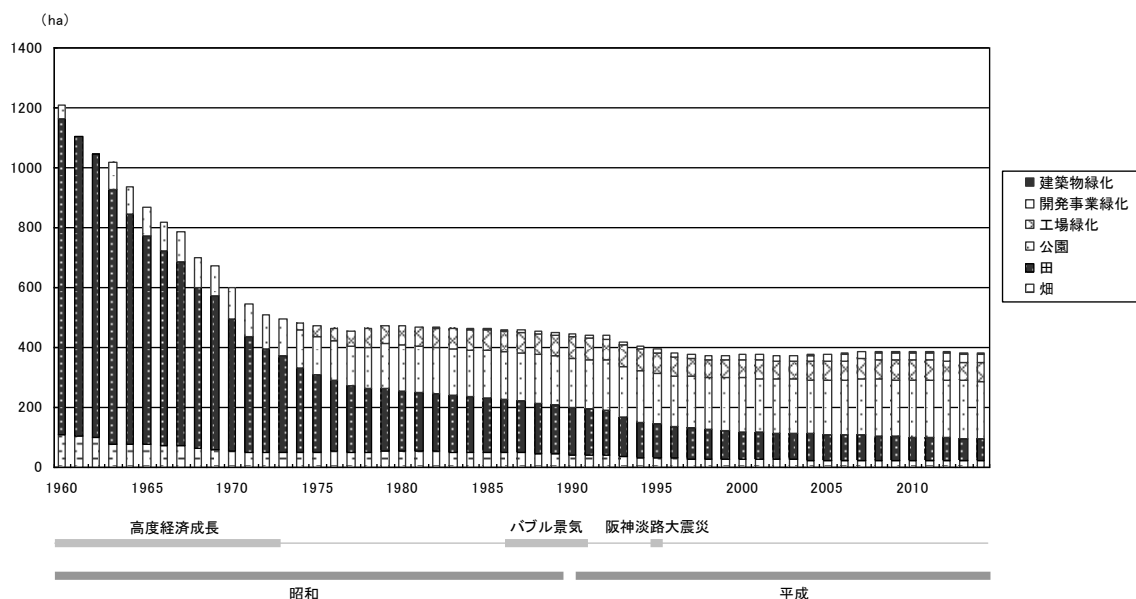
## ○戦後復興・高度経済成長による産業公害の深刻化と都市・生活型公害の拡大

敗戦により本市の製造業は生産が大きく落ち込みますが、当時の基幹産業であった石炭・鉄鋼などを重点産業とする政策が国策として経済復興のために行われたことや朝鮮戦争の特需などにより、本市は「鉄のまち」として比較的早く経済の復興を遂げ、高度経済成長期には、阪神工業地帯の中核として日本の経済成長を支えました。

また、敗戦時には落ち込んだ人口についても、好調な経済を背景に職を求めた来住者などにより増加に転じ、この傾向は高度経済成長が終わる頃まで続きました。人口の増加によりそれまで農地が多くを占めていた北部にも住宅地が広がり、交通網も整備されるなど、市域は急速に都市化が進み、街の様子は一変しました。

しかし、こうした経済成長を優先した発展は環境に様々な弊害を及ぼし、全国的にも四大公害（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく）をはじめ、各地で公害が多発しました。特に、東京・名古屋・大阪といった早くから工業化が進んでいた大都市圏においては公害が深刻化し、本市でも、地盤沈下や水質汚濁、騒音・振動、大気汚染について深刻な被害が発生しました。また、本市を代表する産業であった農業については農地の宅地化などにより大きく縮小され、漁業については河川・海域の水質の悪化により終焉を迎えてしまいました。

図 緑被面積の推移



高度経済成長期に農地が大きく減少しており、現在も減少傾向にあるが、それを公園などが補うような構造となっている。近年は緑地の合計面積は横ばいの状況である。

地盤沈下は大正期には始まっていた現象で、敗戦直後には工場の壊滅などにより地下水の汲み上げが減少したため、沈下は一時的に止まりましたが、戦後の復興に伴い再び沈下し、昭和 30 年代には毎年 10 センチメートル以上も沈下する事態となりました。地盤沈下による低地化は台風などによる高潮被害を大きくしたとされ、特にジェーン台風(昭和 25 年(1950))では、市域の約半分(現在の JR 東海道線以南)が浸水するという甚大な被害がでました。この対策として防潮堤の建設が行われ、高潮・台風からの被害は大きく軽減されましたが、その後も沈下は続き、嵩上げ工事などが行われました。地盤沈下については、工業用水道の整備と地下水の汲み上げ規制により昭和 40 年代によりやく収束しました。

工場排水による河川の水質汚濁についても戦前から深刻な問題でした。また、戦後には生活排水・畜産排水による汚濁も大きな問題となりました。本市の臨海部では地盤沈下が生じていたため、蓬川・庄下川・大物川(現在は廃川となっている)などでは自然流下ができなくなり、河口部では水が淀んでしまうとともに、流下による自浄作用がはたらかないことが汚濁に拍車をかけました。河川の水質は、下水道の整備や工場排水を規制する法律・条例の施行、河川の浄化事業など



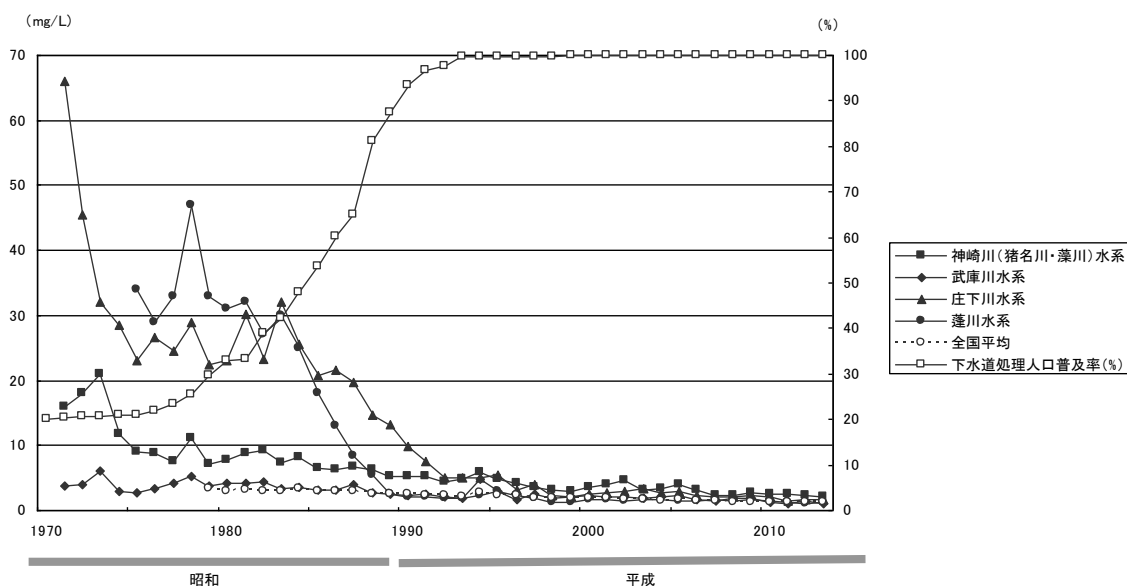
末広町、地盤沈下により道路が海に沈み、電信柱だけが水面に残っている。(昭和 29 年(1954)、村井邦夫氏撮影)



地盤沈下のため流れが止まり、ゴミめつようになった大物川。昭和 40 年に埋立工事が行われ、現在は緑地公園となっている。(昭和 40 年(1965)、市広報課撮影)

により平成に入ってからようやく改善が進みました。

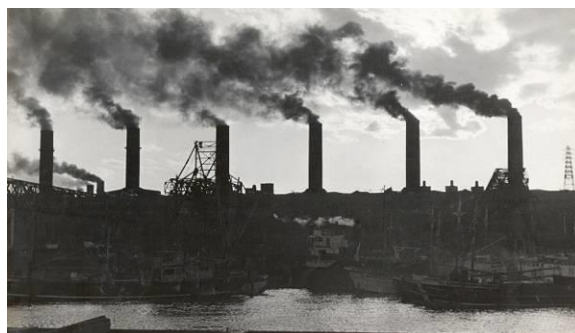
図 下水道の普及率と水質（BOD 年平均值）の推移



下水道の普及とともに水質が大きく改善しているのがわかる。現在では、全国平均と比較しても遜色のないレベルとなっている。

本市において最も大きな被害を与えた公害の1つに大気汚染があります。戦前から戦後復興期については石炭を燃焼させることによる降下ばいじん（いわゆる「黒いスモッグ」）が問題となり、高度経済成長期に入り石炭から重油へと燃料転換が進むと二酸化硫黄（いわゆる「白いスモッグ」）が問題となりました。二酸化硫黄は、四日市、横浜、川崎、大阪といった工場の密集する都市において、ぜん息などの被害を引き起こし、本市もそのような被害が集中した地域の1つでした。

高度経済成長期における本市の主な大気汚染物質であったばい煙などの排出源は臨海部に集中する火力発電所と重化学工業分野の工場群でした。このような状況に対して、市は、降下ばいじん調査、国内初の大気汚染立体観測調査や健康被害における疫学調査などを行い、大気汚染の発生メカニズムや大気汚染と呼吸器系疾患発生の関係性などの解明に取り組みました。一方、市民も公害の反対請願署名の提出や公害対策の申し入れなど公害反対運動を活発化させていきました。これらを受けて、本市の大気環境に大きな影響を与えていた火力発電所については稼働率や使用燃料の質の改善などについて電気事業者と数々の協議が重ねられるとともに、様々な対策が講じられました。昭和 44



黒煙を吐く火力発電所の煙突群（昭和 30 年頃、尼崎市立地域研究史料館所蔵写真）



大気汚染立体調査は自衛隊の協力を得て、ヘリコプターによる調査も行われた。（昭和 32 年（1957）、尼崎市立地域研究史料館所蔵、大阪読売新聞社発行「尼崎市大気汚染調査」）



年（1969）には、尼崎市と兵庫県、市内 62 社（69 工場）・3 企業団地（55 工場）との間で大気汚染防止協定が締結され、硫黄酸化物対策の取組が進められました。火力発電所については、次第に関西各地に発電所が新設されたこと、火力から原子力へ比重が移ったことや老朽化が進んだことなどにより予備発電所へと役割を変え、その後、すべて廃止されることになりました。

高度経済成長期には新たな公害として交通公害も発生しました。経済の成長にともない貨物・旅客ともに大幅に輸送需要が増加し、その手段については当初は鉄道や船舶の割合が大部分を占めていましたが、モータリゼーション（車社会化）の進展に伴い、次第に自動車へと転換していきました。また、輸送について求められるものも大量輸送から大量高速輸送へと指向が変化していきました。こうした流れは本市においても影響を及ぼし、昭和 38 年（1963）の国道 43 号の供用開始は自動車排出ガスや騒音・振動による交通公害を引き起こすこととなりました。昭和 56 年（1981）に供用が開始された



国道 43 号線公害対策尼崎連合会の座り込み。  
国道 43 号上の高速道路建設に対し、沿線住民が絶対反対として工事現場において、2,556 日間に及ぶ座り込み闘争が行われた。

阪神高速道路 3 号神戸線の建設にあたっては住民が国道 43 号線公害対策尼崎連合会を結成し、建設を阻止するための座り込み闘争が行われました。昭和 51 年（1976）には、阪神地域の沿線住民と原告団を結成し、道路管理者である国と阪神高速道路公団（現阪神高速道路（株））を被告として「国道 43 号線道路公害訴訟」が提訴されました。排出ガスによる健康被害は認められなかったものの、生活妨害などについて道路管理者の責任を認め、以後の日本の道路行政に大きな影響を与えました。

このような様々な交通公害に対して、尼崎市では周辺自治体と協議会を発足させ、新幹線については線路や構造物の防振・防音対策などを、航空機については発着便数の制限などを周辺住民の声を聞きながら現在も継続して国などに要望しており、環境は改善してきています。

廃棄物における汚物の処理については、戦後までコレラやチフスなどの感染症の蔓延を防ぐ観点から公衆衛生の問題として扱われていました。しかし、高度経済成長期になるとし尿が肥料として利用されなくなる一方で、「三種の神器」といわれたテレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の普及などによる生活様式の変化や消費活動の活発化により、廃棄物の発生量の増大が問題となりました。これにより、廃棄物の処理についても都市における環境問題として認識されるようになります。当初、廃棄物の処分については、海洋投棄や池などへの埋立て、野焼き、焼却場での焼却処分などが主な方法でした。そんな中、本市では、廃棄物を利用した熱回収についての検討や、<sup>し</sup>尿塵芥高速堆肥化装置の建設が行われるなど、当時としては先進的な試みが行われていますが、技術的・費用的な課題や廃棄物排出量の著しい増加に処理が間に合わないなどの理由から、一般廃棄物については焼却炉での焼却処分、し尿については下水道施設による処理が行われることとなりました。

高度経済成長期における都市化の進展は、市域の数少ない自然へも影響を与えました。昭和 44 年（1969）に猪名川の治水対策として利倉捷水路が完成した際、旧河道沿いに残存する自然林をどうするかが問題となり、保存を求める住民と宅地・公園の整備を進めたい市との間で

考え方の隔たりが生じました。住民は昭和 46 年（1971）に猪名川の自然と文化を守る会を結成し、尼崎市にはたらきかけるとともに、昭和 47 年（1972）には猪名川の子供会を組織し、動植物調査など猪名川の自然・歴史・文化を学ぶ活動を続けました。これらの活動により尼崎市も都市に残る貴重な自然を保全すべく、区画整理計画を変更し、旧河畔林の約 70 %にあたる 11 ha が保存されることになりました。現在では、自然林の面影を残す貴重な場所として、兵庫県のレッドデータブックに掲載されています。



猪名川自然林の様子。南北に流れる現在の河道（利倉捷水路）の西側に当時の河道に沿って河畔林が「く」の字に残っているのがわかる。（平成 2 年（1990）、尼崎市撮影）

物質的な豊かさを追求した高度経済成長は急速な都市化と家電や自動車などの普及を進展させるとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄を助長させていき、この頃から公害問題の構図についても変化が生じました。当初の公害は、産業公害といわれ企業が加害者であり、地域住民が被害者というわかりやすい構図でしたが、次第に、日常生活に起因する都市型・生活型の公害が問題になるようになります。都市型・生活型公害は、誰もが被害者であるとともに、加害者にもなりえるという複雑な構図となり、このことが今日の環境問題の解決を困難にしている 1 つの要因といえます。また、バブル経済が始まる頃から公害の原因となる汚染物質の除去や発生源対策だけでなく、自然環境の保全やさらに住宅や道路、公園などを含む生活環境が快適なものであってほしいという要求がなされるようになりました。

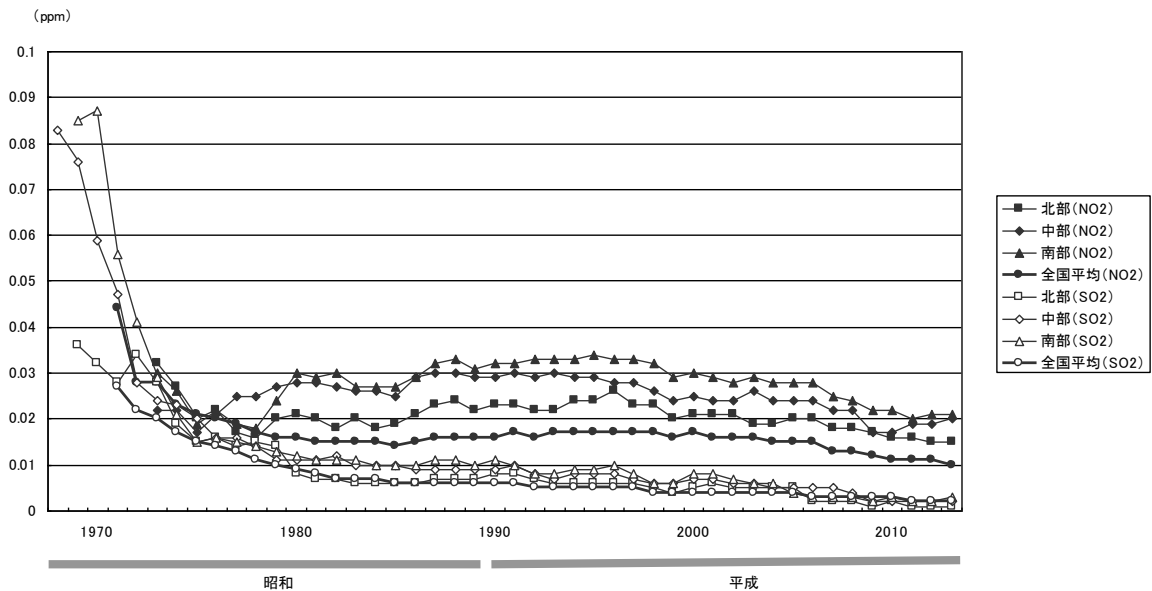
これらに対応していくために、本市の環境に関する報告書についても公害問題を中心に切り上げていた「公害の現状と対策」から昭和 62 年（1987）には、環境に関する内容を幅広く扱う「尼崎の環境」へと改められました。

## ○地球環境問題の顕在化

日本では昭和 60 年代から平成初期にかけてバブル景気が起こり、耐久消費財やサービス分野を中心に個人消費が大きく拡大するとともに都市部への人口の集中が進み、都市・生活型公害が課題となりました。

一方、本市では依然として自動車や事業所から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が高い状況が続いており、課題となっていました。昭和 62 年（1987）の公害健康被害補償法の改正により大気汚染指定地域の全面解除と公害患者の新規認定が打ち切られたことから、尼崎公害患者・家族の会の呼びかけにより結成された原告団が、昭和 63 年（1988）に、大気汚染物質排出の差し止めなどを求め、道路管理者である国と阪神高速道路公団、電力・鉄鋼など 9 企業を被告として、「尼崎大気汚染公害訴訟」を提訴しました。裁判では交通公害による健康被害や損害賠償が認められるだけでなく、日本の大気汚染公害訴訟において全国で初めて差し止め請求（道路供用の差し止め）が認められました。その後、排出ガス対策、大型車交通規制や連絡会設置などの実施を条件に差し止めを放棄し、和解がなされました。発生源対策として排出ガスにおける窒素酸化物などの濃度やガソリン中に含まれる硫黄濃度などの規制が行われ、道路対策としては車線の削減、遮音壁の設置や緑地の整備、交通流・交通量対策としてロードプライシングの実施や環境レーンの導入など多くの対策が講じられることにより次第に沿道環境の改善が進むことになりました。平成 25 年（2013）には、改善に一定の成果が見られ、今後も改善・保持が見込まれるとして、尼崎公害患者・家族の会と国・阪神高速道路（株）との和解条項の履行に係る意見交換が終了しました。現在は、沿道環境の状況を確認するために国との協議が行われています。

図 大気汚染の推移（年平均値）

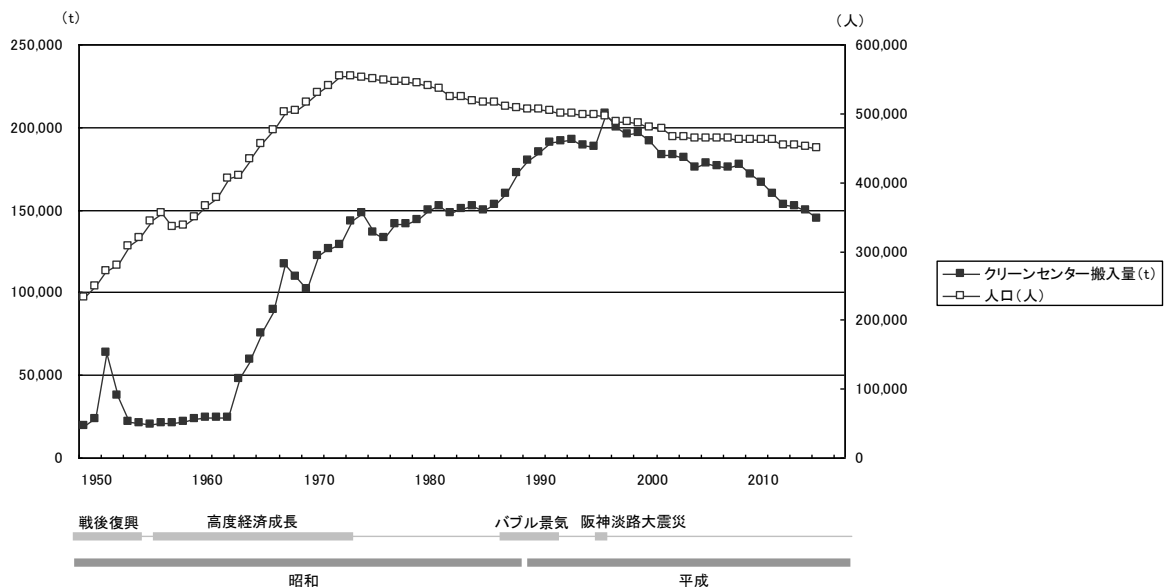


二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）については、過去から大幅な改善がみられ、現在では全国平均と遜色のないレベルとなっている。一方で、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）については、近年は環境基準については達成している状況が続いているが、全国平均に比べると若干濃度が高い状況が続いている。

バブル景気における消費の拡大は排出される廃棄物の増大・多様化をももたらしました。乾電池や大型化したテレビ・冷蔵庫などの家電製品といった処理が困難な廃棄物を増大させるとともに、商品の少量多種化による使い捨て商品の普及やプラスチック容器・包装紙の使用も増加しました。事業所では事務作業のOA化が進みコピー用紙などの紙ごみの発生量も増加しました。

この傾向は本市にもあてはまり、バブル期には本市の廃棄物量は大きく増加し、焼却処理能力の限界に迫りました。本市ではごみの減量を推進する部署を設け、古紙の回収に対する奨励金の交付、ごみ出しのマナーの指導的役割を果たす「さわやか指導員」制度の発足、可燃物と資源物の分別を進めるためのごみの収集区分の細分化、資源リサイクルセンターの建設など様々な取組が進められました。平成25年(2013)には収集回数の見直しなどにより紙類のリサイクルが進んだことなどから、近年のごみの排出量は減少傾向にあります。

図 クリーンセンターへのごみの搬入量



高度経済成長期には人口の増加と相まって、搬入量は大きく増加した。その後、横ばいの状況が続くが、バブル景気の頃には再度増加に転じている。近年は、減少傾向にある。

各国の国内の問題として認識されていた公害問題は、1970年代ごろから社会経済活動のグローバル化や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムが、日本のみならず世界中で拡大していき、環境破壊・汚染が自然の修復能力を超えて進行したことにより、酸性雨や海洋汚染、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、砂漠化、地球温暖化など地球規模の問題として認識されるようになりました。

尼崎市においても地球環境の保全に取り組んでいくために「ローカルアジェンダ 21 あまがさき（地球環境を守るわたしたちの行動計画）」（平成8年（1996））を策定するなど、地球温暖化を中心として次第に市内環境だけでなく地球環境にも目が向けられていきました。

現在の環境問題は、かつての公害問題のように事業者に対する規制だけでは解決することは困難であり、市民・事業者・尼崎市の3者が協力しながら進める必要があるため、このような協力の場として平成17年（2005）に「あまがさき市民環境会議」が設置されました。その後、市民環境会議は取組を一層進めるために発展的解消がなされ「あまがさき環境オープンカレッ

ジ」(平成 22 年(2010))が新たに開校しました。平成 26 年(2014)4 月からは NPO 法人となり様々なイベントの企画や、環境学習・活動に関する支援などを行っています。市民自らが事務局業務を担うことにより、市民の自由な発想とネットワークの軽さを活かし、市民目線での環境活動支援の取組や、環境活動の輪の広がりが進められています。

また、本市の環境保全の取組の中には外部から評価を受けているものもあります。汚濁のひどかった庄下川については、良好な水辺空間の形成を図ることを目的として、昭和 63 年(1988)に建設省(現国土交通省)による「ふるさとの川モデル河川」の指定を受け、整備事業を進め、水質の改善に取り組みました。下水道の整備や川泥の浚渫などにより水質が大幅に改善され、多数の魚類の生息が確認されるまでとなり、平成 12 年(2000)には建設省から「甦る水 100 選」の 1 つに選ばれました。

この他にも、優れた環境施策を進めている自治体を表彰するために環境 NGO が共同で主催している「持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト」において、本市は全国で唯一平成 13 年(2001)の第 1 回目から最終回となる平成 22 年(2010)の第 10 回目まで連続で 10 位以内に入賞しました。

近年では、公害の発生場所として捉えられていた臨海部において自然と共生するまちづくりが始まるなど新たな取組も始まっています。

そのひとつが、国道 43 号以南の臨海部(約 1,000 ha)を対象として、兵庫県により進められている「尼崎 21 世紀の森構想」(平成 14 年(2002)3 月)です。これは、「森と水と人が共生する環境創造のまち」の実現をめざし、100 年かけてまちづくりを進めていくという壮大なものです。現在は、構想の対象となる地域の一部(約 29 ha)が「尼崎の森中央緑地」として先導的に整備が行われています。森づくりにあたっては、一般的な緑化が生物種レベルまでしか考慮せずに行われるのに対して、ここでの取組は、地域の生態系を手本に、地域で種を集めるところから始め、遺伝子レベルで生物多様性に配慮して行われるというものであり全国的にも先進的なものとなっています。

このように、過去には公害の発生源であった臨海部は現在では大きく変貌してきています。



尼崎の森中央緑地の将来イメージ図。(兵庫県阪神南  
県民センター尼崎港管理事務所尼崎 21 世紀プロジェ  
クト推進室より提供)



本市では、平成 24 年（2012）の組織改正において、これまで規制する側であった環境部署と規制される側であった経済部署を統合して「経済環境局」を新設し、市内環境の向上と地域経済の活性化の両立を目指す「尼崎版グリーンニューディール」を展開しています。また、平成 25 年（2013）には低炭素社会の実現に向けて高い目標を掲げ先駆的な取組にチャレンジする都市として国から「環境モデル都市」に選定されるなど、環境を軸とした本市経済の発展・成長を図っています。



左写真：現在の臨海部の様子。過去のように黒煙を出す煙突は見られなくなった。右写真：南堀運河の様子。人々が集まり、憩える空間づくりが進められています。（左写真：大阪湾広域臨海環境整備センターより（平成 26 年（2014 年）撮影）、右写真：尼崎市撮影）





## 【資料編】

### 関連資料について

資料編に掲載されている内容以外にも、関連する資料として以下のようなものがありますので、必要に応じてご活用ください。

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 温室効果ガスの排出量に関する資料       | 市内温室効果ガス排出量推計結果報告書      |
| ごみの処理に関する資料            | 清掃事業概要                  |
| 公害（環境質・公害健康補償など）に関する資料 | 尼崎市環境監視センター報<br>保健行政の概要 |
| 公園・緑に関する資料             | 公園・緑化のあゆみ               |
| 生活環境に関する資料             | 尼崎市立衛生研究所報              |

## 【目次】

### 資料編

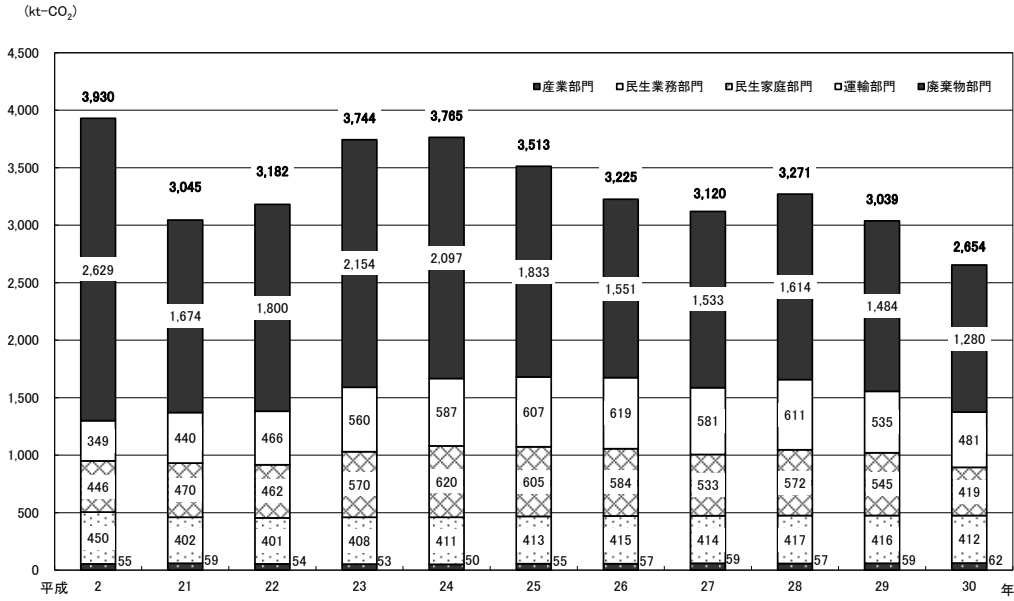
---

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ・ 二酸化炭素排出量                  | 1  |
| ・ エネルギー使用量                  | 2  |
| ・ 再生可能エネルギー                 | 3  |
| ・ 尼崎市環境マネジメントシステム           | 4  |
| ・ 環境モデル都市における取組の評価          | 5  |
| ・ 気候変動の影響                   | 6  |
| ・ 一般廃棄物                     | 7  |
| ・ 産業廃棄物                     | 8  |
| ・ 環境基準の達成状況                 | 11 |
| ・ 大気                        | 15 |
| ・ 水質（公共用水域 河川・海域）           | 27 |
| ・ 水質（地下水）                   | 34 |
| ・ 騒音・振動（自動車）                | 36 |
| ・ 騒音（航空機）                   | 41 |
| ・ 騒音・振動（新幹線）                | 45 |
| ・ 土壌                        | 48 |
| ・ 地盤沈下                      | 51 |
| ・ ダイオキシン                    | 53 |
| ・ 環境保全協定                    | 54 |
| ・ 公害に関する苦情・相談               | 55 |
| ・ 尼崎の公害の歴史                  | 56 |
| ・ 尼崎大気汚染公害訴訟                | 58 |
| ・ 公害健康被害補償制度                | 59 |
| ・ アスベスト問題に対する取組             | 65 |
| ・ 緑化                        | 68 |
| ・ 尼崎版グリーンニューディールの経済波及効果     | 70 |
| ・ 尼崎市環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標） | 71 |
| ・ 基礎データ                     | 73 |

# 二酸化炭素排出量

## ● 部門別の二酸化炭素排出量

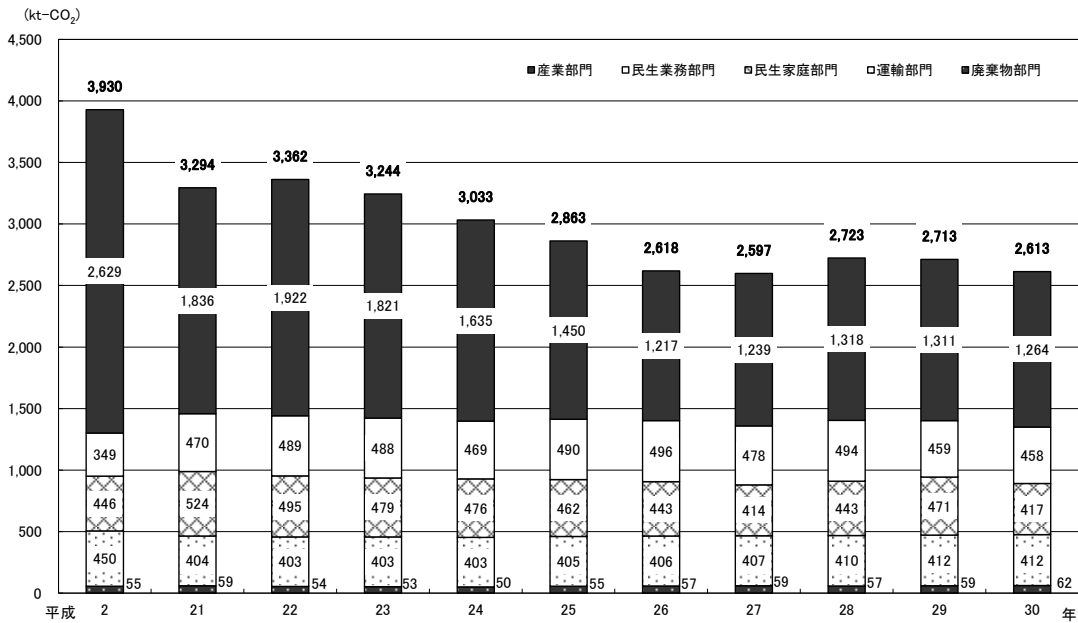
図 二酸化炭素排出量の推移（排出係数変動）



備考 1 平成 30 年の値は速報値

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

図 二酸化炭素排出量の推移（排出係数固定）



備考 1 電力排出係数、都市ガス排出係数を基準年（平成 2 年）に固定して算出している。

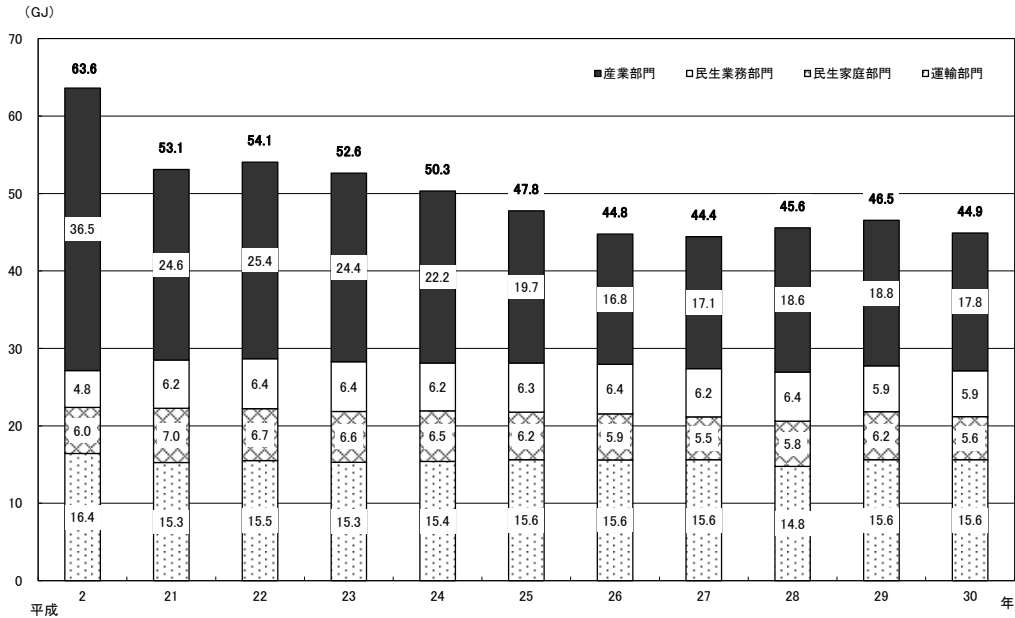
備考 2 平成 30 年の値は速報値

備考 3 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

# エネルギー使用量

## ● 部門別のエネルギー使用量

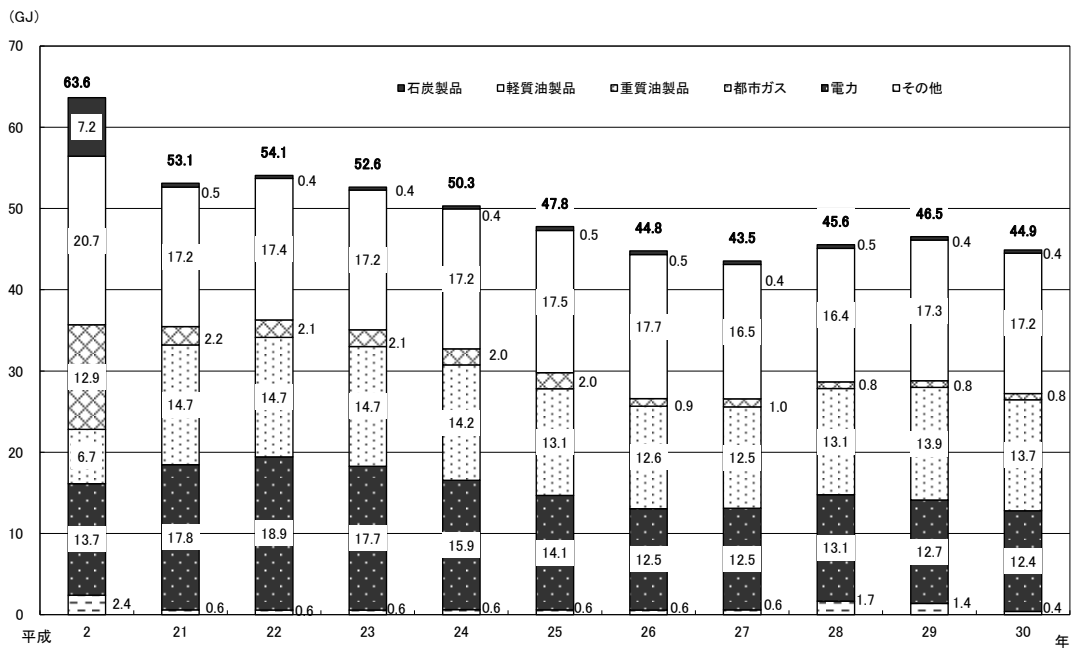
図 エネルギー使用量の推移（部門別）



備考 1 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

## ● エネルギー起源別のエネルギー使用量

図 エネルギー使用量の推移（エネルギー起源別）



備考 1 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

## 再生可能エネルギー

### ● 尼崎市が導入した太陽光発電設備

表 尼崎市が導入した太陽光発電設備

| 導入時期<br>(年度) | 導入施設        | 出力規模<br>(kW) | 導入時期<br>(年度) | 導入施設       | 出力規模<br>(kW) |
|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| H10          | 尼崎高等学校      | 10.0         | H27          | 立花小学校      | 45.0         |
| H10          | 東部浄化センター    | 3.0          | H27          | 大島小学校      | 20.0         |
| H11          | 市営久々知住宅 1号棟 | 9.0          | H27          | 名和小学校      | 10.0         |
| H19          | 成良中学校       | 10.0         | H27          | 成文小学校      | 20.0         |
| H20          | 大庄支所（別棟）    | 3.0          | H27          | 園田中学校      | 10.0         |
| H20          | 杭瀬小学校       | 10.0         | H27          | 園田小学校      | 45.0         |
| H20          | 開明庁舎        | 3.0          | H27          | 塚口中学校      | 10.0         |
| H21          | 大庄中学校       | 10.0         | H27          | 浜田小学校      | 30.0         |
| H22          | 女性勤労・婦人センター | 3.0          | H27          | 難波の梅小学校    | 45.0         |
| H22          | 難波小学校       | 10.0         | H27          | 浦風小学校      | 10.0         |
| H22          | 尼崎北小学校      | 3.0          | H27          | 園和小学校      | 45.0         |
| H22          | 尼崎双星高等学校    | 5.5          | H27          | 園田東小学校     | 30.0         |
| H23          | 園田東中学校      | 10.0         | H28          | 市営時友住宅     | 10.0         |
| H24          | 大庄北中学校      | 10.0         | H28          | 市営蓬川住宅     | 10.0         |
| H24          | 園田保育所       | 3.3          | H28          | 武庫西生涯学習プラザ | 15.0         |
| H25          | 上坂部小学校      | 10.0         | H29          | わかば西小学校    | 45.0         |
| H25          | 武庫東小学校      | 10.0         | H29          | 小田中学校      | 45.0         |
| H25          | クリーンセンター    | 64.0         | H30          | 大庄北生涯学習プラザ | 20.0         |
| H25          | 東消防署        | 11.0         | H30          | あまよう特別支援学校 | 45.0         |
| H26          | 塚口保育所       | 5.5          | H30          | 中央北生涯学習プラザ | 17.0         |
| H26          | 金楽寺小学校      | 10.0         | H30          | 時友住宅 2棟    | 10.0         |
| H26          | 塚口小学校       | 3.0          | R1           | 小田南生涯学習プラザ | 20.0         |
| H26          | 開明庁舎        | 16.5         | R1           | 神崎浄水場      | 0.05         |
| H26          | 東消防署常光寺出張所  | 5.5          |              |            |              |
| H27          | 水堂小学校       | 10.0         |              |            |              |

備考1 平成 26 年度と平成 27 年度に実施した公共施設の屋根貸し事業において、民間事業者によってあこや学園（26.4 kW）、尼崎高等学校（39.6 kW）、武庫東生涯学習プラザ（15.4 kW）に太陽光発電設備が導入されている。



## 尼崎市環境マネジメントシステム

### ● 環境目標の実績

表 環境目標の達成状況

| 項目                            | 基準値<br>(平成25年度実績) | 目標値<br>(令和12年度目標値)  | 令和元年度実績             | 達成状況 |
|-------------------------------|-------------------|---------------------|---------------------|------|
| 二酸化炭素排出量 (t・CO <sub>2</sub> ) | 64,082            | 38,553<br>(-39.4%)  | 34,794<br>(-25.6%)  | ×    |
| エネルギー消費量 (GJ)                 | 1,198,790         | 972,165<br>(-18.9%) | 974,206<br>(-18.7%) | ×    |
| 電気使用量 (M Wh)                  | 96,189            | 81,328<br>(-15.4%)  | 82,841<br>(-13.9%)  | ×    |
| 都市ガス使用量 (km <sup>3</sup> )    | 2,973             | 3,021<br>(+1.6%)    | 2,781<br>(-6.4%)    | ○    |

備考1 目標値、令和元年度実績の欄にある ( ) の数値は基準値に対する削減率を示す。

## 環境モデル都市における取組の評価

### ● 本市における環境モデル都市の概要

環境モデル都市とは、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として国が選定しているもので、本市は市民と地元産業界が一丸となって環境と産業の両立を目指していくという提案が評価を受け、平成25年3月に選定されています。

また、環境モデル都市に選定された都市は、具体的な取組計画であるアクションプランを策定し、これに基づき事業を進めるとともに、毎年、取組の進捗状況を国に報告し、評価を受ける仕組みとなっています。本市も、平成26年3月に「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」を策定し、その取組期間である平成30年度まで取組を推進してきました。令和元年度からは、「尼崎市地球温暖化対策推進計画」と「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」を統合した新たな計画に基づき、取組を進めています。

令和元年度は平成30年度の実績と5年間の取組の総括についてフォローアップが行われ、評価を受けています。

### ● 平成30年度の主な取組

- ・家庭部門においては、国民運動である「クールチョイス」について、市長による「クールチョイス宣言」を行ったほか、鉄道やバスといった公共交通機関との連携、尼崎市民まつりや子ども向け映画会における周知など、様々な年齢層を対象とした普及啓発に新たに取り組めました。
- ・中小企業におけるエネルギーコストの削減、CO<sub>2</sub>排出量削減を目的に「省エネ診断の結果」に基づいて産業用デマンド監視装置などを導入する事業者に対し、経費の1/3を補助する「産業用デマンド監視装置等導入支援事業」を開始しました。
- ・エコプロ2018において、産業界5団体と構成する「ECO未来都市・尼崎」宣言団体として共同でブース出展を行い、環境と経済の共生に向けた取組など、これまでの取組実績のパネル展示や市内の環境配慮型製品を製造する事業者などをまとめて「ECOミュージアムシティ尼崎マップ」の配布などにより「環境モデル都市 あまがさき」をPRしました。
- ・スマートハウスセミナーでは、ZEHに向けた取組やEV・PHVの動向と蓄電池としての活用について、ハウスメーカーや蓄電池メーカーによる公演を市内事業者に対して行うとともに、ZEHやスマートハウスの普及促進に向けた今後の施策立案の参考にするため意見交換会を行いました。

### ● 評価結果

表 環境モデル都市取組評価結果

| 項目           | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 取組の進捗        | 3      | 4      | 3      | 3      | 3      |
| 温室効果ガス削減・吸収量 | —      | 5      | 5      | 5      | 4      |
| 地域活力の創出      | 5      | 5      | 4      | 5      | 5      |
| 地域のアイデア・市民力  | 5      | 4      | 4      | 4      | 5      |
| 取組の普及展開      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |

備考1 環境モデル都市の取組評価は、5つの指標において、それぞれ5段階で評価を行うことになっており、環境モデル都市ワーキンググループの助言を踏まえ、評価を決定している。

備考2 「取組の進捗」はアクションプランに関連する事業の進捗状況結果に関する評価。

備考3 「温室効果ガス削減・吸収量」は取組によって削減・吸収した温室効果ガス量とアクションプランに掲げる削減目標の達成への寄与度に関する評価。

備考4 「地域活力の創出」は取組の実施により現れた都市の持続的な発展に資する成果に対する評価。

備考5 「地域のアイデア・市民力」は地域のアイデア、特性を活かした取組や市民参加・市民力強化に資する取組の先駆性、モデル性ととともに、その取組の実施による成果に対する評価。

備考6 「取組の普及・展開」は取組が地域内外に普及・展開（他団体との連携も含む）した成果に対する評価。

備考7 環境モデル都市における取組評価等の結果については内閣府地方創生推進事務局 HP で公表されています。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/followup/r020708-2.html>

## 気候変動の影響

### ● 雨の降り方

表 1 時間降水量の年間発生回数

| 雨の強さ \ 年度               | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 10 mm以上の回数<br>(やや強い雨)   | 19  | 23  | 19  | 16  | 24  | 18 |
| 30 mm以上の回数<br>(激しい雨)    | 1   | 0   | 2   | 0   | 0   | 0  |
| 50 mm以上の回数<br>(非常に激しい雨) | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  |

(単位：回)

備考1 雨の強さの区分については、気象庁が公開している情報を基準としている。

備考2 国設尼崎大気環境測定所での測定結果。

### ● 河川・海域の水温

表 年間平均水温

| 測定地点 \ 年度 |       | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   |
|-----------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 神崎川       | 戸の内橋  | 19.5 | 18.9 | 19.9 | 20.6 | 20.3 | 21.0 |
|           | 藻川橋   | 17.4 | 16.3 | 17.0 | 17.2 | 17.6 | 18.5 |
| 庄下川       | 庄下川橋  | 17.5 | 17.1 | 17.6 | 16.8 | 17.9 | 17.8 |
|           | 尾浜大橋  | 16.6 | 16.0 | 16.7 | 16.7 | 16.9 | 16.9 |
|           | 尾浜橋   | 16.3 | 15.5 | 16.0 | 16.2 | 16.9 | 16.4 |
| 藻川        | 南豊池橋  | 17.2 | 15.7 | 16.5 | 16.7 | 17.0 | 17.0 |
| 武庫川       | 武庫大橋  | 16.6 | 15.7 | 16.3 | 16.9 | 16.8 | 17.4 |
| 尼崎港沖      | B-1-0 | 17.8 | 18.0 | 18.5 | 17.4 | 18.8 | 18.8 |
|           | B-1-1 | 17.9 | 18.1 | 18.3 | 17.8 | 18.8 | 18.8 |
|           | B-1-2 | 17.1 | 17.1 | 17.7 | 16.5 | 17.7 | 18.0 |
| 尼崎港中央     | B-2-0 | 18.0 | 18.1 | 18.9 | 17.2 | 19.1 | 19.0 |
|           | B-2-1 | 18.0 | 18.0 | 18.4 | 17.5 | 18.9 | 19.0 |
|           | B-2-2 | 16.8 | 17.0 | 17.7 | 16.5 | 17.7 | 18.1 |
| 開門        | B-3-0 | 18.3 | 18.5 | 18.8 | 18.4 | 19.9 | 19.2 |

(単位：℃)

### ● 熱中症による搬送者数

表 熱中症による搬送者数

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 268 | 265 | 302 | 596 | 305 |

(単位：人)

備考1 表の値は総務省からの依頼を受け調査したものであり、調査時期は4月下旬頃から10月末日までである。

## 一般廃棄物

### ● 一般廃棄物の発生・処理状況

表 ごみ発生量・ごみ処理状況の推移

| 年度  | 発生量         |            |             | 処理量     |          |
|-----|-------------|------------|-------------|---------|----------|
|     | クリーンセンター搬入量 | 紙類・衣類の日回収量 | 資源集団回収運動回収量 | 焼却量     | 資源化・再利用率 |
| H22 | 153,102     | 8,102      | 9,644       | 146,362 | 21,419   |
| H23 | 152,378     | 7,697      | 9,335       | 147,058 | 20,719   |
| H24 | 149,362     | 7,458      | 8,963       | 142,221 | 20,027   |
| H25 | 144,653     | 10,244     | 8,727       | 135,374 | 22,581   |
| H26 | 142,184     | 9,946      | 8,289       | 138,722 | 22,085   |
| H27 | 141,393     | 9,300      | 7,754       | 141,982 | 21,067   |
| H28 | 139,736     | 8,928      | 7,293       | 133,860 | 20,522   |
| H29 | 139,582     | 8,941      | 6,431       | 128,506 | 20,462   |
| H30 | 142,225     | 8,862      | 5,943       | 134,342 | 20,236   |
| R1  | 138,877     | 8,695      | 5,483       | 132,579 | 19,127   |

(単位：t)

### ● し尿の搬入・処理状況

表 し尿処理状況の推移

| 年度  | 区分 | 搬入量 |       |       | 処理量   |
|-----|----|-----|-------|-------|-------|
|     |    | し尿  | 浄化槽汚泥 | 計     |       |
| H22 |    | 956 | 4,472 | 5,428 | 7,262 |
| H23 |    | 932 | 4,428 | 5,360 | 6,508 |
| H24 |    | 768 | 4,274 | 5,042 | 5,303 |
| H25 |    | 849 | 4,267 | 5,116 | 5,492 |
| H26 |    | 917 | 4,499 | 5,416 | 5,888 |
| H27 |    | 805 | 4,423 | 5,229 | 5,606 |
| H28 |    | 768 | 3,984 | 4,752 | 5,479 |
| H29 |    | 878 | 3,835 | 4,713 | 5,303 |
| H30 |    | 752 | 4,036 | 4,788 | 5,298 |
| R1  |    | 899 | 4,194 | 5,093 | 5,810 |

(単位：kL)

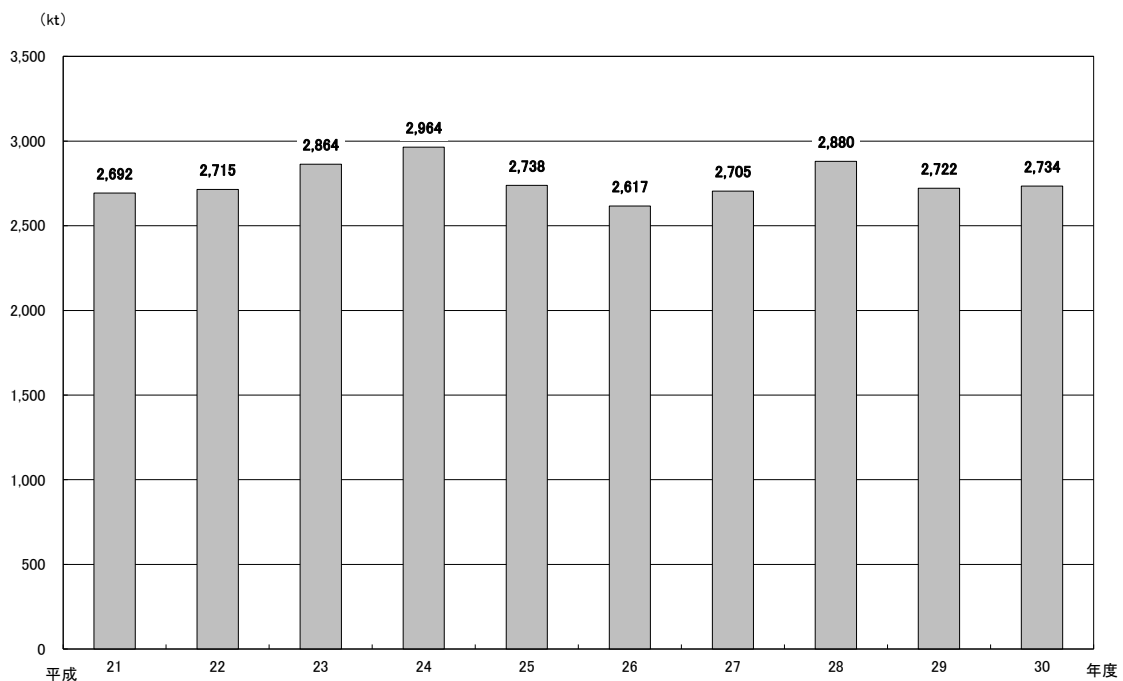
## 産業廃棄物

### ● 産業廃棄物の排出状況

廃棄物処理法により、前年度に産業廃棄物が 1,000 t 以上または特別管理産業廃棄物が 50 t 以上発生した事業場を設置している事業者は「多量排出事業者」として、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用などについて定める処理計画とその実施状況について市長に報告しなければなりません。平成 30 年度の市内における多量排出事業者は 99 事業所（公共施設を含む）です。

近年は、市内の多量排出事業者から出される産業廃棄物は概ね横ばいで、近年は、約 2,800 kt 前後で推移しています。

図 産業廃棄物排出量の推移



備考 1 グラフの値は、多量排出事業者が排出した産業廃棄物量である。なお、市内の産業廃棄物の約 90 %は多量排出事業者が排出したものと推計される。

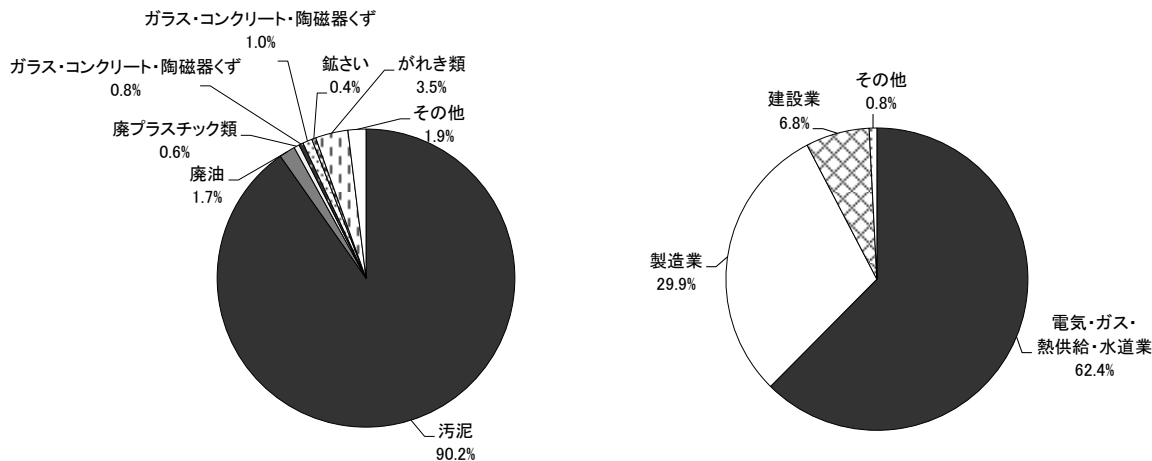
備考 2 多量排出報告書の性質上、前年度の排出量によって提出する義務が発生するかどうか決まるため、各年度により母数にばらつきが生じ、数字に変動がある。

備考 3 令和元年度の多量排出事業者による報告書に関しては、集計中であるため平成 30 年度の集計結果までを掲載している。

### ● 種類別・業種別の産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物の種類別排出量では汚泥が全体の90.2%を占めています。また、業種別排出量では、電気・ガス・熱供給・水道業から出る産業廃棄物が最も多く全体の62.4%、次いで製造業から排出される産業廃棄物が29.9%で、この2業種で全体の92.3%を占めています。

図 産業廃棄物の内訳（種類別・業種別）



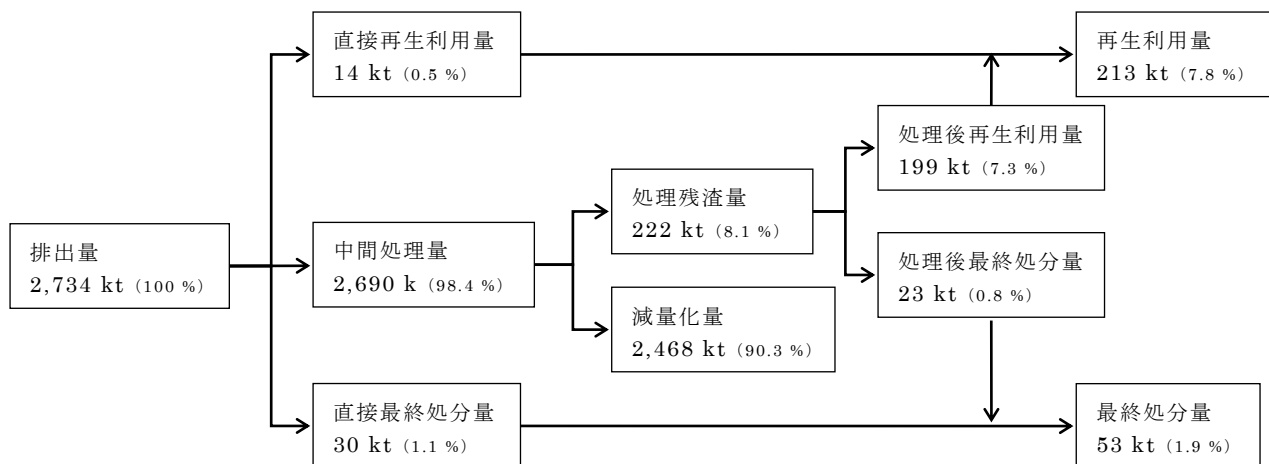
備考1 平成30年度尼崎市多量実績報告及び管理票交付等状況報告書より算出している。

備考2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

### ● 産業廃棄物の処理の流れ

平成30年度の多量排出事業者から発生した産業廃棄物の処理の流れは次のとおりです。総排出量のうち90.3%が減量化、7.8%が再生利用されており、残りの1.9%が埋立処分されています。平成29年度と比較すると全体的にほぼ横ばいの状況となっていますが、特に、本市の場合、汚泥の排出量が最も多く、汚泥は水分を多量に含んでいるため、脱水などによる減量化量が多くなっています。

図 産業廃棄物の処理の流れ





● 産業廃棄物処理施設の設置状況

表 産業廃棄物処理施設設置許可数

| 種類                           | 施設数の設置者 |      |    |
|------------------------------|---------|------|----|
|                              | 事業者     | 処理業者 | 公共 |
| 汚泥の脱水施設                      | 0       | 0    | 3  |
| 汚泥の乾燥施設                      | 0       | 2    | 1  |
| 汚泥の焼却施設                      | 3       | 2    | 0  |
| 廃油の油水分離施設                    | 1       | 7    | 0  |
| 廃油の焼却施設                      | 2       | 4    | 0  |
| 廃酸・廃アルカリの中和施設                | 0       | 0    | 0  |
| 廃プラスチック類の破碎施設                | 1       | 10   | 0  |
| 廃プラスチック類の焼却施設                | 3       | 5    | 0  |
| 木くず又はがれき類の破碎施設               | 0       | 16   | 0  |
| 有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設         | 0       | 0    | 0  |
| 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設         | 0       | 0    | 0  |
| 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 | 3       | 0    | 0  |
| 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設           | 0       | 0    | 0  |
| 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設           | 0       | 0    | 0  |
| PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設    | 0       | 0    | 0  |
| その他の焼却施設                     | 1       | 2    | 0  |
| 最終処分場                        | 遮断型     | 0    | 0  |
|                              | 安定型     | 0    | 0  |
|                              | 管理型     | 0    | 1  |

備考1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づき許可を受けている施設数を示す。

● 産業廃棄物処理業の許可状況

表 産業廃棄物処理業許可業者数

| 業・事業の区分 |             | 産業廃棄物の種類 | 業者数 |
|---------|-------------|----------|-----|
| 収集運搬業   | 積替え・保管を含まない | 普通       | 51  |
|         |             | 特別管理     | 3   |
|         | 積替え保管を含む    | 普通       | 29  |
|         |             | 特別管理     | 6   |
| 中間処分業   |             | 普通       | 40  |
|         |             | 特別管理     | 5   |

備考1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき許可を受けている業者数を延べ数で示す。

## 環境基準の達成状況

本市において環境基準が指定されている項目について、環境改善の目安として、項目ごとに達成率を算出しました。達成率は、環境基準を達成した測定所・測定局または地点数を全測定所・測定局または地点数で除することで算出しており、測定所・測定局を設置する建屋の改修工事などによりやむを得ず測定を行うことができなかった測定所・測定局または地点数があった場合には、計算の対象とはしません。

なお、環境基準とは、人の健康の保護と生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準のことであり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。個別の発生源を対象に規制を行う「規制基準」とは別のものであり、「環境基準」で規制を行うものではありません。

$$\text{達成率 (\%)} = \frac{\text{環境基準を達成した測定所・測定局または地点数}}{\text{全測定所・測定局または地点数}} \times 100$$

### ●大気

表 大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定対象      | 評価方法  | 達成所・達成局数  | 測定所・測定局数  | 達成率 (%)     |
|-----------|-------|-----------|-----------|-------------|
| 二酸化硫黄     | 短期的評価 | 3         | 3         | 100         |
|           | 長期的評価 | 3         | 3         | 100         |
| 一酸化炭素     | 短期的評価 | 4         | 4         | 100         |
|           | 長期的評価 | 4         | 4         | 100         |
| 浮遊粒子状物質   | 短期的評価 | 10        | 10        | 100         |
|           | 長期的評価 | 10        | 10        | 100         |
| 光化学オキシダント | —     | 0         | 3         | 0           |
| 二酸化窒素     | —     | 15        | 15        | 100         |
| 微小粒子状物質   | —     | 5         | 5         | 100         |
| <b>合計</b> |       | <b>54</b> | <b>57</b> | <b>94.7</b> |

備考1 国土交通省や阪神高速道路(株)が設置しているものなど本市に設置してあるすべての測定所・測定局(移動測定局を除く)を評価の対象としている。

備考2 上坂部公園測定所における浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の測定結果については、令和元年11月からの測定であるため、評価対象としていない。

表 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定対象       | 達成地点数    | 測定地点数    | 達成率 (%)    |
|------------|----------|----------|------------|
| ベンゼン       | 2        | 2        | 100        |
| トリクロロエチレン  | 2        | 2        | 100        |
| テトラクロロエチレン | 2        | 2        | 100        |
| ジクロロメタン    | 2        | 2        | 100        |
| <b>合計</b>  | <b>8</b> | <b>8</b> | <b>100</b> |

● 水質（公共用水域 河川・海域）

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

| 測定対象            | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率 (%) | 測定対象           | 達成地点数      | 測定地点数      | 達成率 (%)    |
|-----------------|-------|-------|---------|----------------|------------|------------|------------|
| カドミウム           | 14    | 14    | 100     | 1,1,2-トリクロロエタン | 14         | 14         | 100        |
| 全シアン            | 14    | 14    | 100     | トリクロロエチレン      | 14         | 14         | 100        |
| 鉛               | 14    | 14    | 100     | テトラクロロエチレン     | 14         | 14         | 100        |
| 六価クロム           | 14    | 14    | 100     | 1,3-ジクロロプロペン   | 14         | 14         | 100        |
| 砒素              | 14    | 14    | 100     | チウラム           | 10         | 10         | 100        |
| 総水銀             | 14    | 14    | 100     | シマジン           | 10         | 10         | 100        |
| アルキル水銀          | 14    | 14    | 100     | チオベンカルブ        | 10         | 10         | 100        |
| P C B           | 14    | 14    | 100     | ベンゼン           | 14         | 14         | 100        |
| ジクロロメタン         | 14    | 14    | 100     | セレン            | 10         | 10         | 100        |
| 四塩化炭素           | 14    | 14    | 100     | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 14         | 14         | 100        |
| 1,2-ジクロロエタン     | 14    | 14    | 100     | ふっ素            | 9          | 9          | 100        |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 14    | 14    | 100     | ほう素            | 9          | 9          | 100        |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 14    | 14    | 100     | 1,4-ジオキサン      | 10         | 10         | 100        |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 14    | 14    | 100     | <b>合計</b>      | <b>348</b> | <b>348</b> | <b>100</b> |

備考1 ふっ素・ほう素について、海水の影響を受ける河川 2 地点（琴浦橋、南武橋）及び海域は評価対象としていない。

表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

| 測定対象      | 河川        |           |             | 海域       |           |             |
|-----------|-----------|-----------|-------------|----------|-----------|-------------|
|           | 達成地点数     | 測定地点数     | 達成率 (%)     | 達成地点数    | 測定地点数     | 達成率 (%)     |
| 水素イオン濃度   | 7         | 9         | 77.8        | 0        | 3         | 0           |
| BOD       | 9         | 9         | 100         | —        | —         | —           |
| COD       | —         | —         | —           | 3        | 3         | 100         |
| 浮遊物質量     | 9         | 9         | 100         | —        | —         | —           |
| 溶存酸素      | 9         | 9         | 100         | 3        | 3         | 100         |
| 大腸菌群数     | 0         | 2         | 0           | —        | —         | —           |
| 全窒素       | —         | —         | —           | 2        | 3         | 66.7        |
| 全燐        | —         | —         | —           | 1        | 3         | 33.3        |
| <b>合計</b> | <b>34</b> | <b>38</b> | <b>89.5</b> | <b>9</b> | <b>15</b> | <b>60.0</b> |

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

| 測定対象                 | 河川       |          |            | 海域       |          |            |
|----------------------|----------|----------|------------|----------|----------|------------|
|                      | 達成地点数    | 測定地点数    | 達成率 (%)    | 達成地点数    | 測定地点数    | 達成率 (%)    |
| 全亜鉛                  | 3        | 3        | 100        | 3        | 3        | 100        |
| ノニフェノール              | 3        | 3        | 100        | 3        | 3        | 100        |
| 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | 3        | 3        | 100        | 3        | 3        | 100        |
| <b>合計</b>            | <b>9</b> | <b>9</b> | <b>100</b> | <b>9</b> | <b>9</b> | <b>100</b> |

## ●水質（地下水）

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況

| 測定対象           | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率 (%) | 測定対象           | 達成地点数      | 測定地点数      | 達成率 (%)     |
|----------------|-------|-------|---------|----------------|------------|------------|-------------|
| カドミウム          | 7     | 7     | 100     | 1,1,2-トリクロロエタン | 7          | 7          | 100         |
| 全シアン           | 7     | 7     | 100     | トリクロロエチレン      | 7          | 7          | 100         |
| 鉛              | 7     | 7     | 100     | テトラクロロエチレン     | 7          | 7          | 100         |
| 六価クロム          | 7     | 7     | 100     | 1,3-ジクロロプロペン   | 7          | 7          | 100         |
| 砒素             | 7     | 7     | 100     | チウラム           | 7          | 7          | 100         |
| 総水銀            | 7     | 7     | 100     | シマジン           | 7          | 7          | 100         |
| アルキル水銀         | 7     | 7     | 100     | チオベンカルブ        | 7          | 7          | 100         |
| P C B          | 7     | 7     | 100     | ベンゼン           | 7          | 7          | 100         |
| ジクロロメタン        | 7     | 7     | 100     | セレン            | 7          | 7          | 100         |
| 四塩化炭素          | 7     | 7     | 100     | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 7          | 7          | 100         |
| クロロエチレン        | 6     | 7     | 85.7    | ふっ素            | 7          | 7          | 100         |
| 1,2-ジクロロエタン    | 7     | 7     | 100     | ほう素            | 7          | 7          | 100         |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 7     | 7     | 100     | 1,4-ジオキサソ      | 7          | 7          | 100         |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 7     | 7     | 100     | <b>合計</b>      | <b>195</b> | <b>196</b> | <b>99.5</b> |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 7     | 7     | 100     |                |            |            |             |

## ●自動車騒音

表 常時監視における騒音に係る環境基準の達成状況

| 区分 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率 (%) |
|----|-------|-------|---------|
| 昼間 | 6     | 6     | 100     |
| 夜間 | 6     | 6     | 100     |
| 合計 | 12    | 12    | 100     |

表 定点調査における騒音に係る環境基準の達成状況

| 区分 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率 (%) |
|----|-------|-------|---------|
| 昼間 | 23    | 25    | 92.0    |
| 夜間 | 24    | 25    | 96.0    |
| 合計 | 47    | 50    | 94.0    |

表 面的評価における騒音の環境基準の達成状況

| 達成状況             | 達成戸数          | 対象戸数   | 達成率 (%)     |
|------------------|---------------|--------|-------------|
| 昼間のみ達成           | 519           | 46,019 | 1.1         |
| 夜間のみ達成           | 0             |        | 0.0         |
| 合計昼間・夜間とも非達成     | 280           |        | 0.6         |
| <b>昼間・夜間とも達成</b> | <b>45,984</b> |        | <b>98.3</b> |

備考1 達成率については小数第2位を四捨五入しているため、0となる場合がある。

● 航空機騒音

表 航空機騒音に係る環境基準の達成状況

| 測定地点      | 達成地点数    | 測定地点数    | 達成率 (%)    |
|-----------|----------|----------|------------|
| 武庫北小学校    | 1        | 1        | 100        |
| <b>合計</b> | <b>1</b> | <b>1</b> | <b>100</b> |

● 新幹線騒音

表 新幹線騒音に係る環境基準の達成状況

| 測定地点      | 達成地点数     | 測定地点数     | 達成率 (%)     |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 12.5 m    | 7         | 8         | 87.5        |
| 25 m      | 8         | 8         | 100         |
| 50 m      | 8         | 8         | 100         |
| <b>合計</b> | <b>23</b> | <b>24</b> | <b>95.8</b> |

● ダイオキシン

表 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び

土壌の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定地点      | 達成地点数     | 測定地点数     | 達成率 (%)    |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 大気        | 1         | 1         | 100        |
| 水質        | 4         | 4         | 100        |
| 水底の底質     | 4         | 4         | 100        |
| 土壌        | 1         | 1         | 100        |
| <b>合計</b> | <b>10</b> | <b>10</b> | <b>100</b> |

# 大気

## ● 一般環境・沿道環境

図 大気測定所（測定局）の位置

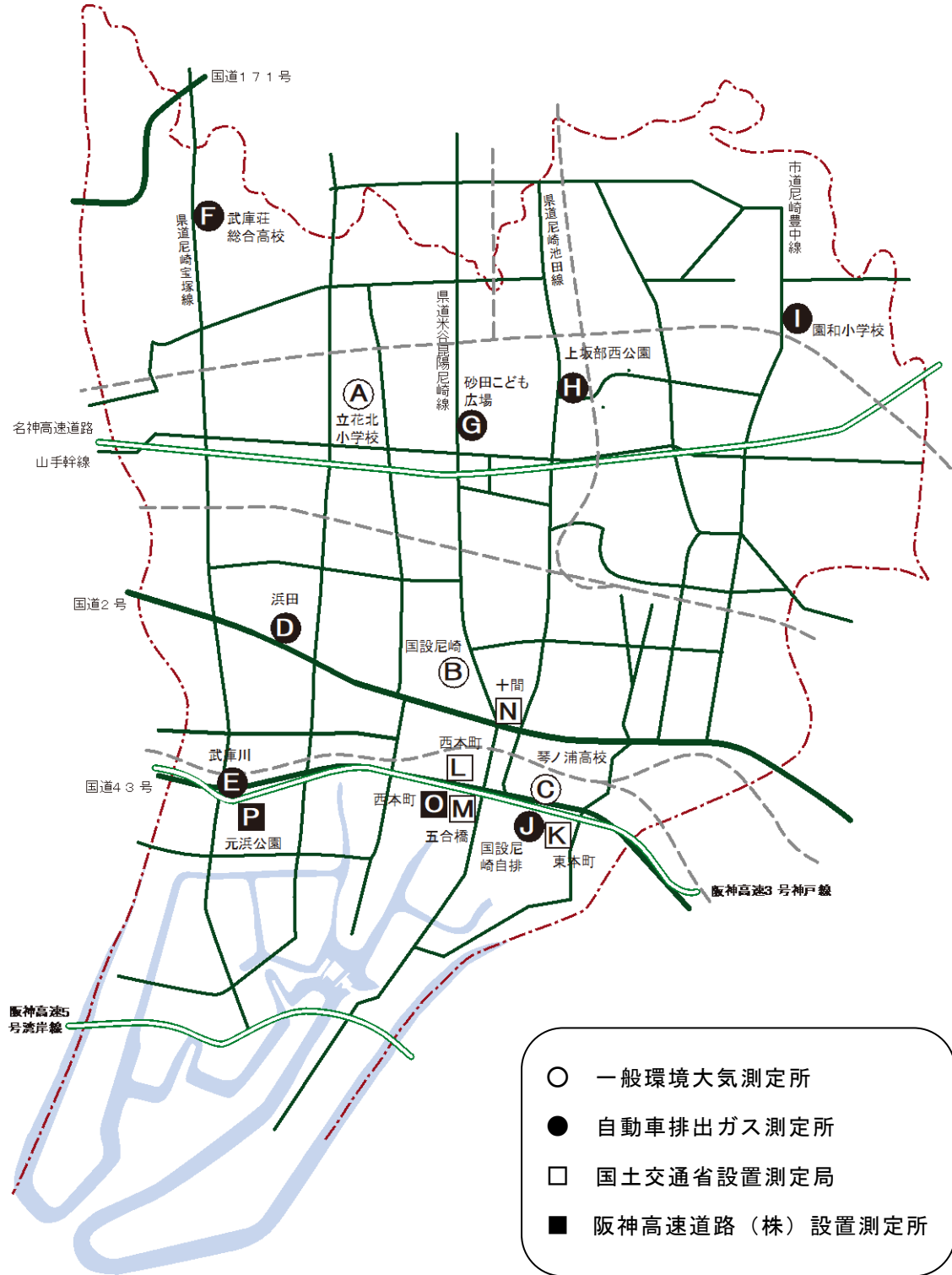




表 尼崎市内に設置された測定所・測定局の測定項目

| 区分           | 地点記号 | 項目                    |            | 測定所・測定局 | 二酸化硫黄 | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 光化学オキシダント | メタン | 非メタン炭化水素 | 二酸化窒素 | 一酸化窒素 | 微小粒子状物質 | 有害大気汚染物質 | 風向・風速 | 気温・湿度 | 降水量・日射量 | 酸性雨・紫外線 | 騒音 | 交通量 | 設置年月    | 設置者(所有者) | 維持管理 |         |
|--------------|------|-----------------------|------------|---------|-------|-------|---------|-----------|-----|----------|-------|-------|---------|----------|-------|-------|---------|---------|----|-----|---------|----------|------|---------|
|              |      |                       |            |         |       |       |         |           |     |          |       |       |         |          |       |       |         |         |    |     |         |          |      | 測定所・測定局 |
| 一般環境大気測定所    | A    | 立花北小学校測定所(北部)         | 栗山町2-6-1   | ○       | ○     | ○     |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          | ○     |       |         |         |    |     | 昭和42年6月 | 尼崎市      | 尼崎市  |         |
|              | B    | 国設尼崎大気環境測定所(中部)       | 東難波町4-9-12 | ○       | ○     | ○     | ○       | ○         | ○   | ○        | ○     | ○     | ○       |          | ○     | ○     | ○       | ○       |    |     |         | 昭和41年8月  | 環境省  | 尼崎市     |
|              | C    | 琴ノ浦高校測定所(南部)          | 北城内47-1    | ○       |       | ○     | ○       |           |     |          |       | ○     | ○       |          | ○     |       |         |         |    |     |         | 昭和44年6月  | 尼崎市  | 尼崎市     |
| 自動車排出ガス測定所   | D    | 浜田測定所(国道2号)           | 大庄北5-2-1地先 |         |       |       |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         | ○  | ○   | 昭和49年4月 | 尼崎市      | 尼崎市  |         |
|              | E    | 武庫川測定所(国道43号)         | 武庫川町1-25   |         | ○     | ○     |         |           | ○   | ○        | ○     | ○     | ○       |          |       |       |         |         | ○  | ○   | 昭和50年4月 | 尼崎市      | 尼崎市  |         |
|              | F    | 武庫荘総合高校測定所(県道尼崎宝塚線)   | 武庫の荘8-31-1 |         |       | ○     |         |           |     |          | ○     | ○     | ○       |          |       |       |         |         | ○  |     | 昭和51年4月 | 尼崎市      | 尼崎市  |         |
|              | G    | 砂田子ども広場測定所(県道米谷昆陽尼崎線) | 南塚口町7-17   |         | ○     | ○     |         |           | ○   | ○        | ○     | ○     | ○       |          |       |       |         |         | ○  | ○   | 昭和52年4月 | 尼崎市      | 尼崎市  |         |
|              | H    | 上坂部西公園測定所(県道尼崎池田線)    | 東塚口町2-2    |         |       | ○     |         |           |     |          | ○     | ○     | ○       |          |       |       |         |         | ○  | ○   | 昭和53年4月 | 尼崎市      | 尼崎市  |         |
|              | I    | 園和小学校測定所(市道尼崎豊中線)     | 東園田町4-79   |         |       |       |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         | ○  | ○   | 平成元年4月  | 尼崎市      | 尼崎市  |         |
|              | J    | 国設尼崎自動車交通環境測定所(国道43号) | 東本町4-47地先  |         | ○     |       |         |           | ○   | ○        |       |       |         | ○        |       |       |         |         |    |     |         | 平成14年4月  | 環境省  | 尼崎市     |
| (移動測定局)      | —    | 環境測定車(あおぞら号)          | —          |         |       | ○     |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          | ○     |       |         |         |    |     | 昭和49年5月 | 尼崎市      | 尼崎市  |         |
| 国土交通省測定局     | K    | 東本町交差点局(国道43号)        | 東本町4       |         |       | ○     |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     | 平成14年4月 | 国交省      | 国交省  |         |
|              | L    | 西本町局(国道43号)           | 西本町5       |         |       | ○     |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     | 平成10年4月 | 国交省      | 国交省  |         |
|              | M    | 五合橋局(国道43号)           | 西本町3       |         |       | ○     |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     | 平成14年4月 | 国交省      | 国交省  |         |
|              | N    | 十間交差点局(国道2号)          | 東難波町5      |         |       | ○     |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     | 平成15年4月 | 国交省      | 国交省  |         |
| 阪神高速道路(株)測定所 | O    | 西本町測定所(阪神高速3号神戸線)     | 西本町3-46    |         |       |       |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     | 昭和56年5月 | 阪高(株)    | 尼崎市  |         |
|              | P    | 元浜公園測定所(阪神高速3号神戸線)    | 元浜町1-1     |         |       |       |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     | 昭和56年7月 | 阪高(株)    | 尼崎市  |         |

備考1 A~Jは大気汚染防止法に基づく常時監視測定所。

備考2 砂田子ども広場測定所での交通量測定は令和元年12月で終了。上坂部西公園測定所での浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は令和元年11月から開始。

## ● 気象に関する測定結果

表 最多風向・平均風速

| 測定所                 | 月<br>項目       | 4                 | 5    | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11  | 12  | 1   | 2   | 3   | 年間  |
|---------------------|---------------|-------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                     |               | 立花北小学校測定所<br>(北部) | 最多風向 | NNE | SW  | WSW | WSW | SW  | N   | NNE | NNE | NNE | N   | N   |
| 平均風速<br>(m/秒)       | 2.6           |                   | 2.7  | 2.8 | 2.6 | 3.3 | 2.6 | 2.4 | 2.0 | 1.7 | 2.2 | 2.1 | 2.5 | 2.5 |
| 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 最多風向          | NNE               | WSW  | WSW | WSW | WSW | NNE | NNE | NNE | NNE | NNE | NNE | NNE | NNE |
|                     | 平均風速<br>(m/秒) | 2.0               | 2.0  | 2.1 | 2.0 | 2.4 | 2.2 | 2.1 | 1.7 | 1.4 | 1.7 | 1.7 | 1.9 | 1.9 |
| 琴ノ浦高校測定所<br>(南部)    | 最多風向          | NE                | SW   | WSW | SW  | SW  | NE  | NE  | NE  | NE  | NE  | NE  | NE  | NE  |
|                     | 平均風速<br>(m/秒) | 2.6               | 2.7  | 2.8 | 2.8 | 3.6 | 2.6 | 2.4 | 2.0 | 1.8 | 2.4 | 2.3 | 2.5 | 2.5 |

備考1 風向は16方位で示している。

表 気温・湿度・降水量・日射量・紫外線

| 測定所                       | 月<br>項目 | 4                   | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    | 11    | 12   | 1    | 2     | 3     | 年間     |
|---------------------------|---------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|--------|
|                           |         | 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 気温(℃) | 14.9  | 21.3  | 24.2  | 27.1  | 29.7  | 27.4  | 21.7 | 14.9 | 10.1  | 9.3   | 8.1    |
| 湿度(%)                     | 52      |                     | 48    | 61    | 69    | 65    | 60    | 63    | 57    | 62   | 58   | 56    | 56    | 59     |
| 降水量(mm)                   | 82.5    |                     | 79.5  | 117.0 | 151.5 | 238.5 | 44.0  | 161.5 | 3.0   | 60.5 | 57.0 | 56.0  | 98.5  | 1149.5 |
| 日射量(MJ/m <sup>2</sup> ・日) | 17.89   |                     | 21.71 | 18.85 | 16.18 | 19.00 | 16.65 | 10.56 | 10.64 | 7.48 | 7.58 | 10.95 | 15.12 | 14.39  |
| 紫外線(kJ/m <sup>2</sup> ・日) | 22.4    |                     | 30.6  | 29.7  | 30.9  | 37.8  | 30.7  | 14.9  | 10.1  | 5.6  | 5.7  | 7.5   | 13.7  | 21.1   |

備考1 降水量は月合計値で示し、それ以外については月平均値で示している。

表 真夏日・熱帯夜の日数の推移

| 測定所                 | 年度  | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 真夏日 | 78  | 74  | 75  | 97  | 66  | 56  | 71  | 75  | 74  | 82 |
|                     | 熱帯夜 | 63  | 66  | 52  | 60  | 40  | 33  | 48  | 57  | 57  | 53 |

備考1 真夏日は日最高気温が30℃以上の日、熱帯夜は日最低気温が25℃以上の日の数を示す(1時間値から算出)。

## ● 酸性雨に関する測定結果

表 酸性雨

| 測定所     | 月<br>項目 | 4                   | 5     | 6     | 7     | 8     | 9    | 10    | 11   | 12   | 1    | 2    | 3    | 年間     |
|---------|---------|---------------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|--------|
|         |         | 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | pH    | 4.98  | 4.86  | 4.88  | 4.80 | 4.89  | 4.81 | 5.13 | 4.64 | 4.54 | 4.89 | 4.66   |
| 降水量(mm) | 54.5    |                     | 107.5 | 124.0 | 144.5 | 238.5 | 44.0 | 161.5 | 12.5 | 45.0 | 63.0 | 56.0 | 98.5 | 1149.5 |

備考1 pHは月平均値、降水量は月合計値。

備考2 降水量は、酸性雨のpHを測定した際の降水量を示す。

## ● 監視・測定結果

## ・ 環境基準項目

表 大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定の対象                               |      | 一般環境              |                     |                  | 沿道環境            |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
|-------------------------------------|------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|------------------------|
| 設置者                                 |      | 尼崎市               | 環境省                 | 尼崎市              |                 |                   |                         |                           |                        |                       | 環境省                       | 国土交通省              |                 |                 |                  | 阪神高速道路(株)             |                        |
| 測定所・測定局                             | 環境基準 | A                 | B                   | C                | D               | E                 | F                       | G                         | H                      | I                     | J                         | K                  | L               | M               | N                | O                     | P                      |
|                                     |      | 立花北小学校測定所<br>(北部) | 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 琴ノ浦高校測定所<br>(南部) | 浜田測定所<br>(国道2号) | 武庫川測定所<br>(国道43号) | 武庫荘総合高校測定所<br>(県道尼崎宝塚線) | 砂田子ども広場測定所<br>(県道米谷昆陽尼崎線) | 上坂部西公園測定所<br>(県道尼崎池田線) | 園和小学校測定所<br>(市道尼崎豊中線) | 国設尼崎自動車交通環境測定所<br>(国道43号) | 東本町交差点局<br>(国道43号) | 西本町局<br>(国道43号) | 五合橋局<br>(国道43号) | 十間交差点局<br>(国道2号) | 西本町測定所<br>(阪神高速3号神戸線) | 元浜公園測定所<br>(阪神高速3号神戸線) |
| <b>二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)</b> [ppm] |      |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 短期的評価                               |      | ○                 | ○                   | ○                | —               | —                 | —                       | —                         | —                      | —                     | —                         | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |
| 1時間値の最高値                            | 0.1  | 0.012             | 0.016               | 0.014            | —               | —                 | —                       | —                         | —                      | —                     | —                         | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |
| 1日平均値の最高値                           | 0.04 | 0.005             | 0.006               | 0.006            | —               | —                 | —                       | —                         | —                      | —                     | —                         | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |
| 長期的評価                               |      | ○                 | ○                   | ○                | —               | —                 | —                       | —                         | —                      | —                     | —                         | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |
| 1日平均値の2%除外値                         | 0.04 | 0.003             | 0.004               | 0.004            | —               | —                 | —                       | —                         | —                      | —                     | —                         | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |
| 1日平均値が2日以上連続して0.04 ppmを超えたことの有無     | 無    | 無                 | 無                   | 無                | —               | —                 | —                       | —                         | —                      | —                     | —                         | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |
| (参考) 1年平均値                          | なし   | 0.001             | 0.001               | 0.001            | —               | —                 | —                       | —                         | —                      | —                     | —                         | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |
| <b>一酸化炭素 (CO)</b> [ppm]             |      |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 短期的評価                               |      | —                 | ○                   | —                | —               | ○                 | —                       | ○                         | —                      | —                     | ○                         | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |
| 1時間値の最高値                            | 20   | —                 | 1.7                 | —                | —               | 3.4               | —                       | 1.9                       | —                      | —                     | 2.3                       | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |
| 1日平均値の最高値                           | 10   | —                 | 0.7                 | —                | —               | 0.7               | —                       | 0.8                       | —                      | —                     | 0.9                       | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |
| 長期的評価                               |      | —                 | ○                   | —                | —               | ○                 | —                       | ○                         | —                      | —                     | ○                         | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |

|  |      |       |       |       |   |       |       |       |       |   |     |       |       |       |       |   |   |
|--|------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|-------|---|-----|-------|-------|-------|-------|---|---|
| 1日平均値の2%除外値                                    | 10   | —     | 0.5   | —     | — | 0.5   | —     | 0.6   | —     | — | 0.8 | —     | —     | —     | —     | — | — |
| 1日平均値が2日以上連続して10 ppmを超えたことの有無                  | 無    | —     | 無     | —     | — | 無     | —     | 無     | —     | — | 無   | —     | —     | —     | —     | — | — |
| (参考) 1年平均値                                     | なし   | —     | 0.3   | —     | — | 0.3   | —     | 0.3   | —     | — | 0.4 | —     | —     | —     | —     | — | — |
| <b>浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m<sup>3</sup>]</b>        |      |       |       |       |   |       |       |       |       |   |     |       |       |       |       |   |   |
| 短期的評価  |      | ○     | ○     | ○     | — | ○     | ○     | ○     | (○)   | — | —   | ○     | ○     | ○     | ○     | — | — |
| 1時間値の最高値                                       | 0.20 | 0.096 | 0.097 | 0.094 | — | 0.073 | 0.082 | 0.084 | 0.075 | — | —   | 0.102 | 0.088 | 0.078 | 0.079 | — | — |
| 1日平均値の最高値                                      | 0.10 | 0.047 | 0.048 | 0.056 | — | 0.049 | 0.049 | 0.049 | 0.048 | — | —   | 0.049 | 0.054 | 0.047 | 0.044 | — | — |
| 長期的評価  |      | ○     | ○     | ○     | — | ○     | ○     | ○     | ○     | — | —   | ○     | ○     | ○     | ○     | — | — |
| 1日平均値の2%除外値                                    | 0.10 | 0.035 | 0.037 | 0.040 | — | 0.039 | 0.033 | 0.040 | 0.031 | — | —   | 0.037 | 0.036 | 0.034 | 0.036 | — | — |
| 1日平均値が2日以上連続して0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えたことの有無 | 無    | 無     | 無     | 無     | — | 無     | 無     | 無     | 無     | — | —   | 無     | 無     | 無     | 無     | — | — |
| (参考) 1年平均値                                     | なし   | 0.013 | 0.016 | 0.017 | — | 0.016 | 0.014 | 0.016 | 0.013 | — | —   | 0.015 | 0.017 | 0.014 | 0.016 | — | — |
| <b>光化学オキシダント (Ox) [ppm]</b>                    |      |       |       |       |   |       |       |       |       |   |     |       |       |       |       |   |   |
| 短期的評価  |      | ×     | ×     | ×     | — | —     | —     | —     | —     | — | —   | —     | —     | —     | —     | — | — |
| 昼間の1時間値の最高値                                    | 0.06 | 0.120 | 0.125 | 0.123 | — | —     | —     | —     | —     | — | —   | —     | —     | —     | —     | — | — |
| (参考) 昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数                    | なし   | 75    | 76    | 69    | — | —     | —     | —     | —     | — | —   | —     | —     | —     | —     | — | — |
| (参考) 昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数                   | なし   | 338   | 322   | 300   | — | —     | —     | —     | —     | — | —   | —     | —     | —     | —     | — | — |
| (参考) 監視期間の平均値                                  | なし   | 0.038 | 0.037 | 0.036 | — | —     | —     | —     | —     | — | —   | —     | —     | —     | —     | — | — |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の2評価を行うこととなっている。

備考5 1日平均値の2%除外値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%範囲にある測定値を除外した後の最高値。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価の達成状況を評価する際の値として用いる。ただし、1日平均値の環境基準を超えた日が2日以上連続した場合には、このような評価にかかわらず非達成と評価する。

備考6 光化学オキシダントの監視期間は毎年4月20日(土曜の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日)から10月19日(土曜日の場合は前日、日曜日の場合は前々日)まで、昼間は5時から20時までの時間帯をいう。

備考7 大気汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki1.html>

備考8 上坂部西公園測定所での浮遊粒子状物質の測定は令和元年11月から開始したため、結果は参考値である。

表 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

| 測定の対象                               |      | 一般環境              |                     |                  | 沿道環境            |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
|-------------------------------------|------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|------------------------|
| 設置者                                 |      | 尼崎市               | 環境省                 | 尼崎市              |                 |                   |                         |                           |                        |                       | 環境省                       | 国土交通省              |                 |                 |                  | 阪神高速道路(株)             |                        |
| 測定所・測定局                             |      | A                 | B                   | C                | D               | E                 | F                       | G                         | H                      | I                     | J                         | K                  | L               | M               | N                | O                     | P                      |
| 測定項目                                |      | 立花北小学校測定所<br>(北部) | 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 琴ノ浦高校測定所<br>(南部) | 浜田測定所<br>(国道2号) | 武庫川測定所<br>(国道43号) | 武庫荘総合高校測定所<br>(県道尼崎宝塚線) | 砂田子ども広場測定所<br>(県道米谷昆陽尼崎線) | 上坂部西公園測定所<br>(県道尼崎池田線) | 園和小学校測定所<br>(市道尼崎豊中線) | 国設尼崎自動車交通環境測定所<br>(国道43号) | 東本町交差点局<br>(国道43号) | 西本町局<br>(国道43号) | 五合橋局<br>(国道43号) | 十間交差点局<br>(国道2号) | 西本町測定所<br>(阪神高速3号神戸線) | 元浜公園測定所<br>(阪神高速3号神戸線) |
| <b>二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)</b> [ppm] |      |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 評価                                  |      | ○                 | ○                   | ○                | ○               | ○                 | ○                       | ○                         | ○                      | ○                     | —                         | ○                  | ○               | ○               | ○                | ○                     | ○                      |
| 1日平均値の年間98%値                        | 0.06 | 0.041             | 0.032               | 0.032            | 0.033           | 0.052             | 0.035                   | 0.034                     | 0.032                  | 0.029                 | —                         | 0.049              | 0.040           | 0.044           | 0.039            | 0.045                 | 0.035                  |
| (参考) 1年平均値                          | なし   | 0.015             | 0.014               | 0.015            | 0.014           | 0.025             | 0.017                   | 0.016                     | 0.017                  | 0.014                 | —                         | 0.028              | 0.019           | 0.025           | 0.021            | 0.020                 | 0.022                  |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 1日平均値の年間98%とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に該当する値。二酸化窒素の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考5 二酸化窒素に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki2.html>

表 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定局の対象   |      | 一般環境              |                     |                  | 沿道環境            |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |  |
|--|------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|------------------------|--|
| 設置者  |      | 尼崎市               | 環境省                 | 尼崎市              |                 |                   |                         |                           |                        |                       | 環境省                       | 国土交通省              |                 |                 |                  |                       | 阪神高速道路(株)              |  |
| 測定所・測定局  | 環境基準 | A                 | B                   | C                | D               | E                 | F                       | G                         | H                      | I                     | J                         | K                  | L               | M               | N                | O                     | P                      |  |
|  |      | 立花北小学校測定所<br>(北部) | 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 琴ノ浦高校測定所<br>(南部) | 浜田測定所<br>(国道2号) | 武庫川測定所<br>(国道43号) | 武庫荘総合高校測定所<br>(県道尼崎宝塚線) | 砂田子ども広場測定所<br>(県道米谷昆陽尼崎線) | 上坂部西公園測定所<br>(県道尼崎池田線) | 園和小学校測定所<br>(市道尼崎豊中線) | 国設尼崎自動車交通環境測定所<br>(国道43号) | 東本町交差点局<br>(国道43号) | 西本町局<br>(国道43号) | 五合橋局<br>(国道43号) | 十間交差点局<br>(国道2号) | 西本町測定所<br>(阪神高速3号神戸線) | 元浜公園測定所<br>(阪神高速3号神戸線) |  |
| 測定項目   |      |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |  |
| <b>微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)</b> [μg/m <sup>3</sup> ] |      |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |  |
| 評価   |      | -                 | ○<br>(-)            | -                | -               | ○<br>(-)          | ○<br>(-)                | ○<br>(-)                  | (○)<br>(-)             | -                     | ○<br>(-)                  | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |  |
| 1日平均値の年間98パーセンタイル値(短期基準)                               | 35   | -                 | 26.2                | -                | -               | 24.4              | 23.0                    | 26.2                      | 19.5                   | -                     | 29.0                      | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |  |
| 1年平均値(長期基準)  | 15   | -                 | 11.6                | -                | -               | 10.7              | 10.4                    | 10.7                      | 9.5                    | -                     | 12.9                      | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |  |
|  |      | -                 | (-)                 | -                | -               | (-)               | (-)                     | (-)                       | (-)                    | -                     | (-)                       | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |  |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。なお、短期基準・長期基準の両方について基準値内であった場合を「達成」とする。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考3 -は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 ( )は黄砂の影響を除いた場合の結果を示すが、環境基準を達成している場合は算出、評価していない((-)として示す。)

備考5 1日平均値の年間98パーセンタイル値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち低い方から数えて98%目に該当する値。微小粒子状物質では短期基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考6 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki4.html>

備考7 上坂部西公園測定所での微小粒子状物質の測定は令和元年11月から開始したため、結果は参考値である。

表 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定局の種類                                 |       | 一般環境              |                     |                  | 沿道環境            |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
|--|-------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|------------------------|
| 設置者                                    |       | 尼崎市               | 環境省                 | 尼崎市              |                 |                   |                         |                           |                        |                       | 環境省                       | 国土交通省              |                 |                 |                  | 阪神高速道路(株)             |                        |
| 測定所・測定局                                | 環境基準  | A                 | B                   | C                | D               | E                 | F                       | G                         | H                      | I                     | J                         | K                  | L               | M               | N                | O                     | P                      |
|  |       | 立花北小学校測定所<br>(北部) | 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 琴ノ浦高校測定所<br>(南部) | 浜田測定所<br>(国道2号) | 武庫川測定所<br>(国道43号) | 武庫荘総合高校測定所<br>(県道尼崎宝塚線) | 砂田子ども広場測定所<br>(県道米谷昆陽尼崎線) | 上坂部西公園測定所<br>(県道尼崎池田線) | 園和小学校測定所<br>(市道尼崎豊中線) | 国設尼崎自動車交通環境測定所<br>(国道43号) | 東本町交差点局<br>(国道43号) | 西本町局<br>(国道43号) | 五合橋局<br>(国道43号) | 十間交差点局<br>(国道2号) | 西本町測定所<br>(阪神高速3号神戸線) | 元浜公園測定所<br>(阪神高速3号神戸線) |
| <b>ベンゼン</b> [mg/m <sup>3</sup> ]       |       |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 評価                                     |       | -                 | -                   | ○                | -               | ○                 | -                       | -                         | -                      | -                     | -                         | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |
| 1年平均値                                  | 0.003 | -                 | -                   | 0.00069          | -               | 0.00072           | -                       | -                         | -                      | -                     | -                         | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |
| <b>トリクロロエチレン</b> [mg/m <sup>3</sup> ]  |       |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 評価                                     |       | -                 | -                   | ○                | -               | ○                 | -                       | -                         | -                      | -                     | -                         | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |
| 1年平均値                                  | 0.13  | -                 | -                   | 0.00096          | -               | 0.00023           | -                       | -                         | -                      | -                     | -                         | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |
| <b>テトラクロロエチレン</b> [mg/m <sup>3</sup> ] |       |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 評価                                     |       | -                 | -                   | ○                | -               | ○                 | -                       | -                         | -                      | -                     | -                         | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |
| 1年平均値                                  | 0.2   | -                 | -                   | 0.00023          | -               | 0.00012           | -                       | -                         | -                      | -                     | -                         | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |
| <b>ジクロロメタン</b> [mg/m <sup>3</sup> ]    |       |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 評価                                     |       | -                 | -                   | ○                | -               | ○                 | -                       | -                         | -                      | -                     | -                         | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |
| 1年平均値                                  | 0.15  | -                 | -                   | 0.0017           | -               | 0.0010            | -                       | -                         | -                      | -                     | -                         | -                  | -               | -               | -                | -                     | -                      |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考3 -は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 ベンゼン等に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki3.html>



● 主要な物質の年間平均値の推移

図 二酸化窒素濃度の推移（年間平均値）

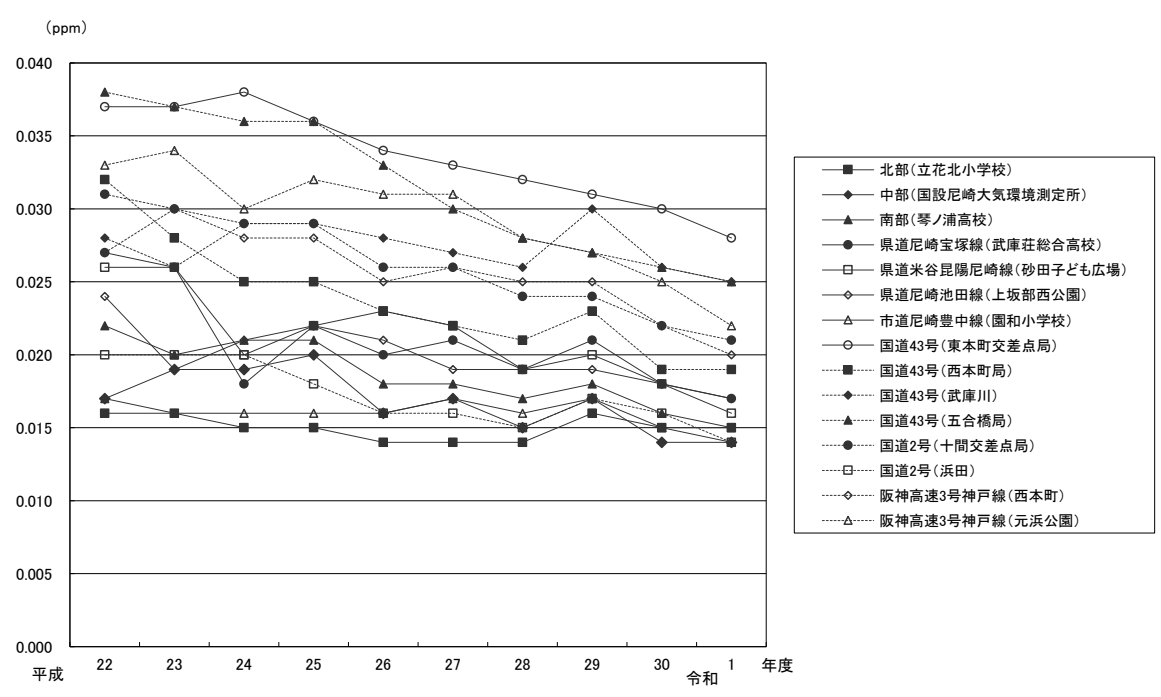


図 浮遊粒子状物質濃度の推移（年間平均値）

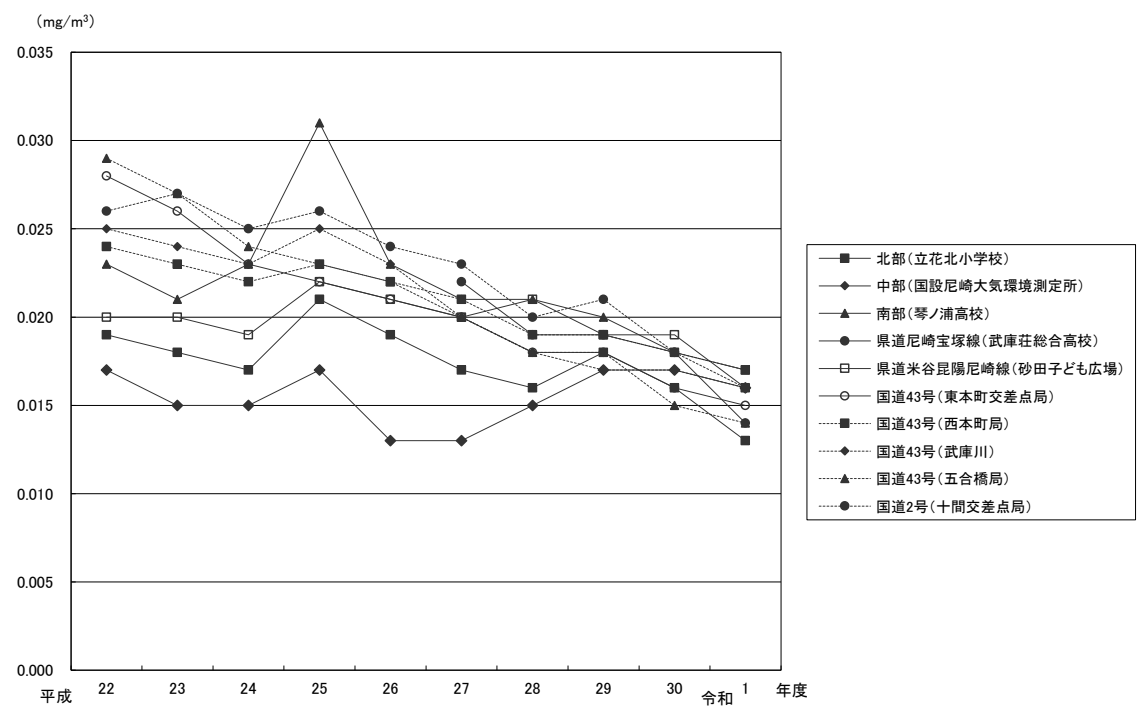
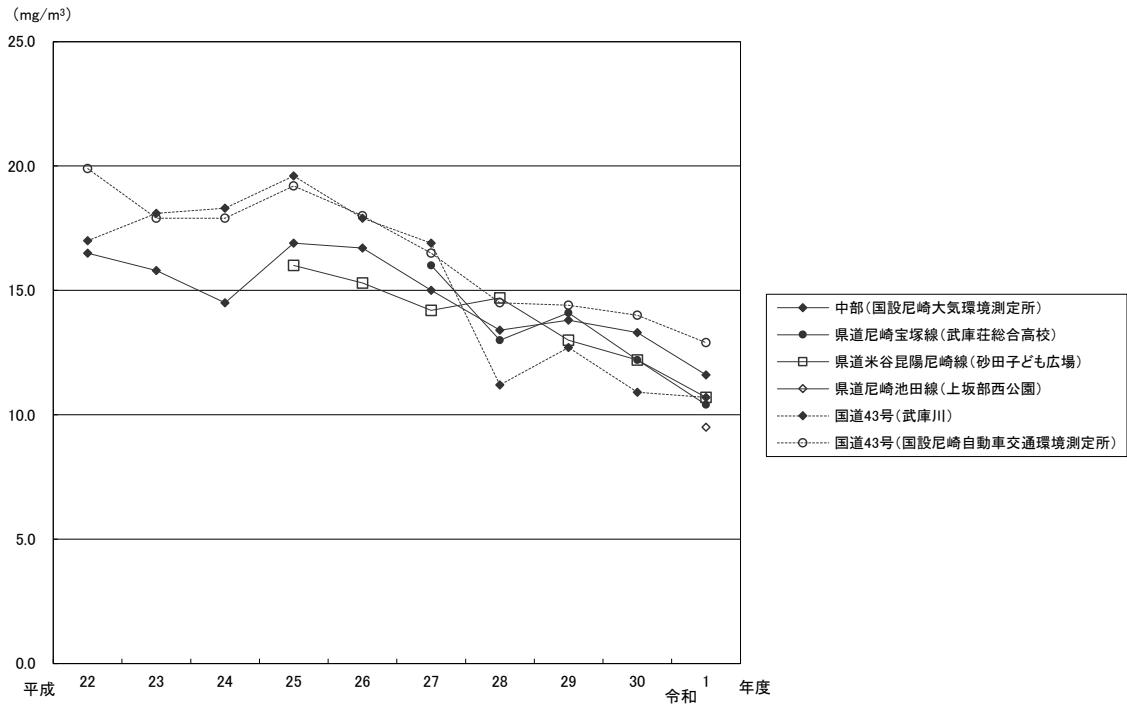


図 微小粒子状物質濃度の推移（年間平均値）



● 環境測定車（あおぞら号）による測定結果

表 環境測定車（あおぞら号）の測定結果

| 測定地点    |           | 測定期間        | 測定日数（日） | 期間平均値                           |                |                |
|---------|-----------|-------------|---------|---------------------------------|----------------|----------------|
|         |           |             |         | 浮遊粒子状物質<br>(mg/m <sup>3</sup> ) | 一酸化窒素<br>(ppm) | 二酸化窒素<br>(ppm) |
| 国道 43 号 | 東本町 2 丁目  | 5/8～5/31    | 24      | 0.027                           | 0.010          | 0.025          |
| 道意線     | 道意町 6 丁目  | 6/4～6/28    | 25      | 0.022                           | 0.005          | 0.014          |
| 昭和東本町線  | 東大物町 1 丁目 | 7/2～7/25    | 24      | 0.021                           | 0.003          | 0.013          |
| 昭和東本町線  | 東大物町 1 丁目 | 10/3～11/7   | 36      | 0.018                           | 0.003          | 0.013          |
| 大物線     | 東本町 3 丁目  | 11/13～12/12 | 30      | 0.017                           | 0.015          | 0.024          |
| 尼崎港線    | 東向島東之町    | 1/15～2/13   | 30      | 0.017                           | 0.016          | 0.022          |
| 山手幹線    | 山手幹線      | 3/3～3/18    | 16      | 0.017                           | 0.002          | 0.014          |

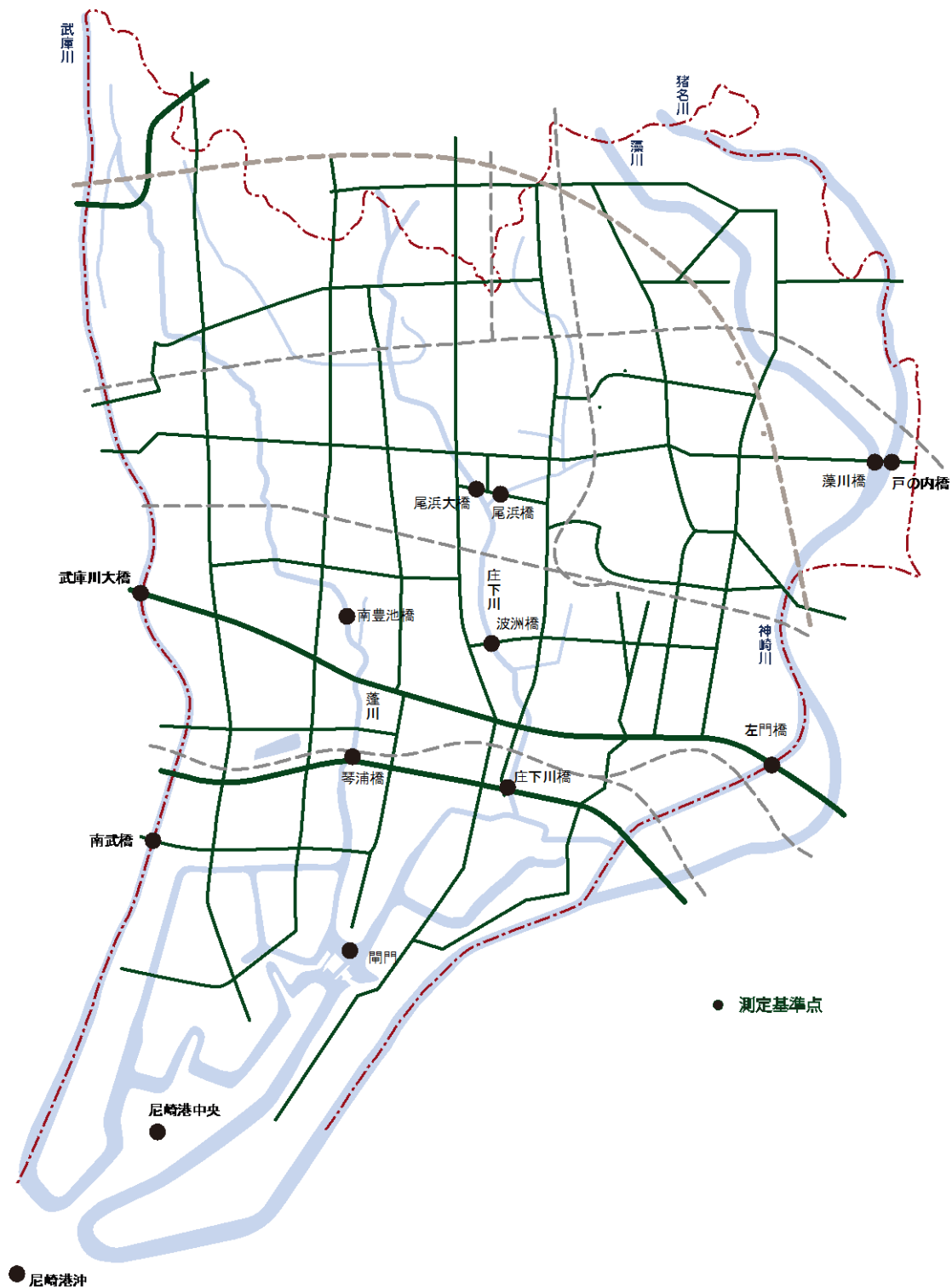
備考 1 測定日数は 185 日（設置から撤収に至る日数）

備考 2 昭和 49 年 5 月から継続的に測定を行っている。

【余白】

# 水質（公共用水域 河川・海域）

図 河川・海域における水質調査地点



## ● 監視・測定結果

## ・ 環境基準項目

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

| 項目              | 測定地点<br>環境基準 | 河川       |          |          |          |          |          |          |          |          |          | 海域       |          |          |          |
|-----------------|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                 |              | 神崎川水系    |          |          | 武庫川水系    |          | 庄下川水系    |          |          | 蓬川水系     |          | 大阪湾      |          |          |          |
|                 |              | 神崎川      | 猪名川      | 藻川       | 武庫川      |          | 庄下川      |          | 昆陽川      | 蓬川       |          | 大阪湾      |          |          |          |
|                 |              | 左門橋      | 戸ノ内橋     | 藻川橋      | 南武橋      | 武庫大橋     | 庄下川橋     | 波洲橋      | 尾浜大橋     | 尾浜橋      | 琴浦橋      | 南豊池橋     | 尼崎港沖     | 尼崎港中央    | 開門       |
| カドミウム           | 0.003 mg/L   | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 |
| 全シアン            | 検出されないこと。    | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       |
| 鉛               | 0.01 mg/L    | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | 0.001    | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  |
| 六価クロム           | 0.05 mg/L    | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   |
| 砒素              | 0.01 mg/L    | 0.001    | 0.002    | 0.002    | 0.001    | 0.001    | 0.002    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    |
| 総水銀             | 0.0005 mg/L  | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと。    | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       |
| PCB             | 検出されないこと。    | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       |
| ジクロロメタン         | 0.02 mg/L    | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  |
| 四塩化炭素           | 0.002 mg/L   | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/L   | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1 mg/L     | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L    | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1 mg/L       | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006 mg/L   | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |
| トリクロロエチレン       | 0.01 mg/L    | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  |
| テトラクロロエチレン      | 0.01 mg/L    | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002 mg/L   | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |
| チウラム            | 0.006 mg/L   | —        | < 0.0006 | < 0.0006 | —        | < 0.0006 | < 0.0006 | —        | < 0.0006 | < 0.0006 | —        | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |
| シマジン            | 0.003 mg/L   | —        | < 0.0003 | < 0.0003 | —        | < 0.0003 | < 0.0003 | —        | < 0.0003 | < 0.0003 | —        | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 |

|               |           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| チオベンカルブ       | 0.02 mg/L | —       | < 0.002 | < 0.002 | —       | < 0.002 | < 0.002 | —       | < 0.002 | < 0.002 | —       | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 | < 0.002 |
| ベンゼン          | 0.01 mg/L | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 |
| セレン           | 0.01 mg/L | —       | < 0.001 | < 0.001 | —       | < 0.001 | < 0.001 | —       | < 0.001 | < 0.001 | —       | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 | < 0.001 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L   | 2.2     | 6.2     | 2.0     | 0.35    | 0.32    | 0.43    | 0.61    | 0.56    | 0.36    | 0.52    | 0.39    | 0.29    | 0.20    | 0.88    |
| ふっ素           | 0.8 mg/L  | 0.50    | 0.19    | 0.20    | —       | 0.34    | 0.34    | 0.34    | 0.35    | 0.34    | —       | 0.41    | —       | —       | —       |
| ほう素           | 1 mg/L    | 0.77    | 0.20    | 0.18    | —       | 0.13    | 0.12    | 0.13    | 0.12    | 0.12    | —       | 0.13    | —       | —       | —       |
| 1,4-ジオキサン     | 0.05 mg/L | —       | < 0.005 | < 0.005 | —       | < 0.005 | < 0.005 | —       | < 0.005 | < 0.005 | —       | < 0.005 | < 0.005 | < 0.005 | < 0.005 |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし (■) で示す。

備考2 —は測定していないことを示す。

備考3 <は1年間を通じて得られたすべての値が報告値下限値未満を示す。NDは検出限界以下を示す。

備考4 環境基準及び測定結果は年間平均値であり、年間測定回数は測定項目により異なる。

備考5 水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>



表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

| 項目                             | 河川             |                |                |                |                |                |                |                |                |      |      |                | 海域             |                |  |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------|------|----------------|----------------|----------------|--|
|                                | 神崎川水系          |                |                | 武庫川水系          |                | 庄下川水系          |                |                |                | 蓬川水系 |      | 大阪湾            |                |                |  |
|                                | 神崎川            | 猪名川            | 藻川             | 武庫川            |                | 庄下川            |                | 昆陽川            | 蓬川             |      | 大阪湾  |                |                |                |  |
|                                | 左門橋            | 戸ノ内橋           | 藻川橋            | 南武橋            | 武庫大橋           | 庄下川橋           | 波洲橋            | 尾浜大橋           | 尾浜橋            | 琴浦橋  | 南豊池橋 | 尼崎港沖           | 尼崎港中央          | 開門             |  |
| <b>環境基準の水域類型</b>               | B              | D              | B              | C              | C              | C              | C              | C              | C              | なし   | なし   | C              | C              | C              |  |
| <b>水素イオン濃度 (pH)</b>            |                |                |                |                |                |                |                |                |                |      |      |                |                |                |  |
| 評価                             | ○              | ○              | ○              | ○              | ×              | ×              | ○              | ○              | ○              | —    | —    | ×              | ×              | ×              |  |
| 環境基準                           | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.0以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | なし   |      | 7.0以上<br>8.3以下 | 7.0以上<br>8.3以下 | 7.0以上<br>8.3以下 |  |
| 日間平均値の最小値                      | 7.1            | 7.0            | 7.1            | 7.7            | 7.8            | 7.6            | 7.7            | 7.5            | 7.6            | 7.6  | 7.6  | 7.6            | 7.7            | 7.6            |  |
| 日間平均値の最大値                      | 7.5            | 7.3            | 7.6            | 8.2            | 8.7            | 8.7            | 8.1            | 8.0            | 8.2            | 8.0  | 8.5  | 8.5            | 8.6            | 9.0            |  |
| (参考)年間平均値                      | 7.2            | 7.1            | 7.4            | 7.9            | 8.1            | 7.8            | 7.8            | 7.7            | 7.8            | 7.7  | 7.7  | 8.0            | 8.1            | 8.2            |  |
| <b>生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]</b> |                |                |                |                |                |                |                |                |                |      |      |                |                |                |  |
| 評価                             | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | —    | —    | —              | —              | —              |  |
| 環境基準                           | 3以下            | 8以下            | 3以下            | 5以下            | 5以下            | 5以下            | 5以下            | 5以下            | 5以下            | なし   |      | なし             |                |                |  |
| 75%水質値                         | 1.3            | 1.7            | 1.2            | 2.0            | 1.3            | 1.4            | 1.6            | 1.1            | 1.6            | 1.9  | 0.8  | —              | —              | —              |  |
| (参考)年間平均値                      | 1.0            | 1.8            | 1.1            | 1.5            | 1.1            | 1.2            | 1.1            | 0.9            | 1.4            | 1.4  | 0.7  | —              | —              | —              |  |
| <b>化学的酸素要求量 (COD) [mg/L]</b>   |                |                |                |                |                |                |                |                |                |      |      |                |                |                |  |
| 評価                             | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —    | —    | ○              | ○              | ○              |  |
| 環境基準                           | なし             |                |                | なし             |                | なし             |                |                |                | なし   |      | 8以下            | 8以下            | 8以下            |  |
| 75%水質値                         | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —    | —    | 5.0            | 5.1            | 6.7            |  |
| (参考)年間平均値                      | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —              | —    | —    | 4.3            | 4.4            | 6.6            |  |
| <b>浮遊物質量 (SS) [mg/L]</b>       |                |                |                |                |                |                |                |                |                |      |      |                |                |                |  |
| 評価                             | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | —    | —    | —              | —              | —              |  |
| 環境基準                           | 25以下           | 100以下          | 25以下           | 50以下           | 50以下           | 50以下           | 50以下           | 50以下           | 50以下           | なし   |      | なし             |                |                |  |
| 日間平均値の最大値                      | 7              | 6              | 5              | 5              | 8              | 9              | 8              | 6              | 9              | 4    | 4    | —              | —              | —              |  |
| (参考)年間平均値                      | 4              | 2              | 3              | 4              | 3              | 6              | 5              | 3              | 5              | 3    | 2    | —              | —              | —              |  |

| 溶存酸素量 (D0) [mg/L]      |         |        |         |        |         |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |
|------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 評価                     | ○       | ○      | ○       | ○      | ○       | ○      | ○      | ○      | ○      | ○      | ○      | ○      | ○      | ○      |    |
| 環境基準                   | 5以上     | 2以上    | 5以上     | 5以上    | 5以上     | 5以上    | 5以上    | 5以上    | 5以上    | 5以上    | なし     | 2以上    | 2以上    | 2以上    |    |
| 日間平均値の最小値              | 5.4     | 5.3    | 5.3     | 6.5    | 6.3     | 6.4    | 8.0    | 7.6    | 7.4    | 5.9    | 6.6    | 4.6    | 5.3    | 6.5    |    |
| (参考)年間平均値              | 8.4     | 6.9    | 7.7     | 8.0    | 9.5     | 9.0    | 9.9    | 9.4    | 8.7    | 8.1    | 8.7    | 8.0    | 9.1    | 11     |    |
| 大腸菌群数 [MPN/100 mL]     |         |        |         |        |         |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |
| 評価                     | ×       | —      | ×       | —      | —       | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |    |
| 環境基準                   | 5,000以下 | なし     | 5,000以下 | なし     | なし      | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     |    |
| 日間平均値の最大値              | 23,000  | 33,000 | 49,000  | 70,000 | 230,000 | 31,000 | 49,000 | 46,000 | 79,000 | 13,000 | 46,000 | 9,400  | 7,900  | 460    |    |
| (参考)年間平均値              | 8,400   | 9,800  | 15,000  | 13,000 | 41,000  | 11,000 | 15,000 | 15,000 | 24,000 | 4,800  | 13,000 | 2,500  | 1,400  | 190    |    |
| n-ヘキサン抽出物 (油分等) [mg/L] |         |        |         |        |         |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |
| 評価                     | —       | —      | —       | —      | —       | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |    |
| 環境基準                   | なし      | なし     | なし      | なし     | なし      | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     |    |
| 日間平均値の最大値              | < 0.5   | 0.9    | < 0.5   | < 0.5  | < 0.5   | < 0.5  | < 0.5  | < 0.5  | < 0.5  | 0.5    | 0.5    | < 0.5  | < 0.5  | < 0.5  |    |
| 環境基準の水域類型              |         |        |         |        |         |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |
|                        | なし      | なし     | なし      | なし     | なし      | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | IV     | IV     | IV |
| 全窒素 [mg/L]             |         |        |         |        |         |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |
| 評価                     | —       | —      | —       | —      | —       | —      | —      | —      | —      | —      | —      | ○      | ○      | ×      |    |
| 環境基準                   | なし      | なし     | なし      | なし     | なし      | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | 1以下    | 1以下    | 1以下    |    |
| 年間平均値                  | 3.0     | 7.3    | 2.5     | 0.70   | 0.53    | 0.92   | 0.94   | 0.88   | 1.0    | 0.96   | 0.65   | 0.94   | 0.83   | 1.8    |    |
| 全磷 [mg/L]              |         |        |         |        |         |        |        |        |        |        |        |        |        |        |    |
| 評価                     | —       | —      | —       | —      | —       | —      | —      | —      | —      | —      | —      | ×      | ○      | ×      |    |
| 環境基準                   | なし      | なし     | なし      | なし     | なし      | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | なし     | 0.09以下 | 0.09以下 | 0.09以下 |    |
| 年間平均値                  | 0.30    | 0.69   | 0.25    | 0.057  | 0.024   | 0.067  | 0.048  | 0.032  | 0.070  | 0.059  | 0.042  | 0.13   | 0.079  | 0.11   |    |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし (■) で示す。

備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 < は報告値下限値未満を示す。

備考5 75 %水質値とは、1年間の測定を通じて得られた日間平均値のうち低い方から数えて 75 %目に該当する値。河川の BOD や海域での COD の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考6 水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

| 測定地点<br>項目                         | 河川       |          |          |       |         |         |       |           |         |       |           | 海域       |           |         |
|------------------------------------|----------|----------|----------|-------|---------|---------|-------|-----------|---------|-------|-----------|----------|-----------|---------|
|                                    | 神崎川水系    |          |          | 武庫川水系 |         | 庄下川水系   |       |           | 蓬川水系    |       |           | 大阪湾      |           |         |
|                                    | 神崎川      | 猪名川      | 藻川       | 武庫川   |         | 庄下川     |       | 昆陽川       | 蓬川      |       | 大阪湾       |          |           |         |
|                                    | 左門橋      | 戸ノ内橋     | 藻川橋      | 南武橋   | 武庫大橋    | 庄下川橋    | 波洲橋   | 尾浜大橋      | 尾浜橋     | 琴浦橋   | 南豊池橋      | 尼崎港沖     | 尼崎港中央     | 開門      |
| 環境基準の水域類型                          | 生物B      | 生物B      | 生物B      | なし    | なし      | なし      | なし    | なし        | なし      | なし    | なし        | 生物A      | 生物A       | 生物A     |
| <b>全亜鉛 [mg/L]</b>                  |          |          |          |       |         |         |       |           |         |       |           |          |           |         |
| 評価                                 | ○        | ○        | ○        | —     | —       | —       | —     | —         | —       | —     | —         | ○        | ○         | ○       |
| 環境基準                               | 0.03 以下  | 0.03 以下  | 0.03 以下  | なし    |         | なし      |       |           | なし      |       | 0.02 以下   | 0.02 以下  | 0.02 以下   |         |
| 年間平均値                              | 0.011    | 0.026    | 0.008    | 0.004 | 0.003   | 0.011   | 0.008 | 0.009     | 0.012   | 0.007 | 0.006     | 0.009    | 0.007     | 0.020   |
| <b>ノニルフェノール [mg/L]</b>             |          |          |          |       |         |         |       |           |         |       |           |          |           |         |
| 評価                                 | ○        | ○        | ○        | —     | —       | —       | —     | —         | —       | —     | —         | ○        | ○         | ○       |
| 環境基準                               | 0.002 以下 | 0.002 以下 | 0.002 以下 | なし    |         | なし      |       |           | なし      |       | 0.001 以下  | 0.001 以下 | 0.001 以下  |         |
| 年間平均値                              | 0.00006  | 0.00007  | 0.00006  | —     | 0.00006 | 0.00006 | —     | < 0.00006 | 0.00006 | —     | < 0.00006 | 0.00006  | < 0.00006 | 0.00007 |
| <b>直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [mg/L]</b> |          |          |          |       |         |         |       |           |         |       |           |          |           |         |
| 評価                                 | ○        | ○        | ○        | —     | —       | —       | —     | —         | —       | —     | —         | ○        | ○         | ○       |
| 環境基準                               | 0.05 以下  | 0.05 以下  | 0.05 以下  | なし    |         | なし      |       |           | なし      |       | 0.01 以下   | 0.01 以下  | 0.01 以下   |         |
| 年間平均値                              | 0.0008   | 0.0013   | 0.0008   | —     | 0.0007  | 0.0020  | —     | 0.0008    | 0.0018  | —     | 0.0014    | 0.0006   | 0.0012    | 0.0025  |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

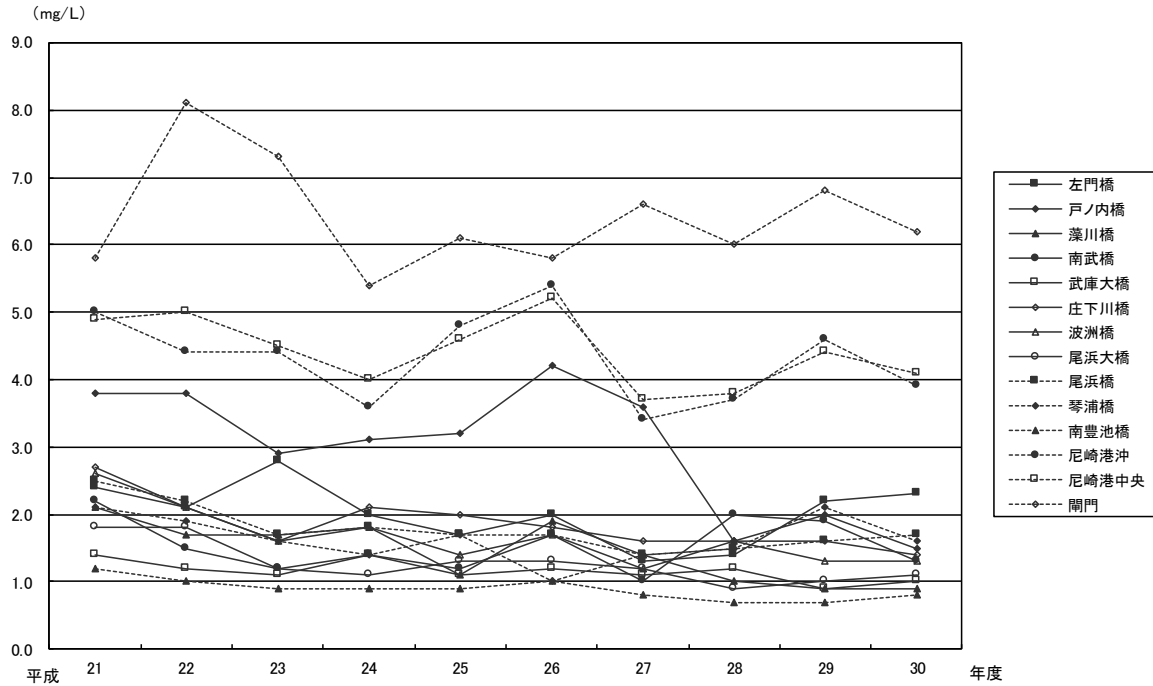
備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 <は報告値下限値未満を示す、NDは検出限界以下を示す。

備考5 水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

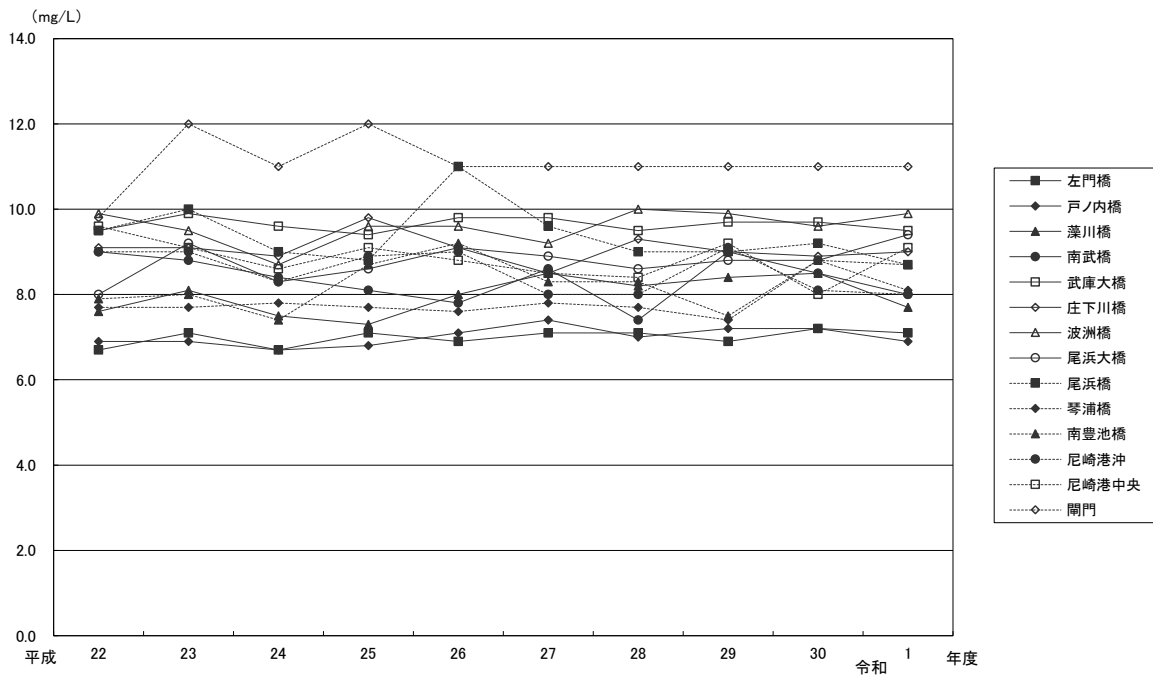
● 主要な物質の年間平均値の推移

図 BODの推移（年間平均値）



備考1 海域についてはCODの値を示す。

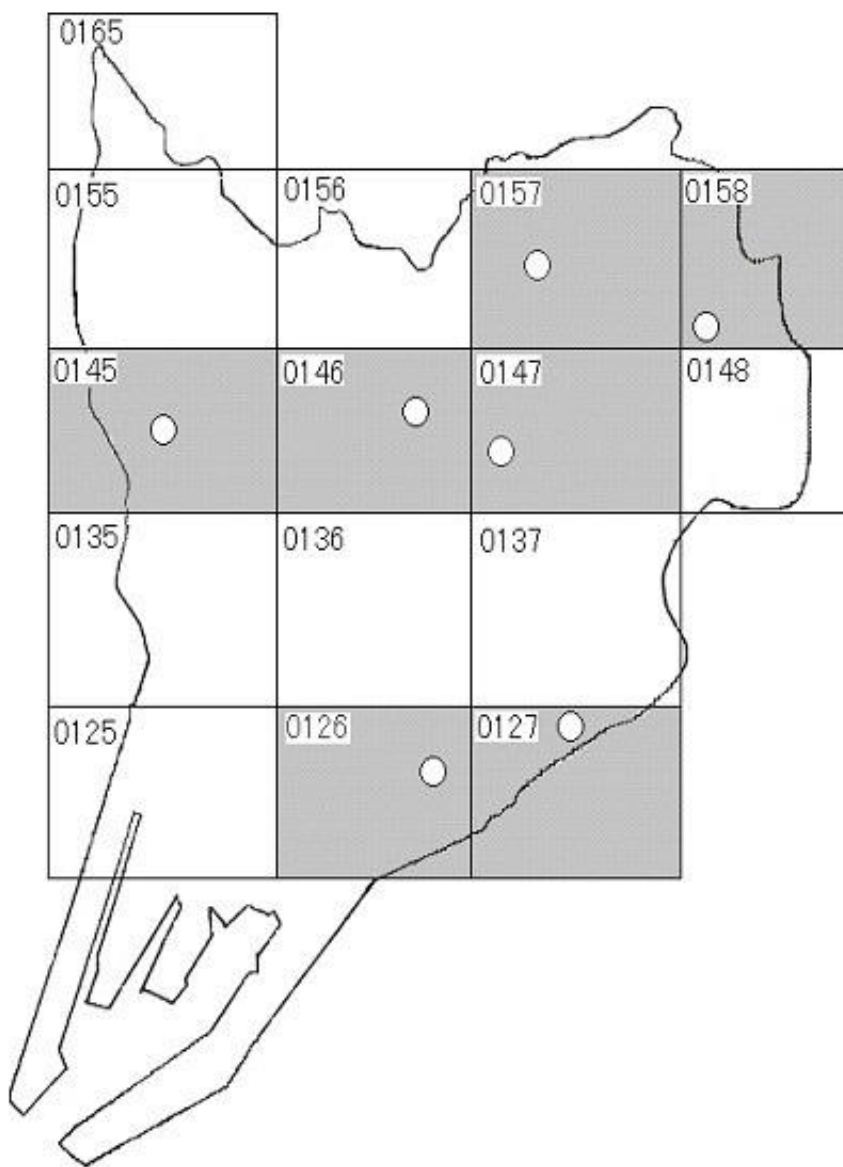
図 溶存酸素量の推移（年間平均値）



## 水質（地下水）

---

図 地下水における水質調査地点



備考1 ○は調査井戸の位置を示す。

備考2 番号は調査地域番号を示す。

● 監視・測定結果

・環境基準項目

表 地下水における水質汚濁に係る環境基準の達成状況

| 調査地域番号         |             | 0126     | 0127     | 0145     | 0146     | 0146-2   | 0147     | 0147-2   | 0157     | 0158     |
|----------------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 調査区分           |             | 概況       | 概況       | 概況       | 概況       | 継続監視     | 概況       | 継続監視     | 概況       | 概況       |
| 項目             | 調査地区        | 北城内      | 杭瀬南新町    | 南武庫之荘    | 南塚口町     | 南塚口町     | 東塚口町     | 東塚口町     | 南清水      | 東園田町     |
|                | 環境基準        |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
| カドミウム          | 0.003 mg/L  | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | —        | < 0.0003 | —        | < 0.0003 | < 0.0003 |
| 全シアン           | 検出されないこと。   | ND       | ND       | ND       | ND       | —        | ND       | —        | ND       | ND       |
| 鉛              | 0.01 mg/L   | 0.001    | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | —        | < 0.001  | —        | < 0.001  | < 0.001  |
| 六価クロム          | 0.05 mg/L   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | —        | < 0.01   | —        | < 0.01   | < 0.01   |
| 砒素             | 0.01 mg/L   | 0.001    | < 0.001  | 0.002    | < 0.001  | —        | 0.001    | —        | 0.005    | 0.003    |
| 総水銀            | 0.0005 mg/L | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | —        | < 0.0005 | —        | < 0.0005 | < 0.0005 |
| アルキル水銀         | 検出されないこと。   | ND       | ND       | ND       | ND       | —        | ND       | —        | ND       | ND       |
| PCB            | 検出されないこと。   | ND       | ND       | ND       | ND       | —        | ND       | —        | ND       | ND       |
| ジクロロメタン        | 0.02 mg/L   | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | —        | < 0.002  | —        | < 0.002  | < 0.002  |
| 四塩化炭素          | 0.002 mg/L  | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | —        | < 0.0002 | —        | < 0.0002 | < 0.0002 |
| クロロエチレン        | 0.002 mg/L  | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | —        | 0.0072   | —        | 0.0002   | < 0.0002 | < 0.0002 |
| 1,2-ジクロロエタン    | 0.004 mg/L  | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | —        | < 0.0004 | —        | < 0.0004 | < 0.0004 |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 0.1 mg/L    | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | —        | < 0.01   | —        | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 0.04 mg/L   | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | —        | < 0.004  | —        | 0.012    | < 0.004  | < 0.004  |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L      | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | —        | < 0.0005 | —        | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L  | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | —        | < 0.0006 | —        | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |
| トリクロロエチレン      | 0.01 mg/L   | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | —        | < 0.001  | —        | 0.001    | < 0.001  | < 0.001  |
| テトラクロロエチレン     | 0.01 mg/L   | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | —        | < 0.0005 | —        | 0.0013   | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002 mg/L  | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | —        | < 0.0002 | —        | < 0.0002 | < 0.0002 |
| チウラム           | 0.006 mg/L  | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | —        | < 0.0006 | —        | < 0.0006 | < 0.0006 |
| シマジン           | 0.003 mg/L  | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | —        | < 0.0003 | —        | < 0.0003 | < 0.0003 |
| チオベンカルブ        | 0.02 mg/L   | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | —        | < 0.002  | —        | < 0.002  | < 0.002  |
| ベンゼン           | 0.01 mg/L   | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | —        | < 0.001  | —        | < 0.001  | < 0.001  |
| セレン            | 0.01 mg/L   | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | —        | < 0.001  | —        | 0.002    | < 0.001  |
| 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素   | 10 mg/L     | 1.5      | 0.87     | < 0.055  | 0.065    | —        | 0.35     | —        | 4.4      | 1.9      |
| ふっ素            | 0.8 mg/L    | 0.23     | 0.24     | 0.24     | 0.15     | —        | 0.18     | —        | 0.20     | 0.26     |
| ほう素            | 1 mg/L      | 0.14     | 0.27     | 0.22     | 0.34     | —        | 0.16     | —        | 0.10     | 0.08     |
| 1,4-ジオキサン      | 0.05 mg/L   | < 0.005  | < 0.005  | < 0.005  | < 0.005  | —        | < 0.005  | —        | < 0.005  | < 0.005  |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考2 —は測定していないことを示す。

備考3 <は報告値下限値未達を示す。NDは検出限界以下を示す。

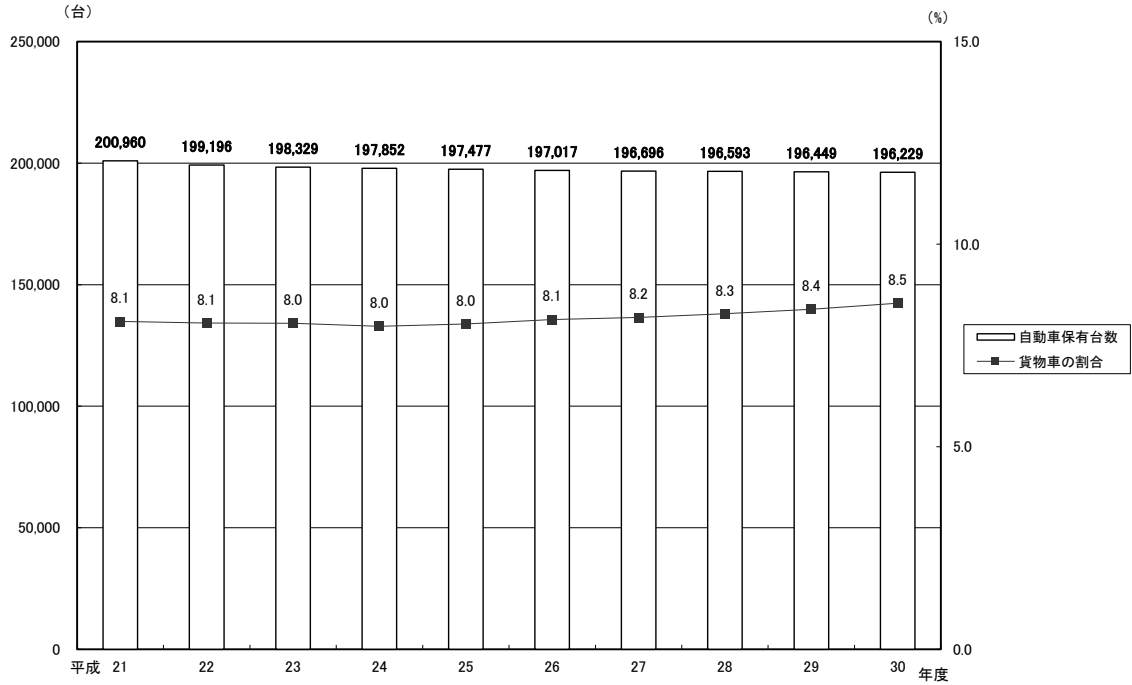
備考4 「概況」は概況調査(本市の地下水の水質の概況を把握するための調査)を示し、「継続監視」は継続監視調査(過去の調査で環境基準を超えた項目を継続的にモニタリングするための調査)を示す

備考5 地下水の水質汚濁に係る環境基準について <http://www.env.go.jp/kijun/tika.html>

# 騒音・振動（自動車）

## ● 自動車保有台数

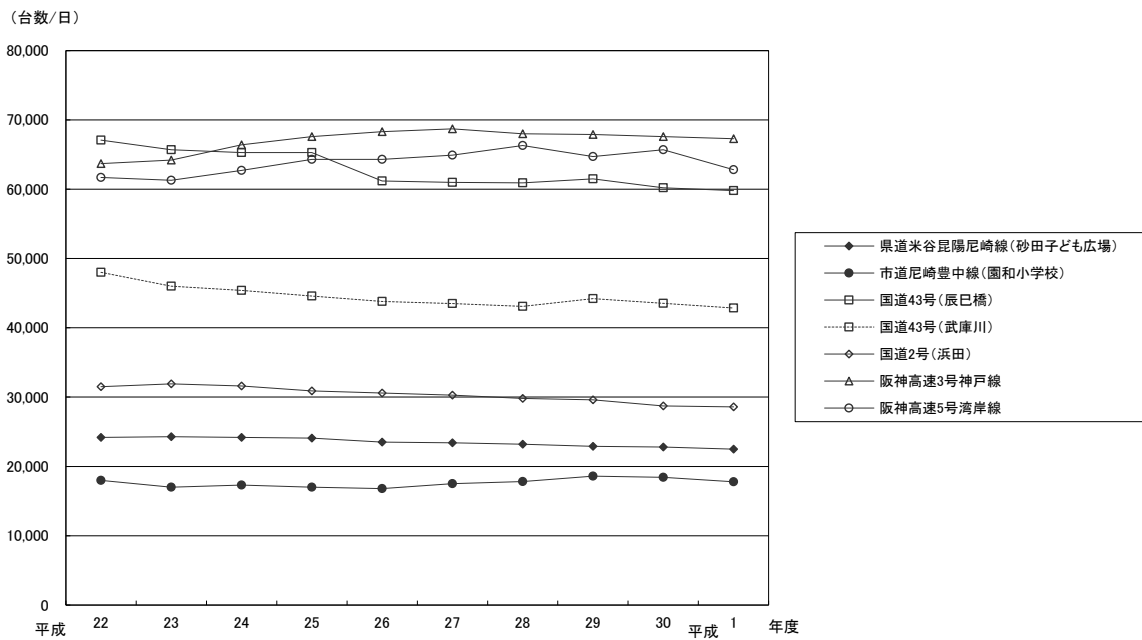
図 自動車保有台数の推移



備考1 尼崎市統計書より作成

## ● 日平均交通量

図 日平均交通量の推移



備考1 国道43号(辰巳橋)の数値について、機器の故障等により平成21年度は欠測、平成22年度は4月から翌年2月まで、平成23年度は4月から翌年2月までの期間の測定結果である。



## ● 騒音に係る監視・測定結果

表 道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況

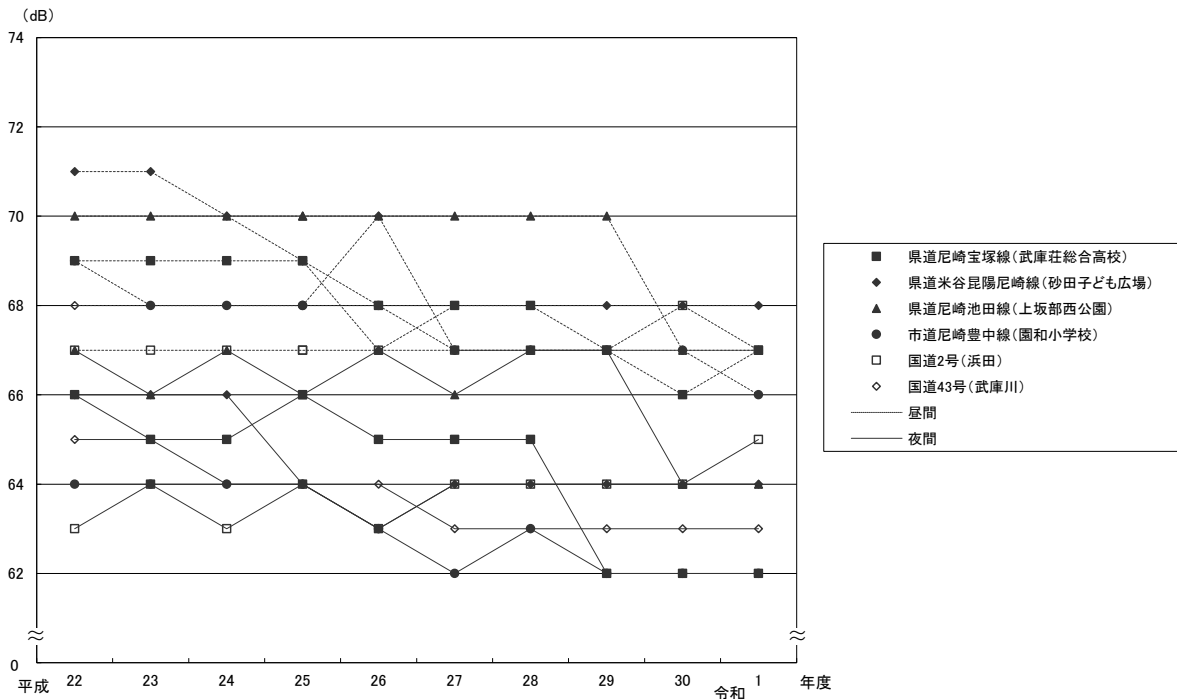
| 区分 | 環境基準 | 武庫荘総合高校測定所<br>(県道尼崎宝塚線) | 砂田子ども広場測定所<br>(県道米谷昆陽尼崎線) | 上坂部西公園測定所<br>(県道尼崎池田線) | 園和小学校測定所<br>(市道尼崎豊中線) | 浜田測定所<br>(国道2号) | 武庫川測定所<br>(国道43号) |
|----|------|-------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|-------------------|
| 昼間 | 70   | 67                      | 68                        | 67                     | 66                    | 67              | 67                |
| 夜間 | 65   | 62                      | 64                        | 64                     | 62                    | 65              | 63                |

(単位：dB)

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

## ● 騒音の推移

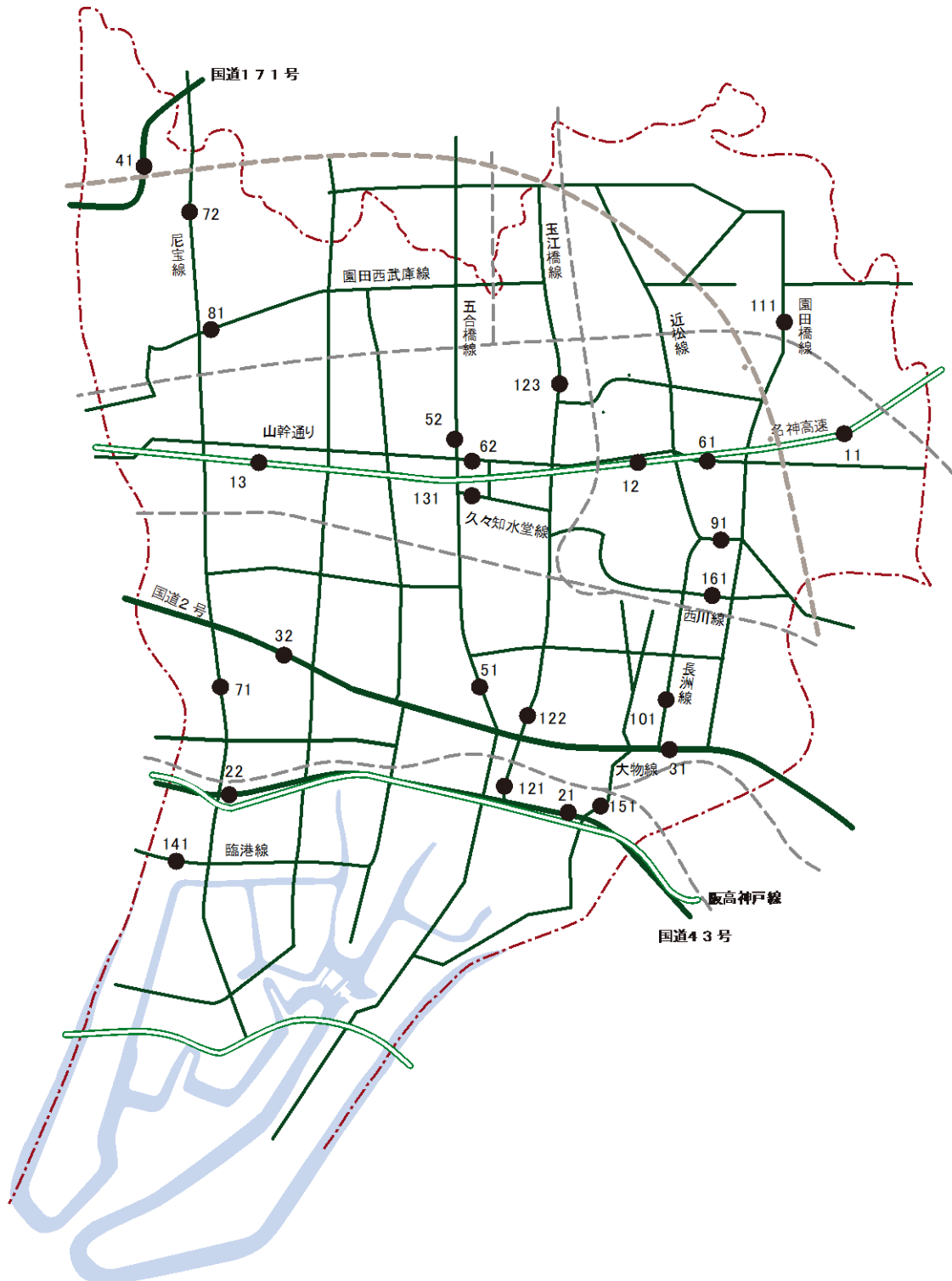
図 騒音(L<sub>Aeq</sub>)の推移



備考1 県道米谷昆陽尼崎線(砂田子ども広場)、国道43号(武庫川)は通年測定。その他は、年間約3ヶ月間の測定の結果である。

● 騒音・振動・交通量に係る定点調査・測定結果

図 主要幹線道路自動車騒音等測定地点



備考1 数字は地点番号

表 調査地点の騒音・振動・交通量結果

| 路線<br>番号 | 道路名    | 地点<br>番号 | 測定場所        | 車線数 | 用途地域    | 騒音 L <sub>Aeq</sub> (dB) |    |     | 振動 L <sub>10</sub> (dB) |    |     | 交通量<br>(昼間・夜間：台/時間、日平均：台/日) |     |        |      | 大型車混入率 (%) |    | 速度 (km/h) |      | 備考         |
|----------|--------|----------|-------------|-----|---------|--------------------------|----|-----|-------------------------|----|-----|-----------------------------|-----|--------|------|------------|----|-----------|------|------------|
|          |        |          |             |     |         | 昼間                       | 夜間 | 日平均 | 昼間                      | 夜間 | 日平均 | 昼間                          | 夜間  | 日平均    | 前年比  | 昼間         | 夜間 | 大型        | 小型   |            |
| 1        | 名神高速   | 11       | 弥生ヶ丘町1      | 4   | 第2種住居地域 | 69                       | 65 | 68  | —                       | —  | —   | 2,990                       | 754 | 53,872 | 1.01 | —          | —  | —         | —    | 令和元年度測定    |
|          |        | 12       | 久々知2-29-13  | 4   | 工業地域    | 66                       | 61 | 65  | —                       | —  | —   | 2,990                       | 699 | 51,995 | 0.98 | —          | —  | —         | —    |            |
|          |        | 13       | 水堂町1-11-18  | 4   | 第1種住居地域 | 68                       | 64 | 67  | 44                      | 43 | 43  | 2,412                       | 565 | 43,108 | 0.93 | —          | —  | —         | —    |            |
| 2        | 国道43号  | 21       | 南城内2-35     | 6   | 準工業地域   | 66                       | 64 | 66  | —                       | —  | —   | (2,526)                     | —   | —      | —    | (28.9)     | —  | 40.8      | 41.2 |            |
|          |        | 22       | 武庫川町1-25    | 6   | 準住居地域   | 67                       | 63 | 66  | 43                      | 41 | 42  | 2,388                       | 694 | 43,750 | 0.98 | (30.7)     | —  | 46.2      | 51.0 |            |
| 3        | 国道2号   | 31       | 杭瀬本町3-3     | 4   | 近隣商業地域  | 70                       | 65 | 69  | 37                      | 31 | 33  | (1,680)                     | —   | —      | —    | (14.1)     | —  | 42.1      | 46.0 |            |
|          |        | 32       | 大庄北5-2      | 4   | 近隣商業地域  | 67                       | 64 | 66  | —                       | —  | —   | 1,511                       | 508 | 28,235 | 0.98 | (8.9)      | —  | 42.0      | 46.1 |            |
| 4        | 国道171号 | 41       | 西昆陽1-26     | 4   | 準住居地域   | 68                       | 66 | 68  | 32                      | 29 | 30  | (2,469)                     | —   | —      | —    | (14.0)     | —  | 44.9      | 47.3 |            |
| 5        | 五合橋線   | 51       | 東難波町3-20    | 4   | 準住居地域   | 69                       | 65 | 68  | 42                      | 35 | 38  | (1,248)                     | —   | —      | —    | (16.8)     | —  | 49.8      | 49.3 |            |
|          |        | 52       | 南塚口町7-17    | 4   | 準住居地域   | 67                       | 61 | 65  | 38                      | 31 | 34  | 1,298                       | 324 | 23,370 | 0.98 | (10.7)     | —  | 46.2      | 47.9 |            |
| 6        | 山幹通り   | 61       | 下坂部3-21-18  | 4   | 準工業地域   | 67                       | 62 | 66  | 39                      | 37 | 38  | (1,311)                     | —   | —      | —    | (7.8)      | —  | 40.0      | 45.8 |            |
|          |        | 62       | 南塚口町6-10    | 6   | 工業地域    | 66                       | 62 | 65  | —                       | —  | —   | (1,848)                     | —   | —      | —    | (9.9)      | —  | 40.9      | 40.0 |            |
| 7        | 尼宝線    | 71       | 大庄西町2-4     | 4   | 準住居地域   | 66                       | 62 | 65  | 41                      | 34 | 37  | (861)                       | —   | —      | —    | (26.8)     | —  | 47.7      | 49.4 |            |
|          |        | 72       | 武庫之荘8-31    | 4   | 第2種住居地域 | 67                       | 62 | 66  | 35                      | 30 | 32  | (1,254)                     | —   | —      | —    | (22.2)     | —  | 47.1      | 50.6 |            |
| 8        | 園田西武庫線 | 81       | 武庫之荘3-15    | 2   | 第1種住居地域 | 64                       | 58 | 63  | 38                      | 31 | 34  | (756)                       | —   | —      | —    | (8.3)      | —  | 41.4      | 42.8 |            |
| 9        | 近松線    | 91       | 次屋2-3-1     | 4   | 工業地域    | 65                       | 61 | 64  | 41                      | 33 | 37  | (603)                       | —   | —      | —    | (14.9)     | —  | 42.5      | 47.1 |            |
| 10       | 長洲線    | 101      | 長洲東通2-12-1  | 4   | 第1種住居地域 | 66                       | 60 | 65  | 40                      | 29 | 34  | (588)                       | —   | —      | —    | (19.9)     | —  | 48.4      | 50.6 |            |
| 11       | 園田橋線   | 111      | 東園田町4-79    | 4   | 第1種住居地域 | 66                       | 60 | 65  | 40                      | 34 | 37  | 976                         | 212 | 17,305 | 0.94 | (12.5)     | —  | 40.2      | 42.7 |            |
| 12       | 玉江橋線   | 121      | 開明町1-80     | 4   | 第2種住居地域 | 68                       | 66 | 68  | 47                      | 43 | 45  | (726)                       | —   | —      | —    | (40.5)     | —  | 29.3      | 30.4 | 平成 29 年度測定 |
|          |        | 122      | 東難波町5-29-55 | 6   | 工業地域    | 67                       | 64 | 67  | 46                      | 39 | 42  | (1,422)                     | —   | —      | —    | (27.6)     | —  | 40.3      | 46.0 | 令和元年度測定    |
|          |        | 123      | 東塚口町2-2     | 2   | 第1種住居地域 | 67                       | 64 | 66  | —                       | —  | —   | (2,106)                     | —   | —      | —    | (20.9)     | —  | 40.3      | 41.1 |            |
| 13       | 久々知水堂線 | 131      | 名神町1-2-32   | 4   | 準工業地域   | 65                       | 62 | 65  | —                       | —  | —   | (720)                       | —   | —      | —    | (23.3)     | —  | 39.5      | 43.0 |            |
| 14       | 臨港線    | 141      | 元浜町5-71-1   | 4   | 第1種住居地域 | 70                       | 64 | 69  | 40                      | 41 | 41  | (822)                       | —   | —      | —    | (28.8)     | —  | 45.1      | 47.3 | 平成 29 年度測定 |
| 15       | 大物線    | 151      | 大物町1-8-18   | 4   | 準工業地域   | 71                       | 64 | 69  | —                       | —  | —   | (900)                       | —   | —      | —    | (40.7)     | —  | 38.4      | 40.3 | 平成 30 年度測定 |
| 16       | 西川線    | 161      | 浜1-3-1      | 4   | 第1種住居地域 | 65                       | 60 | 64  | —                       | —  | —   | (918)                       | —   | —      | —    | (16.3)     | —  | 40.6      | 45.8 |            |

備考 1 騒音における環境基準は、昼間：70 dB、夜間：65 dB、振動における要請限度は、昼間：75 dB、夜間：70 dB である。

備考 2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし (■) で示す。

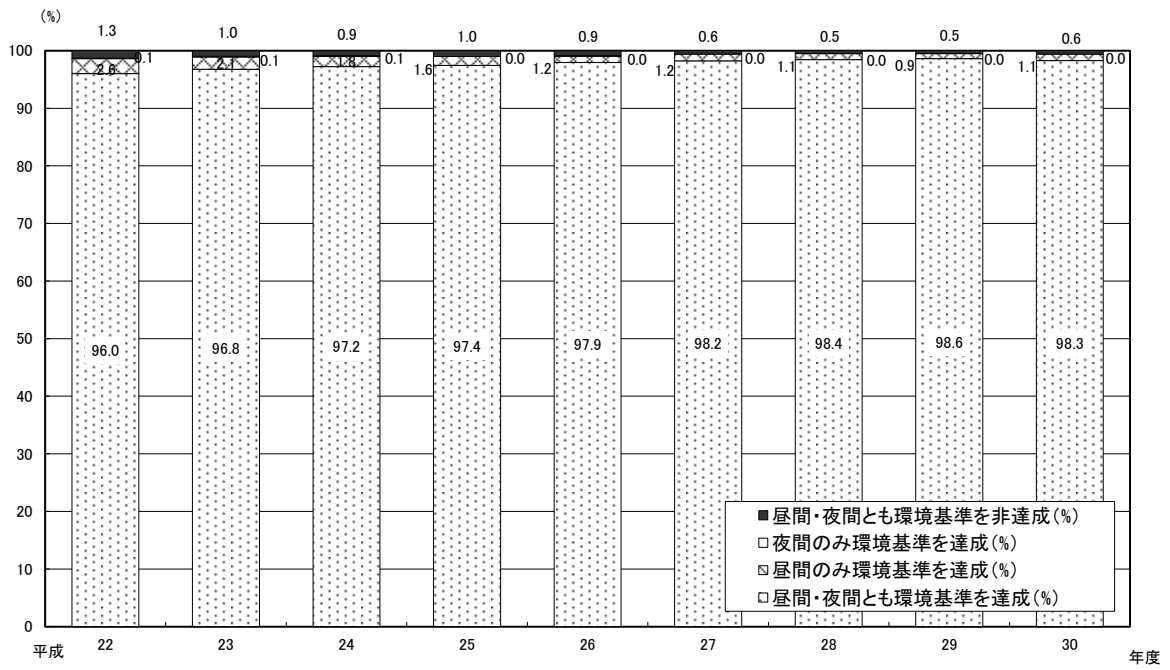
備考 3 —は測定していないことを示し、<は測定下限値未満を示す。

備考 4 ( ) については、10 時台・14 時台における 10 分交通量からの推計値

備考 5 騒音・大型車混入率の時間区分は、昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時、振動の時間区分は、昼間：午前 8 時～午後 7 時、夜間：午後 7 時～午前 8 時

● 騒音に係る面的評価結果

図 面的評価結果



備考1 定点調査を行った16路線が評価対象である。

備考2 1路線につき5年ごとの評価となる。

備考3 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

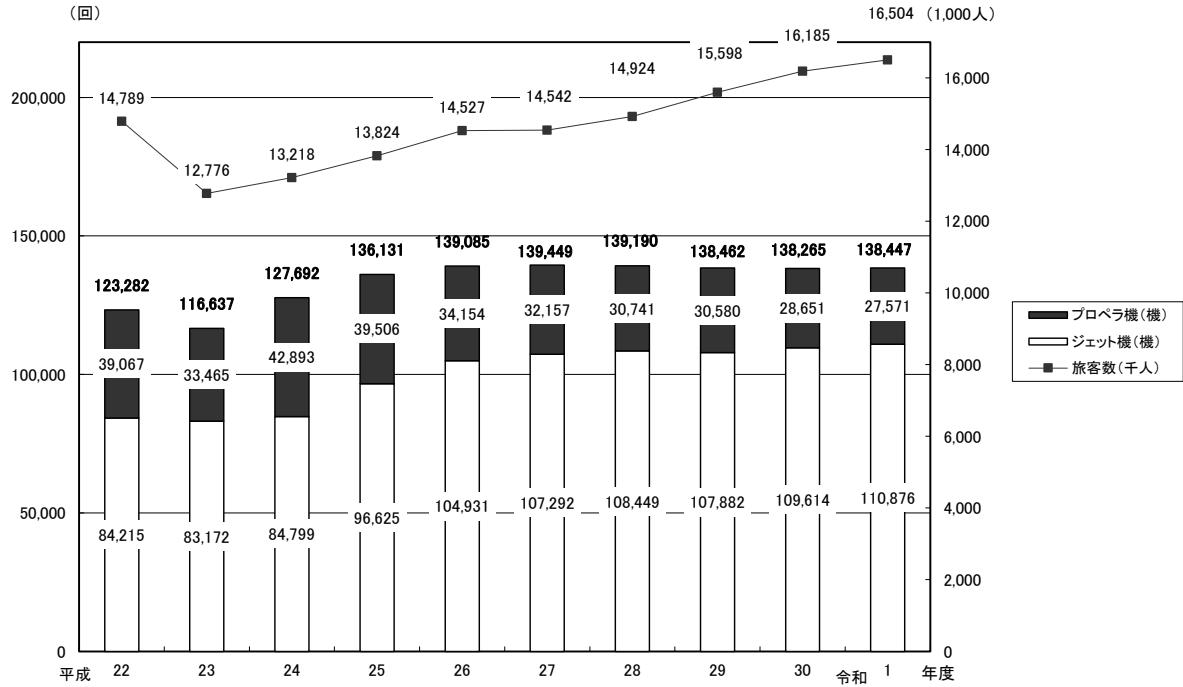
## 騒音（航空機）

### ● 大阪国際空港の概要

現空港の施設能力は、311 ha の空港敷地に 1,828 m と 3,000 m の 2 本の滑走路を有しており、年間の処理能力は 175,000 発着です。

令和元年の航空機の年間発着回数は 138,447 回（379 回/日）で、平成 30 年度に比べ 0.1 % の増便となっています。このうちジェット機の発着回数は 110,876 回（304 回/日 臨時便、空港での点検・整備を含む。）となっています。

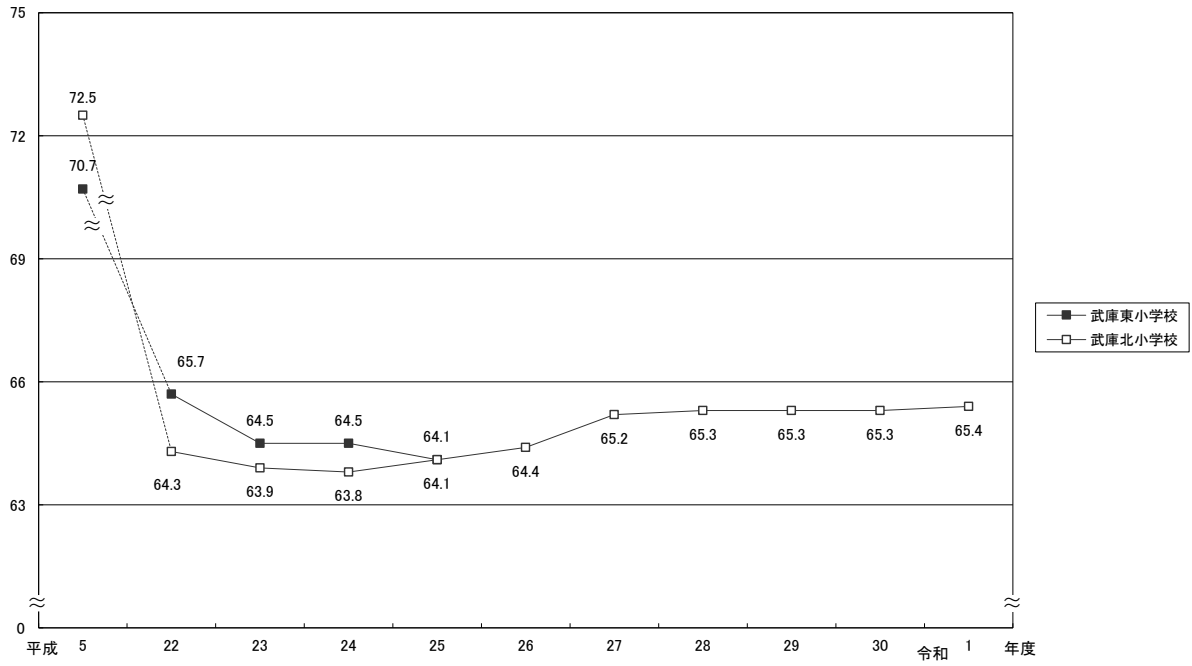
図 大阪国際空港の発着回数・旅客数



● 定点調査・測定結果

・加重等価平均感覚騒音レベル (WECPNL)

図 騒音 (WECPNL) の推移

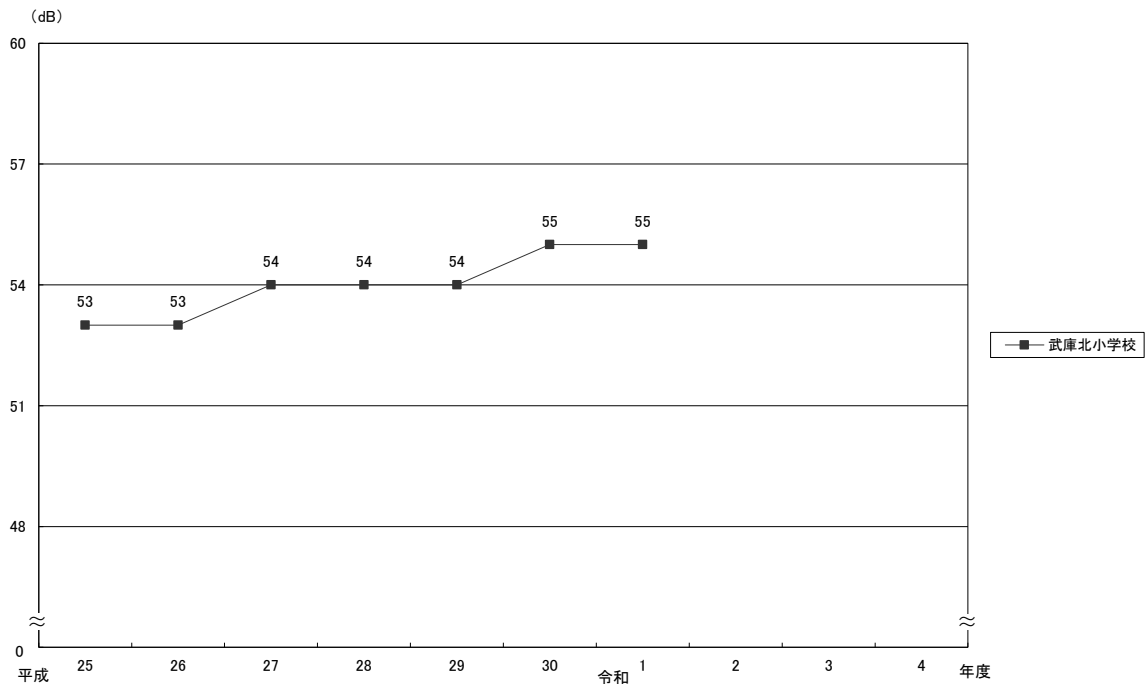


備考 1 平成 5 年度は関西国際空港開港（平成 6 年 9 月）前年度にあたる。

備考 2 武庫東小学校については、校舎の建替えに伴い、平成 25 年 8 月 29 日に新関西国際空港（株）が測定局を廃止した。

・時間帯補正等価騒音レベル (L<sub>den</sub>)

図 騒音 (L<sub>den</sub>) の推移



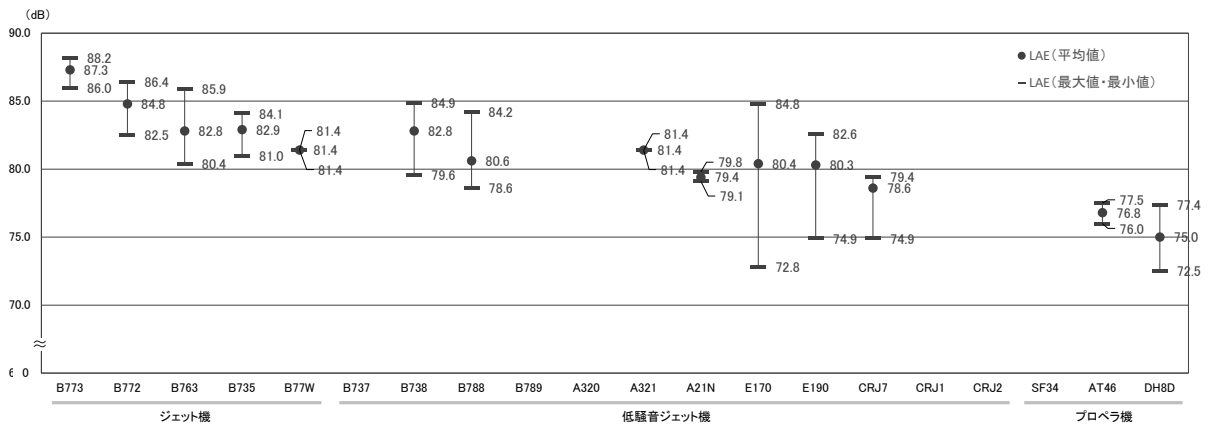
備考 1 平成 25 年度から航空機騒音に係る環境基準の評価方法が WECPNL から L<sub>den</sub> へと変更されている。

備考 2 航空機騒音に係る環境基準は 57 dB である。

● 機材 (発着枠) 別の機数及び騒音状況

本市では、武庫西生涯学習プラザ (旧武庫地区会館) において年に 1 度、1 日の始発便から最終便までの航空機騒音を測定しており、令和元年度における機材別の騒音レベルは次のとおりです。

図 機材ごとの騒音レベル



備考 1 L<sub>den</sub> を算出する際に、時間帯ごとの重み付けは行っていない。

備考 2 グラフが示されていない機材は測定日に運行していなかったことを示す。

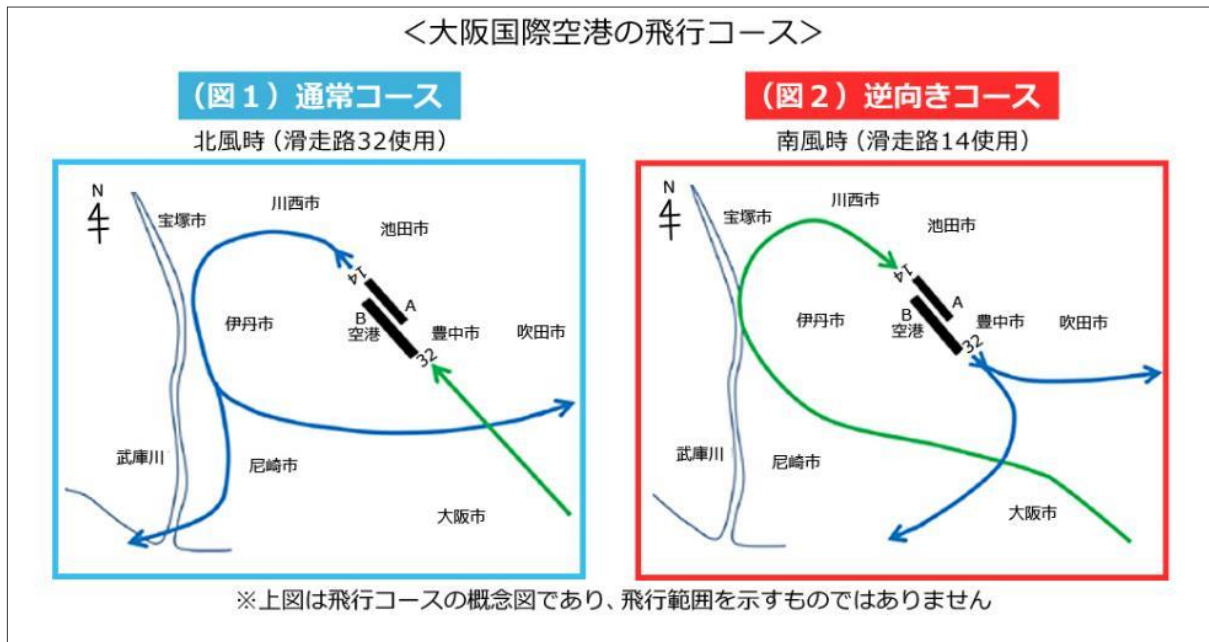
## ● 飛行コース

航空機は、風に向かって離陸の方が揚力を得られるため、東又は南よりの風が強くなると通常コースと逆方向の発着となります。

通常コースでは本市域においては、県道尼崎宝塚線を中心とする武庫地区が特に離陸機の騒音の影響を受けています。逆発着時には航空機が本市上空を低空で飛行するため、本市の北部及び東部地域が騒音の影響を受けます。

逆発着の発生する日数の頻度は、平成29年度は5.7%(1.3%)、平成30年度は5.8%(1.3%)、令和元年度は8.5%(3.0%)で、春から夏にかけて多くなります。( )内は、運行機数に対する逆発着した航空機の割合)

図 飛行コース (関西エアポート (株) HP より引用)



## ● 大阪国際空港における騒音対策

表 大阪国際空港における騒音対策

|                               |                  |   |                  |
|-------------------------------|------------------|---|------------------|
| 発生源対策                         | 機材改良             | 低騒音機の導入                                 |                  |
|                               |                  | 現用機エンジンの低騒音改良                           |                  |
|                               | 運用規制             | 定期便の発着回数370回/日 (ジェット機200回/日・低騒音機170回/日) |                  |
|                               |                  | 運航方式の改良                                 | 運用時間の短縮 (7時~21時) |
| 騒音軽減運航方式 (急上昇方式等)             |                  |   |                  |
| 空港周辺対策                        | 土地利用<br>(本市は対象外) | 立地規制                                    |                  |
|                               |                  | 計画的土地利用<br>(空港周辺整備計画)                   | 緩衝緑地帯等の整備        |
|                               |                  |   | 空港周辺再開発等         |
|                               | 補償等              | 防音工事                                    | 教育施設等の防音工事       |
|                               |                  | 住宅防音工事 (本市は平成12年4月1日より対象外)              |                  |
|                               |                  | 共同利用施設整備 (本市は平成23年4月1日より対象外)            |                  |
| テレビ受信料助成等 (本市は平成17年4月1日より対象外) |                  |   |                  |
| ※平成25年3月31日をもって廃止             |                  |   |                  |
| 移転補償 (本市は対象外)                 |                  |   |                  |



## 騒音・振動（新幹線）

### ● 山陽新幹線の概要

山陽新幹線は、昭和 47 年 3 月 15 日に新大阪 - 岡山間で営業を開始し、昭和 50 年 3 月 10 日に博多までの全線が開通しました。また、平成 23 年 3 月から九州新幹線と相互乗り入れを専用車両で開始しました。山陽新幹線は、阪神間の住宅が密集する市街地を通過するため、列車走行に伴う騒音・振動が沿線住民の生活環境に大きな影響を与えています。

表 本市における山陽新幹線の運行状況

| 距離     | 陸地部     |         | 河川部   |       | 通過列車本数<br>(定期) | 列車速度 (km/h) |         | 運行時間帯      |            |
|--------|---------|---------|-------|-------|----------------|-------------|---------|------------|------------|
|        | 住居系     | 工業系     | 神崎川   | 武庫川   |                | 上り          | 下り      | 上り         | 下り         |
| 6,104m | 4,195 m | 1,360 m | 400 m | 149 m | 210本/日         | 197~226     | 202~221 | 6:21~23:37 | 6:00~23:25 |
|        | 5,555 m |         | 549 m |       |                |             |         |            |            |

備考 1 通過列車本数は臨時・季節列車・回送を除く。(平成 31 年 3 月 16 日 ダイヤ改正時 新大阪 - 姫路間)

備考 2 列車速度は令和元年の実測で、測定地点ごとに平均速度を算出し、最高・最低速度を掲載

備考 3 運行時間帯は時刻表の新大阪駅発着時刻 (平成 31 年 3 月 16 日 新大阪 - 姫路間)

### ● 騒音・振動の監視・測定結果

表 新幹線鉄道騒音に係る環境基準・振動に係る指針値の達成状況

| 区分<br>地区名 | 上下線側の別 | 騒音 (dB) |      |      | 振動 (dB) |      |      | 列車速度 (km/h) |
|-----------|--------|---------|------|------|---------|------|------|-------------|
|           |        | 12.5 m  | 25 m | 50 m | 12.5 m  | 25 m | 50 m |             |
| 武庫地区      | 上り     | 68      | 65   | 62   | 54      | 52   | 47   | 226         |
|           | 下り     | 66      | 66   | 64   | 54      | 53   | 50   | 221         |
| 猪名寺地区     | 上り     | 70      | 69   | 64   | 52      | 52   | 49   | 216         |
|           | 下り     | 71      | 70   | 68   | 52      | 50   | 48   | 219         |
| 食満地区      | 上り     | 70      | 68   | 62   | 56      | 55   | 53   | 216         |
|           | 下り     | 70      | 68   | 67   | 59      | 58   | 49   | 217         |
| 小中島地区     | 上り     | 64      | 63   | 59   | 61      | 58   | 50   | 197         |
|           | 下り     | 67      | 63   | 60   | 58      | 52   | 51   | 202         |

備考 1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし (■) で示す。

備考 2 騒音の環境基準は 70 dB

備考 3 振動の環境保全上緊急を要する対策指針値は 70 dB

● 騒音の推移

図 騒音の推移（軌道中心から 12.5 m の地点の結果）

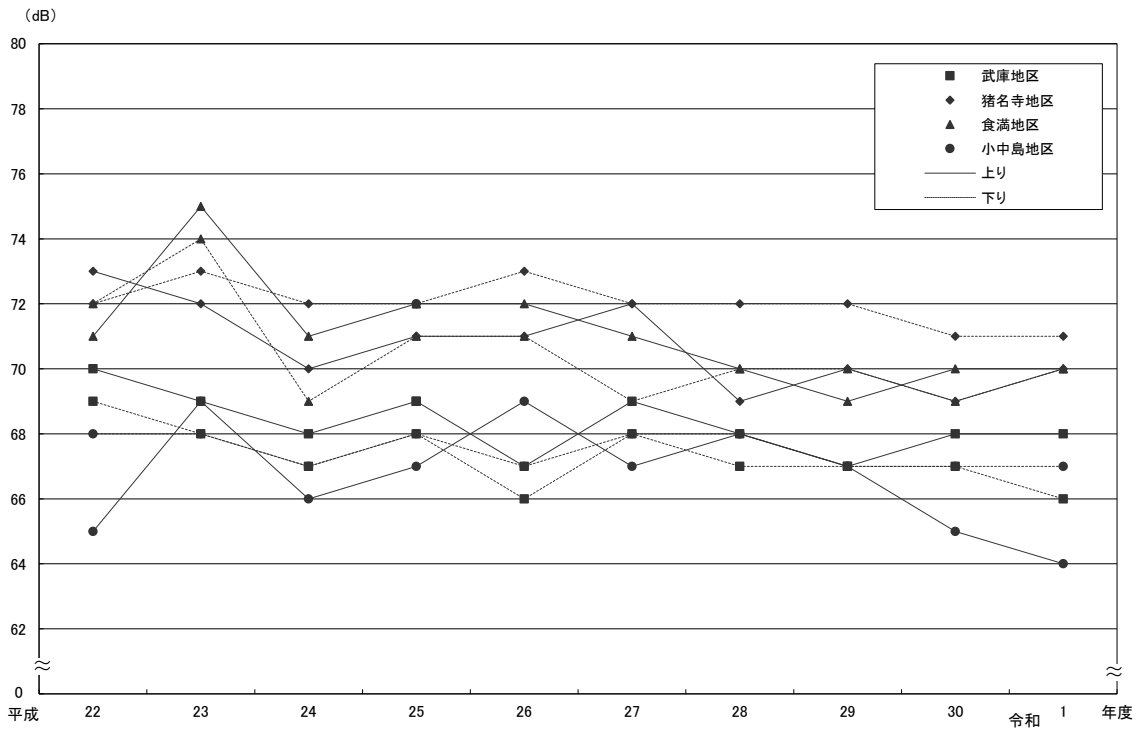
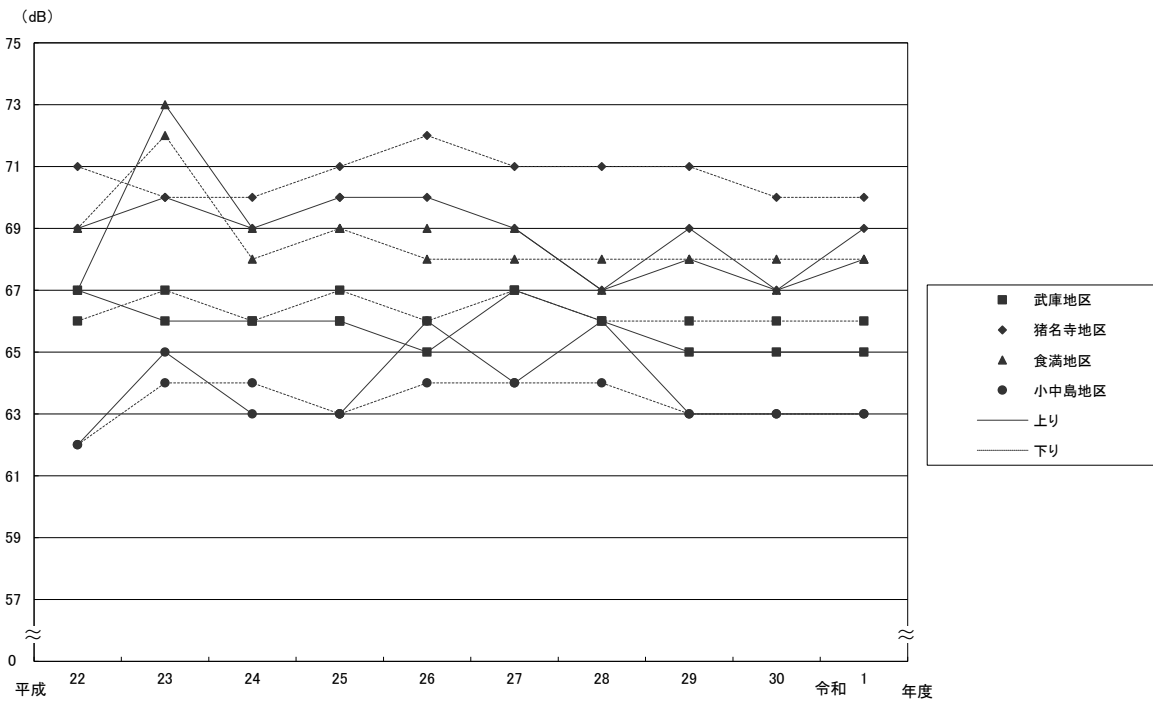


図 騒音の推移（軌道中心から 25 m の地点の結果）



● これまでの対策

表 山陽新幹線における環境対策実施状況

| 区分    | 項目         | 内容  |
|-------|------------|---|
| 発生源対策 | 車両の改良      | 軽量車両への転換  |
|       | 弾性枕木の設置    | 小中島地区 24 m (平成 7 年度)、54 m (平成 9 年度)<br>瓦宮地区 120 m (平成 14 年度)<br>瓦宮、食満地区 474 m (平成 4 年度)、123 m (平成 5 年度)、<br>食満地区 108 m (平成 6 年度)<br>食満、南清水地区 1,540 m (平成 2 年度)<br>武庫、食満、南清水地区 1,094 m (平成 3 年度)<br>武庫地区 977 m (平成元年度)   |
|       | バラストマットの敷設 | 神崎地区 400 m (昭和 51 年度)、80 m (平成 16 年度)、100 m (平成 19 年度)<br>善法寺地区 179 m (平成 20 年度)、<br>小中島地区 50 m (平成 22 年度)、53 m (平成 27 年度)、120 m (平成 28 年度)、<br>60 m (平成 30 年度)<br>瓦宮地区 506 m (昭和 51 年度～平成元年度)、186 m (平成 17 年度)、274 m (平<br>成 27 年度)、71 m (平成 28 年度)<br>食満地区 240 m (昭和 47 年度)、110 m (平成 6 年度)、177 m (平成 21 年度) 143<br>m (平成 22 年度)、251 m (平成 23 年度)、264 m (平成 24 年度)、261 m (平成<br>26 年度)、97 m (平成 29 年度)、27 m (令和元年度)<br>猪名寺地区 38 m (平成 22 年度)、100 m (平成 24 年度)、29 m (平成 28 年度)<br>武庫地区 193 m (平成 2 年度)、44 m (平成 6 年度)、120 m (平成 8 年度)、58 m<br>(平成 29 年度)、134 m (平成 30 年度)、60 m (令和元年度) |
|       | レールの研磨     | 全線にわたり、レールの平坦性を保つために研磨 (年 1 回)  |
|       | 運行方法の改善    | 騒音、振動の継続時間の短い短編成列車の運行 (昭和 62 年度)  |
|       | 防音壁等の設置    | 側壁に吸音板の内張り (昭和 49 年度完成)<br>側壁 (軌道面から高さ 1.3 m) の上に高さ 1 m の防音壁を日照問題のある部分を除<br>き、ほぼ全線に設置 (昭和 53 年度、平成 6 年度)<br>防音壁上に音の干渉作用を利用したラムダ型防音壁の設置 (昭和 61 年度、平成 2<br>年度)  |
| 周辺対策  | 民家防音工事助成   | 昭和 53 年度から、80 dB を超える家屋 646 戸、75～80 dB の家屋 1,207 戸について<br>実施  |
|       | 教育施設防音工事助成 | 沿線の園田小学校 (昭和 59 年度)、園田中学校 (昭和 59 年度)、小田北中学校 (昭<br>和 60 年度) について実施   |
|       | 民家防振工事助成   | 振動対策指針値 70 dB を超える家屋について実施 (昭和 59 年度) 2 棟 5 戸   |
|       | 電波障害対策     | 昭和 53 年度に共同受信施設の工事を実施、平成 20 年度ケーブル TV に切替え  |
|       | 振動実害補償     | 振動による被害の申し出のあった住宅のうち、65 dB 以上等の要件を満たす 5 戸に<br>ついて旧国鉄が実施   |

## 土壌

### ● 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧（令和2年3月31日現在）

#### ・要措置区域

土壌汚染による有害物質の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

| 指定番号 | 指定年月日 | 区域の所在地 | 区域の面積 (m <sup>2</sup> ) | 指定基準に適合しない特定有害物質 |
|------|-------|--------|-------------------------|------------------|
| 指定なし |       |        |                         |                  |

#### ・形質変更時要届出区域

土壌汚染による有害物質の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染除去等の措置が不要な区域

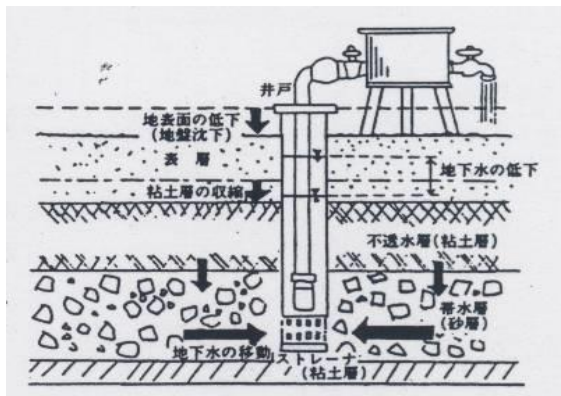
| 指定番号    | 指定年月日  | 区域の所在地  | 区域の面積 (m <sup>2</sup> ) | 指定基準に適合しない特定有害物質  |
|---------|--|---|-------------------------|---|
| 指 - 3号  | 平成23年11月10日  | 塚口本町8丁目1番の一部                                      | 1,817.62                | シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物 |
| 指 - 5号  | 平成24年2月27日   | 扇町22番2、43番の各一部                                    | 1,393.4                 | シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物                                |
| 指 - 6号  | 平成24年5月21日   | 塚口本町6丁目37番4～6、225番5・6、塚口本町8丁目1番20・23～24・28・29の各一部 | 832.96                  | 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物   |
| 指 - 9号  | 平成24年10月22日  | 南塚口町8丁目996番、997番                                  | 411.7                   | 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物  |
| 指 - 10号 | 平成24年10月30日  | 潮江5丁目103番11、445番1の各一部                             | 1,133.5                 | ふっ素及びその化合物  |
| 指 - 12号 | 平成24年12月11日<br>平成25年3月7日                               | 金楽寺町2丁目64番の一部                                     | 4,232.10                | 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物   |
| 指 - 13号 | 平成24年12月17日  | 潮江5丁目524番2の一部                                     | 291.28                  | ふっ素及びその化合物  |
| 指 - 14号 | 平成24年12月27日  | 塚口本町8丁目1番の一部                                      | 2,361.24                | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物   |
| 指 - 15号 | 平成25年1月22日<br>平成26年7月15日                               | 高田町99番1、112番1の各一部                                 | 8,488.51                | 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物   |
| 指 - 16号 | 平成25年4月26日<br>平成30年1月15日                               | 大庄北5丁目71番の一部                                      | 27,650.28               | 1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1 - トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物 |
| 指 - 17号 | 平成25年6月6日  | 武庫之荘8丁目298番1・2の各一部                                | 22                      | 鉛及びその化合物  |
| 指 - 20号 | 平成26年7月30日<br>平成26年10月1日<br>平成26年12月24日<br>平成27年10月22日 | 平左衛門町68番2   | 3,706.7                 | 鉛及びその化合物  |
| 指 - 21号 | 平成26年10月16日  | 扶桑町1番、13番1・2、14番5の各一部                             | 690.0                   | 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物  |
| 指 - 22号 | 平成26年11月18日  | 塚口本町8丁目1番35の一部                                    | 1,015.1                 | 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物   |
| 指 - 25号 | 平成27年4月19日<br>平成27年3月31日                               | 塚口本町8丁目1番の一部                                      | 4,873.172               | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物   |
| 指 - 26号 | 平成27年4月26日<br>平成30年5月29日                               | 大庄川田町74番の一部                                       | 3,331.22                | 1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物                                   |

| 指定番号    | 指定年月日   | 区域の所在地   | 区域の面積 (m <sup>2</sup> ) | 指定基準に適合しない特定有害物質  |
|---------|---|--|-------------------------|---|
| 指 - 28号 | 平成27年6月18日  | 塚口本町8丁目1番の一部   | 2,399.00                | 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物  |
| 指 - 29号 | 平成27年12月21日<br>平成28年5月2日<br>平成28年6月1日                 | 末広町一丁目5番2・3・15、末広町二丁目16番18~20の各全部、扇町15番、16番1、20番、21番の各一部   | 61,599.51               | 1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 |
| 指 - 31号 | 平成28年2月26日<br>平成28年6月22日<br>平成28年11月7日                | 南塚口町6丁目156番1の全部、156番4の一部   | 2,864.7                 | 六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物   |
| 指 - 32号 | 平成28年2月26日<br>平成28年6月22日<br>平成29年8月30日                | 南塚口町6丁目160番1・2の各一部   | 2,557.6                 | 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物  |
| 指 - 34号 | 平成28年5月2日   | 長洲中通2丁目23番の全部  | 396.69                  | カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物   |
| 指 - 35号 | 平成28年5月20日  | 塚口本町8丁目1番31・35の各一部、水路  | 1,548.29                | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物   |
| 指 - 36号 | 平成28年8月22日  | 東海岸町21番1、27番の各一部   | 17,777.5                | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物  |
| 指 - 37号 | 平成28年9月28日<br>平成20年5月26日                              | 扇町15番、16番1の各一部   | 12,215.99               | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物  |
| 指 - 38号 | 平成28年10月3日<br>平成28年10月13日<br>平成28年12月6日<br>平成29年1月30日 | 塚口本町8丁目1番、1番29・30・32・35の各一部  | 5,593.92                | トリクロロエチレン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル  |
| 指 - 39号 | 平成28年11月10日   | 東難波町2丁目161番1の一部  | 864.1                   | 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物   |
| 指 - 40号 | 平成28年11月22日   | 御園1丁目243番10・15の各一部   | 6.4                     | 六価クロム化合物、鉛及びその化合物   |
| 指 - 42号 | 平成29年4月26日<br>平成29年5月22日<br>平成29年9月7日                 | 末広町1丁目4番4・6、5番1の各全部、2丁目8番2の一部、8番5・8・9、16番1・2・3の各全部、16番4・5の各一部、16番6の全部、16番7・8の各一部、16番9・10・13・14・17・21・22、17番4・7の各全部 | 160,869.73              | カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物  |
| 指 - 43号 | 平成29年7月14日  | 船出23番の一部   | 19,499.18               | ふっ素及びその化合物  |
| 指 - 44号 | 平成29年7月14日  | 猪名寺1丁目1番12   | 635.43                  | 六価クロム化合物<br>シアン化合物<br>鉛及びその化合物  |
| 指 - 46号 | 平成29年9月21日  | 高田町99番1、112番1、115番2、126番4・5、131番1、242番、243番の各一部、121番2の全部   | 11,852.4                | 六価クロム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物  |
| 指 - 47号 | 平成29年9月27日<br>平成30年3月1日                               | 北城内26番1・2の各全部、27番の一部、88番9・37・54・68・92の各全部  | 5,981.79                | カドミウム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物  |

| 指定番号    | 指定年月日                                 | 区域の所在地                               | 区域の面積 (m <sup>2</sup> ) | 指定基準に適合しない特定有害物質                              |
|---------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|---|
| 指 - 48号 | 平成29年10月10日<br>令和元年9月25日<br>令和2年3月12日 | 潮江4丁目65番2の一部                         | 18,295.61               | 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物               |
| 指 - 49号 | 平成29年10月30日                           | 若王寺3丁目104番の一部                        | 216.3                   | 砒素及びその化合物                                     |
| 指 - 50号 | 平成30年2月5日<br>令和元年8月28日                | 末広町1丁目1番13、5番10、8番6の各全部              | 7,038                   | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                 |
| 指 - 51号 | 平成30年2月28日<br>令和元年5月24日               | 食満5丁目206番1の一部、206番2の全部、206番4・10の各一部  | 3,045.69                | 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                          |
| 指 - 52号 | 平成30年4月9日                             | 塚口本町8丁目1番29～32の各一部                   | 2,482.17                | 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物       |
| 指 - 53号 | 平成30年6月1日                             | 扶桑町11番2、11番10、14番6、31番、36番の各一部       | 2,193.6                 | 六価クロム化合物、鉛及びその化合物                             |
| 指 - 54号 | 平成30年8月2日<br>平成31年3月4日                | 塚口本町8丁目1番の一部                         | 1,656.42                | ふっ素及びその化合物                                    |
| 指 - 57号 | 平成31年5月28日                            | 猪名寺1丁目571番の一部                        | 741.39                  | 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物                           |
| 指 - 58号 | 令和元年11月21日                            | 平左衛門町65番10、68番1・2、68番6～8、70番、71番の各一部 | 7,981.6                 | 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物 |
| 指 - 59号 | 令和2年1月21日                             | 南初島町15番の全部                           | 4,914.12                | 全ての特定有害物質                                     |

## 地盤沈下

### ● 地盤沈下の仕組み



地盤沈下の仕組み

地下水を農業用水や工業用水として長期にわたり過剰に揚水したり、建設（掘削）工事現場等で地下水を排除した結果、粘土層の中の間隙水がしぼり出され、粘土層が脱水し、圧密されて収縮します。これが地表における地盤沈下となって現れます。

本市では、昭和 40 年代前半まで地盤沈下が続いていましたが、その後は一部地域を除いて沈静化の傾向にあります。

### ● 水準測量の結果

表 水準測量結果

| 測量水準点数 | 平27年度との標高差 (cm) |       |       |
|--------|-----------------|-------|-------|
|        | 最高沈下量           | 最低沈下量 | 平均沈下量 |
| 122点   | -2.13           | -0.08 | +5.08 |

備考1 結果は平成 30 年度の測量結果である。

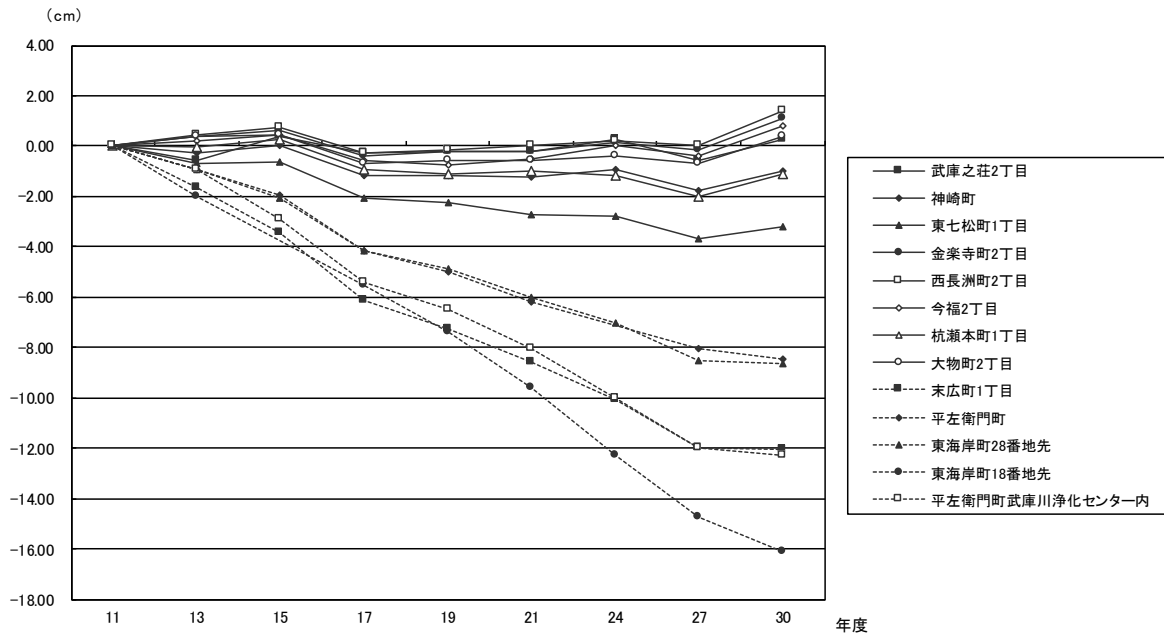
備考2 地盤が沈下した場合マイナス表記、隆起した場合プラス表記とする。

表 主な水準点の累計沈下量

| 地区           | 測定地点                  | 測定開始年度 | 累計沈下量 (cm) | 標高 (m) |        |        |        |        |        |
|--------------|-----------------------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|              |                       |        |            | 平成17年度 | 平成19年度 | 平成21年度 | 平成24年度 | 平成27年度 | 平成30年度 |
| 北部           | 武庫之荘2丁目               | 昭和26年度 | 14.20      | 8.0493 | 8.0500 | 8.0501 | 8.0550 | 8.0462 | 8.0547 |
| 中部           | 神崎町                   | 昭和7年度  | 101.83     | 3.1960 | 3.1963 | 3.1957 | 3.1984 | 3.1902 | 3.1978 |
|              | 東七松町1丁目               | 昭和34年度 | 40.97      | 2.5695 | 2.5674 | 2.5630 | 2.5621 | 2.5530 | 2.5581 |
|              | 金楽寺町2丁目               | 昭和7年度  | 146.90     | 3.2895 | 3.2916 | 3.2915 | 3.2950 | 3.2919 | 3.3043 |
| 南部           | 西長洲町2丁目               | 昭和7年度  | 160.85     | 1.0715 | 1.0727 | 1.0744 | 1.0761 | 1.0744 | 1.0879 |
|              | 今福2丁目                 | 昭和7年度  | 154.54     | 1.3643 | 1.3625 | 1.3648 | 1.3702 | 1.3660 | 1.3781 |
|              | 杭瀬本町1丁目               | 昭和7年度  | 225.87     | 0.6415 | 0.6396 | 0.6411 | 0.6390 | 0.6310 | 0.6397 |
|              | 大物町2丁目                | 昭和7年度  | 219.97     | 1.8150 | 1.8161 | 1.8164 | 1.8182 | 1.8149 | 1.8256 |
| 臨海部<br>(埋立地) | 末広町1丁目                | 昭和26年度 | 142.22     | 6.2149 | 6.2037 | 6.1908 | 6.1758 | 6.1565 | 6.1559 |
|              | 平左衛門町                 | 昭和41年度 | 83.46      | 5.5951 | 5.5866 | 5.5750 | 5.3798 | 5.3613 | 5.3571 |
|              | 東海岸町28番地先             | 昭和49年度 | 56.42      | 4.2592 | 4.2524 | 4.2411 | 4.2308 | 4.2156 | 4.2144 |
|              | 東海岸町18番地先             | 昭和49年度 | 126.36     | 3.5309 | 3.5127 | 3.4901 | 3.4637 | 3.4387 | 3.4253 |
|              | 平左衛門町<br>(武庫川浄化センター内) | 昭和53年度 | 57.80      | 5.0650 | 5.0542 | 5.0391 | 5.0195 | 4.9995 | 4.9963 |

備考1 累計沈下量は測定開始年度から直近測定年度までの累計量

図 主な水準点の累計沈下量



備考1 平成11年度を基準として沈下量の累計を示している。

● 地盤変動量・地下水位の推移

表 地盤変動量・地下水位の推移

| 測定地点   | 項目    | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 旧グンゼ工場 | 地盤変動量 | -0.06 | -0.09 | +0.12 | 0.00  | +0.92 | +0.69 | +0.89 | +0.72 | +1.62 | -0.13 |
|        | (mm)  | -0.01 | -0.03 | -0.02 | +0.01 | 0.00  | +0.02 | 0.00  | 0.00  | -0.04 | -0.31 |
| 旧グンゼ工場 | 平均水位  | 15.85 | 13.61 | 15.15 | 14.52 | 14.11 | 13.62 | 12.81 | 12.43 | 11.98 | 11.52 |
|        | (m)   | 3.67  | 3.82  | 4.14  | 4.27  | 4.58  | 4.24  | 3.91  | 4.28  | 3.96  | 3.63  |

備考1 変動量については沈下・低下した場合にはマイナス表記、隆起・上昇した場合にはプラス表記とする。



## ダイオキシン

### ● 監視・測定結果

表 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準の達成状況

| 項目    | 環境基準                      | 琴ノ浦高校 | 庄下川橋 | 尾浜大橋  | 尾浜橋  | 南豊池橋 |
|-------|---------------------------|-------|------|-------|------|------|
| 大気    | 0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> | 0.019 | —    | —     | —    | —    |
| 水質    | 1 pg-TEQ/L                | —     | 0.17 | 0.047 | 0.16 | 0.10 |
| 水底の底質 | 150 pg-TEQ/g              | —     | 9.4  | 0.34  | 5.4  | 0.72 |
| 土壌    | 1000 pg-TEQ/g             | 1.3   | —    | —     | —    | —    |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

備考2 —は測定していないことを示す。

備考3 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

<http://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html>

### ● ダイオキシン類の推移

表 ダイオキシン類濃度の推移

|                                |        | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    |
|--------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大気<br>(pg-TEQ/m <sup>3</sup> ) | 琴ノ浦高校  | 0.054 | 0.033 | 0.027 | —     | —     | 0.025 | 0.018 | 0.017 | 0.013 | 0.019 |
|                                | 開明庁舎   | —     | —     | —     | 0.017 | 0.029 | —     | —     | —     | —     | —     |
|                                | 小田南中学校 | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
|                                | 尼崎東高校  | 0.030 | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 水質<br>(pg-TEQ/L)               | 庄下川橋   | 0.22  | 0.16  | 0.30  | 0.14  | 0.40  | 0.10  | 0.11  | 0.10  | 0.26  | 0.17  |
|                                | 尾浜大橋   | 0.068 | 0.040 | 0.036 | 0.050 | 0.10  | 0.040 | 0.045 | 0.030 | 0.060 | 0.047 |
|                                | 尾浜橋    | 0.17  | 0.38  | 0.20  | 0.31  | 0.17  | 0.22  | 0.37  | 0.091 | 0.23  | 0.16  |
|                                | 南豊池橋   | 0.083 | 0.060 | 0.032 | 0.045 | 0.023 | 0.076 | 0.027 | 0.022 | 0.11  | 0.10  |
| 水底の底質<br>(pg-TEQ/g)            | 庄下川橋   | 4.4   | 2.4   | 1.1   | 4.3   | 4.0   | 3.6   | 3.6   | 5.4   | 1.7   | 9.4   |
|                                | 尾浜大橋   | 0.46  | 0.47  | 0.31  | 0.38  | 0.37  | 0.45  | 0.42  | 0.18  | 0.23  | 0.34  |
|                                | 尾浜橋    | 8.0   | 7.6   | 5.1   | 1.2   | 7.4   | 4.7   | 1.5   | 9.0   | 1.3   | 5.4   |
|                                | 南豊池橋   | 0.68  | 0.58  | 0.58  | 0.46  | 0.35  | 0.65  | 0.74  | 0.68  | 0.87  | 0.72  |
| 土壌<br>(pg-TEQ/g)               | 琴ノ浦高校  | 0.76  | 1.3   | 3.1   | 4.0   | 0.91  | 1.5   | 2.0   | 2.7   | 1.9   | 1.3   |

備考1 —は測定していないことを示す。

備考2 大気については、平成22年度の尼崎東高校の廃校により、測定を停止。平成23年度からは測定地点を2地点から1地点へ変更したが、測定回数を年2回から年4回とした。

備考3 大気については、平成25年度と平成26年度に琴ノ浦高校で学校耐震化工事が行われたため、近隣の開明庁舎で測定を実施した。

## 環境保全協定

昭和初期、南部臨海地域の埋め立てが進むと、火力発電所や大規模工場が集中的に建設され、本市は鉄と電力の街として栄えました。その一方で、工場等の煙突から排出される降下ばいじんや二酸化硫黄が急増し、大気環境は悪化しました。

昭和40年代に入ると、石炭から重油への燃料転換により、降下ばいじん量は減少しましたが、硫黄酸化物による汚染が深刻化しました。このような状況を受けて、昭和44年に兵庫県・尼崎市・市内62者3企業団地の3者は硫黄酸化物の環境基準の早期達成を目指して、大気汚染防止協定を締結しました。その後、時代や社会的状況に応じて協定の内容を強化・更新し、平成18年2月には、地球温暖化や省エネルギー、廃棄物の増大等の新たな環境課題に対応するため、協定の一部改定を行うとともに、名称も「環境保全協定」に変更しました。平成21年4月には中核市への移行に合わせて尼崎市と事業者の2者で環境保全協定を締結し、事業者が環境課題に自主的かつ率先的に取り組むとともに、それらの内容についてより積極的に情報公開を行うことなどを新たに盛り込みました。令和元年度には、市内の環境が大きく改善されたことや各種環境法令等が整備されたことなどから、協定内容の全面的な改定を行いました。

各協定事業所が前年度に実施した環境保全対策の実績については、市ホームページで公開しています。

URL：[http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/tosi\\_kogai/034kankyouhozenkyoutei.html](http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/tosi_kogai/034kankyouhozenkyoutei.html)

表 環境保全協定内容

| 協定名      | 年月日                     | 事業所数                          | 主な内容   |  |
|----------|-------------------------|-------------------------------|--|--|
| 大気汚染防止協定 | 昭和44年<br>6月30日<br>9月24日 | 62社69事業所<br>3企業団地             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物の抑制</li> <li>・集中被害を避けるための高煙突化・新設時の事前協議制</li> <li>・市の立入権限</li> </ul> |  |
| 公害防止協定   | 第1次                     | 昭和47年<br>2月16日                | 66社73事業所<br>3企業団地  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物を工場重合着地濃度で規制</li> <li>・自主測定の強化</li> <li>・損害補償の明確化</li> <li>・住民参加</li> <li>・違反工場の公表</li> </ul>   |
|          | 第2次                     | 昭和50年<br>3月28日                | 62社67事業所<br>2企業団地  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気、水質、騒音、振動、産業廃棄物の分野の総合協定となる</li> <li>・窒素酸化物を新たに対象とする</li> <li>・排煙監視テレメータ装置の設置（16社19工場）</li> <li>・設備指導基準の導入</li> <li>・事業者ごとに硫黄酸化物の協定値を設定し、総排出量を抑制</li> </ul> |
|          | 第3次                     | 昭和58年<br>3月23日                | 52社56事業所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地整備、工場地の景観の確保、工場跡地利用、自動車公害の防止を加えて環境全般の総合協定となる</li> <li>・窒素酸化物の総量抑制（増加も認める）</li> <li>・水質汚濁防止対策として、COD、BOD、SSに加えて窒素、リンも低減に努める</li> </ul>                      |
| 環境保全協定   | 第1次                     | 平成18年<br>2月28日                | 41社42事業所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染、水質汚濁等の産業型公害への対応</li> <li>・新たな課題への対応（自動車公害問題、土壌汚染問題、アスベスト問題など）</li> <li>・情報公開の取組</li> </ul>  |
|          | 第2次                     | 平成21年<br>4月1日                 | 36社37事業所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核市への移行に伴い、兵庫県、尼崎市及び事業者の三者から尼崎市と事業者の二者で協定締結</li> <li>・環境管理の徹底</li> <li>・事故時等の臨機応変な対応</li> <li>・情報公開の推進</li> </ul>  |
|          | 第3次                     | 平成31年<br>4月1日<br>令和2年<br>3月1日 | 33社34事業所<br>1社1事業所   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の自主的な環境対策の実施・発信</li> <li>・事業者の環境保全活動の対象範囲の拡充</li> </ul>   |

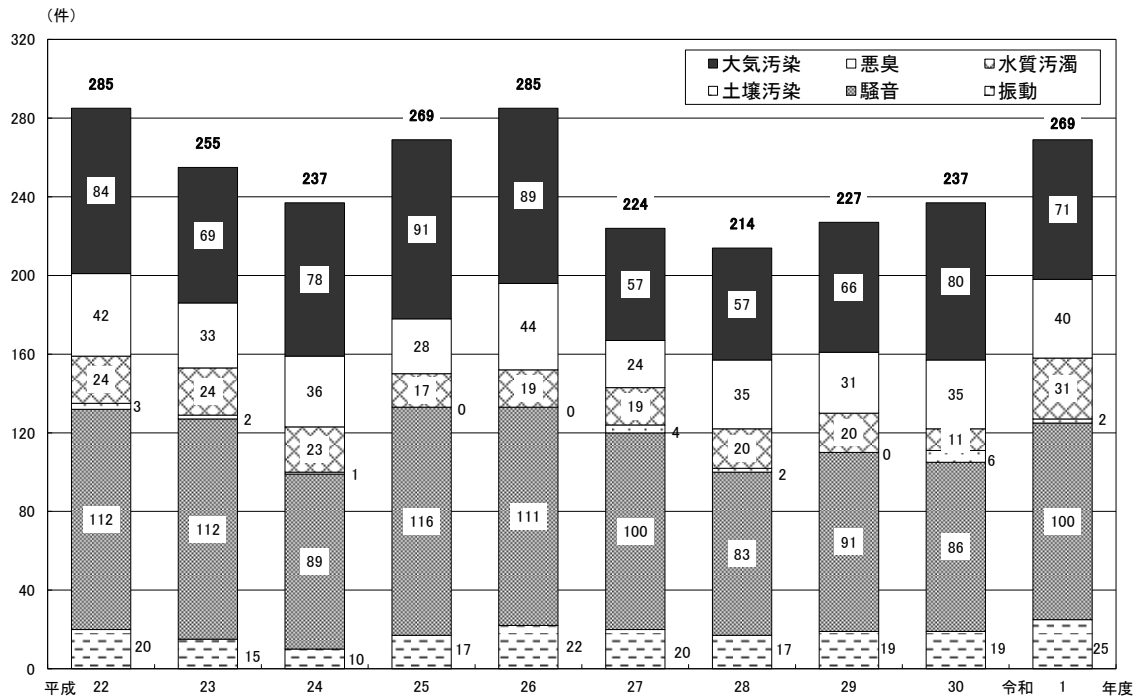
## 公害に関する苦情・相談

令和元年度に市民から寄せられた公害に関する苦情は、269件で、前年度と比較して14%（32件）増加しました。

公害の種類別にみると、騒音に関する苦情が全体の37%（100件）と最も多く、次いで大気汚染が26%（71件）となっています。

被害の種類別にみると、「感覚的・心理的」が63%（172件）と最も多く、被害の発生地域別にみると、住居専用地域が33%（91件）と最も多くなっています。

図 苦情・相談件数の推移



# 尼崎の公害の歴史

表 尼崎の公害の歴史

| 年代            | 環境の状況   | 市民の動き  | 市の動き  | 国・兵庫県の動き   |
|---------------|---|--|---|--|
| 明治            |   | 43 カマル製鐵所立ち退きを請願（尼崎の公害第1号といわれている。）   |   |  |
| 大正            | <ul style="list-style-type: none"> <li>工場の地下水汲み上げによる地下水位の低下</li> <li>工場排水による河川の水質悪化</li> </ul>  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>5 尼崎市が誕生（尼崎町と立花村の東難波、西難波地区に市制が実施される。その後、小田村、大庄村、立花村、武庫村、園田村と合併し、現在の尼崎市になる）</li> <li>6 上水道整備開始</li> </ul>   |  |
| 昭和            | <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和初期、南部臨海地域に製鐵所、発電所の新設・増設が相次ぐ。</li> <li>5 尼崎築港（株）が南部臨海地域において工場用地の造成開始</li> </ul>   | 11 煤煙防止河川浄化委員会発足   | 3 淀川に上水道の水源を移す  |  |
|               |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>26 防潮堤建設開始</li> <li>29 衛生局衛生課に公害防止担当職員配置</li> <li>29 降下ばいじん量、浮遊ばいじん量、亜硫酸ガス濃度等調査実施</li> <li>29 騒音防止条例公布</li> </ul>  |  |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>32 一部地域で降下ばいじん量67.6 t/km<sup>3</sup>/月を記録</li> <li>38 国道43号供用開始</li> <li>39 大阪国際空港ジェット旅客機就航</li> </ul>                                       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>32 尼崎市大気汚染対策本部発足</li> <li>32 大気汚染立体調査実施</li> <li>32 工業用水供給開始</li> <li>34 下水道供用開始</li> <li>36 大気汚染広報開始</li> <li>39 大阪国際空港騒音対策協議会発足</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>31 工業用水法公布</li> <li>33 公共用水域の水質の保全に関する法律公布</li> <li>33 工場排水等の規制に関する法律公布</li> <li>37 ばい煙の排出の規制等に関する法律公布</li> </ul>   |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>45 国道43号全線開通</li> <li>45 一部地域で二酸化硫黄濃度年間平均値0.087 ppmを記録</li> <li>47 山陽新幹線営業開始（新大阪～岡山）</li> <li>48 関西電力㈱尼崎第一発電所運転停止</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>41 山陽新幹線尼崎地区乗入れ反対期成同盟発足</li> <li>42 山陽新幹線対策特別委員会発足</li> <li>42 山陽新幹線公害対策三市議会連絡協議会発足</li> <li>42 阪神地区山陽新幹線対策協議会発足</li> <li>44 杭瀬地区公害対策市民の会発足</li> <li>45 尼崎から公害をなくす市民連絡会発足</li> <li>46 尼崎公害患者・家族の会発足</li> <li>46 国道43号線公害対策尼崎連合会発足</li> <li>47 国道43号線公害対策尼崎連合会が阪神高速道路建設反対の座り込み開始</li> <li>47 尼崎から公害をなくす市民連絡会が関西電力㈱尼崎第一発電所・第二発電所の立入調査を実施</li> <li>48 市内16団体が公害対策統一要求書提出（以降、昭和62年まで毎年提出される。）</li> <li>49 航空機騒音について尼崎調停団が公害等調整委員会に調停申請</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>40 大阪国際空港騒音対策委員会発足</li> <li>41 国設尼崎大気汚染測定所測定開始</li> <li>44 大気汚染防止協定締結（事業者・兵庫県・市による三者協定）</li> <li>45 国道43号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会発足</li> <li>47 公害調整課、青空課、水質課、騒音課の4課体制で公害行政にあたる（現在の環境創造課・環境保全課に該当）</li> <li>47 公害防止協定（第一次）締結</li> <li>48 尼崎市民の環境をまもる条例公布</li> <li>49 蓬川水系の5事業所と水質汚濁防止協定締結</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>42 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（航空機騒音防止法）公布</li> <li>42 公害対策基本法公布</li> <li>43 大気汚染防止法公布</li> <li>43 騒音規制法公布</li> <li>44 兵庫県公害防止条例公布</li> <li>44 硫酸酸化物に係る環境基準設定</li> <li>45 水質汚濁防止法公布</li> <li>45 水質汚濁に係る環境基準設定</li> <li>46 環境庁発足</li> <li>46 悪臭防止法公布</li> <li>46 騒音に係る環境基準設定</li> <li>47 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について勧告</li> <li>48 瀬戸内海環境保全臨時特別措置法公布</li> <li>48 大気汚染に係る環境基準設定（二酸化窒素、二酸化硫黄など）</li> <li>48 航空機騒音に係る環境基準設定</li> </ul> |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>50 関西電力㈱尼崎第二発電所運転停止</li> <li>50 硫酸酸化物の環境基準達成</li> <li>50 山陽新幹線全線開通</li> <li>56 阪神高速道路3号神戸線供用開始</li> <li>57 国道43号車線数減少（10車線から8車線へ）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>50 航空機騒音対策特別委員会発足</li> <li>51 国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件（国道43号公害訴訟）を神戸地裁に提訴</li> <li>54 阪神高速道路建設反対の座り込み解除</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>50 公害防止協定（第二次）締結</li> <li>52 地域環境を予防的に保全するため、事前協議制度導入</li> <li>53 工場跡地に関する取扱要綱制定</li> <li>54 尼崎市環境影響評価指導要綱制定</li> <li>55 阪神三市新幹線公害対策連絡協議会発足</li> <li>58 公害防止協定（第三次）締結</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>50 新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定</li> <li>51 振動規制法公布</li> <li>51 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について勧告</li> <li>53 特定空港周辺航空騒音対策特別措置法公布</li> <li>55 新幹線沿道の整備に関する法律公布</li> <li>57 市域一部を航空機騒音対策区域に指定</li> </ul>  |
| 62 日本国有鉄道が民営化 | 63 尼崎有害物質排出規制等請求事件（尼崎大気汚染公害訴訟）を神戸地裁に提訴  |  |   |  |

| 年代 | 環境の状況  | 市民の動き   | 市の動き  | 国・兵庫県の動き  |
|----|--|---|---|---|
| 平成 | 6 阪神高速道路5号湾岸線供用開始  | 7 国道43号公害訴訟最高裁判決  | 2 あまがさき快適環境プラン制定（市の環境政策のマスタープラン）<br>4 庄下川水質浄化短期対策事業着手<br>6 尼崎市環境審議会発足<br>8 ローカルアジェンダ21あまがさき策定（地球環境保全のための行動計画）<br>8 新幹線鉄道公害対策連絡会発足<br>9 あまがさき快適環境プラン改定           | 3 大阪国際空港周辺対策基金設置<br>3 土壌汚染に係る環境基準設定<br>4 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布<br>5 環境基本法公布<br>7 環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）公布<br>9 地下水の水質汚濁に係る環境基準設定 |
|    | 10 国道43号車線数減少（8車線から6車線へ）<br>13 関西電力㈱尼崎第三・尼崎東発電所運転停止<br>13 環境ロードプライシング開始<br>17 阪神高速道路公団が民営化 | 10 国道43号公害訴訟和解及び連絡会設置<br>11 尼崎大気汚染公害訴訟原告団が企業9社と和解<br>12 尼崎大気汚染公害訴訟一審判決<br>12 尼崎大気汚染公害訴訟原告団が国・阪神高速道路公団と和解<br>14 尼崎大気汚染公害訴訟原告団があっせん申し立て<br>15 尼崎大気汚染公害訴訟のあっせん成立 | 12 尼崎市の環境をまもる条例公布<br>12 微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）測定開始<br>15 尼崎市環境基本計画策定<br>17 尼崎市環境影響評価等に関する条例公布<br>17 大阪国際空港騒音対策協議会が大阪国際空港周辺都市対策協議会に名称変更<br>18 環境保全協定（第一次）締結 | 12 市域全部の航空機騒音対策区域指定を解除<br>13 環境庁から環境省へ<br>13 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布<br>14 土壌汚染対策法公布<br>16 大型ディーゼル自動車等運行規制施行             |
|    | 23 国道43号沿道の全測定局において二酸化窒素濃度の環境基準を達成<br>24 国道43号通行ルール（兵庫県域）設定                                | 25 尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結   | 21 環境保全協定（第二次）締結（事業者・市による二者協定）<br>26 尼崎市環境基本計画改定  | 24 新関西国際空港（株）が発足し、大阪国際空港の運営を開始<br>28 新関西国際空港（株）に代わり、関西エアポート（株）が大阪国際空港の運営を開始   |
|    |  | 30 尼崎大気汚染公害訴訟原告団及び弁護士団が解散   | 31 環境保全協定（第三次）締結  |   |
|    | 令和   |   | 1 尼崎公害患者・家族の会が解散  | 1 国道43号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会解散   |

## 尼崎大気汚染公害訴訟

---

本市は南部臨海地域に鉄鋼などに関連する工場や火力発電所が立ち並び、日本屈指の重化学工業都市として阪神工業地帯の一翼を担い発展しましたが、工場からのばい煙による大気汚染などが発生し、昭和 30 年以降の高度経済成長期には、これらの公害問題が深刻化していきました。

昭和 29 年に大気汚染の実態調査を開始するとともに、昭和 32 年には「人命の尊重がすべてに優先する」という信念と「公害をなくそう」という市民運動を背景に、市長を本部長として、学識経験者や市民、産業界、行政機関の代表からなる「尼崎市大気汚染対策本部」を設置し、対策に取り組みました。また、昭和 38 年の国道 43 号の供用開始、昭和 56 年の阪神高速 3 号神戸線供用開始に伴う排出ガスや騒音・振動により交通公害が引き起こされました。本市では、西宮市・芦屋市とともに「国道 43 号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会」を発足し、対策などについて国などに対する要望活動を始めました。

昭和 63 年には、健康被害の救済と次世代に公害のない住みよいまちを引き継ぐことを願い、市民運動により大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、国や阪神高速道路公団、9 企業を相手に「尼崎大気汚染公害訴訟」が起こされました。

その後、平成 11 年に和解金の支払いと今後の公害防止対策を条件に被告企業との間で和解が成立しました。また、平成 12 年には、一定条件のもとに道路公害と健康被害の因果関係と被告（国・阪神高速道路公団）の責任が認められたことを受け、和解が成立しました。和解にあたり、国・阪神高速道路公団による排出ガス削減や大型車交通規制をはじめとする施策の検討・実施を条件に、原告団は道路供用の差し止め請求・損害賠償を放棄しました。

その後、原告団と国・阪神高速道路公団は 50 回にも及ぶ連絡会を通じて協議を重ね、平成 25 年には、国道 43 号通行ルールの導入などにより沿道環境の改善に一定の成果が見られ、今後も改善・保持が見込まれるとして、尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結し平成 30 年には、国などが進めた一連の環境改善策が一定の成果を上げたと判断し、原告団と弁護団が解散することとなりました。

## 公害健康被害補償制度

### ● 公害健康被害補償の経緯

公害による健康被害の救済は、昭和45年11月に施行した本市の大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱により始まりましたが、同年12月に、市域の一部が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号〔公害健康被害補償法の施行に伴い廃止〕）に基づく救済対象地域となり、その後、公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づく第1種指定地域に市域の約3分の2が指定され、さまざまな事業を実施してきました。

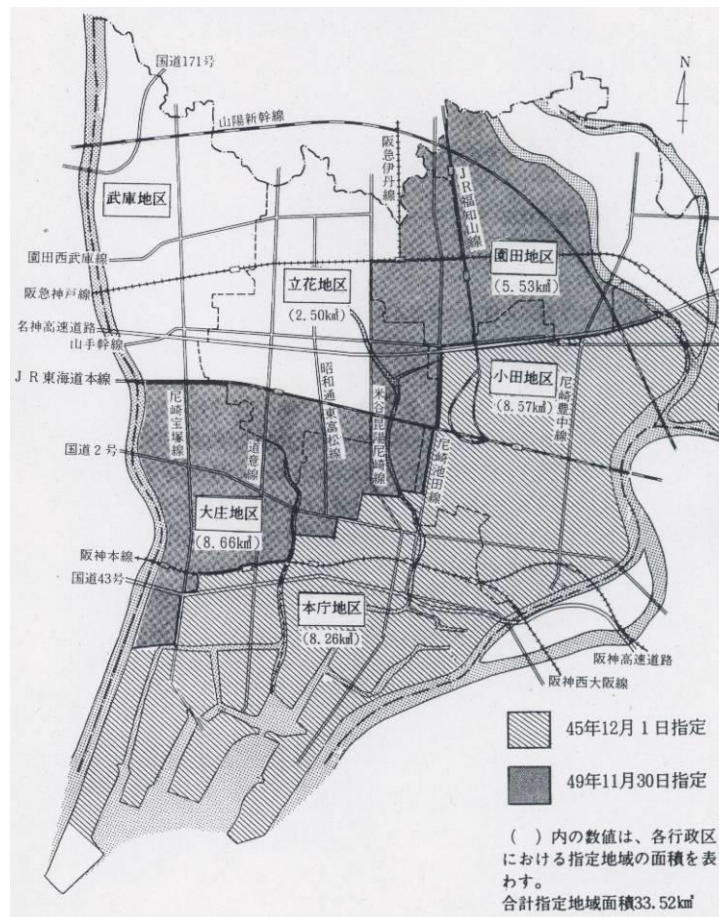
しかしながら、我が国の大気汚染をめぐる情勢が変化したことなどにより補償制度の見直しが行われ、現在は、旧補償法の一部を改正した公害健康被害の補償等に関する法律（以下「新補償法」という。）及び、これを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例（昭和48年尼崎市条例第20号）に基づき、健康被害の救済並びに予防に係る事業を実施しています。

表 補償制度の沿革

| 年代    | 国  | 年代    | 尼崎市  |
|-------|--|-------|--|
| 昭和    |  | 昭和    |  |
| 42.8  | 「公害対策基本法」施行  | 45.11 | 「大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱」施行   |
| 44.12 | 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（以下この表において「救済法」という。）公布  | 48.3  | 尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」締結  |
| 45.2  | 「救済法」施行  | 48.4  | 「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」施行「救済事業基金」設立  |
| 45.12 | 「救済法」本市に適用   | 49.10 | 「尼崎市公害健康被害認定審査会条例」施行<br>「尼崎市公害健康被害診療報酬審査委員会条例」施行<br>「尼崎市立健康の家設置条例」施行   |
| 48.10 | 「公害健康補償法」（以下、この表において「旧補償法」という。）公布、「救済法」廃止  | 50.10 | 「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」施行   |
| 49.9  | 「旧補償法」施行   | 53.3  | 尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」（S48.3.31の協定書に基づく事業の強化拡充）締結   |
| 49.11 | 「旧補償法」の一部が改正され、本市の指定地域拡大   | 55.4  | 「尼崎市立いぶきの家設置条例」施行  |
| 62.2  | 「旧補償法」一部改正案国会提出  | 56.4  | 「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」施行   |
| 62.9  | 一部改正案可決成立、「新補償法」公布   | 平成    |  |
| 63.3  | 「新補償法」施行<br>※「公害健康被害の補償等に関する法律」に名称改正（改正内容）<br>・第一種地域（大気系）の全面指定解除（新規認定の廃止）<br>・認定者の認定更新・給付継続<br>・公害健康被害予防事業実施 | 元.4   | 「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業」実施   |
|       |  | 5.12  | 「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業に係る情報の評価等について」（報告）健康被害予防事業（ぜん息児童水泳訓練事業）追加   |
| 平成    |  | 11.4  | 「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」廃止<br>「尼崎市公害病認定患者団体補助金」廃止  |
| 16.4  | （独）環境再生保全機構の設立（川崎市）（内容）<br>・公害健康被害補償予防協会を解散<br>・公害健康被害補償予防協会業務を継承  | 12.3  | 「尼崎市立いぶきの家設置条例」廃止  |
|       |  | 12.4  | 「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」一部改定（5万円→10万円）、「在宅酸素療法助成事業要綱」施行、「一泊二日リハビリテーション事業要綱」施行、「転地保養事業助成金」改定、「水泳鍛錬奨励事業年齢制限」撤廃、「療養器具貸与事業」改定（加湿器追加） |
|       |  | 13.7  | 現行事業の効果測定作業開始 現行事業転換計画の検討開始  |
|       |  | 14.9  | 事業アンケート調査の検討開始   |
|       |  | 14.10 | 成人の健康回復事業における高齢者対策の実施（介護スタッフ導入・カリキュラムの見直し）   |
|       |  | 15.7  | ぜん息キャンプ事業におけるアレルギー施策の強化（アレルギー食・カリキュラムの見直し及び専門スタッフの導入）  |
|       |  | 15.10 | 救済事業の効果測定作業のまとめ<br>救済事業転換計画のまとめ（一次案）   |
|       |  | 16.2  | 事業アンケート調査の実施（対象：尼崎市公害病認定患者）  |
|       |  | 16.4  | 「健康の家運営管理委託料」改定（管理体制の見直し）  |

| 年代 | 国 | 年代    | 尼崎市  |
|----|---|-------|--|
|    |   | 17.4  | 「転地保養事業負担金」改定、「転地保養事業」指定施設追加（6施設→11施設）「健康の家利用補助負担金」改定<br>リフレッシュ事業開始      |
|    |   | 18.4  | インフルエンザ予防接種助成事業開始（65歳以上対象）   |
|    |   | 21.11 | 新型インフルエンザ（A/H1N1）予防接種助成事業追加（全患者対象）                                       |
|    |   | 22.4  | 「転地保養事業負担金」改定<br>「ぜん息教室」を「呼吸器教室」に統合、出前型事業実施<br>「水泳鍛錬奨励事業」利用施設追加（2施設→3施設） |
|    |   | 22.11 | 新型インフルエンザ（A/H1N1）3種混合ワクチン予防接種助成事業実施（全患者対象）                               |
|    |   | 23.10 | インフルエンザ予防接種助成事業開始（全患者対象）   |
|    |   | 24.4  | 「転地保養事業」指定施設追加（11施設→14施設）  |
|    |   | 25.12 | 救済事業アンケート調査の実施（対象：尼崎市公害病認定患者）  |
|    |   | 27.4  | ぜん息キャンプ事業及び成人の健康回復事業の廃止<br>転地保養事業の年間利用可能回数の変更（1回→2回）                     |
|    |   | 29.3  | 「尼崎市立健康の家設置条例」廃止   |
|    |   | 29.4  | 家庭療養指導事業開始   |
|    |   | 29.6  | 短期滞在型療養事業開始  |
|    |   | 31.4  | 「転地保養事業負担金」改定  |

図 旧第一種指定地域



備考1 昭和63年3月1日に解除されている。



## ● 健康被害の救済

### ・ 認定患者の状況

新補償法の施行に伴い、昭和 63 年 3 月 1 日以後、新規の患者の認定は行われなくなりました。

しかしながら、既認定患者に対する有効期間（慢性気管支炎、気管支ぜん息及び肺気しゅは 3 年、ぜん息性気管支炎は 2 年）の更新の認定は引き続き行うことになっており、尼崎市公害健康被害認定審査会の意見をきいて市長が認定しています。

累計認定患者数については、昭和 45 年 11 月に認定を開始して以来、令和元年度末現在 11,208 人で、このうち死亡 4,303 人等の異動があり、実認定患者数は 1,589 人です。また、認定疾病別にみると、気管支ぜん息 1,456 (91.6%) 慢性気管支炎 127 人 (8.0%)、肺気しゅ 6 人 (0.4%)、ぜん息性気管支炎 0 人となっています。

表 被認定患者異動状況

| 区分<br>累計認定数 | 異動  |      |        |      |        |      |        | 実認定<br>患者数 |
|-------------|-----|------|--------|------|--------|------|--------|------------|
|             | 転入  | 転出   | 死亡     | 辞退   | 期間満了   | 否更新  | 計      |            |
| 11,208      | 244 | △389 | △4,303 | △461 | △3,849 | △861 | △9,619 | 1,589      |

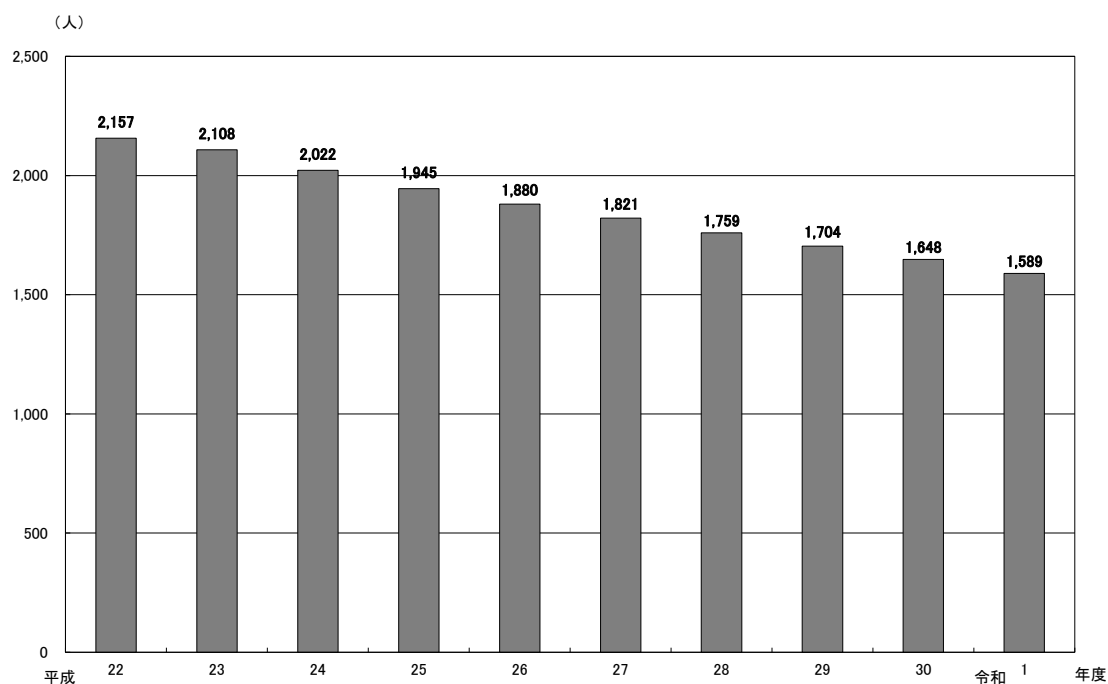
表 性別・年齢別死亡者の状況

| 年齢<br>区分        | 年齢    | 0～4 | 5～9 | 10～14 | 15～19 | 20～29 | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60～64 | 65以上  | 計     |
|-----------------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 令和元年度 | 男   | —   | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 2     | 16    |
| 女               |       | —   | —   | —     | —     | —     | —     | —     | 1     | —     | 28    | 29    |
| 令和元年度末<br>までの累計 | 男     | 4   | 2   | 3     | 4     | 11    | 14    | 45    | 116   | 163   | 1,805 | 2,167 |
|                 | 女     | 2   | 4   | —     | 3     | 7     | 6     | 27    | 93    | 114   | 1,880 | 2,136 |
|                 | 計     | 6   | 6   | 3     | 7     | 18    | 20    | 72    | 209   | 277   | 3,685 | 4,303 |

表 疾病別認定者状況

| 疾病     | 人数    |
|--------|-------|
| 肺気しゅ   | 6     |
| 気管支ぜん息 | 1,456 |
| 慢性気管支炎 | 127   |
| 計      | 1,589 |

図 認定患者数の推移



● 補償給付

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定を受けた公害健康被害者（公害病認定患者）は、認定疾病に必要な医療を受けられるほか、認定疾病の障害の程度に応じた障害補償費等が支給されます。また、認定疾病に起因して死亡した公害病認定患者の遺族に対しても遺族補償費等が支給されます。令和元年度の補償給付費の総額は2,727,646,233円（平成30年度比4.3%減）となりました。

表 補償給付の状況

| 給付の種類      | 給付内容   | 令和元年度    |               |
|------------|--|----------|---------------|
|            |  | 支給件数 (件) | 支給金額 (円)      |
| 療養の給付及び療養費 | 認定疾病に関する医療の現物給付等   | 32,155   | 968,434,393   |
| 障害補償費      | 法で定める障害の程度が3級以上である満15歳以上の者に支給する。<br>支給月額は、性別、年齢、障害の程度によって異なる。        | 16,073   | 1,315,743,290 |
| 児童補償手当     | 法で定める障害の程度が3級以上である満15歳未満の被認定者を養育している者に支給する。支給月額は、性別、年齢、障害の程度によって異なる。 | 該当なし     |               |
| 療養手当       | 認定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の日数に応じて支給する。                           | 13,788   | 327,457,200   |
| 遺族補償費      | 認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。                               | 442      | 62,000,550    |
| 遺族補償一時金    | 遺族補償費を受ける遺族がない場合、一定の範囲の遺族に支給する。                                      | 12       | 48,124,050    |
| 葬祭料        | 認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った者に支給する。  | 14       | 5,886,750     |
| 合計         |  | 62,484   | 2,727,646,233 |

表 公害保健福祉事業の状況

| 事業名  | 事業概要   | 令和元年度実績                                       |
|--|--|---|
| 公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの（公害保健福祉事業）           |  |   |
| リハビリテーション事業                                | 1泊2日のリハビリテーション事業を公害病認定患者が自主的に組織する団体に委託することにより、公害病認定患者の自主的な健康回復の促進を図っている。 | 参加者 0人<br>(令和元年度は利用なし)                        |
| リフレッシュ事業                                   | 公害病認定患者が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導等を行っている。                                     | 参加者 107人                                      |
| 呼吸器教室事業                                    | 呼吸器疾患に関する知識の普及を図ることを目的に、月2回程度の呼吸器訓練等の教室を行っている。また、年10回程度の出前講座を行っている。      | 参加者 283人                                      |
| インフルエンザ予防接種助成事業                            | インフルエンザ患による呼吸器症状の重症化を予防するため、インフルエンザ予防接種に係る自己負担額を助成している。                  | 受診者 699人                                      |
| 公害健康被害の補償等に関する法律・尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの |  |   |
| 療養器具貸与事業                                   | 公害病認定患者に対し、認定疾病の療養に必要な器具を貸与している。   | 貸出件数<br>空気清浄機 1台<br>加湿器 2台<br>吸入器 49台         |
| 家庭療養指導事業                                   | 保健師または看護師が公害病認定患者の家庭を訪問し、療養指導等を行って、病気を自己管理して快適な生活を送れるように支援する。            | 訪問件数 471件                                     |
| 尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの                  |  |   |
| 転地保養事業                                     | 空気清浄地にある公共的宿泊施設等を中心に14箇所を市が指定し、公害病認定患者が自身の保養のために施設を利用した際の経費の一部を助成している。   | 宿泊 16人<br>日帰り 5人                              |
| 水泳鍛錬奨励事業                                   | 公害病認定患者にプール利用券を交付することで、プール利用による体力練成を自主的に行ってもらい、健康回復の促進と福祉の増進を図っている。      | 利用件数<br>サンビック 24件<br>ハーティ21 49件<br>スポーツの森 32件 |
| 在宅酸素助成事業                                   | 医師の管理の下で、在宅酸素療法を行っている公害病認定患者に対し、酸素濃縮機の使用にかかる費用の一部を助成している。                | 助成人数 65人                                      |
| 短期滞在型療養事業                                  | 公害病認定患者に対し、2泊3日の保養事業を実施することにより、公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。                 | 参加者 80人                                       |
| 尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例に基づくもの               |  |   |
| 葬祭費助成事業                                    | 認定疾病に起因せず死亡した公害病認定患者の葬祭を行った者に葬祭に係る費用の一部を助成している。                          | 件数 17件  |

● **健康被害予防事業**

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する事業を地域住民を対象に実施しています。

表 健康被害予防事業の状況

| 事業名                       | 事業概要   | 令和元年度実績                      |
|---------------------------|--|------------------------------|
| 公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの    |  |                              |
| 健康相談事業                    | 地域住民を対象として、ぜん息等に関する相談及び指導を行っている。                             | 相談者<br>乳幼児 584人<br>一般成人 119人 |
| 健康診査等事業                   | 乳幼児を対象として、問診等を行い、発症防止のための適切な指導を行うことにより、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っている。 | 受診者 3,185人<br>指導対象者 683人     |
| ぜん息児童水泳訓練事業<br>(あまっこ水泳教室) | 気管支ぜん息患児童を対象として、療養上有効な水泳訓練を行っている。                            | 参加者 477人                     |

## アスベスト問題に対する取組

---

### ● 経緯

平成 17 年 6 月に、本市域にあった（株）クボタ旧神崎工場の従業員や周辺住民にアスベスト（石綿）による健康被害が発生していることが明らかとなり、市民等からアスベストについて不安の声や相談が数多く寄せられました。

### ● 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査＜環境省委託調査事業＞

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査は、平成 27 年度から、環境省からの委託で、平成 28 年度からは兵庫県を通じての委託を受け、本市が石綿ばく露に関する問診及び検査等を肺がん検診（胸部検診）と一体的に実施し、その際の課題等について調査し、その内容を国・兵庫県へ報告するものです。

#### ・調査対象者

原則として、次の①～④を満たすものを調査対象者としています

- ①現在、尼崎市に居住している者
- ②昭和 30～50 年に、本市に居住していた者など
- ③本市が検査を実施する指定医療機関等で検査を受けることができる者
- ④本調査の内容を理解し、調査の協力に同意する者

なお、②については、それ以外の者も石綿ばく露者の可能性（通勤、通学等）があれば受け入れることを妨げないこととしています。

#### ・対象者の募集

対象者の募集については、市報や HP により行いました。

##### ・調査期間

平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の 5 年間

#### ・調査内容

##### 保健所による確認及び検査

調査対象者に対し、調査事業の説明、調査協力に対する同意をとり、調査登録台帳に登録を行い、医師ないし保健師、看護師のいずれかにより、居住歴や職歴等の問診を実施し、問診の結果、石綿のばく露歴が確認された場合は、指定医療機関による胸部 CT 検査の受診希望者に対して、受診券を発行しました。

##### 指定医療機関による検査

本市が指定する医療機関（関西労災病院、県立尼崎総合医療センター、兵庫医科大学病院）が調査対象者に対し診察の上、胸部 CT 検査を実施し、これらの結果説明を行いました。

##### 指定精密医療機関による検査

本市が指定する精密医療機関（関西労災病院、県立尼崎総合医療センター、兵庫医科大学病院）が、調査対象者のうち石綿関連疾患（中皮腫、石綿における肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）が疑われた場合に精密検査を行います。

##### 国・県への報告

本市は、上記の検査等の結果を集計し、また、実施にあたっての課題などもとりまとめ、兵庫県を通じて環境省へ報告を行いました。

・結果

令和元年度の受診者の項目別人数及び年齢階層別人数の集計結果は次のとおりでした。

受診者の項目別人数

| 受診項目     | 合計  |
|----------|-----|
| 石綿ばく露の聴取 | 582 |
| 肺がん検診    | 582 |
| 胸部CT検査   | 409 |
| 保健指導     | 582 |

表 受診者の年齢階層別人数

| 年齢階層   | 合計  | 男   | 女   |
|--------|-----|-----|-----|
| 40歳未満  | 0   | 0   | 0   |
| 40～49歳 | 9   | 6   | 3   |
| 50～59歳 | 55  | 30  | 25  |
| 60～69歳 | 163 | 92  | 71  |
| 70～79歳 | 264 | 148 | 116 |
| 80～89歳 | 87  | 47  | 40  |
| 90歳以上  | 4   | 4   | 0   |
| 合計     | 582 | 327 | 255 |

● アスベストによる健康被害の救済制度

・制度の概要

この制度は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けられた方とご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として、平成18年3月27日に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」に基づくものです。

なお、平成22年7月1日法施行令の一部を改正する政令が施行され、石綿による健康被害で救済給付の対象となる「指定疾病」は、「中皮腫」及び石綿による「肺がん」に加えて、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されました。

表 救済給付の概要

| 給付の種類             | 給付請求者   | 給付の内容・給付額                                     |
|-------------------|---|---|
| 医療費               | 被認定者で認定疾病にかかる医療を受け、自己負担額が発生した方<br>なお、被認定者が亡くなり、被認定者が請求していない医療費があったときは、ご遺族の方が当該医療費を請求することができる。 | 療養を開始した日以降の、健康保険等による給付の額を控除した自己負担額            |
| 療養手当              | 被認定者  | 療養を開始した日の翌月から、支給する事由が消滅した日の属する月まで月額103,870円   |
| 葬祭料               | 当該認定疾病に起因し死亡した方の葬祭を行う方  | 199,000円                                      |
| 特別遺族<br>弔慰金・特別葬祭料 | 当該指定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方   | 特別遺族弔慰金として2,800,000円<br>特別葬祭料として199,000円      |
| 救済給付<br>調整金       | 当該認定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方   | 特別遺族弔慰金の額から当該認定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額を控除した金額 |

(独) 環境再生保全機構 HP より抜粋)

・申請状況

表 尼崎市における申請受付状況

| 年度 \ 申請件数 | 療養中 | 遺族 | 計  |
|-----------|-----|----|----|
| H22       | 36  | 4  | 40 |
| H23       | 39  | 5  | 44 |
| H24       | 41  | 7  | 48 |
| H25       | 34  | 3  | 37 |
| H26       | 36  | 3  | 39 |
| H27       | 36  | 5  | 41 |
| H28       | 29  | 6  | 35 |
| H29       | 22  | 3  | 25 |
| H30       | 39  | 7  | 46 |
| R1        | 30  | 4  | 34 |

(単位：件)

# 緑化

## ● 公共施設等の緑化状況

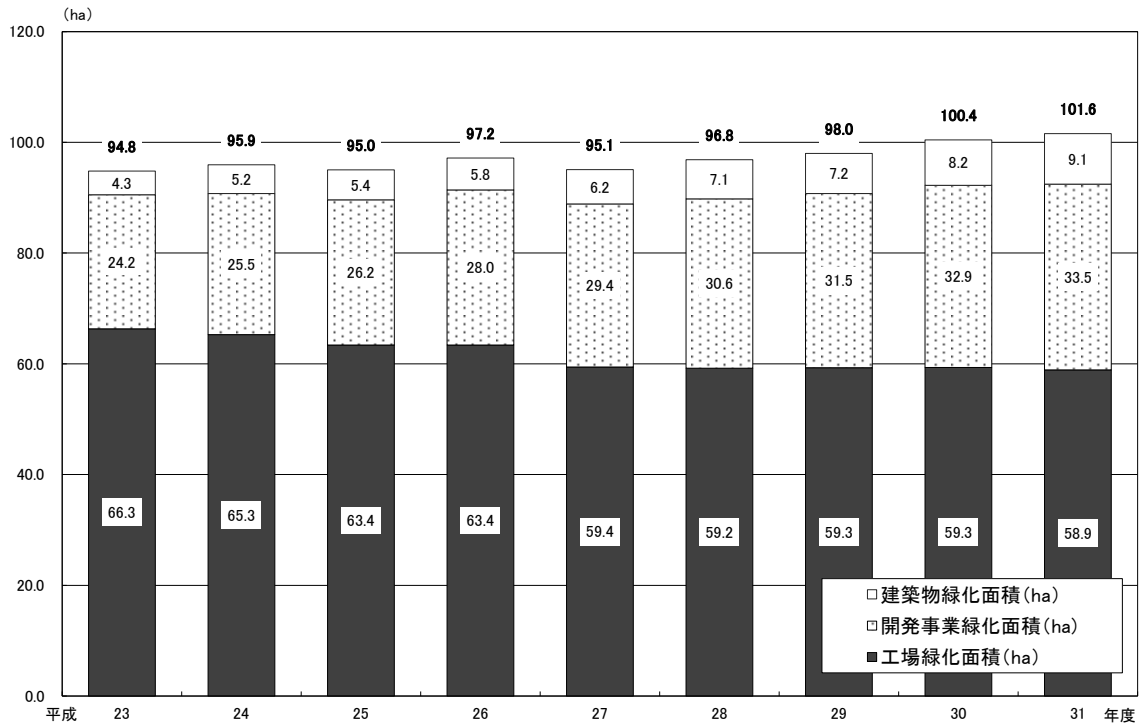
表 植栽状況

| 年度<br>施設名 | H22       | H23       | H24       | H25       | H26       | H27       | H28       | H29       | H30       | R1        |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公園        | 4,700     | 1,558     | 1,645     | 1,269     | 2,268     | 9,627     | 270       | 704       | 14,550    | 3,673     |
| 道路        | 6,808     | 2,054     | 3,090     | 630       | 5         | 684       | 320       | 2,694     | —         | 4,805     |
| 緑地・緑道     | —         | 5         | 8         | 1,664     | —         | 3,221     | —         | —         | —         | —         |
| 学校        | 661       | 100       | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         |
| 公共財産      | 108       | 1,415     | —         | 4,858     | —         | 2,720     | —         | —         | —         | —         |
| 花壇        | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         |
| 保全林等      | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         |
| 各種施設等     | 6,506     | 10        | 1,487     | —         | 1,769     | 2,272     | 3,925     | 2,680     | 2,749     | 4,044     |
| 合計        | 18,783    | 5,142     | 6,230     | 8,421     | 4,042     | 18,524    | 4,515     | 6,078     | 17,299    | 12,522    |
| 累計        | 2,795,341 | 2,800,483 | 2,806,713 | 2,815,134 | 2,819,176 | 2,837,700 | 2,842,215 | 2,848,293 | 2,865,592 | 2,878,114 |

(単位：本)

## ● 緑化面積

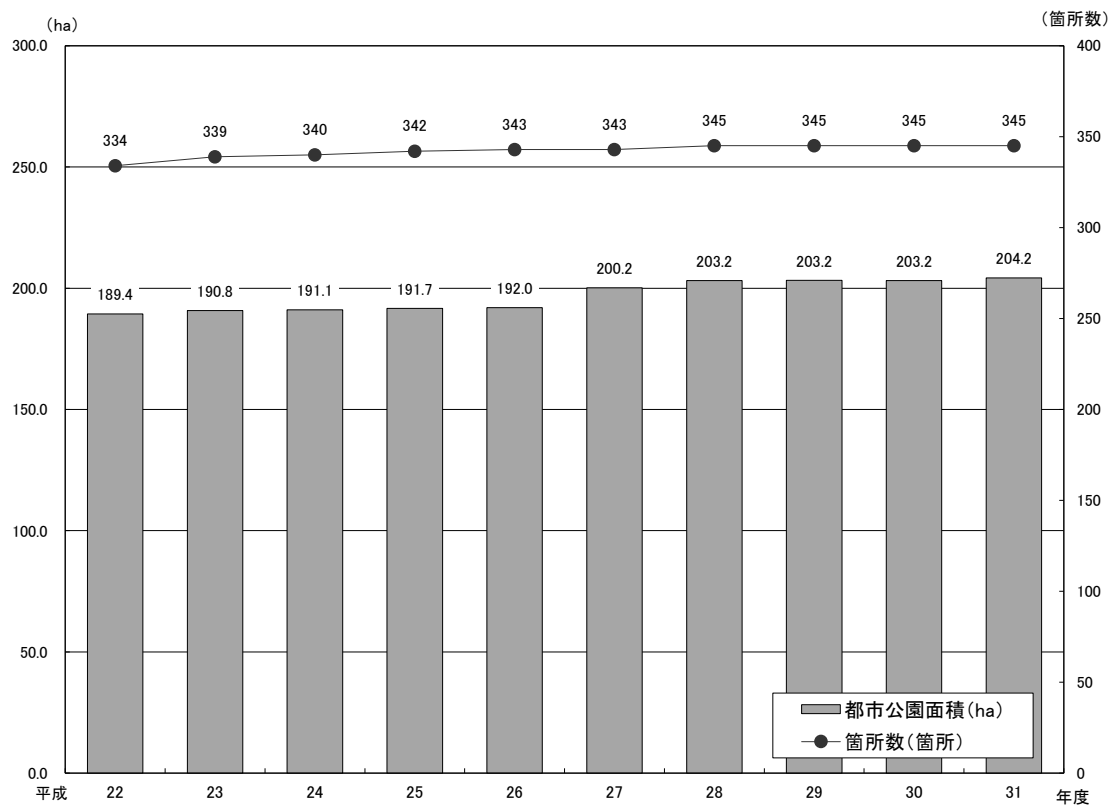
図 開発事業緑化・工場緑化・建築物緑化の累計面積の推移





● 公園の面積・箇所数の推移

図 都市公園面積・箇所数の推移



## 尼崎版グリーンニューディールの経済波及効果

表 経済波及効果

| 年度            | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 効果            |      |      |      |      |      |      |      |
| 直接効果（百万円）     | 408  | 383  | 700  | 573  | 526  | 334  | 350  |
| 第一次波及効果（百万円）  | 71   | 63   | 90   | 78   | 65   | 41   | 40   |
| 第二次波及効果（百万円）  | 51   | 48   | 30   | 28   | 22   | 16   | 10   |
| 経済波及効果合計（百万円） | 530  | 494  | 820  | 679  | 613  | 391  | 400  |
| 経済波及効果/直接効果   | 1.30 | 1.29 | 1.17 | 1.18 | 1.17 | 1.17 | 1.14 |

表 雇用者誘発数

| 年度        | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 効果        |     |     |     |     |     |     |    |
| 就業者誘発数    | 21  | 14  | 32  | 30  | 25  | 17  | 16 |
| うち、雇用者誘発数 | 12  | 11  | 26  | 27  | 21  | 15  | 15 |

(単位：人)

## 尼崎市環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）

### ● SDGsとは

平成27年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として宣言され、目標が掲げられました。この目標は「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」と呼ばれる17の目標から構成されており（SDGsには、さらに、169のターゲット（具体的な目標）と230のインディケーター（指標）が設定されている。）、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、経済・社会・環境を不可分なものとして捉え、世界の課題に統合的に取り組むために掲げられたものです。

我が国では、平成28年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（本部長：内閣総理大臣、構成員：全国務大臣）を設置し、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定しており、あらゆるステークホルダーと協力しながら取り組んでいくことが示されています。

図 持続可能な開発目標（SDGs）



## ●SDGsに取り組む必要性と尼崎市環境基本計画における対応状況

アジェンダや実施指針では、SDGsを達成するためには、地方自治体を含め様々な主体が積極的に連携・協力しながら取り組んでいくことが必要であるとされているだけでなく、政府は地方自治体に各種計画などの策定などにあたっては、SDGsの要素を反映することを奨励しています。

尼崎市環境基本計画で掲げる目標についてもSDGsと対応している部分があり、計画を推進することでSDGsの達成に寄与することができると考えられ、その対応状況を整理すると次のようになります。

表 SDGsへの尼崎市環境基本計画の対応状況

| 尼崎市環境基本計画              | 持続可能な開発目標 (SDGs)   |
|------------------------|--|
| 目標1 低炭素社会の形成           |       |
| 目標2 循環型社会の形成           |    |
| 目標3 安全で快適な生活環境の保全      |       |
| 目標4 多様な生き物の生息（生育）環境の保全 |     |
| 目標5 環境と経済の共生           |   |
| 目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大    |   |

## 基礎データ

基礎データとして、人口、製造業、商業や農業に関するデータを尼崎市統計書から抜粋しています。

### ● 人口

表 人口・世帯数・1世帯あたり人員の推移

| 年度    | 人口     |                    |                       | 世帯数  | 1世帯あたり人員（人） |                    |
|-------|--------|--------------------|-----------------------|------|-------------|--------------------|
|       | 総数（万人） | 年少人口<br>（0～14歳）（%） | 生産年齢人口<br>（15～64歳）（%） |      |             | 老年人口<br>（65歳以上）（%） |
| 昭和35年 | 40.6   | 26.9               | 69.8                  | 3.3  | 101,854     | 3.99               |
| 昭和40年 | 50.1   | 23.4               | 72.9                  | 3.6  | 135,938     | 3.69               |
| 昭和45年 | 55.4   | 23.9               | 71.7                  | 4.4  | 162,027     | 3.42               |
| 昭和50年 | 54.6   | 24.6               | 69.6                  | 5.8  | 170,999     | 3.19               |
| 昭和55年 | 52.4   | 23.3               | 69.2                  | 7.5  | 178,151     | 2.94               |
| 昭和60年 | 50.9   | 20.6               | 70.5                  | 8.9  | 177,817     | 2.86               |
| 平成2年  | 49.9   | 16.7               | 72.7                  | 10.6 | 185,819     | 2.69               |
| 平成7年  | 48.9   | 14.5               | 72.7                  | 12.9 | 191,407     | 2.55               |
| 平成12年 | 46.6   | 13.5               | 70.5                  | 16.0 | 190,894     | 2.44               |
| 平成17年 | 46.3   | 13.2               | 67.6                  | 19.2 | 198,653     | 2.33               |
| 平成22年 | 45.4   | 12.9               | 64.5                  | 22.6 | 209,343     | 2.17               |
| 平成23年 | 45.4   | 12.8               | 64.4                  | 22.8 | 209,443     | 2.17               |
| 平成24年 | 45.2   | 12.7               | 63.9                  | 23.4 | 210,125     | 2.15               |
| 平成25年 | 45.0   | 12.5               | 63.2                  | 24.3 | 210,939     | 2.13               |
| 平成26年 | 44.9   | 12.4               | 62.4                  | 25.3 | 211,650     | 2.12               |
| 平成27年 | 45.3   | 12.2               | 61.7                  | 26.1 | 210,433     | 2.15               |
| 平成28年 | 45.2   | 12.1               | 61.2                  | 26.7 | 210,520     | 2.15               |
| 平成29年 | 45.1   | 11.9               | 60.9                  | 27.1 | 212,273     | 2.13               |
| 平成30年 | 45.1   | 11.8               | 60.8                  | 27.4 | 214,100     | 2.11               |
| 令和元年  | 45.1   | 11.7               | 60.8                  | 27.5 | 216,540     | 2.08               |

備考1 国勢調査が実施されている年については、国勢調査人口を掲載しており、それ以外の年については1月現在における住民基本台帳法に基づく増減数を加減して算出される推計人口を掲載している。

● 製造業

表 事業所数・従業員数・製造品出荷額等総額の推移

|       | 事業所数  | 従業員数    | 製造品出荷額等総額 (百万円) |
|-------|-------|---------|-----------------|
| 昭和35年 | 1,051 | 82,846  | 287,111         |
| 昭和40年 | 1,301 | 95,182  | 450,342         |
| 昭和45年 | 2,398 | 103,906 | 924,932         |
| 昭和50年 | 2,816 | 83,161  | 1,317,839       |
| 昭和55年 | 2,921 | 71,355  | 1,814,954       |
| 昭和60年 | 2,884 | 67,454  | 1,920,889       |
| 平成2年  | 1,824 | 62,478  | 2,090,822       |
| 平成7年  | 1,579 | 56,517  | 1,815,921       |
| 平成12年 | 1,282 | 42,898  | 1,575,100       |
| 平成17年 | 1,018 | 35,005  | 1,321,233       |
| 平成23年 | 878   | 33,908  | 1,410,339       |
| 平成24年 | 836   | 34,103  | 1,347,363       |
| 平成25年 | 824   | 34,085  | 1,315,212       |
| 平成26年 | 783   | 32,645  | 1,314,443       |
| 平成28年 | 809   | 34,009  | 1,377,550       |
| 平成29年 | 732   | 33,261  | 1,361,983       |
| 平成30年 | 716   | 32,647  | 1,368,173       |

備考1 経済産業省所管の「工業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、年によっては、日本標準産業分類の改訂が行われているが、そのまま掲載している。

● 商業

表 事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移

|       | 事業所数  | 従業員数   | 年間商品販売額（万円） |
|-------|-------|--------|-------------|
| 昭和35年 | 5,819 | 17,141 | 3,643,932   |
| 昭和37年 | 5,815 | 17,962 | 5,102,351   |
| 昭和39年 | 5,627 | 19,769 | 6,936,085   |
| 昭和41年 | 6,715 | 25,928 | 11,246,621  |
| 昭和43年 | 7,243 | 28,504 | 16,692,865  |
| 昭和45年 | 7,247 | 28,114 | 20,953,708  |
| 昭和47年 | 7,827 | 30,123 | 29,065,843  |
| 昭和49年 | 7,950 | 30,523 | 35,247,689  |
| 昭和51年 | 8,255 | 31,374 | 48,039,376  |
| 昭和54年 | 9,050 | 35,090 | 65,239,366  |
| 昭和57年 | 9,127 | 36,654 | 82,493,150  |
| 昭和60年 | 8,440 | 34,951 | 84,441,276  |
| 昭和63年 | 8,415 | 38,798 | 97,971,991  |
| 平成3年  | 8,180 | 38,454 | 123,434,682 |
| 平成6年  | 7,572 | 38,883 | 123,268,906 |
| 平成9年  | 6,640 | 35,146 | 109,252,193 |
| 平成11年 | 6,587 | 38,311 | 100,119,806 |
| 平成14年 | 5,742 | 34,763 | 81,182,312  |
| 平成16年 | 5,362 | 34,373 | 79,132,239  |
| 平成19年 | 4,875 | 33,078 | 83,106,804  |
| 平成24年 | 3,080 | 22,608 | 89,138,247  |
| 平成26年 | 3,014 | 23,972 | 91,450,193  |
| 平成28年 | 3,081 | 26,930 | 103,737,991 |

備考1 経済産業省所管の「商業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、昭和35年から昭和57年の値については、「飲食店」に関する値を減じたものを掲載している。

● 農業

表 農家数・田畑の面積の推移

|       | 農家数   | 地積 (ha) |       |
|-------|-------|---------|-------|
|       |       | 田       | 畑     |
| 昭和35年 | 2,330 | 1055.3  | 110.5 |
| 昭和40年 | 1,836 | 696.4   | 75.2  |
| 昭和45年 | 1,411 | 438.9   | 54.9  |
| 昭和50年 | 1,088 | 258.8   | 48.8  |
| 昭和55年 | 952   | 201.1   | 55.1  |
| 昭和60年 | 899   | 181.8   | 50.8  |
| 平成2年  | 606   | 159.5   | 42.8  |
| 平成7年  | 433   | 112.2   | 31.8  |
| 平成12年 | 400   | 93.1    | 26.2  |
| 平成17年 | 359   | 85.8    | 24.5  |
| 平成22年 | 334   | 79.6    | 22.4  |
| 平成23年 | -     | 78.9    | 22.2  |
| 平成24年 | -     | 77.7    | 21.9  |
| 平成25年 | -     | 75.1    | 21.6  |
| 平成26年 | -     | 73.9    | 21.0  |
| 平成27年 | 294   | 72.1    | 20.8  |
| 平成28年 | -     | 70.6    | 20.4  |
| 平成29年 | -     | 68.8    | 20.1  |
| 平成30年 | -     | 66.5    | 20.4  |
| 令和元年  | -     | 65.7    | 20.4  |

備考1 農家数は農林水産省所管の「農林センサス」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。





執筆協力所属一覧

|         |           |          |               |
|---------|-----------|----------|---------------|
| 危機管理安全局 | 企画管理課     |          | 産業廃棄物対策担当     |
|         | 災害対策課     |          | 資源循環課         |
|         | 生活安全課     |          | 業務課           |
| 総合政策局   | 都市政策課     |          | クリーンセンター      |
|         | 協働推進課     | 都市整備局    | 都市計画課         |
|         | 生涯、学習！推進課 |          | 市街地整備課        |
|         | 中央地域課     |          | 開発指導課         |
|         | 小田地域課     |          | 建築指導課         |
|         | 大庄地域課     |          | 住宅政策課         |
|         | 立花地域課     |          | 道路整備担当        |
|         | 武庫地域課     |          | 道路維持担当        |
|         | 園田地域課     |          | 放置自転車対策担当     |
| 資産統括局   | 公有財産課     |          | 河港課           |
|         | 庁舎管理課     |          | 公園維持課         |
| 総務局     | 契約課       |          | 公園計画・21世紀の森担当 |
| 健康福祉局   | 保健企画課     | 消防局      | 救急課           |
|         | 疾病対策課     | 公営企業局    | 上下水道部経営企画課    |
|         | 感染症対策担当   |          | 計画担当          |
|         | 生活衛生課     |          | 下水道建設課        |
|         | 公害健康補償課   |          | 浄水管理課         |
|         | 衛生研究所     |          | 浄化センター        |
| 経済環境局   | 経済活性課     | 教育委員会事務局 | 施設課           |
|         | 地域産業課     |          | 学校教育課         |
|         | 農政課       |          | 保健体育課         |
|         | 環境創造課     |          | 学校給食課         |
|         | 環境保全課     |          | 学び支援課         |
|         |           |          | 歴史博物館         |
|         |           |          | 中央図書館         |

尼崎の環境 - 令和2年度版 -

編集・発行 経済環境局環境部環境創造課

TEL 06-6489-6301 FAX 06-6489-6300



「ひと咲き まち咲き あまがさき」  
は本市の最上位計画である「尼崎  
市総合計画」のキャッチフレーズ  
です。